

平成 30 年 第 1 回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

# 平成30年第1回小国町議会定例会会議録

( 第 1 日 )

1. 招集年月日 平成30年 3月8日(木)  
1. 招集の場所 小国町隣保館  
1. 開 会 平成30年 3月8日 午前10時03分  
1. 閉 会 平成30年 3月8日 午後 6時21分

## 1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

## 1. 不応招議員

なし

## 1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

## 1. 欠席議員

なし

## 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君      書記 穴 井 桂 子 君

## 1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 松 岡 勝 也 君	教 委 事 務 局 長 横 井 誠 君
政 策 課 長 清 高 泰 広 君	産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君
情 報 課 長 佐々木 忠 生 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 生 田 敬 二 君
福 祉 課 長 木 下 勇 児 君	保 育 園 長 児 玉 敦 子 君
会 計 管 理 室 長 藤 木 一 也 君	

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

3番 北 里 勝 義 君

9番 熊 谷 博 行 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を 3月8日から 3月19日までの12日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 開議議事日程

午前10時03分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

## 議事の経過 (h. 30. 3. 8)

議長（渡邊誠次君） 皆さま、おはようございます。

本日、平成30年3月8日、ここ隣保館にての開催でございます。関係者各位には大変お世話になります。

それでは、平成30年第1回小国町議会定例会を開催する旨、御案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、年度末の何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。本定例会は、新年度の予算議会ということもございまして、十分なる御審議方、お願い申し上げる次第でございます。

それでは、開会に先駆けまして、北里町長より御挨拶をいただきます。

町長（北里耕亮君） おはようございます。平成30年の第1回小国町議会の定例会を開催させていただきましたところ、大変お忙しい中にお集まりをいただきましてありがとうございます。

皆さま方のお手元に日程等あるかと思えますけれども、本日の議案といたしましては、条例改正関係が11本、公の施設の管理者指定についてが1件、町道路線の認定についてが1件、専決処分事項の報告、これは道路関係でございますけれども、それが1件でございます。そして、平成29年度の小国町の一般会計補正予算及び各それぞれ特別会計の補正予算、そして人事案件といたしまして、同意案件が教育委員会委員の任命についてが1件、そして平成30年度の小国町の一般会計予算及びそれぞれの特別会計の予算の審議がございます。

数日間にわたる3月の議会でございます。また、後日、一般質問も控えておりますので、議員の皆さま方からの様々な御意見を賜りたいというふうに思っております。どうかよろしく願い申し上げます。

議長（渡邊誠次君） ありがとうございます。

ただいま出席議員は12人です。定足数に達していますので、平成30年第1回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時03分）

議長（渡邊誠次君） 本日の議事日程については、お手元に配付してありますとおりでございます。

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

3番 北里勝義君

9番 熊谷博行君

にお願いをいたしたいと思えます。

議長（渡邊誠次君） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期については、去る3月1日に議会運営委員会が開かれ、会議規則第77条の委

員会報告書のとおり、本日3月8日から3月19日までの12日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月19日までの12日間と決定いたしました。

本会議は、本日と15日、16日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときは、そのときに閉会いたしたいと思います。

議長(渡邊誠次君) 日程第3、「議案第2号 小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長(松岡勝也君) おはようございます。それでは、議案を朗読させていただきます。1ページの上段でございます。

議案第2号 小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出

小国町長 北里 耕 亮

でございます。

それでは、総務課1と右肩に書いてあります平成30年の第1回小国町定例議会条例集の上段を御覧になっていただきたいと思います。

先日は全員協議会のほうでも説明させていただきましたが、今回の議案の概要でございます。

小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例ということで、小国町の消防団員の機能確保及び消防団経験者の知識や技能を活かして災害現場で不足する消防力を補完させることを目的に、平成30年度より機能別団員制度を新たに導入することを計画しております。これに伴う所要の改正を行うものでございます。主な改正内容といたしましては、機能別消防団員の定義、報酬等について定めるものでございます。

それでは、まず条例の新旧対照表を御覧になっていただきたいと思います。総務課、右肩に2と書いた新旧対照表でございます。

今回、改正後ということで、右側のほうに改正の主なものが明記されております。

団員の種類ということで、第2条の2項といたしまして、団員の種類は、基本団員及び機能別団員とするということでございます。

第2項でございます。基本団員は、機能別団員以外の団員とすると。

第3項で、機能別団員は、町長が別に定める特定の消防事務等に従事する団員とすると。

次、第12条、報酬でございます。団員には、次に定める報酬を支給するというので、1から6までは略で、第7号でございます。その他の基本団員ということで、これを新たに入れております。8号としまして、機能別団員ということで、年額1万円。

次、第15条、退職報償金ということで、ここで「基本」という、「団員」の前に「基本」を新たに追加しております。

続きまして、それでは条例文の改正文でございます。7ページの右肩1と大きく書いた条例文を御覧になっていただきたいと思っております。

先ほど新旧対照表でも説明申しましたように、団員の種類ということで、第2条の次に1条を加えたものでございます。第2条の2ということで、団員の種類を基本団員と機能別団員に、新たに明記したものでございます。基本団員は、機能別消防団員以外の団員とすると。3項としまして、第12条の7号中「団員」を「その他の基本団員」に改め、同条の次に1号を加えるということでございます。8号といたしまして、機能別団員の年額は1万円と。第15条の第1項中「団員」の前に「基本」を設けるということで、附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するというものでございます。

以上で、消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましの御説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第2号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

5番（児玉智博君） これは確認なのですが、改正規定中の第2条の3に「機能別団員は、町長が別に定める特定の消防事務等」というふうに書いてありますけれど、この「別に定める特定の」というのは、総務課資料3にあります要綱のことということで確認していいですか。

総務課長（松岡勝也君） 今の御質問のとおり、資料3にあります要綱の中で機能別消防団の事務については業務として謳っておりますので、これを指すということでございます。

5番（児玉智博君） 全員協議会でも指摘しましたが、要するにこの要綱の定めにおきますと、地域における火災の消火活動、それと火災による人命の救助活動、災害時における支援活動、その他分団長が特に必要と認める活動ということで、4つの消防事務が書かれているわけです。全員協議会では、やはり基本団員の報酬が年額で3万円で、機能別団員が年額で1万円ということで、要するに年間、基本団員の3分の1の報酬が保証されるわけですね。それで、やはり火災は毎年そこそこの地域で発生するとも限りませんし、災害時ということで、最近は毎年そういう避難準備情報なんかは梅雨時期なんかは出ますが、それもそんなに年間何回もそういうことがあるわけではありません。やはりここに書かれているだけの活動で、3分の1の年額が保証されるというのは、やはりそれは比較としてどうなのかと思うわけです。全員協議会では、いわゆる啓発活

動であったりとか、そういうところにも出てきてもらいたいというふうにおっしゃってありましたけれど、やはりそうであれば、この今後作られるであろう要綱、そこに啓発活動ということで明記したほうがいいのではないかというふうに思いますが、そういう検討は今後なされますか。

総務課長（松岡勝也君） 全員協議会の中でも、要綱のいろんな活動について等が議論、意見されたというのは記憶しております。御質問のように、やはり啓発活動をどこまで機能別消防団員に求めるか、また団長が特に認めるということの内容の明確さ、そういったところも今後、要綱の見直し等も必要になってくるかと思っております。全員協議会の中でも、ちょっと私が少し期待している部分ではございますけれども、自主防災組織等の関連を、今回の機能別消防団の団員としてどこかに位置づけられたらというふうに思っておりますけれども、そういったところも幹部会等で協議した上で機能別消防団員の業務についての明確さは要綱等で謳っていきたいと思っております。

5番（児玉智博君） それでは、この条例が施行された場合、実際に募集はいつぐらいの段階から始まるのですか。

総務課長（松岡勝也君） 4月に入ってから早速でございますけれども、なるべく早くということで4月には募集をするような形で考えておりますので、その前にはやはり幹部会等を開いてする必要はあるかなと。特に要綱の、業務の内容等を再確認した上で募集の必要な、特に機能別消防団員の業務の明確さというのは謳う必要があるかなと思っているところでございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。前回からの勉強会の中で、幾つか指摘があったかと思いますが、各地域の5年後を見据えたときに70歳以上が何人いて、70歳以下は何人いるのかとか、そういう実地的な、実質的な数字をきちんと調査をしてやらないと、ただ文言だけで終わると。ただ、私の考えですが、やっぱり自主防災組織が一番いいのかなということです。各地域、たぶん私の地域では平均年齢が77歳ぐらいですかね。そういうふうな地域もあります。隣の集落にしても77歳から80歳だと。そういう地域をしっかりと把握して、やはりその機能別消防にしっかりと何かしっくりくるような自主防災組織と機能別消防団というのはやっぱりしっかりと捉えていくべきだと、そういうふうに思っております。

以上です。

総務課長（松岡勝也君） 今回、要綱で謳っておりますように、30歳未満の者ということで経験者のことも謳っております。この数字については、うちの事務上では全部拾い上げているところでございますので、そういった方を募集の対象としたところで、やはり自主防災組織はもちろんですが、行政部長等も含めたところで、どの方が募集で実際上がってこられるか、またその方が適任であるとか、そういった話をした上で、募集をする上で進めていかなければならないと。また、今回の機能別消防団員の位置づけがやはり行政部長、自主防災等の中でも認識できるよう



な話をしていかないと、誰も知らないというわけにはいかないと思っておりますので、そういったところを踏まえて機能別消防団員の位置づけを明確にして、また地域も認識していく必要があるかなというふうに思っております。

6番（時松唯一君） 6番、時松ですけれど、機能別消防団としてその地域で区別するよりも全体的に、小国町なら小国町全体として機能できる、いわゆる上田だからとか、西里だからとか、北里だからとか、そういうふうではなくて、何かあるときには全てその機能別にそこに集合できるみたいな、そういう消防団組織をつくる必要性があるのではないかと、そういうふうに思いますが、いかがですか。

総務課長（松岡勝也君） 具体的な機能別消防団が、もし第1分団で重なった場合を例えとしますけれども、そのときに機能別消防団が第2分団、第3分団の機能別消防団がそこにあたるかというところは、まだ基本的にはやはりその地域の機能別消防団がその団の活動にあたるというのが基本であろうというふうに思っておりますので、そういった指揮系統、また機能別消防団の活動の範囲というところも明確に謳っていく必要があるかなと思っておりますので、一度に機能別消防団が集まるということになりますと、大きい火災や人探しとかといった広域にわたる場合は、やはりそういった指揮系統によります集合をかけるという形になるかというふうに思っております。

6番（時松唯一君） 6番です。ということは、やはり組織をしっかりとその分団だけではなくて、1分団、2分団なら、1分、2分団でできる、やれる、災害を防止できるような組織をつくるべきときにきているのだと。それもはっきり言ってわかるじゃない。人口減もあるし、あるいは、消防に入られる方はもちろん年齢を超しているということであれば、やはり組織の編成も考えるべきだということを今申し上げている。

以上です。

町長（北里耕亮君） 先ほどの総務課長の答弁を補足する形であるかと思いますが、もともとこの機能別消防団の話題がありましたのは、議会の過去において一般質問もあった部分でもあったかと思いますが、やはり殿町の火災を経験をしまして、あれだけの大規模な火災における初期消火の重要性、そういった部分もあったかと思いますが。それに際しては、なかなか一般団員の数、それから一般団員がいる地域の偏在さといいたいまいしょうか、いるところもあれば、少ないところもある。それをあくまで補完をするような形で機能別団員が組織されればよろしいかなというふうに思っています。ですので、それぞれの分団で部がありますけれども、例えば上田をすれば、上田は谷が幾つかある大字であります、その谷が幾つかある部分でも少ない部もあれば、多少は人数が落ち着いている部もあるかと思いますが。そういった部分を機能別団員の方を勉強会のときに人数を出させていただきましたが、そういった少ないところ、そういった部分を補完するような形でできるだけそこに根ざした方を募集をしていきたいというふうに思います。それに際して

は、やはり地元におろさないとういっただ方がいるか、そういう部分がわかりませんので、十分地元と協議をしながら、勧誘といいましょうか、そういう部分を努めてまいりたいというふうに思います。

機能別団員は、あくまで分団長の、消防団の現在の指揮に従うという部分がありますので、危険も伴いますので、機能別団員が勝手にとういか、少し先んじて動きをされると危険も伴いますので、そのあたりは十分現在の団員と連携を取りながら、そして町行政とも連携をとりながら、今後またいければとういふうに思います。

さらに、活動の範囲でございますけれども、先ほど5番議員の御意見のときの総務課長の答弁のとおり、やはり火災予防週間や自主防災組織のリーダー会議や防災会議、様々とういっただ部分のセミナーや打ち合わせや会議がございます。全部に出ていただくかどうかは今後の検討ですが、やはり自らの事柄とういか、名前だけなっただいても行政としては困りますので、実際のところその責任をある程度全うしていただくための学習、経験とういのは、事前に積んでいただきたいとういふうな思いもしております。

補足をさせていただきます。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

4番（高村祝次君） 先ほどから話を聞いていると、まだはっきり要綱も決まってないし、12月議会に上程して今日までいろいろお話を勉強会とかやってきた中にまだ決まってないことがたくさんあるようでございます。私も、今、総務課長の話を聞くと、要するに消防団員が不足しているところに機能別消防団をつくるとうい、私たちは受け取り方をしておりますけれども、総務課長の話は募集します。消防団員が定員の数字に達しているところに、方々を募集して殺到したときは、目的は結局は外れるわけですから、機能別消防団は別にいらぬわけです。この何箇月間のあいだに要綱もきちっとまだできていない。そして、議員から言われたこともまとめがついていない。もう少し、総務課長はこの3月で辞めるのでしようが。ですから、もうちょっと部下にちゃんととういふうのことを指示して、総務課長がその部下の作った資料をちゃんとここで、要綱はこうですよ、機能別消防団が行動する範囲はここですよ、しっかりしたことを議会に提示しないから、何遍議会でも勉強会をやらせてもらっても同じようなことを繰り返すですよ。今、町長がある程度のことを言いましたけれども、しっかり議会に上程する以上は、今までの議員から出た話、執行部の話、いろんなことをかみ砕いてちゃんと要綱を作って、そして出すようにしないと、ただ、報酬だけ3万円と1万円とういふうのことを謳っても中身が全然できていないとういふうことで、機能別消防団に募集してなろうかとういふう人は、私はいないのではないかなと。やはり必要なところは募集しなくて、やはり地域の方に是非つくってくださいとういふうことでやっていかぬとういふう意味のない機能別消防団になります。議会から言われたからとういふう、それを丸のみしてつくら

ないといけない。よその町村がつくらないといけない、つくっているからつくろうというような発想で、私は何も役には立たないというふうに思っております。しっかり、総務課長、辞める前に、担当の職員にそれをつくってから、どこが足りないのか、数字をはっきり出して、何人足りないから是非お願いしますというようなことでやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

総務課長（松岡勝也君） 基本的なことをございますけれども、条例が可決されたあとに要綱をつくるということは基本でございまして、今出しておりますのは案ということでございます。いろいろな意見は、私としてもしっかり受け止めているところでございます。やはり募集をかける前には、言われたことは全て網羅していく必要があるというのは重々わかっているところでございます。特に、啓発をどうするか、範囲をどうするか、指揮をどうするか、服装をどうするかとか、いろんな御質問が出ていたと思います。やはりそういったところを、質問があった事項を、議論された事項を全て幹部会等で踏まえた上で、要綱の中に謳って、それで募集をかけていくと。また、募集をかけた上で、今度は地域の部長、又は自主防災のリーダー会議と、そういったところで諮りながら、やはりこの方が募集で手を挙げておりますということはどうでしょうかというような話になっていこうかというふうに思っておりますので、あくまでも今上げております要綱案でございますけれども、これから詰めた上で募集をかけていくということはしっかりやっていきたいというふうに思っております。

町長（北里耕亮君） 先ほどこの部分の成り立ちといいましようか、きっかけというのはお話をさせていただきました。議会の議員の皆さま方も、この機能別消防団の必要性、さっき意味うんぬんというお話もありましたが、この必要性はお感じになっている部分であろうというふうに思います。町民の安全の話題でございますので、これはぜひ行政としても設置をしていきたいというふうに思っております。その際、やはり資料3の要綱の次のページ、全協のときに出させていただいた数字が入っている部分であります。目標機能別団員充当数という一番右の部分でありますけれども、これだけ募集という言葉と勧誘という部分でございしますが、先ほど、私、お答えいたしました。やはり名前だけではいけません。実際活動していただける、出ていただける方ではないと、報酬もあるわけでございますので、そこはしっかり行政のほうも指導をしていきたいというふうに思っております。その際、地元といいましても、部長、組長やそういった方々もありますが、議会議員の方々は町民の方とより深く接しておられますので、お勧めいただくと行政としても大変ありがたい部分でございます。ぜひ御協力をお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

11番（松本明雄君） 11番です。議員のほうからもかなり手厳しい意見を出されておりました。僕も、町長が言われたとおり、一般質問、機能別消防についてはさせていただきます。今の答

弁を聞けば大体わかったのですけれど、今最後に言われたとおり、今は消防団に入る方々も少なくなっております。それで、やっぱりこういう機能別消防を考えられるとされているのですけれど、今後これを施行して募集をかけられますけれど、そんなに簡単には消防団、機能別消防にも入る方はいらっしやらないと思います。人数を集めるためにはどういう工夫が、消防団も含めて、やっぱり今から町のほうも創意工夫をしていくことが大切ではないかと思います。その点は、どのようにお考えでしょうか。

町長（北里耕亮君） 大きく消防団活動といたしましては、一般団員の話でございます。実際の火災や災害に出ていただく。これは必須条件であります。また、式典や日頃の点検業務、そういった部分、日頃の活動の部分もございます。ただ、それぞれがお仕事をされている中の活動でありますので、できる限り通常の消防にあまり関係のない事柄、そういう部分については、もちろんその団に任せる部分ではありますけれども、あまりそれが日頃のお仕事やそういった部分に差し支えがあるような場合は、少しその団の考えにもよりますけれども、時代にあった消防団活動という部分も必要ではないかと私個人としては思いますので、何かの機会のときに幹部会などで話題にさせていただきたいというふうに思っています。決して今が消防団活動以外の部分でよりごとの多いとかというわけではありませんけれども、もしそういう事柄が地元それぞれで話題になるようであれば、そのあたりは行政からも少し団に促すような場合もあってもよいかと思えます。ただ、火災や災害のときの実際の部分については、これはやはり出てもらいたい。それが消防活動の本来の部分でありますので、そういった部分を十分御理解の上に、消防に入ると地域に溶けこむという、そういう利点もありますので、新入団員の方がなかなか少ないという状況は今ありますけれども、行政としても、今後、今明確な特効薬というのはあまりないのですけれども、入っていただけるように促していきたいというふうに思っています。

少しまた広がりのある答弁でございますけれども、かといって、その団、いつまでもこの定数の話でございますが、小国町が決して多いわけではございませんけれども、また全国的な話としても、総務省から消防団員は確保してくださいと。大規模災害も、これは全国的な話ですが、いつ何時あるかもしれません。消防団の数を今以上に増やしてくださいという伝達文書はあるのはあるのですが、なかなかこの中山間地、人口減少の問題もあります。難しい部分ではありますけれども、やはり工夫して消防団の確保はしていかなければならないのですが、顧みると、定数も今のまま、このままずっとこの定数でいいかという部分も、将来にわたっては検討の課題の一つかなというふうには思っております。入団の特効薬という部分の答弁にはなりませんけれども、そういう課題があるという把握だけはしているということで答弁させていただきたいと思えます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第2号、小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(渡邊誠次君) 全員挙手でございます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長(渡邊誠次君) 日程第4、「議案第3号 小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長(松岡勝也君) それでは、議案集1ページの下段を御覧になっていただきたいと思えます。

議案第3号 小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について  
地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは、先ほど御覧になった30年度の条例集の要約を御覧になっていただきたいと思えます。右肩総務1と書いてあります。

先日、全員協議会でちょっと説明いたしました件で、下段の一般職の給与を改正する中で、2の第3条の部分で訂正がありましたので、今回訂正をしているところがございます。先日、任期付きの職員のところの分で、表現が「勤勉手当」と書いてある部分が「期末手当」というところで訂正をしておりますので、差し替えをさせていただいております。申し訳ございません。

今回、主な理由といたしましては、平成29年の国家公務員の人事院勧告及び熊本県の人事委員会勧告により、給与表等の改正を行うものでございます。

主なものは1から3ございまして、条例では1条から5条まで今回改正をするものでございます。

それでは、まず新旧対照表から説明をさせていただきたいと思えます。総務課資料の右肩4と書いてありますので、そちらのほうで説明をさせていただきたいと思えます。

1 ページでございます。第1条で、右のほうで改正後でございます、初任給の調整手当ということで、これは医療職に関係する部分でございます、この分の改正でございます。第8条の2というところでございます、この中では医療職の給与表の1の部分につきまして改正を今回しております。その下の医学又は歯学に関する専門知識を要する、この分につきましても同じく改正をしております。

次、1 ページの一番下のほうでございますけれど、勤勉手当、第20条に関係する部分でございます。これにつきましては、一般職及び再任用職員の人事院勧告に伴います分を平成29年4月1日に遡りまして、一般職につきましては100分の100の差額分と再任用につきましては100分の47.5ということで支給額の差額分を支給するというものでございます。

また、給与表の改正を今回させていただきたいと思っております。28年度、改正いたしておりませんので、今回平成29年度、給与表の改正ということで、2ページのほうからが行政職の給与表の改正でございます。2千500円から800円ぐらいの月額が今回改正になっております。1ページから8ページまでが一般職の給与表の改正表でございます。8ページからが医療職給与の1の分の改正でございます。これにつきましては、小国町では該当する職員はおりません。医療職の1のほうで13ページまでの新旧対照表の給与の改正です。13ページからが医療職の給与の2ということで、小国町の場合は栄養士が該当になります。13ページから新旧対照表の19ページまでが栄養士、栄養職の2の改正でございます。次、19ページの医療職給与表の(3)ということで、これは保健師及び准看護師が該当になります。この改正が19ページから27ページまでが改正というふうになっております。大体、医療職関係でいきますと、2千900円から800円ぐらいの月額の改正上昇という形でございます。

それでは、第2条でございます。28ページからでございます。28ページの右のほうの改正後でございます。今回、時間当たりの勤務の単価の算出を改正させていただくものでございます。第16条でございます。これまで、時間当たりの計算の時間外等の計算に使用する時間当たりの計算に休日を差し引くということで、祝日と12月29日から1月3日間のこういった分を控除した上で時間当たりの給与の単価を算出するということが改正をするところでございます。

28ページの19条ということで、期末手当でございます。これにつきましては、文言の修正でございます。従来は「支給する場合においては」ということを「支給する場合には」ということで、文言の改正でございます。

29ページの勤勉手当でございます。これにつきましては、地方公務員法の改正等の中で、勤勉手当を支給する場合は、人事評価を行って、なおかつ勤務の状況に応じて支給するというように改正がなされましたので、この分を20条に新たに追加をして支給をするというものでございます。また、20条の中で一般職の給与及び再任用の人事院の勧告の支給につきまして、30年度以降の支給をする分をこの中で謳った改正でございます。

次の30ページでございます。上段のほうも同じく30年度4月1日からの改正する分の支給額の改正でございます。

30ページの表の中でございます。この改正は、級別の職務分類につきます新たな追加の改正でございます。1級から4級までの中に「社会福祉士」の追加と「社会福祉士」の追加、それと「主査社会福祉士」と「主任社会福祉士」という職務分類を新たに追加したものでございます。また、5級、6級の中であいまいな表現が除外されたということで、「相当する職務」というのが5級、6級に明記されておりました。これを削除したところでございます。

それで、32ページでございます。第3条でございます。給与に関する特例ということで、これは任期付職員の給与表の改正でございます。人事院勧告に伴う改正ということで、右の表の改正をするものでございます。

次、3条の9条ということで、給与条例の適用除外ということで、これにつきましては、該当職員はおりませんが、任期付職員の手当、期末手当に対する平成29年4月1日から遡って支給する分の改正をここで謳ったものでございます。

次、34ページの第4条でございます。給与条例の適用除外ということで、これも任期付職員に伴います30年4月1日からの期末手当の支給をする分の改正を謳ったものでございます。

次、35ページの第5条でございます。小国町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正ということで、この中で趣旨といたしまして第1条の中の第23条第1項というところを第23条に改正する、条例の条ずれの分を改正するものでございます。

新旧対照表は以上でございまして、それでは条例文の中を説明させていただきます。

まず、条例文の右肩に2と大きく表示しております8ページでございます。申し訳ございません。右肩3でございます。小国町一般職の職員の給与に関する一部改正条例ということで、先ほど新旧対照表の中で説明いたしました医療職関係の給与改正と勤務手当の改正、時間当たりの計算関係、これにつきまして今回条例文を改正するものでございまして、また8ページの一番下に書いてありますように別表第1及び別表第2の表を次に改めるとということで、9ページ以降、給与表の改正を新たに改正する分を付けております。給与の改正が、9ページから22ページまでが今回給与表の改正の表でございます。

次、条例文の23ページでございます。2条関係でございます。これにつきましては、時間当たりの計算の改正分と、あとは期末手当の人事院勧告に伴います改正分をこの2条で謳った改正分でございます。また、2条の一番下のほうでは、別表のほうに謳われました社会福祉士等の新たな追加等をここで付け加えたもの、又は、削除したものを謳ったものでございます。

23ページの一番下のほうでございます。任期付職員の採用等に関する一部改正ということで、第3条の分で、こちらについても給与表の改正でございます。次のページの24ページのほうに給与の改正を付けたものでございます。また、その表の下のほうでは、任期付職員の人事院勧告

に伴います支給額の改正を明記したものでございます。

24ページ、中ほどでございます。これは、任期付職員につきまして人事院勧告に伴います期末手当の改正でございます。平成30年4月1日からの改正分をここで改めるということでございます。

次、第5条でございます。特殊勤務手当に関する改正分でございます。これは、先ほど言いました23条の分の条ずれの改正でございます。

それでは、24ページの附則といたしまして、施行の期日といたしまして、この条例は公布の日から施行するというところでございまして、先ほどからの中で、第2条及び第4条につきましては平成30年4月1日から施行するというところでございます。第2項としまして、第1条と第3条につきましては平成29年4月1日に遡りまして適用するというものでございます。

次の25ページでございます。参考といたしましては、適用日前の異動者の号級の調整ということで、4月1日に遡りますけれども、その前に異動等で不利益を与えた場合は調整を行うことができるというところを謳ったものでございます。

25ページの第4項で、給与の内払ということで、今回支給されております手当等につきましては、今回改正後の内払ということで、こちらで謳ったものでございます。また、そのほか第5項といたしまして、前2項に定めるほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるところを謳ったものでございます。

以上で、今回の小国町の一般職の職員の給与に関する一部改正条例の説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第3号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（高村祝次君） 今回の職員の給与に関する条例を改正していくわけですがけれども、熊本県下各町村の平均と、あるいは県の職員との格差、国家公務員の格差あたりの調査はしておられますか。

総務課長（松岡勝也君） 熊本県下の平均というのは、公表した形で今現在の昨年度の状況でございますけれども、28年度の小国町の平均給与、県下の給与表ということで公表された額は出ております。一昨年でございますけれども、平均年齢として41.7歳の場合で月額が35万9千818円という形で出ておまして、この給与が高いか安いかというところでランク的には出ておりませんが、大体あまり高くはないけれども、中間ぐらいのようなところかなと思っております。熊本県の平均といたしましては40万3千円ということでございますので、県よりは低いけれど、町村の中では平均的な額ではないかなというふうに、これは公表された額を説明しているところでございます。

ラスパイレスは国家公務員等の数字でございますので、ラスパイレスとしましては、小国町が



平成28年度が95.0ということで、県下では40番目という数字になっております。

以上です。

4番（高村祝次君） 実は、参考資料として、今日でなくて構いませんので、出していただきたいというふうに思います。

総務課長（松岡勝也君） 熊本県下の小国町県下の平均給与ということでよろしいですかね。では、後日、配付したいと思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

6番（時松唯一君） 6番です。32ページですかね、特定任期付職員、これは一般質問等になるかと思いますが、何名いらっしゃって、どのくらいの報酬を支払っているのか。

それと、もう一つは、これはたぶん人事院勧告に基づいて皆さんこういうふうに出しているかと思えます。そういう中において、今、小国町は非正規雇用職員がいます。非正規たちは期末手当もなければ、何もなし。そして、退職手当もない。そういうところについては、今の執行部についてはどのように考えているか、そちらをお伺いします。

町長（北里耕亮君） 現在のところ任期付職員は、小国町はおりません。数年前まで保育園のほうで3年間の任期付職員という部分で採用させていただきました。これについては、しっかりもちろん通常どおりの試験もして、3年間経ちました。今現在は、なぜそのときに保育園で任期付職員を用いたかといいますと、園児の数も減少傾向ではありまして、少し御心配の臨時職員と正規職員の業務というのは、責任の重さは全然違いますが、やはり少し同じような業務にいきがちでありました。そういう中でしっかり身分が、待遇がいい任期付職員というのを望んだわけでございます。それから時代が少し変わりました、今現在は任期職員はいませんが、御質問の非正規職員、臨時職員であったり、非常勤職員であったりという部分については、確かに小国町は多うございます。ただ、平成32年度に臨時職員、非常勤職員については、期末手当等の分は、国のほうで検討されているかと思えます。ちょっと答弁が正確ではありませんので、そのあたりのところを重点的に答弁を総務課長からいたさせます。わかる範囲で。

総務課長（松岡勝也君） これは、国の働き方改革から流れてきた分でございますけれども、今、国から示されているのは、平成32年度からは非常勤職員についての1週間の仕事の量、仕事を5日間の仕事に定着した上で、なおかつ期末勤勉手当等の支給をするような動きといいますか、そういったところが今出ております。そういったところで、なおかつ非常勤職員をそういった安定する職として位置づけ、臨時職員につきましては本当に補完する場合の臨時職員というような位置づけにしていく必要があるというふうな今論議をされているところで、流れ的には非常勤職員の待遇改善というふうな流れになっているというところが今謳われているところでございます。

6番（時松唯一君） そういうことであろうと思えます。30年も40年も町のために非常勤として非常に努力をなさってやっていた方に関しては、やはり退職金や、そういうもので

もなく、やはり30年間だったら慰労金あたりは町としても考えてもいいのではなからうかなと、ちょっとそういうふうに思いましたので、ぜひ考えていただきたい。

以上です。

町長（北里耕亮君） 制度上、長期的にお勤めいただいた臨時職員や非常勤職員は、現実的にはいらっしゃいます。いらっしゃいますが、制度上、長くお勤めいただいてお辞めになった方に退職金代わりではないですけれども、御意見のある慰労金、思いは非常にわかりますが、なかなかそういう制度になっておりませんので、何年お勤めしたからいくらというような部分ではないので、今、私、この時点では、ちょっと今の行政の考えではなかなか答えにくい案件かなという、思いは非常にわかります。大変お世話になるわけでございますけれども、制度上、そういうふうになっておりませんので、できかねるかなというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

10番（時松昭弘君） 10番です。今、ちょっと関連になりますが、非常勤職員の関係のボーナス支給のことでございますけれども、国会の中で議員発議の中で昨年の5月の段階で、私も前回一般質問をしたと思いますが、これは、これを平成32年から一応法的な法律が決定をしています。これは、平成32年度から一応その準備をなさいと、市町村がですね。そういった形ですることになっておりますので、今回が30年度、平成31年度ありますけれども、例えばこれは町村によってはこちらのほうの法改正の前にやっぱりこれは首長の、いわゆる政策判断という形でそれを前倒しでやるということも一応聞いております。ここあたりは町村あたりの財政的な部分等もありますから、一概にはなかなか言えないと思っておりますけれども、ただ、法律が決まった段階で、ここは決まっているということですから、その中身をやっぱり約2年間ほどありますが、前倒しで一つやるということも一つの方法でもありますし、またその中身の部分、いわゆる勤続年数等の絡みもその法改正の中には出ております。その仕組みの部分で総務課あたりがどれだけ中身を、法改正が今できているわけですから、できている中に次なるステップをどういうふうにしていくのかといったときに、そこはちゃんと今からその中身を詰めておかないと、どういうふうな、基準がいろいろあるわけですから、その基準の中に順応していくような形をやっぱりしっかり対応していただきたい。恐らくまだこういう質問をしなければ、一般質問等でもしておかなければ、恐らく本当に法律が決まりましたと、決まった段階で今からどうしようかと、先ほどいろいろ町のほうでも条例等の改正等が出てくるとは思いますが、そういった中においてもやっぱり議会の中に一つ一つ相談をするというふうになりますので、すんなり前もってずっといろんな形で部内の中で、執行部のほうでそういったたたき台をびしゃっと今のうちに作っていただきたいというふうに思います。そして、あとは町長が政策判断をするかしないか、そこあたりのこともしっかり議論をしながらやっぱり進めていただきたいというふうに思います。

これは、非常に今から先も、今、国会もあっておりますが、いろんな法律が、町村に関する法

律が今どんどんできているわけです。できている中で、それに対して一つ一つ対応するような職員のレベルアップも図っていただきたい。今回、一般質問をするようにしてありませんけれども、そういったことまで含めて、やっぱり執行部も真剣に受け止めて、やっぱりしていただきたいというふうに思います。

以上です。

町長から答弁がありましたら、お願いします。

町長（北里耕亮君） 御提案をありがとうございます。執行部といたしましても、そういう情報のもとで小国町の実数の実数と照らし合わせながら、平成32年、先のようにそんなに年月ありませんので、考えていかなければというふうには思っておりますが、現在のところ答弁を一つ一つ行っていきたいのですが、先んじて前倒しでというのは、ちょっと今のところ考えておりません。ただ、ここ数年前から小国町は、非常勤職員と臨時職員と大きく2つの種類があるとすれば、非常勤職員の数を少し減らして、臨時職員は従来どおりという部分になります。どうしても臨時職員、非常勤職員がない状況で正職員だけでというのは、この小国町行政はなかなか非常に難しい部分があります。やはり通常業務を補完していただくか、もしくは現場のようなお仕事もあります。現業的なお仕事も様々あります。そういった部分で臨時職員が必要でございますが、一度議会のほうでもこの平成30年に入りまして臨時職員の実数と非常勤職員の実数とこの現状を把握していただいて、今後、平成30年、非常勤職員の部分で期末勤勉手当を仮にお支払いした場合に、予算がどれぐらいいるかとか、そういった部分も事前に御理解や把握をしていただく機会をもつことはよろしいことかと思っておりますので、今議会ちょっと時間ありませんけれども、次、6月、9月、それぞれある機会にぜひ話題にさせていただければというふうにも思っております。この部分については、町としてもこの人力的な部分ということで大事な案件というのは捉えております。また、正規職員の採用の予定や、そういった部分、職員定数の話とそれを補完する臨時、非常勤の話ということで、全体的な業務の人員についても関係がありますので、また議会の皆さま方にいつの日かお示しができる、そういう機会をもちたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第3号、小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(渡邊誠次君) 全員挙手でございます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。11時15分から再開をいたします。

(午前11時04分)

議長(渡邊誠次君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

議長(渡邊誠次君) 日程第5、「議案第4号 小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

税務課長(橋本修一君) それでは、議案集2ページをお願いいたします。上段でございます。

議案第4号 小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出

小国町長 北里 耕 亮

でございます。

お配りしております資料の総務課資料1の条例集と税務課資料1の条例改正の概要と税務課資料2の新旧対照表を御用意をお願いいたします。

まず、総務課資料1の条例集の26ページ、右肩が4という数字がありますが、これが改正本文になります。前に戻りまして、2ページをお願いいたします。提案理由でございます。地方税法の一部を改正する法律が平成29年3月27日に成立し、国民健康保険の財政責任主体が都道府県になることに伴う国民健康保険税の改正部分が平成30年4月1日から施行されることに伴い、改正を行うものでございます。

次に、改正内容です。税務課資料1の条例の改正概要をお願いいたします。改正条番号は、第2条でございます。課税額の定義が規定されております。対応する法令は、地方自治法の第703条の4第2項でございます。改正内容です。国民健康保険における財政責任主体が都道府県になることに伴う課税額の定義の改正でございます。現行の国民健康保険税の課税目的は、国民健康保険事業に要する費用等に充てるために課するものとなっておりますが、平成30年4月より県が町に対して国民健康保険事業の納付金を決定して、町はその納付金を県に納付することになりましたので、課税目的を国民健康保険事業納付金の納付に要する費用等に充てるために課する

ものというふうに変更するものでございます。

また、この課税目的の改正に伴いまして、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金等課税額の定義を、現行は第2条の第1項にまとめて規定しておりましたが、第2条第1項に1号、2号、3号を設けて、それぞれに規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（渡邊誠次君） これより議案第4号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第4号、小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第6、「議案第5号 災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

税務課長（橋本修一君） 議案集2ページの下の段をお願いいたします。

議案第5号 災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出

小国町長 北里 耕亮

配付資料の総務課資料1の条例集と税務課資料3の新旧対照表をお願いいたします。

総務課資料1の28ページです。右肩に5と書いてあります。これが改正文でございます。

第3条中の「農業災害補償法」を「農業保険法」に改めるというものでございます。

税務課資料3の新旧対照表をお願いいたします。第3条は、冷害、凍霜害等によって収穫すべ

き農産物に被害を受けた場合の町民税の軽減の規定でございます。この中で損失額を算出するにあたりまして、農業災害補償法により共済金が支払われた場合は、被害額から共済金を差し引いて損失額を算出するというようになっておりますが、今回この農業災害補償法が改正されまして、名前が農業保険法に変わりましたので、文言を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（渡邊誠次君） これより議案第5号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第5号、災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第7、「議案第6号 小国町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

福祉課長（木下勇児君） 議案集3ページをお願いします。

議案第6号 小国町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出

小国町長 北里 耕亮

です。

総務課資料1の条例概要表の3ページ上段と、併せまして右肩に福祉課資料1と書いてあります条例の新旧対照表にて説明をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、第7次地方分権一括法の中の就学前の子どもに関する教育、

保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により、本法律の項ずれがありましたので、それを本条例において引用している部分の改正を行うものです。

新旧対照表のほうを御覧いただきたいと思います。

内容といたしましては、第15条の特定教育・保育の取扱方針の認定子ども園の認定要件を定める法律の第3条第9項が今回法改正により第11項に項ずれしたため、本条例につきましても第9項を第11項に改めるものです。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第6号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第6号、小国町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第8、「議案第7号 小国町乳幼児医療費助成に関する条例及び小国町児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

福祉課長（木下勇児君） 議案集3ページ下のほうの段をお願いします。

議案第7号 小国町乳幼児医療費助成に関する条例及び小国町児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町乳幼児医療費助成に関する条例及び小国町児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

です。

こちらにも条例概要表の3ページ下段と右肩に福祉課資料2と書いてある条例の新旧対照表にて説明をさせていただきます。

福祉課資料2を御覧ください。

今回の条例改正につきましては、乳幼児及び児童医療費の現物支給、いわゆる窓口無料化につきまして、1月より南小国町の保険医療機関と4月より阿蘇市の一部保険医療機関に拡充することに伴いまして利用範囲の保険医療機関を定めるもので、新旧対照表の上段、第1条のほうですが、こちら小国町乳幼児医療費助成に関する条例で第6条の助成金の交付申請の中の「保険医療機関」を「町が指定する保険医療機関」と改めるものです。

第2条のほうは、小国町児童医療費助成に関する条例でして、第6条、助成の申請の中の「町内の保険医療機関」を「町が指定する保険医療機関」に改めるものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成30年1月1日から適用するものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第7号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） この問題については、一般質問でも通告を出しておりますが、一つ確認したいと思います。4月から阿蘇市の3つの病院、診療所、そして薬局での現物給付が始まるために、町が指定する医療機関が現物給付をできるということになるということです。それで、町が指定する保険医療機関を選定するにあたって、どういった理由でこの3つの保険医療機関とそれに不随する薬局が選ばれることになったのか、教えてください。

福祉課長（木下勇児君） 今回、医療機関の範囲を拡大した中で、まず南小国とも今回歩調を合わせております。まず、南小国は、小国公立病院もあったと思いますが、小国郷で窓口の無料化を始めておりました。なので、小国町としても南小国町の医療機関を今回まず入れております。そのあと、阿蘇市につきましては、小国町と南小国町の受診件数を調査しております。阿蘇市内の医療機関における受診件数を調査しまして、小国町の場合は、28年度ですが約400件、そのうちの350件がこの3つの医療機関でした。あとの医療機関につきましては、年間で約10件程度ということで、医療機関としても月に1人、平均してですが、そういった医療機関でしたので、今回その一番多かった3つの医療機関をお願いするというお話を進めさせていただきました。

以上です。

5番（児玉智博君） 3つの医療機関だけでもそういう受診件数が多いところで現物給付化されるということは、これは私としても前向きな条例改正ですので賛成するものなのですが、やはり受診というところで2つ、通院と、それと入院というふうにあると思うわけですが、やはり保護者の方が特に経済的に大変なのが入院のほうになると思います。そういうことで、年間その4



00件のうちの入院で利用されている保険医療機関で、多いところがどこかというような調査はされましたか。

福祉課長（木下勇児君） ただいまの400件というのは阿蘇市内という形になるかと思いますが、そちらのほうを含めて、入院の件数は、阿蘇市では何件というのはちょっと調査はしておりません。

5番（児玉智博君） では、もともとが近くの阿蘇市を対象とするという議論であって、そのほかの熊本市内の大きな病院なんかでの、特にその入院実績なんていう調査はされていないということによろしいですか。

福祉課長（木下勇児君） はい。今回、一般質問のほうを5番議員からいただいておりまして、今回調査はいたしておりますが、契約するにあたっての時点では、そこは加味しておりませんでした。実際の入院件数としましては、乳児、児童合わせまして、年間で48件ほどっております。昨年度。

議長（渡邊誠次君） ほかに。

5番（児玉智博君） では、続きは、一般質問でお願いしたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

7番（穴見まち子君） 先ほど言われました阿蘇市で3件と言われたのですが、そこに地域医療センターがありますよね。そこもやっぱりいろんな設備がありますので、もう少しして考えてもらえないだろうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

福祉課長（木下勇児君） 個別の医療機関ということで地域医療センターが出ていますが、現実はなかなかそちらのほうでの受診件数というのは多くありません。ちょっとわかりませんが、11や13件、年間に、ということですので、今のところはちょっと考えておりませんでしたので、今後、エリアの拡大については、当然、保護者の方を含めて、利便性は図られるということになるかと思っておりますので、また状況を見ながらの検討とさせていただきたいというふうに思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第7号、小国町乳幼児医療費助成に関する条例及び小国町児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第9、「議案第8号 小国町高校生等医療費助成に関する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

福祉課長（木下勇児君） 議案集4ページ上段のほうをお願いいたします。

議案第8号 小国町高校生等医療費助成に関する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町高校生等医療費助成に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

です。

条例概要表の4ページ上段を御覧ください。

今回の条例改正につきましては、これまで小国町では中学生までを対象に医療費の全額助成をしておりました。今回、その対象を高校生の年齢まで引き上げるものです。

改め文の31ページを御覧いただきたいと思います。右肩に8と書いてある部分です。

小国町高校生等医療費助成に関する条例といたしまして、第1条に助成の趣旨といたしまして、早期治療を促進し、健康の保持増進と保護者の経済的負担を軽減することで子育て支援を図るものです。

第2条は、この条例における用語の定義を謳っております。対象者は満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者ということで、義務教育期間ではありませんので、いろいろなケースが想定されますが、いわゆる一般の高校生、場合によっては進学していない人、就職している人、その方たちも含めた、いわゆる18歳の3月31日までを想定しております。

第3条に、医療費の助成対象は、高校生等の保護者とあります。また、高校生等が小国町の住民であることを要件としております。

32ページ中段以降に、第4条で助成の範囲といたしまして、乳幼児医療や児童医療と同じく、医療費に要した個人負担分を助成するものです。

第5条で助成金の支給方法につきまして、現時点では償還払いといたしております。こちらにつきましては、今後、現物支給も視野に入れて医療機関との協議を進めてまいりたいと思っております。

33ページに、第6条から第7条までは助成の申請から決定までについての規定となっております。

第8条が助成の支給制限、第9条が不当利得の返還についての規定となっております。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものです。

また、附則の2といたしまして、小国町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の中で、第5条第2項の中に高校生等の助成についての規定があります。今回、条例制定により、その規定も高校生までは助成できるよう規定をして、本条例との整合性をとるものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第8号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） これは12月議会で取り上げまして、やはり南小国町が始めるということで、同じ小国高校の生徒で住んでいる自治体によってそういう受けられるサービスに差があるのはいかなものかという部分で、前向きに検討をその後していただいたのだと思います。

それで、お尋ねしたいのは、この助成対象者は保護者になっているわけですね。ただし、その条件として、その高校生等が小国町の住民基本台帳に記載されていることというふうになっております。つまり、学区外に進学して、そこに住所をもっていってしまうと、例えばその保護者が小国町に住んでいても助成の対象にはならないということになってしまうわけです。それで、私、南小国のほうからいただいた情報によると、南小国町の場合は、高校生の住所が、例えば熊本市などに移っていたとしても、保護者が南小国町に住んでいれば助成の対象にするというふうに言われていたわけです。ですので、やはり私は、その助成対象者はあくまで保護者であって、その保護者が小国町に在住していれば、それは高校生などの住所に関係なく助成対象にすべきではないか。南小国町と歩調を合わせると、さっきの児童医療費のところではおっしゃっていましたので、ここも私は同じにすべきではないかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

福祉課長（木下勇児君） その点については、内部でも協議をさせていただいたところです。

まず、県内のそういった高校生までを医療費助成をしているところについても確認をさせていただきました。その中で、南小国のように高校生が住所を動かしても、町内に保護者がいれば出すという市町村は、県内ではうちが確認した中では1つの町村が、芦北だったのですが、実施をしております。そのほか、10の市町村については、やはり子どもの住民票がその自治体にあるというのが必須となっている条例となっております。

そういう中で、こういうことで今10の市町村がそういった高校生までの医療費の助成の取り組みも始めております。これは、たぶんこれからも広がりを見せるのではないかというふうに思っております。そういった中で、一つ考えられるのは、両方で適用になった場合、どちらで対応するか。両方の市町村でそういう条例がある場合に、どちらでも対処ができる場合にどちらで対処するか。また、そのチェックも実際はできませんので、そういった中で、町としては全体的に今対応が多い市町村のほうに合わせた形をという判断で今回条例を制定させていただいております。

す。

5番（児玉智博君）　今回は条例の制定ですから、まずはこれで始めて、それからまた改正をしていくというやり方で私は結構だと思うのですが、ただ、今後考えていただきたいのが、やはり住所が小国町にあるということは、親元から小国高校なり、あるいは阿蘇中央高校なんかは通学可能な範囲で通うことだと思うのですよ。やはり現物給付はなぜかという、そのときに例えお金がなくても必要なときに医療機関にかかれるように保証するのが現物給付だと思います。だったら、なおさら現物給付が必要なのは、親元を離れて、一人で離れたところに暮らしているそういう高校生が、例え手元に十分なお金があっても体の調子がおかしいと思ったら、やはり病院に駆け込めると、そういう環境を保証していくのが町の果たすべき役割ではないかと思います。やはり南小国は、そういうところを想定して保護者に住所要件は求めるけれど、高校生等にはそういう住所要件は求めないというふうにしたのではないかと思います。やはりそういうことも考えて、今後、そういう高校生の健康をしっかりと守ってけるような方向に考えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

町長（北里耕亮君）　御意見の一つとしては十分理解できるものでございますが、今回の判断として、課内でも私とも協議をさせていただきました。今回といたしましては、市内の高校や市以外にもあるのですけれども、町外に出られた高校生が住民票をどこに置いているかという部分のケースもあるかと思ひます。住民票を変えているというケースもあると思ひますが、変えていない場合もあると思ひますし、ここはまず今回はこれで制定させていただいて、運用の中でもまた把握をしていきたいと思ひますが、先ほどやっぱり福祉課長が言いましたように、こういう考え方は年々増えております。実は、全協のときも言いましたか、この3月議会で各町村会、正確ではありませんが、あと幾つか小国町以外にもこういうケースで高校生までの議案が提案をされる予定の町村があるというふうにも聞いております。そういった中で話をする際には、やはり先ほどの住民票の部分、保護者が小国町の場合は小国町にあり、子どもの住民票がどちらかという部分は少し話題にはなりました。そこは本当に悩むところではありますが、やはりより把握をさせていただく部分で今回こうさせていただきたいと思ひますので、意見の一つとしては今回聞かせていただきますが、今後またいろいろな要素を見させていただきたいというふうには思っております。この方法のほうをとっている町村が多い部分には多い理由が恐らくあると思ひます。さらにそういったところの部分も考えていきたいというふうには思っております。

5番（児玉智博君）　最後に、やはり助成対象者はあくまで保護者というふうにするのであれば、保護者の人は自分の子どもの住所がどこにあらうが税金を小国町に納めているわけですね。にもかかわらず、同じ高校生をもつ親で、子どもが自分の所に住んでいる、それか進学でよそに住んでいるかという違いで受けられる行政サービスが違ってくるといふことは、やはりこれは行政の公平性としても問題があるのではないかと思ひますので、引き続きこれは検討課題として考え

ていただきたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第8号、小国町高校生等医療費助成に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第10、「議案第9号 小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

福祉課長（木下勇児君） 議案集4ページ下段をお願いいたします。

議案第9号 小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

です。

条例概要表の4ページ下段と右肩に福祉課資料3と書いてある条例の新旧対照表にて説明をさせていただきます。

福祉課資料3を御覧ください。

今回の条例改正につきましては、国民健康保険の財政責任主体が都道府県となること、及び熊本県国民健康保険運営方針制定に伴い、所要の改正を行うものです。

第1条の条文の見出し及び条文を「この町が行う国民健康保険」から「この町が行う国民健康保険の事務」と改めるものです。

また、第2章の章名を「国民健康保険運営協議会」から「この町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」と改めるものです。

第2条の条文の見出しにつきましても、「国民健康保険運営協議会の委員の定数」を「この町の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数」と改めるものです。

これまでの部分は、平成30年度より国民健康保険の保険者に熊本県が加わることにより、熊本県においても国民健康保険運営協議会が設置されますので、県と町との区分をするための表現の整理をする変更が主なものです。

続いて、次の第5条につきましては、熊本県国民健康保険運営方針制定に伴うもので、県内の市町村事務の効率的な運営の推進のため標準化に向け示されたものです。被保険者資格の適用除外規定の県内統一を図るものです。

今回、被保険者とししない者から削除するのは、養護老人ホーム等入所者で所得の低い場合に該当することとなっておりますが、根拠となる国の通知が廃止となっております、今回削除するものです。新たに追加する者につきましては、児童養護施設入所児童等で扶養義務者のいない場合を規定するものです。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第9号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第9号、小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第11、「議案第10号 小国町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

福祉課長（木下勇児君） 議案集5ページ上段をお願いいたします。

議案第10号 小国町介護保険条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

です。

条例概要表の5ページ上段と右肩に福祉課資料4と書いてある条例の新旧対照表にて説明させていただきます。

福祉課資料4を御覧ください。

今回の条例改正につきましては、第7期小国町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、こちらは平成30年から平成32年度までの3カ年の計画になっております。こちらの策定に基づき、介護保険料の改定を行うもの、及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

第3条、保険料率といたしまして、先般、全員協議会でも説明させていただいたところです。

まず、その期間を第7期の計画期間である平成30年度から平成32年度に改正するものです。

第1項の第1号から第9号まではそれぞれの所得段階別に9段階に分かれており、改正後の年間保険料額が、1号で4万8000円、2号で6万1千200円、3号で6万1千200円、4号で7万3千440円、5号で8万1千600円、6号で9万7千920円、7号で10万6千800円、8号で12万2千400円、9号で13万8千720円に改正するものです。

第2項といたしまして、前項第1号に該当する被保険者につきましては、低所得者に対する軽減措置がありますので、その期間と改定の金額を3万6千720円とするものです。併せて、一部字句の訂正があります。

次のページになります。第12条につきましては、第1項第1号のイの中の身体障害者福祉法の制定された年及び番号が漏れておりましたので、今回追記を行うものです。

次のページ、第18条につきましては、罰則規定の一つですが、介護保険法の改正により質問検査権について、第2号被保険者の配偶者もしくは世帯主等がその対象となるよう範囲が拡大されたことに伴い、それに応じない場合の担保措置の規定を整備するものです。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものです。

2といたしまして、保険料につきましては、平成30年度からの適用とし、平成29年度以前の保険料は従前のとおりとする経過措置を規定するものです。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第10号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 本議案は、来年度からの介護保険第7期に向けた保険料引き上げの条例改正

であります。第6期では、基準額、年6万2千400円を一気に3割以上引き上げて、8万1千600円にするもので、第1号被保険者全体で4千700万円という信じられない負担が新たにのしかかるというものです。前回2015年の改定では、2千200万円増でしたので、このときの倍以上です。これはあまりに高齢者の暮らしを無視した暴挙であると言わなければならないということを冒頭指摘しておきたいと思います。

さて、現在8%の消費税は2014年4月からですが、かねてより10%への増税が言われております。もともとは2015年10月に10%とする予定でしたが、2017年4月になり、さらに2019年10月となったわけであります。それで確認ですが、保険給付に来年10月の消費税増税を考慮してこの改定案を出されているのか、否か、お答えください。

福祉課長（木下勇児君） 消費税増税分は見込まれておりません。

5番（児玉智博君） わかりました。確認したいと思います。

そもそも介護保険料は、第1号被保険者の場合、年金受給額が年18万円を下回らなければ、本人の意思に関係なく年金から天引きされるようになっております。年金給付額は、介護保険制度が発足した2000年当時の老齢基礎年金は満額で80万4千200円だったのが、現在は77万9千300円へと2万5千円も減らされています。一方、小国町の介護保険料基準額は、第1期の特例が廃止されてからも3万1千600円から、改正案を見てもみると、8万1千600円にちょうど5万円も高くなることとなっております。年金引き下げと介護保険料の引き上げで、小国町のお年寄り、丸1カ月分以上の年金が奪われることになるというようなものであります。年金暮らしの高齢者にしてみれば、これで一体どうやって生活しろということかということだと思いますし、常にこういう声は至る所で聞かれるわけです。町長は、この声にどうお答えになられますか。

町長（北里耕亮君） 介護保険条例の第7期分の部分でございます。この部分については、第7期に向けて高齢者福祉計画、介護保険事業計画という策定委員会、そういった部分の会議の中でも十分議論されているものと思いますし、予防の観点からもこれからの町全体の福祉の部分、様々な角度から議論されているものと思っております。

質問の、これだけ年金は引き下げられ、そして介護保険料が上がるという部分についてどう思うかということですが、介護保険という部分は、制度上、こういった部分でありますものですから、あと町民の高齢者の方々への予防の部分に最大限努めさせていただきながら、あとはしっかりした説明をさせていただき、理解を得ていきたいというふうに思っております。

ですので、負担感という部分がいつも5番議員の発言の中にもあります。そういった部分は、もちろん行政としても、生活困窮をされているといいましょうか、なかなか厳しい暮らしをされているの方々、高齢者の方々、十分一定の理解はありますけれども、ただやはり制度上、そういった部分で支え合いの中からはいく部分でありますものですから御理解をいただきたいというふうに



行政としては思っております。ですので、この条例を提案させていただきながら、御理解を得ていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5 番（児玉智博君） それで、どうでしょうか。午後から続けますか。

議長（渡邊誠次君） いいですか。

5 番（児玉智博君） はい。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。午後は1時から再開をいたします。

（午後0時03分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

福祉課長（木下勇児君） すみません。児玉議員の介護保険条例の中で、最初の質問の中に今度31年10月から消費税増税の分はこの介護給付費の中の計画の中で盛り込まれているかという質問に対しまして、私のほうが加味しておりませんということで答弁をさせていただきましたが、介護保険計画の中ではその増税分も加味されておりました。大変申し訳ありません。実際には、月にしまして1人15円分ぐらいの消費税の分が加味されております。大変申し訳ありませんでした。

5 番（児玉智博君） 加味しているということでしたけれども、これは4月から賦課される介護保険料の改定ということになりますので、あと1年半近く先の話にもかかわらず、1年半、消費税は8%のままなのに、被保険者の人たちはその分の負担もしなければならないというのは、これは3年間の介護保険計画ですから、約3年間の半分は上がってもいない消費税増税分を負担、しかもこれまで10%への増税というのは2回も先送りされてきたわけですよ。今の法令では一応来年10月から上がるということになってはいますが、それも確実なことなのかどうかかわからないことです。にもかかわらず、それを最初から加味した改定案というのは、私は、これは到底被保険者の皆さんは納得なされないのではないかとこのように思います。

それで、午前中の質疑で、北里町長は、お年寄りの大変な状況は十分理解をしていると、しかし、支え合いの制度なのでお年寄りの皆さんにもこの負担増を理解していただきたいという旨の答弁がありました。しかし、この介護保険制度は、2000年にどういう理念のもとで始まったかということが皆さんには理解いただきたいと思う。介護の社会化ということで介護保険制度はできたわけですよ。何もお年寄り同士の支え合いの制度ではないわけですよ。それで、私は、これは非常に基準額も上がっているわけですので、いろんなその段階の部分も上がっているわけですが、生活保護の方や、又はその保護基準以下の方たちが第1段階ということになっております。これは、制度が発足した2000年の場合は、第1期は1万5千800円でありました。それが、

今回のこの改定案では4万800円値上がりするわけでありまして。それで、やはり私は、これは本当に、今、生活保護の捕捉率ということが問題になっていますが、生活保護基準以下の方たちが年間4万800円ものこの保険料を負担しなければならないというのは、これは限界にきているのではないかと思います。昨年の決算状況を見てみますと、介護保険料の徴収率は全体では98.1%です。しかし、過年度分の徴収率は20.1%にとどまっております。しかも、この過年度分の徴収率というのは、さらにその前年度と比べて11.6ポイントも下回っております。これは、本当に払えない、介護保険料を。しかも、問題なのは、介護保険料は3年間滞納してしまえば、いざ介護が必要になっても利用することができないという仕組みになっているものです。これは、これ以上の負担増を続けていくことは、本当に介護が必要な方が介護を受けられないというような、こういう滞納の状況を広げることにはすなりかねないのではないかと思います。

それで、この問題にしております生活保護の捕捉率、厚生労働省の推計でも所得で見た場合は1割から2割、資産も考慮した場合でも2割から3割、これが全国の捕捉率だというふうに言われております。小国町は、特にやっぱり高齢化も進んでいるところでありまして。しかし、町内には約3千世帯ほどの世帯があるわけですが、実際に生活保護を受けられている方というのは40世帯もいない状況ではないかと思います。この全国の捕捉率よりもさらに下回った捕捉率ではないかと思います。小国町のその実態をお示してください。

福祉課長（木下勇児君） 申し訳ありません。生活保護世帯数については、今、手持ち資料がありませんので、ちょっとわかりません。すみません。

5番（児玉智博君） やはり今発生している滞納の状況もしっかりと見て、その上でどれぐらいの負担増、私はこれ以上上げるべきではないかと思いますが、やはり少なくともこういう急激な負担増というのは避けるべきではないかというふうに思います。やはり調査があまりにも不十分ではないかと言わざるを得ません。

それで、改正案では、現在合計所得金額300万円以上の方が支払う10万6千800円、これは第6期分ですけれども、この額を4月からは合計所得金額が120万円の方が、今300万円の方が払っている額を支払わなければならないということになります。これは、あまりにも急激な負担増と言わなければならないし、本当に介護保険料負担のために暮らしていけなくなる人も出てくるのではないかと思います。

今、日本の社会に格差が広がる中で、若い世代の所得が増えないという問題が高齢者世帯へも影響しております。ある町内の70代の御夫婦は二人とも厚生年金を受給しています。御婦人のほうはたまにパートに出られて、そちらの収入も年間では一定はあるということではありますが、しかし常にぎりぎりの生活でやりくりをされています。話を聞くと、熊本市内に暮らす息子さんには子ども3人がいて、上は高校生、真ん中は中学生、下は小学生で、息子さん夫婦も共働きで頑張っているが、子ども3人を育てるのは大変だから援助しなければならないということであり

ました。御婦人は、「息子夫婦も頑張りよるとだけん、年寄りもちっとでんかせするごと頑張らなん」とおっしゃっていました。また、ある60代夫婦は、息子さん夫婦と農業を営まれております。農業者年金も受給しているということです。主に家のことはお子さんに譲っているということでありましたが、設備や機械などを入れるときなどには自分たちが手助けが必要だということでもあります。

年金受給者となった世代の人が子どもや孫を資金面で支える。その支え方には大小あるとは思いますが。しかし、定期的なものから突発的だったり、ただそうした高齢者というのは大勢いらっしゃると思います。年を取ったら子どもに面倒を見てもらい、年金は自分のためだけに使えばいいというような、いわゆる楽隠居というのはもはや死語になってしまったというのが実情だと思います。

町長、これ以上の介護保険料の引き上げ、しかも基準額で一気に3割も引き上げるという、かつてない大幅負担増は、高齢者世代だけにとどまらず、まさに全町民規模で家計や経済に最悪の影響を及ぼすと思いますが、これをどう考えていらっしゃいますか。

町長（北里耕亮君） 先ほどの答弁もさせていただきましたとおりに、今回上程させていただくこの部分で、小国町としてはこの第7期に向かって計画も策定させていただいておりますし、策定委員の皆さま方、様々な御意見があった上でのこの方向性を鑑みながら、行政としましてこの案で進めさせていただきたいというふうに思っております。

あとは、様々な御意見があるかと思いますが、町、村の、この小国町の問題、県内の問題、国内の問題、様々なあるかと思いますが、こういった制度の部分で進む上は一定のそういう厳しさ、そういう部分はあるかと思いますが、制度上、こういう部分で進めてさせていただかざるを得ない状況でありますので、これで御判断をいただきたいと思っております。

5番（児玉智博君） やはり多くのお年寄りが今自分たちの置かれる状況を見つめたときに言われる言葉が、「今は元気だからいいが、病気になったり、介護が必要になったらという不安が常につきまとう」という言葉です。つまり、大多数のお年寄りが常にぎりぎりの暮らしを強いられているということだと思います。ぎりぎりの暮らしというのは、どういうものかと。例えば、今回の冬は、近年まれに見る大変厳しい寒さでありました。どの家庭にとっても原油価格の値上がりとあいまって、灯油代が家計に大きく響く冬になったと思います。宮原地域で一人暮らしをしておられる、ある80代女性は、灯油代を節約するために、日中は石油ストーブをつけずに過ごすということでした。エアコンがないため、特に寒ければ首までコタツに潜ってやり過ごすことも珍しくないと言っておられます。これが実態です。

町長や福祉担当部局は、健康寿命を延ばそうと号令をかけていますが、ぎりぎりの暮らしというのは本当に健康によくない暮らしです。本当にこれ以上光熱費や食費といった生活に必需なものを切り詰めていけば、将来的には介護給付費はますます大きく膨らむことになりかねないので

はないかと私は考えます。これ以上の介護保険料の引き上げは、見送るべきだとは思われな  
いでしょうか。

最後に伺います。介護保険特別会計の法定外繰り入れについて、厚生労働省は、市町村に対し法定の公費負担割合を超えて繰り入れることのないよう助言をしております。しかし、会計検査院の報告によりますと、27都道府県において、2015年は28市町村で総額8億4千919万円、16年度は25市町村で総額7億5千882万円が法定外で繰り入れられており、うち第1号被保険者の保険料軽減のための繰り入れは10自治体で行われているということでありま

す。ここで重要なのは、介護保険事業は市町村の自治事務だということでありま  
す。地方分権一括法による改正後の現行地方自治法では、国、都道府県、市町村をあくまでも対等な関係と位置づけ、国の都道府県及び市町村に関する関与、又は都道府県の市町村に対する関与についてはできるだけ排除され、特に自治事務については、地方自治法に基づく一般的なルールとしての関与は、助言・勧告、資料の提出の要求、是正の要求、協議の4つに限られ、個別法における関与についても代執行や是正の指示など、権力的な関与は原則として設けないこととされております。さらに、地方自治法第2条の13項では、法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならないと規定をしております。

このことから、小国町が被保険者の実情に応じて、適切な法定外繰り入れを行い、保険料負担の軽減を行うのは、至極当然のことではないでしょうか。小国町の第1号被保険者を見てみますと、実に73%が住民税非課税となっており、低所得者が大変多くなっています。北里町長におかれましては、厚生労働省の助言に縛れるのではなく、地方自治の精神に基づく町の実情に応じた対応を求めたいと思いますが、いかがお考えになるでしょうか。

町長（北里耕亮君） まず、前段の部分でありますけれども、先ほどから答弁を繰り返してありますように、制度上、このようになっておりますので、この上程どおりさせていただきたいというふうに思っています。

後半の部分に、その法定外繰り入れの部分でございますけれども、やはり行政といたしましては、財源という部分の一つ考えなければいけません。やっぱり財源があつてからのそれぞれの事業、運営という部分でございますので、その法定外繰り入れ、助言の話題も出ましたけれども、小国町といたしましてはそのようなことは致しかねるということで答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

様々御意見があるかと思いますが、あとは議会の御判断でさせていただければというふうにも思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに。

5番議員に申し上げます。質問内容を集約しているでしょうけれども、回数も御考慮いただい

て質問をしてください。

5番（児玉智博君） はい、まとめたいと思います。

小国町の高齢者の暮らしは、2015年改定時より町内のお年寄りの暮らしは年金給付費の引き下げや物価上昇により一層苦しくなっていることを直視していただきたいと思います。2018年度の年金は、一昨年成立しました年金カット法によるマクロ経済スライドが発動される予定ですので、繰り越して給付費を抑制していく仕組みも加わります。将来的には、賃金マイナススライドの導入により物価と賃金、どちらかが下がっても年金給付費が引き下げられていくというのですから、高齢者の暮らしは先細るばかりであります。健康づくりにとってバランスの取れた食事や衛生の維持というのは必須のことだと思いますが、今でさえ食事や入浴の回数を減らしたり、真冬でもストーブを焚くのを我慢してコタツに潜り込んで一日をやり過ごすなど、節約というよりも身を削るような暮らしを余儀なくされているお年寄りが大勢いらっしゃいます。こうしたことは、結果として医療費や介護費の増加として、介護保険のみならず、医療保険財政や町財政にもしっぺ返しをもたらすのではないのでしょうか。

質疑を通じて、本議案は、コンピュータシステムではじいた今後3年間の介護保険特別会計の収支のバランスが保険料収入で取れることだけを考えて提案されており、高齢者の暮らしも町内世帯の家計にも地域経済にも何らの考慮も払われていない、福祉の心かけらもないものであることがいよいよ鮮明になったのではないかと思います。史上最悪の介護保険料引き上げ条例に断固反対の立場を重ねて表明いたしまして、質疑を終わります。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 本案に対しましては、5番、児玉智博君からお手元に配付しました修正の動議が提出されております。したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

5番（児玉智博君） ただいまの質疑で明らかにしましたとおり、今回の基準額で3割を超える大幅な保険料引き上げがもたらす被保険者ないしは町経済への影響はあまりに深刻なものと考えられ、執行部提案はあまりに無謀なものと言わざるを得ません。それだけではなく、少なくない年金生活者は既にぎりぎりの暮らしを余儀なくされており、これ以上の介護保険料引き上げは、結果として医療費や介護費の増加として介護保険のみならず、医療保険や町財政にも悪影響をもたらす恐れがあるから、保険料改定を中止する提案であります。

読み上げます。

議案第10号 小国町介護保険条例の一部を改正する条例に対する修正動議

上記の動議を別紙のとおり地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により修正案を添えて提出します。

平成30年3月8日

提出者 小国町議会議員 児玉智博

小国町議会議長 渡邊誠次様

裏面を御覧ください。

小国町介護保険条例の一部を改正する条例の修正

小国町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように修正する。

第3条第1項の改正規定中「同項第1号中「3万1千200円」を「4万800円」に改め、同項第2号及び第3号中「4万6千800円」を「6万1千200円」に改め、同項第4号中「5万6千160円」を「7万3千440円」に改め、同項第5号中「6万2千400円」を「8万1千600円」に改め、同項第6号中「7万4千880円」を「9万7千920円」に改め、同項第7号中「8万1千120円」を「10万6千80円」に改め、同項第8号中「9万3千600円」を「12万2千400円」に改め、同項第9号中「10万6千80円」を「13万8千720円」に改め、」を削る。第3条第2項の改正規定中「、「2万8千80円」を「3万6千720円」に」を削る。

以上です。

議長（渡邊誠次君） それでは、ただいまの5番、児玉智博君の説明に対し、質疑はございませんでしょうか。質疑はよろしいですか。

4番（高村祝次君） この修正案に対して、3年間の介護の運営はどうなっていくのかをお尋ねします。

5番（児玉智博君） 当然、先ほど言いました法定外繰り入れも含めて、あらゆる可能性を探っていくべきだと思います。当然、介護サービスの低下につながるものがあってはいけませんので、当然、法定外繰り入れ等の可能性があるのではないかと考えます。

ただし、4千700万円でしたでしょうか、それだけの負担増になるわけですが、何もその4千700万円全部繰り入れる必要も、もしかしたら検討によってはないのかもしれない。ただ、現在、先ほども言いましたように、その不足する分を執行部提案は65歳以上の高齢者の負担だけで済まそうとしているというところに問題があると思います。この流れは、やはり言いましたように、将来的には医療給付費や介護保険給付費が増えるという、そういう悪循環に陥りかねない。その悪循環をやはりそこから抜け出す必要があるのではないかと思います。この修正案を提案したところです。

4番（高村祝次君） 4千700万円増ということですが、この中には6期分の借入金の額も確か説明の中に、金額は、私はちょっと今資料を持っていませんのでわかりませんが、忘れましたが、そういうお金も含まれて修正をして、この条例については3回のいろいろな意見交換会もやってまいりました。議員の皆さまにも勉強会も2回やって説明をしてまいりました。

しかし、今、確かに今日の新聞にも書いてありましたけれども、どこの町村も6万円を超しているというようなことでございまして、やはり今後3年間、特に介護人数も徐々に増えてくるであろうというような執行部の説明でありました。極端に増えるというわけでもなかろうというふうに思います。やはりそれだけ慎重にやった結果の数字であるから、逆にそれを提案をするなら、金額をこういうような状況で経営をやったら金額は下がりますとかということをお私に言ってもらいたいと思います。常日頃からやはり町民は、みんな生活する中で無駄なお金を使わないで、やっぱり寒いときはなるべく暖かくしたいのですけれども、やはりコタツの中に潜ったりとか、それ相応に努力はしていると思います。5番議員がおっしゃるように、そういう今言われたような方々もいると思いますけれど、これは町民全体、節約はみなどこの家庭でも一緒ではないかなということ、私は、やはり4千700万円増えるなら、その中身のこの過剰になった介護をやっているのではないかと、いろんなことを検討していかないと、その数字だけで高いからいけないとかということではなくて、やはり基本的な町民一人ひとりが介護をなっていくように努力していくということが一番大事ではないかなと、そこあたりをこうやったら介護医療費が安くなりますよということも教えてもらったら、執行部、非常に勉強になるし、私たちも勉強になりますので、やはり町民の方から聞いた範囲内でこうしたら介護費が安くなりますよということも提案をまたしてもらいたいなという思いがしております。

以上です。

5番（児玉智博君）　こうなれば介護費が低くなりますよというような方法があれば、これだけ社会保障費が増えることもないかというふうに思うのですが。しかし、そういう一つ一つの提案として、やはり私としてもこれまでも高齢者の健康診査や歯科口腔健診に対しての助成をして、わずかな年金で暮らしている方もそういう健診を受けられるようにしてみたらどうですかなどといった提案もしてきているところでありますが、やはり問題なのは、高齢者の一人暮らしが増えてきていて、だから要介護状態になってしまったら見守る家族がいなければ、そういう介護サービスを受けなければならないといったような状況が起きてくるわけですから、これは、物事は世の中は複雑に絡みあってできてきていますので、若者が小国に残りたいという意思がある人がいれば残れるようなまちづくりをしていくとか、そういう介護保険の分野だけではなくて、そういういろんな町の政策の中でその介護保険というものがあるわけですから、やはりこれだけをとって介護給付費を減らそう、減らそうとしてもなかなかそれはうまくいかないのではないかなというふうに思います。

議長（渡邊誠次君）　ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君）　では、質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

なお、討論がある場合の討論の順番は、まず原案反対者、そして次に原案及び修正案反対者、次に原案賛成者、最後に修正案賛成者の順といたします。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 修正案に賛成の立場から討論を行います。

「もうお金もない、もう生きてられへんのやで」、「そうか、あかんか、おまえと一緒にやで」、86歳の認知症の母親と介護のために退職した50代の息子が心中をはかる前に交わした言葉です。生活保護も受けられないまま、デイケアの利用料もアパート代も払えなくなり、二人を絶望させた事件であります。2006年7月21日、京都地裁判決は、この事件について裁かれているのは日本の介護制度や生活保護行政だと異例の指摘をしました。

家族介護で離職する人や介護を苦にした殺人、心中が2000年の介護保険制度発足後、増加の一途をたどっています。制度発足時から、保険あって介護なしと言われた実態は、20年経って一層深刻化しています。住民税非課税の人の年金からも介護保険料は差し引かれているにもかかわらず、利用料を払うことができなければ必要な介護を受けられない。それが今の介護保険制度ですが、介護保険料が高くなればなるほど、こうした保険あって介護なしの状況が拡大していくことになってしまいます。町内の被保険者の実態に照らせば、これ以上の保険料引き上げの中止は当然でありますから、修正案に賛成することを表明しまして討論を終わります。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第10号、小国町介護保険条例の一部を改正する条例について、採決に入ります。

まず、本件に対する5番、児玉智博君から提出された修正案について、挙手によって採決をいたします。

本修正案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手少数）

議長（渡邊誠次君） 挙手少数です。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について、挙手によって採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第12、「議案第11号 小国町指定居宅介護支援等の事業の人員及び



運営の基準等に関する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

福祉課長（木下勇児君） まず、議案集5ページの下の段をお願いいたします。

議案第11号 小国町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

です。

条例概要表の5ページ下段を御覧ください。

今回、条例の制定につきましては、小国町内でケアマネージャーを配置している居宅介護支援事業所の事業の人員及び運営基準を定めるものです。条例内では、介護支援専門員という表現がケアマネージャーにあたります。

今回、条例制定につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の中の介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村へ移譲されたことに伴い、指定居宅介護支援の事業実施に必要な基準を定めるもので、この3月までは熊本県が法の規定に沿って条例で定め、事業所の指定を行っておりますので、今回、条例内容等が大きく変更することで実際の事業所に混乱が生じないよう、原則、熊本県の条例を引き継ぐようなものとなっております。

続いて、36ページを御覧ください。右肩に11と書いてある部分になります。

小国町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例ということで、第1条に本条例の趣旨を規定しております。

第2条では、基本方針ということで、利用者の立場に立った適正な指定居宅サービスの提供に努めるとともに、関連する施設等の連携を図ることを規定としております。

37ページ中段から第3条及び第4条において人員に関するものの規定をしております。事業者は常勤の介護支援専門員を1名以上置き、介護支援専門員1名につき、その利用者を35名とするものです。また、事業所に常勤の管理者を置く必要があることが第4条に規定されております。

38ページの第4章で、第5条から第31条まで、こちらが運営に関する基準を規定しているものです。主なものとして、第5条において、事業者は利用申込者やその家族に対して運営規程や重要事項など、事前に文書等を交付して十分説明することを規定しております。

第6条、及び40ページの第7条では、事業所は正当な理由なく提供を拒否することを禁止し

ております。提供が困難な場合は、他の事業所の紹介など、必要な措置を取るよう規定しております。これは、利用者が介護支援専門員を選ぶことができるというふうになっておりますので、そのような条項となっております。

第9条では、要介護認定の申請に係る援助について規定をしております。

41ページから46ページにわたっておりますが、第14条では、取扱方針として、管理者や介護支援専門員の居宅サービス計画の策定にあたって、必要な業務を利用者やその家族に対して十分な説明を行いながら、サービスを提供することなどについての規定を盛り込んでおります。

47ページ中段に18条として、管理者の責務が規定されております。

次の19条では、事業所ごとに重要事項に関する規程として、運営規程を設けるように規定をしております。

48ページの第20条から24条には、事業所の職員の勤務体制や健康管理、秘密の保持等の規定がされております。

49ページの第26条では、居宅サービス事業からの利益収受の禁止を規定しております。

第27条から、次の50ページの28条には、利用者等からの苦情や事故発生時の対応についての規定をしております。

51ページで第32条として、基準該当居宅介護支援の事業についての準用規定が設けられております。

52ページに、事業者としての指定される申請要件として法人とする旨が規定されております。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものです。ただし、第14条第20号の規定につきましては、平成30年10月1日から施行するものです。これは、今回の介護保険法の改正に伴い新たに新設されたもので、6カ月間の周知期間が設けられたものです。

2といたしまして、管理者の資格要件に係る経過措置として、平成28年から5カ年間の期間を設けるものです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第11号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 制度が変わって、指定居宅介護支援等の権限が町に移行することで、県の条例をそういう事業者が混乱しないように大体同じように小国町の条例をつくるということでした。

確認なのですが、この条例をつくるのはつくらなければならないことだと思いますけれども、その権限が町に移譲したことによって、小国町はそれなりに体制がとれる状況になっているのですか。

福祉課長（木下勇児君） 体制と申しますか、もちろん事業所のほうから指定の申請が上がってきまして、その内容を町のほうが審査をして、この条例要件に合致しているかというところを精査

するという形になると思います。人間的にこれでプラス何人とかという形にはならないと思いますが、介護担当のほうで対応していく形になると思いますし、町で指定することによってより事業所との関係性が密着できるのではないかなという考えは町のほうもあります。そういう中で、先ほどの介護保険条例の中でも出てきましたが、やはりケアマネージャーがサービスをつくるというところに対して、言い方がちょっと悪いのですけれども、サービスが過剰になっていないかとかというチェックを今後は適正化といいますか、重要になってきますので、そういう関係からいきましても、町のほうで指定して対応するほうがそういった部分についてもよりやりやすくといえますか、いう関係性にもなるのではないかというふうにも思っております。

5番（児玉智博君） やはり町ですることが悪いというわけではなくて、町でやらなければならないわけですが、そういう一人ひとりの介護サービスがどういう状況でその人にあるかというようなチェックをするということであれば、やはり相当事務量が、職員、増えると思うわけなのですけれども、それでは、増えるけれども、今いる人で分担してやってくださいということなのか、それか、そういう非常勤も1人増やしますよと、臨時職員なり、であれば、そういうふうに答えていただきたいのですけれども。

福祉課長（木下勇児君） 今までもサービス計画については、町のほうで点検を実施しておりました。今回は、条例的にいいますと、その指定をする権限が町におりてきていますので、大体おおむね5年間の指定という形になるかと思っておりますので、そういった中で5年に1度、事業所の指定の業務としては出てくるということで、それ以外については、今までもケアプランの点検等については実施をしておりましたので、人員は本会議で増になるというふうにはちょっと考えておりません。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第11号、小国町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第13、「議案第12号 小国町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

福祉課長（木下勇児君） 議案集6ページをお願いいたします。

議案第12号 小国町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

です。

条例概要表の6ページと右肩に福祉課資料5と書いてあります条例の新旧対照表にて説明をさせていただきます。

福祉課資料5を御覧ください。

今回の条例改正につきましては、平成30年4月より持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設されたことに伴い、条例改正を行うものです。

改正の内容は、国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受け、従前の市町村の被保険者とされている者が年齢到達により後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特定の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることを定めるものです。

第3条第1項の第2号から第4号までは、新設された法第55条の2第2項の準用規定を追加しております。

第5条として、新設された法第55条の2第1項の内容を追加して盛り込むものです。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第12号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第12号、小国町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(渡邊誠次君) 全員挙手でございます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長(渡邊誠次君) 日程第14、「議案第13号 小国町公の施設の管理者指定について(学びやの里(木魂館及びその周辺施設、北里柴三郎記念館))」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長(松岡勝也君) 議案集7ページをお開き願いたいと思います。

それでは、朗読いたします。

議案第13号 小国町公の施設の管理者指定について

地方自治法第244条の2第6項及び小国町公の施設管理者の指定等に関する条例第9条に基づき、小国町公の施設の管理者指定について下記のとおり指定する。

平成30年3月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

記といたしまして

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 1 指定管理の対象となる施設     | 学びやの里<br>(木魂館及びその周辺施設、北里柴三郎記念館)                           |
| 2 指定管理者の名称、代表者及び住所 | 名 称 一般財団法人学びやの里<br>代表者 副理事長 高橋正之助<br>住 所 阿蘇郡小国町大字北里371番地1 |
| 3 指定管理の期間          | 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで                                   |

でございます。

それでは、資料といたしまして、右肩資料5、総務課と書いてある資料がございます。それを御覧になっていただきたいと思います。

今回、指定管理者の現在指定管理を受けております学びやの里につきまして、指定管理期間が平成30年3月31日で切れるということが今回の規定の議案でございます。

下に指定管理者の選定についてということで、1、対象施設、学びやの里(木魂館、北里柴三郎記念館等)でございます。指定期間が平成30年4月1日から平成32年3月31日の2年間としております。選定方法といたしましては、公募による選定をいたしております。申請者は1件ということで、受付が平成29年2月2日に受付でございます。候補者といたしましては、一

一般財団法人学びやの里でございます。代表者が副理事長、高橋正之助。住所、小国町大字北里371番地1。審査会といたしまして、小国町公の施設管理者指定審査会要綱に基づきまして、審査をいたしております。すみません、先ほどの資料等で年度の実ミスがございます。訂正をお願いしたいと思っております。4番目の申請者の受付が30年2月2日でございます。申し訳ございません。また、開催日の日程につきましても、平成30年2月9日が審査会の開催日でございます。訂正方、お願いいたします。申し訳ございません。審査をいたしております。審査内容といたしまして、小国町の公の施設の指定管理者制度に係る運用指針に基づきまして、アからケの審査基準に基づきまして審査を行いました。その結果、上記の候補者に指定するということが判定をされたものでございます。

審査会の資料といたしまして付けておりますのは、指定管理者の指定申請書が1ページでございます。3ページが一般財団法人の学びやの里の定款でございます。それから、13ページが一般財団法人学びやの里の役員名簿でございます。15ページからが履歴事項全部証明書ということで、謄本の写しを付けております。21ページが財団法人の管理運営方針及び事業運営計画でございます。27ページからが平成30年、平成31年度の収支計画を付けております。それから、33ページ以降は、過去3年間の直近の事業実績ということで、平成26年度、27年度、28年度の事業実績の書類を添付いたしております。

今回の指定管理の審査につきましては、指定管理者、要は審査委員会に基づきまして、審査をいたした結果、こういった妥当であろうということに至ったわけでございます。

今回の指定管理者に伴います議案の報告は、以上でございます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第13号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） これは一般財団法人学びやの里についてお尋ねですけれども、財団法人と言えば、去年末から今年にかけて話題になったのが、あれは公益財団法人で少し違う性質かもしれませんが、日本相撲協会の話です。今年に入ってから、理事の選び方として、相撲協会は会員がはっきりしていますから、親方や力士や行司や、そういう人たちの中から選挙により理事候補が選ばれて、最終的にはこの5ページに書いてあるように、評議員会がそれを認めたら理事になるというようなプロセスで執行部が選ばれていくわけでありまして。この学びやの里については、この評議員会が選ぶというふうになっておりますが、そういう選挙とかでは選ばれないのですか。

町長（北里耕亮君） 手続き上は、まず最初に評議員会で理事を認めてという部分になります。選挙という部分ではないのですけれども、もちろん事務局提案はありますけれども、様々な意見を経て、そして評議員から認めていただく、そういうふうな手続きでございます。

5番（児玉智博君） それで、結局、評議員会が選ぶということなのですから、2ページの第4章、評議員のところ、評議員の選任及び解任というのは、要するに法律に基づいて評議員会に

おいて行うということになっております。ただ、この学びやの里というのは、一般財団法人ではありませんが、町がほとんど2億円ですかね、出資をしているという、非常に公共性の高い一般財団法人であるというふうに思いますが、これは何で聞くかという、これは前回もこの指定管理の折に代表者がこういう書かれた書類が出されてきたのですが、今回その代表者の方が副理事長ですけれども、変わっているわけですね。このことについて、少なくともこの議会のほうにはそういう通知などもなかったわけなのですけれども、やはりこういう公共性の高さからすれば、そういう大事な役員人事なんかについては、何もそういう議会承認にしるとは言いませんけれど、そういう通知があってしかるべきなのではないかというふうに思うわけですが、どういうことですかね。

町長（北里耕亮君） まず最初に、なぜ代わったかという説明をさせていただきまして、そしてその通知の是非について答弁をさせていただきたいと思えます。

なぜ代わったかといいますと、個別の名称、名前も少し言わせていただきますと、以前は北里康二さんでした。今回、表紙にありますように高橋正之助さんでありますけれども、北里康二さんは御存じのとおり役場の職員でありました。その当時、その所管する課の部分がずっと発端でありましたけれども、精通しているということで副理事長に赴いておりましたが、役場を退職されたあとは、財団法人学びやの里の組織としても弁護士に聞いたわけですが、あまり退職してすぐの方を法人の代表権がある副理事長には好ましくないという指摘が弁護士からもございました。本人もそれを少し心配されたようで個人的にもお調べになったようでございます。私も細部にまではちょっとその意図としては言葉が適切かどうかわかりませんが、天下りや、そういう部分からの指針や指導や、そういう部分からだったのではないかなというふうに思いました。それで、手続上、組織内の役員会で審議をして代わったという部分であります。

確かに出捐金を出している組織でありますものですから、議会の皆さま方にも御案内というか、御報告があってもよかったかと、今となってはちょっと思うところであります。開かれた組織という部分を、私が財団法人の理事長をしていますからこのせりふになるのですが、そういった部分で議会の皆さま方にもより知っていただきたいという部分をいつも役員会の中でも言っておりますので、いろんなことの部分の中身で変更があれば、今後はお伝えする部分が適切かなというふうに思っております。そのように思っております。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第13号、小国町公の施設の管理者指定について(学びやの里(木魂館及びその周辺施設、北里柴三郎記念館))について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(渡邊誠次君) 全員挙手でございます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。2時10分から再開をいたします。

(午後1時59分)

議長(渡邊誠次君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時10分)

総務課長(松岡勝也君) 午前中、質問の中で、役場職員の小国町役場の給与はどういう状況だろうかということが御質問ありましたので、資料を配りたいと思います。

議長(渡邊誠次君) 資料をお願いします。

総務課長(松岡勝也君) お配りしたのは、県下の市町村のラスパイレスということで、先ほど28年度をお答えしたのですが、平成29年度が出ておりましたので、中ほどのところで小国町が出ております。県下で40番目ということで93.6%ということで、28年度につきましては、特に熊本地震によります人事院勧告も受けましたけれども、見直しをしておりませんので、そういった関係で平成28年度から平成29年度はマイナスのラスパイレスというふうになっております。下のほうでは、県内市平均(指定都市を除く)が97.9、県内町村平均が95.5、県内の市町村平均(指定都市を除く)が97、県内の市町村平均(指定都市を含む)が98.1というようなことで、下には全国平均も出ていますけれども、小国町の位置づけが93.6ということで非常に低いという状況ではあるかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長(渡邊誠次君) では、日程第15、「議案第14号 町道路線の認定について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

建設課長(佐藤彰治君) それでは、議案集の8ページをお開きください。

議案第14号 町道路線の認定について

町道の路線を下記のとおり認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年3月8日提出



小国町長 北 里 耕 亮

記としまして、まず路線番号158号、路線名町道星野線、起点大字宮原字星野、終点同じく大字宮原字星野でございます。

それでは、お配りの建設課資料1というものを御用意いただけませんか。A3版でカラー刷りの部分でございます。

本路線については、御存じのとおり、サポートセンター悠愛、それから県立の支援学校、こちらとのあいだを通ります現在の道路でございます。この左下の配置図で御説明しますと、国道387から接道がございまして、まずサポートセンター悠愛のほうに上がる道でございます。失礼しました。212号線でございます。212号線より斜路で上がる道でございます。それから、その先、弁当屋の角から町道仁瀬線という町道が入っております。それから、同じくそちらの斜路のほうで悠愛のほうに入っていく道、あるいは、県立支援学校のほうに入っていく道ということで、現在道路の形状はしておりますけれども、町有地という位置づけでございます。その③終点というようなところに矢印が引っ張ってあるかと思いますが、この先に石田さんという住宅が1軒ございます。現道を利用して、生活道路として利用されているという現状でございます。なおかつ、公共施設、それから半公共施設といえますか、現在社協が運営されているサポート悠愛、こちらのほうに接した道路というようなことでございます。ですので、それぞれ公共施設、それから民間の住宅というようなところで利用されている道路でございますので、またサポートセンター悠愛につきましては、施設は現在社協に譲渡されておりますけれども、土地のはまだ町ということになっております。売却等のお話も社協のほうからあっているというようなことございますので、将来的に売却ということになりますと、現在この道が小国町という名義になっておりますので、この際、住宅と三者受益ございますので、公道という位置づけにしておくべきだというようなところで考えて提案しているところでございますし、現在、石田さんから認定をというような要望も聞いているところでございます。

国道212号線のタッチ側を起点としまして、終点、石田さん宅地に接するまでの終点というようなことで、枝線も含めまして、286メートルの延長でございます。幅員は左肩に書いてございますとおり、4.9メートルから13.8メートルというような道路構成でございます。

以上、御説明をいたしました。よろしく願いいたします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第14号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

10番（時松昭弘君） 10番です。今回、町道星野線ですか、認定することに対して、これは反対ではありませんが、もう少し一つ、この終点からこの林間広場の道路がありますね。林間広場が、こちらのほうからこの終点のほうに道路を新しくつくるということはできないのですか。

建設課長（佐藤彰治君） おっしゃるとおり、用地買収等、民地ですので、等々があれば、距離的

には近い位置にあります。現在この辺にはございませんけれども、施設が2棟ほど建っております。それは社協の施設ですけれども、そういう施設が建っておりますし、さらにまだ建てるというような計画もあられるということもございますので、こちらを抜くというのがまた非常に難しい状況でもありますし、今お示ししている部分で道路としての形状はなしておりますので、これを認定して管理していくというようなことが一番コスト的にも、その後の対応としてもやりやすいのではなからうかというようなことでございます。決して不可能ではございませんけれども、かなりそうした費用が別にかかったり、用地の件もございまして、施設の計画もあるということで、そちらのほうは現道のほうを認定させていただきたいというようなところでございます。

10番（時松昭弘君） 10番です。はい、内容はよくわかりました。

今回、新しく町道に認定するということですが、この敷地内が今現在、将来的に悠愛のほうに売却というようなことも考えられるということもございますが、この住宅が1軒あるわけですね。そして、ただこの町全体をずっと見渡して見たときに、今、農道や里道あたりで、いわゆる住宅がそこにあると、2軒以上あるとかというようなところが、今現在でも実際は住宅があって、そこは農道になっていると、あるいは里道になっているというようなところが今現在ございます。そういったところあたりも、今回これを認定するにあたっては、やはりしっかり去年の地震等がございましたが、その中によって農道の場合について負担金等が発生してまいります。そういった負担金等で受益者がなかなか、それで負担金も金額が高額になる場合もありますので、今後、そこあたりを新たに町道の認定をするということではないのですけれども、住宅があるところ辺に本当に必要性があるところあたりを今後見直していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

建設課長（佐藤彰治君） そうしたところの御要望等があれば現地を見させていただいて、状況に応じてはそういう対応もしていかなければならないかなとは思っております。ただ、農道や、いわゆる補助事業で過去につくった道路であるとかというものについては、そこらあたりの補助が絡んでくると、過去の、というようなところもございまして、そこらあたりの情報も考えつつ状況を見て判断していきたいというふうに思います。

以上です。

10番（時松昭弘君） 10番です。今、課長が一応そういったところがあればということですが、要望は何回も前から出しているのですよ。出しているけれども、なかなか町道認定もなかなかできないと。地震があったときにも、私、ある場所の件でお願いをしましたが、いまだかつてできていません。そして、また災害工事等については、受益者負担が過去になされたわけですが、そういったところにも、実際全体的に町全体の中で建設課だけがやるということではないかもしませんが、やっぱりいろんな形で総務課と産業課と一緒にあって、そういったところの一

回リストを上げて早急にやっついていかないと、また同じことの繰り返しになるのではないかと思いますよ。そして、またいろいろ先ほどから健康、福祉の問題とか、話が出ておりますが、やはりだんだん高齢化になってくると、いわゆる介護関係の通所という形でいろいろ支障が出てきて、道路がなかなか幅が狭いと。しかし、それは町道ではないと、農道だからというようなことで終わる部分もあるわけです。そういったこと辺も、しっかりもう一度再点検をしていただいて、これに対する反対はしませんけれども、そういったことも問題提起をしたいと思います。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

9番（熊谷博行君） この土地は、今はどこの持ちものですかね。

建設課長（佐藤彰治君） 現在、お示ししております赤で塗った部分、現在の道路の形状をなしている部分については、小国町というような町の町有地というような形になっております。登記上は。

以上です。

9番（熊谷博行君） 初めつくるときが熊本県教育庁施設課というところがつくったと思いますが、町の土地の中につくったわけですね。

建設課長（佐藤彰治君） 当時つくったかどうかというのはあれですけれども、現在の登記上は、現道をなしている部分は、県立学校の県の用地の境に小国町というようなところで、道路の部分は一応分筆、分筆といいますか、地籍の中では分けて、それから本体のサポートセンター悠愛が建っている建物用地というような形で、いずれも小国町というような形で登記をされている状況でございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） この認定がなされた場合、建設課資料1の起点というところで写真が出ておりますけれども、これに止まれの標識であったり、あるいは、これは恐らくこの何かグレーチングのようなところも、これも町道の一部になるかと思うのですが、町道であれば、水路に転落を防止するような設備、施設もする必要が出てくるかと思うのですが、そういった計画というか、予算もやはり当然、今後計上するのですか。

建設課長（佐藤彰治君） この認定をいただいたあかつきには、そうした安全施設、危険箇所等も含めて、止まれの標識であるとか、あるいは転落防止であるとか、そういったものも当然考えていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第14号、町道路線の認定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(渡邊誠次君) 全員挙手でございます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長(渡邊誠次君) 日程第16、「報告第1号 専決処分事項の報告について(報告第1号:公共工事請負契約金額の変更について(町道小原田寺尾野線道路改良工事)」を議題といたします。

執行部より報告をお願いいたします。

建設課長(佐藤彰治君) それでは、議案集の9ページ、次のページでございます。

報告第1号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年3月8日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

下段のほうに記としまして、まず変更内容です。公共工事請負契約金額の変更。

専決年月日 平成29年8月28日

変更に係る議案 平成28年 議案第56号

公共工事請負契約の締結について

(補第89号 町道小原田寺尾野線道路改良工事)

変更前契約金額 7千74万円

変更後契約金額 7千333万2千439円

でございます。

それでは、同じく建設課資料の2というものをお配りしていると思いますので、これも同じくカラーA3版でございます。

現在、道路改良をしております小原田寺尾野線の工事請負の変更でございます。

理由としましては、次のページ、A4版で変更理由という理由書が添付されているかと思えます。主に今回掘削におきまして一部岩の露呈が発見されたものですから、当時設計部分で、その

部分については普通土掘削というようなことで設計をしておりましたところ、岩の露呈があったということで、岩掘削に変更したというようなことが一番大きな要因でございます。積算上、普通土から軟岩に変更したというようなことの現場状況での変更でございます。それから、一部については、水処理の関係で路盤を施工する際に、あらかじめ側溝を布設する必要があるというようなことで、先行工事で側溝の布設を新たに行ったということが主な2つの要因でございます。その他3番目につきましては、精算上、多少の数量の変更があったというようなところでの、あわせてこのような変更契約を締結するに至ったというようなことでございます。

それから、3枚目以降には、請負契約締結の通知、これは業者に町のほうから提出した分でございます。

それから、工事請負契約の締結、これは議会承認の議決文でございます。契約金額の7千74万円の議決文でございます。

それから、その次のページには今回の公共工事請負変更契約書というようなことで、259万2千439円の増額というようなところで専決処分をさせていただいたというような経緯でございます。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） これより報告第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。質疑はよろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（渡邊誠次君） それでは、日程第17、「議案第15号 平成29年度小国町一般会計補正予算（第7号）について」から、日程第19、「議案第17号 平成29年度小国町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」までは一括して議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは、議案集10ページをお開き願いたいと思います。

議案第15号 平成29年度小国町一般会計補正予算（第7号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度小国町一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出

小国町長 北里 耕 亮

でございます。

それでは、補正予算書をお開き願いたいと思います。1ページ上段でございます。

平成29年度小国町一般会計補正予算（第7号）

平成29年度小国町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3千853万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億1千168万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年3月8日提出

小国町長 北里 耕亮

でございます。

それでは、2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正ということでございます。

歳入でございますが、今回の歳入補正の主なものは地方交付税589万円、大きいものとしては、国庫支出金、国庫補助金が7千526万8千円、県支出金1億1千851万6千円、寄附金1億2千936万7千円、諸収入としまして、これは減額61万1千円、町債960万円でございます。合計の3億3千853万円ということで、補正前に対しまして5.76%の歳入増額補正ということでございます。

次のページでございます。次、3ページが歳出になっております。主な歳出といたしましては、総務費が合計2億9千724万8千円でございます。主なものは総務管理費でございます。そのほか、民生費、衛生費、農林水産業費関係は、マイナス補正でございます。これはあとで町債が出てきますけれども、実績等に伴う減額が主なものでございます。ほか、商工費25万円、土木費が1千661万7千円、内訳といたしましては、道路橋りょう費が1千730万円となっております。

次、4ページの上段で、消防費でございます。2千700万円。次、教育費が95万円、災害復旧費が減額の513万9千円、公債費が減額の200万円、これも実績に伴います減額補正でございます。最後の諸支出金といたしまして、特別会計繰出金ということで3千777万5千円ということで、歳出補正3億3千853万円ということでございます。

次、5ページでございます。第2表の繰越明許費でございます。

今回、平成29年度から平成30年度に繰り越すものでございまして、主なものといたしまして、総務費、総務管理費の中では地籍調査事業1億3千177万8千円、大きいものといたしましては、現在建設中の庁舎コミュニティ棟の建設事業4億7千986万円。

次、農業水産業費の農業費といたしまして、薬味野菜の里の建設費3千800万円、うち林業費といたしまして、林地荒廃防止事業の災害復旧事業費ということで4千945万円。

次、商工費でございます。ゆうステーション周辺の整備事業が1千927万7千円。同じく商工費の中の鍋ヶ滝公園の周辺整備事業、これが4千850万円。

次、土木費でございます。道路橋りょう費、町道改良ということで、これは明里線と小原田寺尾野線ということで4千94万7千円。次、住宅費が、これは土砂災害防止関係の移転促進事業で300万円。

次、消防費でございます。杖立地区の防災センター建設の設計費で2千700万円。

災害復旧費でございます。農地災害復旧費が4件で877万円、農業用の施設災害復旧事業費が1件で170万円、公共土木の災害復旧事業費が4件で3千250万円ということで、合計の8億8千273万3千円の明許繰越費でございます。

次、6ページの第3表の地方債の補正でございます。

追加といたしまして、防災拠点の施設事業といたしまして1千250万円を追加補正をさせていただきます。これは、先ほど繰越費にも上がってきておりますが、杖立防災センターの設計費の繰越、繰越に伴います地方債の補正でございます。

次、下の段の変更ということで、間伐材の供給安定化緊急対策事業ということで、これは減額の290万円ということで、補正分は810万円ということでございます。これにつきましては、過疎債のソフトを充当いたしております。

次でございます。8ページでございます。歳出の明細でございます。

主な歳出補正の内訳でございます。国県支出金が合計で1億2千700万7千円、地方債が960万円、その他が1億2千925万6千円と内訳になっております。一般財源が7千266万7千円というような内訳でございます。

それでは、補正の歳出のほうから主な内容を説明させていただきます。歳出のページが11ページからとなっております。

一番上のほうが議会費でございます。職員手当関係、これにつきましては、人事院勧告に伴うものでございます。

次、総務管理費でございます。給与、職員手当、共済、これに伴いますのは、人事院勧告に伴う増額と共済関係の負担金の増、また退職手当関係の負担金の増でございます。また、負担金につきましては、派遣職員の負担金でございます。次、財産管理費でございます。これにつきましては、主なものは、25の積立金でございます。悠木の里づくりの基金の積立金として4千310万5千円ということで、これにつきましては、熊本地震の復興基金からの交付金の積み立てでございます。もう一つは、ネットワーク事業の基金積立金ということで、これはふるさと納税に伴います寄附の分を積み立てるというものでございます。企画費がマイナス実績に伴いますふる

さと寄附金の謝礼のマイナス2千万円の減額補正でございます。次の諸費でございます。減額の1千780万円ということで、これも実績に伴います減額でございます。公立病院の交付金の交付税の措置と、又は建設改良事業の負担金、又は公立病院の繰出基準額の減額というものが主なものでございます。次、12ページでございます。地籍調査事業につきましては、国の追加補正ということで、主な委託費が1億2千670万円ということで、委託料が補正をされております。主なものは、この委託料でございます。

次、13ページでございます。徴税費、戸籍住民登録費、ここら辺の人件費につきましては、人事院勧告に伴います増額が主なものでございます。

次、14ページでございます。社会福祉総務費、ここも人事院勧告に伴う人件費の増と、使用料につきましては、社会福祉協議会の土地の登記に伴います使用料の実績に伴います使用料の減でございます。そのほか、障害者福祉費につきましては、実績に伴います扶助費の増額でございます。そのほか、老人福祉費の扶助費の減額の実績に伴います減額でございます。

一番下の児童福祉費の児童福祉総務費の負担金、扶助費につきましても実績に伴います減額補正でございます。保育園費につきましても、実績職員の産休に伴います減額補正でございます。

次、15ページでございます。人件費につきましては、全てのほうに人事院勧告に伴う増でございます。そのほか、主なものとしまして、清掃費、15ページの下のほうでございます。これにつきましては減額400万円ということで、これは阿蘇広域のごみ処理施設の負担金の減ということで、ごみの全体の量が減ったということに伴います負担金の減でございます。そのほか、人件費等の減額は実績に伴います減でございます。

農業費関係の手当、共済、賃金、委託料、これにつきましては、実績に伴います減額ということでございます。そのほか、主なものとしまして、中山間につきましても実績に伴います減額でございます。悠工房の減額につきましても、設計等の見直しに伴います減額ということでございます。

林業費でございます。これも割り当てに伴います負担金、交付金の減額となっております。次、17ページでございます。治山事業費でございます。これにつきましても、割り当て減に伴います工事請負費の減額ということでございます。

そのほか、土木管理費につきましては、実績に伴う人件費等の減と、また負担金関係の減ということでございます。

道路橋りょう費につきましては、除雪作業等委託料ということで、昨年12月からの除雪費の補正委託料でございます。

次、住宅費に伴いますのは、これも実績に伴います減額等でございます。

18ページの中ほどでございます。消防費ということで、災害対策費の委託料としまして、杖立防災センター避難所の設計委託料ということで、2千700万円ということでございます。こ



れは、国の2分の1の補助ということで、復興まちづくり総合計画の中で今現在進んでいる中でございます。

次、19ページでございます。災害復旧費の公共土木施設災害復旧費でございます。これは、修繕費ということで、単独費の150万円の増額補正。

地域施設災害復旧事業の減額に伴いますのは、実際の申請件数等の差の減額ということでございます。

公債費につきましては、これは、財務省の借入れの見直しに伴います金利が下がったということで、公債費の利子の減額でございます。

一番下の諸支出金の特別会計繰出金ということで3千777万5千円、これは国民健康特別会計への繰り出しということで、法定外の特別会計への繰り出しということと介護保険への特別会計の繰り出しというものでございます。

歳出は、以上でございます。

歳入につきましては、9ページからとなっております。

9ページからが歳入の主なものでございますけれども、今回、地方交付税ということで589万円が今回増額で出ております。内訳としましては、交付税の2千189万円ということで、交付税の留保額を設けております。特別交付税につきましては、先ほど歳出でお話ししました公立病院の交付税措置減額等に伴いますマイナス減額でございます。

あと、主なものとして、災害復旧の国庫負担金ということで、中ほどでございます公共土木施設災害復旧事業費の国庫負担金ということで、これは過年債の分の歳入でございます、6千677万7千円というものが歳入で今回補正するものでございます。

その他、国庫補助金ということで、総務費の国庫補助金ということで、中ほど少し下の復興まちづくり総合支援事業補助金ということで1千250万円。

次、10ページでございます。県の補助金といたしまして、諸々として一番上の地籍調査事業の補助金9千750万円でございます。そのほか、民生費の県補助金、農林水産業費の県補助金、災害復旧費の県補助金ということで、マイナスになっておりますのは、実績に伴います減額の補助金ということが主なものでございます。また、一番下の災害復旧事業の補助金の中では、熊本地震の復興基金交付金ということで、創意交付金、工夫分ということで4千310万5千円、これは市町村に県からの配分がきたものの歳入となっております。

次、寄附金でございます。一般寄附金が1億2千850万円ということで、528件の方から寄附をいただいております。大口の寄附が2名の方がこの中に含まれております。

一番下のほうの町債でございます。間伐材安定の供給の緊急事業ということで、これは実績に伴いましてマイナスの起債をするものでございます。一番下の消防債の1千250万円の町債ということで、防災拠点の整備事業に伴います起債でございます。1千250万円でございます。

以上、平成29年度の一般会計補正予算の概要でございます。

以上で終わらせていただきます。

福祉課長（木下勇児君）　続きまして、国民健康保険特別会計の補正予算の説明をさせていただきます。議案集10ページ下の段をお願いします。

議案第16号　平成29年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出

小国町長　北　里　耕　亮

です。

それでは、平成29年度小国町国民健康保険特別会計補正予算書1ページを御覧いただきたいと思えます。

平成29年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成29年度小国町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ113万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億5千656万4千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月8日提出

小国町長　北　里　耕　亮

今回の補正につきましては、年度末を迎えまして全体的な額の確定による財源等の見直しが主な要因となった補正となっております。

歳出のほうから説明させていただきます。9ページを御覧ください。

款の1総務費及び款の2保険給付費につきましては、歳出額は変わっておりませんが、財源の組み替えをお願いするものです。総務費は、システム改修費の財政調整交付金から国庫補助金に組み替えるものです。保険給付費は、療養給付費交付金の退職者医療交付金の減額によるものです。

款の3後期高齢者支援等及び次の款の6介護納付金につきましては、支払基金へ拠出するもので、額の確定により115万円と162万円をそれぞれ減額するものです。

次の款7共同事業拠出金につきましては、県内保険者の支え合いの部分で、国保連合会に支払うものですが、こちらも額の確定によるもので、当初は前年度を参考に予算計上をしておりましたが、高額医療費拠出金が457万円と保険財政共同安定化拠出金が887万円の減額となるも

のです。

10ページをお願いします。款の8保健事業につきましては、県の特別調整交付金の確定による財源の組み替えとなっております。

次の款の10諸支出金の目の3償還金につきましては、平成28年度の老人保健医療費拠出金負担金の精算による超過交付となっていた8千円を返還するものです。

款の10諸支出金の目の1直営診療施設勘定繰出金につきましては、公立病院へ支払うもので、全額国の調整交付金が充当されるものですが、今回は医療機器の導入に伴う費用として1千507万1千円の増額をお願いするものです。ちなみに、医療機器につきましては、レントゲン画像などを各診察室へ転送する医療画像情報システム機器と眼科の手術機器で白内障超音波装置というものの、どちらも機器の更新というふうに聞いております。

続いて、6ページをお願いします。

歳入のほうですが、款の1国民健康保険税につきましては、被保険者の徴収税額がほぼ確定しましたので、今回一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分、それぞれを減額し、合わせて1千627万円の減額をお願いするものです。

款の3国庫支出金の項の1国庫負担金の目の1療養給付費等負担金から項の2国庫補助金の目の1財政調整交付金までは額の確定によるもので、基本給付費が算出されるものですが、その積算の中で調整率や前期高齢者交付金などの条件が加味されるため、当初予算より減額となったものです。ただし、財政調整交付金につきましては、歳出のほうで説明しました直営診療施設勘定繰出金の分が歳入として見込まれますので、差し引きの811万2千円の増額となっております。次の目の2システム開発費等補助金56万円につきましては、制度改正に伴うシステム改修に伴う補助金です。

款の4療養給付費等交付金につきましては、支払基金から受け入れるもので、これまでの実績による見込額で、退職者医療等交付金は1千23万5千円の減額を見込んでおります。また、前年度の精算に伴う過年度分追加交付を283万4千円見込んでおります。

7ページをお願いします。

款の5前期高齢者交付金につきましても、支払基金から受け入れるもので、額の確定により43万7千円の増額となるものです。

款の6県支出金につきましては、国庫支出金と同様、給付費が反映され、算出されるものですが、県負担金が111万8千円の減額を見込んでおります。

次の目の1財政調整交付金の特別調整交付金につきましては、歳入歳出の共同事業保険財政安定化事業の差額分の一部を補てんするもので、今年度はその差額が少なかったために2千362万7千円という減額となっております。

款の7共同事業交付金につきましては、県内保険者の支え合いの部分で、今回の配分額の確定

により、目の1高額医療費共同事業のほうが458万6千円、保険財政共同安定化事業が33万4千円の増額となっております。

次の款の9繰入金につきましては、一般会計からの繰入金ですが、保険基盤安定繰入金と国保財政安定化支援事業繰入金は、いわゆる法定内繰入金で、国保財政の健全化及び保険税負担の緩和のために一般会計が負担すべき所要額となっております。今年度の額の確定により、保険基盤安定が150万円と、国保財政安定化支援事業が114万9千円の減額となっております。その他の繰入金につきましては、いわゆる法定外繰入金として、歳入歳出予算額の不足分として4千万円を計上しております。

8ページになりますが、款の10繰越金につきましては、前年度の繰越金を全額歳出の財源に充当するもので、残りの104万2千円を計上しております。

以上、歳入歳出ともに113万1千円の減額補正をお願いするものです。

国保特別会計については、以上で説明を終わります。

続きまして、介護保険特別会計について説明させていただきます。

議案集11ページをお願いいたします。

議案第17号 平成29年度小国町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度小国町介護保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出

小国町長 北里耕亮

です。

平成29年度小国町介護保険特別会計補正予算書を御覧いただきたいと思います。1ページをお願いします。

平成29年度小国町介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成29年度小国町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ172万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9千396万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月8日提出

小国町長 北里耕亮

4ページを御覧ください。

歳入といたしまして、款の5県支出金の財政安定化基金交付金といたしまして、熊本県財政安

定化基金から90万円交付されるものです。これは、介護保険法に規定されているもので、第6期の介護保険計画の実績保険料収納額が予定の保険料収納額に不足すると見込まれ、かつ、基金事業対象収入額が基金対象事業費用額に不足すると見込まれる市町村に県から交付されるものです。

次の款の6繰入金につきましては、介護保険運営事務費分、歳出の一般管理費にあたる部分ですが、42万4千円を一般会計から繰り入れるものです。

款の7繰越金につきましては、前年度の繰越金の残額39万6千円を全額受け入れるものです。次に、歳出のほうに移ります。

款の1総務費の一般管理費として、普通旅費、有料道路通行料、介護認定審査会負担金、合わせて42万4千円の増額をお願いするものです。旅費と通行料につきましては、第7期の介護保険計画策定に伴いまして、職員の研修会等が回数がありましたので増額をお願いするものです。

款の5基金積立金につきましては、今回歳入のあった財政安定化基金交付金及び繰越金を介護給付費準備基金として積み立てて、次年度以降の財源の一部とするものです。

歳入歳出ともに172万円の増額をお願いするものです。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。3時15分から再開をいたします。

（午後3時03分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時15分）

議長（渡邊誠次君） これより議案第15号から議案第17号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（高村祝次君） 18ページ、消防費で災害対策委託料、杖立地区防災センター（避難所）設計委託料2千700万円ありますけれども、私は、杖立地区の人に数名、考えを聞きましてところ、「そげなもんをつくっちゃ、あそこまで行くと、それはその前が危ないぢやなかろか」というような話で、これは恐らく何人の方が集会のときに来て、集まって要望したのか知りませんが、まだ杖立地区も一枚岩ではないというような認識を私はしました。要するにこの前も勉強会のときに言いましたけれども、あそこが本当に安全かということを言われました。あそこまで行くまでが、やはり発電所から上は非常にみんな危険な所だということは、はっきりわかっております。ですから、やはり場所を、せっかくするなら、5番議員も言いましたけれども、あそこではなくて、やはり杖立の方々それぞれここにつくってくださいとか、こうしてくださいということをやったり積み上げて執行部も考えていかないと、ただつくっただけで利用もされない。あと、維持管理は誰がやるのか。ましてや、この中で設計はしたけれども、その中身について誰が運営して、誰がその負担金を出していくのかということをやっていないと、私はいけないの

ではないかなという思いがしております。この補正予算の中にこれがある以上は、もう少し慎重に私は進めてもらいたいという思いがしております。そこで、町長、お尋ねしますけれども、町長も参加されたということですが、杖立地区の方が何名出席して、どういう意見が出されたのか、お伺いいたします。

町長（北里耕亮君） 昨年からこの部分を行ってございまして、もともとのきっかけは、先日、全員協議会のときに少し御説明させていただきましたけれども、復興まちづくり計画を策定する中で町民の座談会も行いました。そのときにも、発表の中にも織り交ぜてございました。実際、杖立で今まで2回行っておりますけれども、その細部にあたっては総務課長から、各団体一定の網羅はしているのではないかなと思いますけれども、杖立の観光協会の役員の方々、消防団の幹部の方、婦人会の方々、旅館組合の方々、部長、自治組織の関係者の方々もいらっしゃったかと思いますが、今言った部分に漏れもあるかもしれませんが、一定の部分は来ておられたのではないかなというふうに思います。

まず、場所の選定でございますけれども、一応大きく2案を提案をさせていただきまして、芝居を行うあの広い部分、その案と温泉会館、分校跡の部分でございますが、やはり一番大事なのは、いろいろ意見も出ました。寄り付きがいい所はどこがいいとか、いろいろ多目的に使う部分もありますけれども、そこでいろいろできるのではないかと。ちょっと待ってくださいと。やっぱり防災センターですから、防災の部分が一番でございますと。避難をして、そこで安全に過ごせる、その避難所というのが大事でございますと。それは2回目の話でございましたけれども、実際、国交省あたりが出している何年に一度、よく言われる、百年に一度とか、何年に一度という部分の推定浸水地域、それから流速、橋脚みたいな部分のかなり屈強な土台をつくり、その上に建物を建てるのに、やはり流速、ぱっと流れて、ぱっと一緒に流れてしまっただけで、そういった部分も分析をいたしました。となると、広場のほうは、かなりの部分、水が上がってきまして、流速も速いです。かなりのスラグといいますか、鉄橋の下の橋脚のような土台、ああいう部分をイメージしなければいけないと。そうすると、費用もかなりかかりますし、かなり高い建物になりますものから、果たしてそれがいいのかという部分もございました。もちろん避難をする、歩く部分のこと、そういった部分もいろんな話題もありましたけれども、最終的には、「じゃあ、どこ」といっても、なかなかうしろ部分は両側山が迫っており、真ん中は川が流れております。非常に場所の選定は、どこをとってもなかなか難しい。その中で、温泉会館は、かろうじて土砂警戒の部分についてはレッドゾーンではなくてイエローゾーンの部分が半分ぐらいありますので、かなりRCで頑丈なもので1階を車が入れられて、2階、3階を避難所という部分で提案をいたしました。その結果、温泉会館のあのエリアで一応いこうというような案でまとまった次第であります。

その第2回の会議の折にも、「じゃあ、中身はこういう使い方できるんですか」とか、「ああ

いう使い方をしましょう」とか、ちょっと中身の話に移ってきましたので、第2回の部分については、場所だけをまずしっかり決めて、中身については、間取りや、そういう部分は次の会にいろいろ要望もあるかと思いますが、基本はやっぱり避難所という部分を第一に考えましょうということで発言をさせていただきました。

その後の運営についても、「あとあとのメンテは、行政がしてくれるんですか」とか、「自分たちがするんですか」とか、そういう部分もありましたけれども、それも間取りや、そういう部分を決めていく際に、第2回、第3回の会議でしっかり決めていきたいと思います。まず、第2回目の会議については、場所をまとめ上げて決定していくというところで温泉会館エリアになったといういきさつでございます。ですので、様々御意見あるかと思いますが、一定の団体の長、それぞれが来られていましたので、また持ち帰っていただいて、周知を地元の方もされているのではないかなというふうに思っております。

防災ということで、この杖立については、本当に長年水が上がるという問題があり、避難所の部分でもなかなか現在の温泉会館が木造でありまして、不安を強いられているということで、下城小学校まで行くのになかなか大変だという部分の声もあって、やっとの思いのこれでございますので、ぜひ議員の皆さま方も御理解をいただいて、この防災センターは大事だということで、ぜひ御承認をいただければというふうに思っております。

以上です。

4番（高村祝次君） やはり建てるのは、補助金とか、全額ではないけれども、建てるということではできると思います。やはりあとの維持管理を誰がやるのかと。町が全部やってしまえば、やはり小国町内、今までも公民館とか、つくるのにも町が助成した経緯がございます。我々、本当にうちあたりの公民館も、土地も個人の土地で、そこに部落で農協から負債をして、全額支払いましたとか、そこが、やはりそういう場所が地域の避難所にもなっているということですから、やはり杖立地区の方々もそこあたりをしっかりと考えて、自分たちで負担もやるのだと。だから、国のできるだけのお金はとってつくってくださいということでないと、やはりかなりな町内からのそれぞれ自分たちで頑張って公民館を今避難所をしているところからの話が出てくるのではないかなという思いがしております。そういう話が出てきたときは、またそこを避難所として建て替えをやるわけですか。

町長（北里耕亮君） 地域の集会所と杖立の防災センター、これは少し意味合いが違う部分と思いますが、ただ現実今までの町が、公が建てた集会所、これは事実でありますので、お話ししますと、西里であったり、上田であったり、下城であったり、大きく3箇所あるかと思いますが、軽微な修繕等は、軽微なというか、町がやっている部分もありますけれども、こういった部分も地域集会施設ということで、建てたのは町でありますけれども、今後はそれを永遠に行政がメンテナンスをしなければいけないかという問題も、今後の検討課題ではないかなと思います。各地域

集会所は、自分たちで自分たちの部分で作り上げたという地域もありますし、ただ、今回の杖立の部分については、冒頭先ほどから私が言う、避難所という、防災センターというのをメインに、しかもあそこが他地域とちょっと違いまして、毎年毎年準備情報が出たら避難をする、河川がやっぱり頻繁に水が上がる所でもありますものですから、そういったところは、今回は防災枠で建てさせていただいて、あとの運営や管理については今後の協議になるかと、先ほど言ったように、そういうふうには思っております。まだ、政策決定をして運営をどこがするかとかというのは決めておりませんが、そのあたりところは、また十分行政もしっかり考えを持って地元に入っていきたいというふうには思っております。

以上です。

4番(高村祝次君) 今、町長が言われたように、町がつくった集会所が西里と下城と上田と言われましたけれども、実際、下城も私が協議会長をして、あそこの維持管理が年間10万円ぐらい協議会の費用から出ています。非常に高齢化になって協議会費も納めきれないということで、どうか地元の池鶴の地区に、よその集落は公民館をもっておりますけれども、池鶴地区が公民館がないからとってくれませんかというような話を世話人の協議会に出てくる人たちにも話しますけれども、なかなかその10万円を支出することができないから、やっぱり協議会がやってくださいというような話になります。建てるのは、何の事業で建てたか知りませんが、恐らく基盤整備、農村集落何とか事業とかといって、つくっていただいたのではないかと思いますけれども、今になっては非常に協議会とかでもつと、協議会費も集まらないような時期で、ましてや協議会においては、お宮ももって、お宮の運営はほとんど底をついているというようなことで、下城地区も今年の総会で値上げをします。2千500円、協議会費と別に若宮神社の会費で2千500円上げてくださいというお願いしたけれど、3月過ぎて総会の際にはならないとわかりませんが、そのお金もなかなか危ぶまれるような状況に今はなっているということですから、非常に慎重にあとの維持管理はなってから、つくってからというようなことではなく、やはり当初からきちんとしたことをしていかないと、災害があったときに、例えば杖立の下の方に行けば、立派な旅館も鉄筋コンクリートであります。川向こうは川向こうでしっかりした家もありますから、そこあたりを避難所とおっしゃったときには使う可能性もある。本当にそこに来る人たちが何人果たしているのかということが考えられます。ですから、やはりもう少し場所も、先ほどから町長が言うように、上の橋の、以前、温泉でいろいろイベントをする広場のど真ん中に建てれば、水が私たちが覚えて何回かあの広場まで上がって、舗装も非常に傷んだという記憶が2回ぐらいありますけれども、その中でも真ん中ではなくて、昔、映画館があったほうに、あれは個人の土地だろうと思いますけれど、そっちにつくれば、土地の購入もいかもしれませんけれども、やはり橋からそのまま避難所に入ってこられるということで、多目的に使うと、避難所に使うということになると非常に広さはいるわけです。それなら、いつもそれだけの災害があったときに、



避難所に集まるかという、結局はさっき言ったように、旅館の立派な所などに恐らく避難させてくださいとか言って、やっぱり身近な所に行くと思うのですよ。ですから、私は、やっぱりここあたりはしっかり決めて、あとの運営とか考えていかないと、「さあ、つくってから、補助金もらって、運営はどうにかなりますよ」では、私はいけないという思いがしております。これについて、私は、はっきり言いますが、納得はしていません。もう少し時間をかけて、この前いきなり補正予算で議会にも出ましたけれども、いろいろ執行部の方は、杖立のほうに行っても話を聞かれたりして、検討はされたと思いますけれども、やはりもう少し慎重にやってもらいたいという思いはしております。

以上です。

町長（北里耕亮君） 様々意見はあるかと思えますけれども、やはり本当に杖立の地域住民だけでなく、観光客の方もいらっしゃるわけがございます。そういった方々の、寄り付きのという、確かに場所がどこかというのは、あるのはあるのですけれども、やはりこういった機会にしっかりとつくって、町民の安全を保ちたいという思いでいっぱいでございます。

運営については、できあがってから決めるという部分ではなくて、今、第2回でありますけれども、4月に入りましてからでも早い段階で第3回、第4回と何回か繰り返すわけですが、その中で間取りや、中身の話、そのときに今後の維持管理や運営やどこがするかとか、そういった部分、決め事はきちっと決めてから建設に移りたいというふうには思っております。そういう部分で思っておりますので、ぜひ御理解をいただければというふうに思います。

4番（高村祝次君） 町長、観光客と言いますが、災害があつてから、危ない所にいつまでも滞在することは絶対ないと思います。やはり早くその場から出て、自宅に帰るなり、ほかの所に行くと思います。あまり観光客も入れたところで考えると、杖立が非常に観光客が多いときは、そこに入らないような施設、それが多くなってくると受け入れきれないようなこととなりますので、観光客と言わずに、やはり今は杖立に住んでいる人たちが避難されるというような感覚で建てないと、観光客もいたときに、今、杖立旅館に何百人泊まれるか、何千人泊まれるか知りませんが、それを受け入れるということになると、大変な施設をしていかなければなりませんので、そこあたりは、町長は、何人ぐらいの観光客を入れる考えをもって、観光客、お尋ねします。

町長（北里耕亮君） 実績といいましょうか、今までも集中豪雨で非常に今水かさが増すスピードが速くなっております。夜中に降る場合もあります。そのときに、やっぱり観光客の方も車で町外に出遅れる場合も今までもあったというふうに聞いていますし、そう多くはないとは思いますが、それでもそういう方々、旅館の家主が避難して、お客さんを置いていくということは考えられないわけですから、どうしてもものときには一緒にその避難所に逃げるといふ部分も過去にもあったと思えますし、これからも十分あるかと思えます。人数は、そうは多くはないと

思いますけれども、そういった部分も絶対町民だけがその避難所に逃げるというのではなくて、必要があれば、そこのたまたま杖立においでいただいていた方も十分その安全を確保するというのはあってもよろしいのではないかなと、そういう意味で言ったわけでございます。

もう少し杖立の現状といたしましょうか、非常に水かさが増すスピードというのが本当に今想像を超えるスピードになっております。そういった部分で、この安全を確保するというのは、喫緊の課題であります。そういう意味で、百点満点にはなかなかいかないと思います。百点満点ではレッドゾーンでもイエローゾーンでもない、非常に安全な部分で間違いない所にとというのは理想ですが、そういう場所が杖立にはないのですね。本当に探したけれども、ハザードマップ上もなかなか難しく、ありません。そういう意味で、現在の部分の中で最善の所ということで、行政としては提案をさせていただいて、一応地元としては御納得いただいている部分であります。また、その細部にわたる杖立町民の一人ひとりには、地元のほうからお伝えいただくようにはなっておりますので、様々意見はあるかと思えますけれども、ここは安全ということで、議会の皆さま方もぜひ御理解をいただければというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑は。

6番（時松唯一君） 6番です。今、町長がおっしゃっている内容の中に、以前、大水害があって、非常に不幸な出来事がありました。そういう中で、やはり水害だけではなくて、災害の土砂崩れもあります。ですから、私どもの2期目の議員たちは、1期目に一番上のほうをどういう状況かということで見させていただいた中で、そういうものを歩いて見て、聞いて、そしてその中で一番、全てが安全とは言いませんけれど、安全に近いという所をもう一度考え直してやるべきときにきているのではなかろうかなと思います。

防災センターですから、あくまでも水害だけを想定してやるのではなくて、土砂災害のあったときの消防団員が全て出て、やっと一人の命を救ったという歴史もあります。そういう中で、やはり杖立の方々が一致団結して、全てが100%OKではなくても、それに近い所を、もう一度場所選定にはやはり早急に考えるべきときではなかろうかなというふうに私は思いますが、町長、いかがですか。

町長（北里耕亮君） 確かに数年前に地元からの要望もあり、また1期目のときに、議会議員の皆さま方、現場を歩いていただいて、要は町道から少し山あてに登って、砂防の施設、砂防ダムの近くまで行って、そこから秋原のほうに抜けるという部分の避難路を整備をという要望で、議会議員の皆さまも見ていただいた部分もありますが、あそこそやはり、先ほどから言う防災センターは、当然ハザードマップ、先ほど言うイエローゾーン、レッドゾーンというのは、土砂警戒、土砂崩壊の用語であります。土砂崩壊がもし仮にあそこであったとしても、今の温泉会館の部分は、半分がイエローゾーンというか、レッドゾーンではありませんので、一定の部分は安全は確保されるものと思えますし、屈強なものRC構造であれば耐えうるものだというふうな部分、

そういったものを考えております。

次の谷を上がって、砂防ダムのほうに、あそこそ雨が降れば、あの上を見ていただくと、非常に多い石があります。あそこそ、町民の方を非難をするために歩かせると、非常に危険なのではないかなというふうには思っておりますので、一応今のところの行政の部分、判断としては防災センターを中心に考えて、また集中豪雨や土砂崩壊がある、前後が詰まったり、いわゆる天瀬のあちらが土砂崩壊で通行止めになった、下城小学校と杖立のあいだで通行止めになったと、そういう部分があっても、数日間はずっと安全が確保できるような、そういった部分を考えていきたいというふうに思っております。

あとは、いろいろな御意見があるとは思いますが、議会の皆さん方の御判断かなと思っております。ぜひ御理解をいただければというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） これが、今回は基本設計ということによろしいですか。今後、基本設計ができて、これは今の段階では場所が決まっただけと。3回目、4回目と、間取りなんかも決まっていって、その上でまた実施設計ということの流れになっていくということによろしいですか。

総務課長（松岡勝也君） 実施設計も含めた今回の補正予算となっております。

5番（児玉智博君） それでは、実際、あとは建築費用とかになってくると思うのですが、大体いくらぐらい。そして、またその費用はどこから出るのか。

総務課長（松岡勝也君） 額的には、今明確には言いにくいところもありますけれども、今の避難所、学校跡地の面積が約700平米ということと、1人当たり2平米ぐらいということで、試算して、恐らく2億円から3億円ぐらいではなかろうかという、あくまでも今の段階でつかんでいる数字でございまして、もちろん補助につきましては起債の事業というふうな形になります。ですので、今回の設計につきましては、2分の1が復興まちづくりの国庫補助2分の1と、あと残りにつきましては、起債事業で交付税の措置が80%ということで措置されますので、今回その建物につきましても、起債事業の70%の財政措置というところの起債を考えているというところがございますので、建築費用につきましては、補助対象がどれまで認められるかということにもなります。また、地域と今話をする中では、いろんなコミュニティ的な機能も要望が出てくるかと思いますが、そういったところは、恐らく防災面から補助対象外になってくるのではないかなと思っておりますので、そういったところは地元のほうと協議しながら、どこまでが実際必要なのか、またプラス、コミュニティ的な機能を、予算的な問題もありますが、どこまで可能なかという話に、平成30年度中には設計しながら、いろんな案を出しながら、場所選定も含めて、進めていく必要があるかなというふうに思っているところでございます。

5番（児玉智博君） それで、実際、本当に今度の設計費用が、半分が起債、80%措置されるというのが防災拠点施設建設事業と、それともう半分が復興まちづくり総合支援事業補助金という

ことになっておりまして、やはりそういう防災の面からいってするならば、大体皆さんやっぱりコミュニティ的ないろいろ、例えばそこら辺でみちくさ市を雨の日はやってみたりとか、そういうふうにやっていく場合に、あまりに防災センターとか、そういうふうにやっていけば、これは国費が入りますので、会検がきて、目的外使用だなんていう指摘がされたりするのではないだろうかというふうに思うのですよね。

それで、大体まだ2回しか開いてなくて、いろんな間取りとか、これから3回目、4回目といってから、開いていきますというふうにおっしゃるけれど、本来であれば、やはりそういう地域の合意形成ができた上でこういう予算請求というふうにするのが、大体それが道筋なのではないかなというふうに思うわけですよ。

私も、何箇所かそういう防災の懇談会にも参加しましたがけれども、杖立には行けなかったのですが、大体地域の皆さんは公民館に避難するから、公民館がこれは耐震基準を満たしているかどうか不安だから、その公民館を耐震化してほしいとか、そういう言い方をされるのです。公民館を防災センターにしてくれなんていうのは言わないのですよね。だって、その防災センターにしてしまったら、ふだん使えなくなるからですね。

だから、私は、別にこの杖立に防災センターをつくるとかというのではなくして、公民館というのか、新しく温泉会館をリニューアルするとか、そういう観点にもって行って、平時は地域の人たちが観光PRや地域の冠婚葬祭なんかに自由に利用できて、そこが結果として災害なんかが発生してきたら避難所になるというようなもっていき方をしていくのがいいのではないかなというふうに思うわけですが、これが本当に今まで同僚議員からも指摘がありましたけれど、あまりにもちょっと何か急ぎすぎているような気がするのですが、一回つくってしまったら、それはずっと使っていないといけないし、実際、そういう維持管理なんかもなかなか今の段階でも決まっていないというのは、私は本当に下準備が不十分なのではないかなというふうに思います。

維持管理で言えば、黒淵の小学校の下にある消防小屋なんかは、電気代はあれは地元が負担しています。町には負担してもらっていないので、やはりこれは防災センターだからといって、建てた責任で町が出しますよなんていうふうになったら、やはり行政の公平性の面で大丈夫ですかというような気もするわけですが、そういうところをもうちょっと詰めてからこの予算提案すべきことではないかと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） 設計の段階に入る前は、やはり回数が少ないと言われればそれまでかもしれませんが、やはり場所選定につきましては、地域の皆さんも十分杖立の地域、御存じで周知しているというところで、「じゃあ、どこにしますか」ということで、実際、第1回目のときには、トンネルのところから河川敷の広いところとかといった意見もありました。ですから、「なら、どこだ」といっても、そうは提案としても出てこないのが現状で、一番使っているのはやはりあそこの桜橋のたもとのお祭りする所という意見はありました。しかし、昭和時代の河川の災

害を経験した人は、やはりあそこは怖いという人が多かったということで、やはり国交省とも、国交省のエリアではないのですが、意見は聞かないといけないということで協議に行きましたが、やはりその桜橋でも7メートルから8メートルの浸水想定が公表されている中、そこがいいですよとはなかなか言い切れないと。そうしましたら、やはり用地的に少しでも上流に上った今の学校跡、なおかつイエローゾーンを避けて、RC構造であれば、どっちかと言えば、比較的安全というところで、先日の会議の中では、それぞれ地元の関係者、周知のほうは幅広く来ていただきたいということでしておりまして、先ほど町長がおっしゃいましたように、主な関係者の方と高齢者の方、昔のことを知っている方も御意見を出されました。実際、設計に入る前に運営とかなんかを考えるとという御意見も確かかもしれませんが、やはりこれから先、ある程度基本的な構想を描いて、そして実施に入るまでにやはりそういったどういった広さ、どういった運営というのを並行しながら平成30年度詰めていかないと、すぐ31日、着工かというところ、またそれは急ぐことになると思いますので、やはり指定避難所として町があそこをしている以上は、やはり耐震化、安全な対策をしなければ、やはりあの木造で、水害も、落石、土砂も非常に不安というところで、やはりそこはどうかして、今の国がつけられているそういった減災対策の事業債等があるあいだにやはり手を挙げて検討していく必要があるというところで、急いでいるという御意見も確かにそういった意見もあるかもしれませんが、やはり耐震化で一番大きい未耐震の構造としては杖立の防災センターといえますか、今の避難所が一番不安定と思っています。

また、そのほか西里の多目的集会所につきましても、まだ未耐震というところでそれも進めていかないといけないというところで、もちろん今回の予算に、また来年の予算にも考えておりますが、庁舎自体も耐震化はしてないというところですので、やはりそういったところも含めて、今の国が進めている緊急防災の減災対策債というのがあるあいだしておかないと、将来、また熊本地震並みの地震が起きた場合、非常に不安かなというところだと、この今回設計費を計上させていただいたというところがございます。

5番（児玉智博君） 私は、復興まちづくり計画とか、それそのものは否定するものではないのですが、その復興まちづくり懇談会の持ち方そのものも、コンサルが来てから、各地域で黒淵なら黒淵、西里なら西里で、川があふれたらこういうふうに沈んでいきますとってから、何か等高線に沿ってから航空写真を青く染めてから、黒淵でも大分、下鶴とかのほうになると、畑とかが水に沈むようなことを言ったので、それは何ミリの雨が降ったら沈むのですかと言ったら、それは雨の量にかかわらず、下流のほうで土砂が崩れれば、少しの雨でも沈みますというような、何か、それはあまりに参加者の不安をあおるようなやり方ではないかなというふうに思ってから、ちょっと違和感を覚えたわけですけども。

実際、その桜橋のあたりで8メートルも、それは国交省が言っていることでしょうか、水が上がると言うのであれば、やはり防災ともう一つ減災という言葉がありますけれど、やはり白川

あたりは河川整備をしているわけですよ。堤防をつくって、龍田あたりは家の1階で川側の窓を開けたら、堤防で向こう岸が見えなくなったというような話、大分2階ぐらいの堤防をつくっているわけですよ。8メートル上がるから避難すればいいかと言えば、それはやっぱり命は助かったとしても、家が水に浸かったりとか、そういう商売している旅館なんか水に浸かってしまえば、やはりそれは経済的損失というのは計り知れないわけですよ。だったら、やはり河川整備も考えてやっていくべきではないかと。やっぱりその防災センターをつくったから、それで、「はい、つくりました。逃げてください」と、それだけでは、私は本当に復興まちづくりと言えるのかなという気がするのですが。それは河川整備となるとやっぱり県の仕事になるかもしれないので、町は要望をするしかないのかもしれませんが、そういうことは考えているのですか。

町長（北里耕亮君） 私の前の代、本当は相当前から杖立の水の浸水については議論がされておりました、直轄河川でありますから、国でございます。今までも本当にいろいろな、今までも議論がなされて、抜本的な対策としては、ちょっと私も正確にはわかりませんが、上流にダムをつくるか、本当にそういう議論がなされた時代もあったようでございます。隧道をつくるかですね。ただ、あまり現実的ではないので、6年ぐらい前でしたか、筑後川ダム統管と打ち合わせの中、国ですけれども、堤防かさ上げの案も確かにありました。ボックスカルバートの大型の部分を下流に向かって、左岸にずっと設置するという部分もありましたが、それでもかなりの予算投資になりまして、やっぱりそこもなかなか今の国の状況から難しい。河川掘削をしても温泉があるから掘削もなかなかままならない。できることは今まで随分やってきたのではないかなというふうには思っております。

ですので、まず、先ほど言ったように、防災センターができたから全て解決というのは、行政も小国町としても思っておりませんが、ここは一つできるところからということから、これに着手しようという判断をいたしました。これ今のチャンスを逃すという部分、あまりいい表現ではないのですけれども、この地震を終えてから復興まちづくり計画を立て、その復興基金に係るところから今回に着手するわけでございまして、これ提案しなければ、今後はなかなかはっきり言って難しいと思います。ですので、あとは判断だと思います。議員の皆さん方もぜひ御理解というか、考えていただいて、設計とか、そういう中で、運営や、そういう部分はまた議論の部分だろうと思いますが、ぜひ設置というか、この事業に行政としては取り組みたいというふうに思っておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

3番（北里勝義君） それでは、杖立地区の防災センターの設計委託ということで今議論をされております。私も、一般質問の中で杖立地区の防災対策について質問をしていたこともございます。その中でやはり全体的な杖立地区の防災計画を立てて、その中でやはり進めていくのが一番ベストではないかなというふうに思っております。というのは、課題があるわけですね。河川側は水

害対策、それから山側は山腹崩壊対策、それからそれに伴うところの避難所の整備、また避難路の整備もごございます。それから、杖立の水道施設、これも地震の災害で大きな被害を受けました。こういったのが全体的な防災対策として、町がやっぱり立てていかねばならないのではないかなと。特に、河川側につきましては国との協議、それから山腹崩壊につきましては県が治山、それから砂防事業をずっとやってきています。そこら辺に要望をしていく。それから、避難路、それから避難所、また水道施設等については、町がやっぱり大きく関わってその計画を進めていかねばならないというふうに思っております。今回、そういった杖立地区の防災計画あたりを策定されているのかどうかをお尋ねいたしたいと思えます。

総務課長（松岡勝也君） 今回、防災センターという位置づけでありますけれども、今、御質問あった全体的な杖立をどうするかということについて、改めて今回杖立全体を考えた河川整備から山腹土砂災害、水道施設、避難所、避難路といった全てを網羅したところは、今回の復興まちづくりの中でもそういったところが意見等、また現状の把握という中では出てきておりますので、ここだけ杖立だけを特化した計画というのは、今の段階ではまだつかんでおりませんが、御承知のとおり、杖立のいろんな防災上の問題は全て大体網羅した課題は出ているというところですので、そうした中で土木部がする分、治山林務がする分と、また国交省にお願いする分といったところをやはり再度お願いしながらハード的なものはしていく。計画書を作って、なおかつ要望していくと。それに併せて、増水してからでは、落石をしてからでは、そういうので、やはり最終的にはソフト的なといいますか、早めの避難というのが最終的にはなってくると思えますが、やはりそういったところを含めた、今回の復興まちづくり計画の中でもそういったところはきちっと位置づけはしていかないといけないというふうに思っております。今現在、とりまとめといいますか、復興まちづくり計画のほうも平成30年度3月いっぱいまでとなっておりますので、そういったところを最終的には活用した計画に基づいて取り組んでいきたいというふうに思っております。

3番（北里勝義君） 私たちも、やっぱり杖立地区は町を代表する観光地なのですよね。そういう中で、やはり防災というのは議員誰もが心配するところであるし、もう少し今回の件も議会に示していただいて、いろんな議論をして、その中で進めていきかけたというのが私の気持ちでございます。これは、答弁は要りません。

では、終わります。

10番（時松昭弘君） 10番です。今、数名の議員からいろいろ意見が出ておりましたが、今、3番議員がお話になったように、各役割分担というのが、国、あるいは県、あるいは町等の役割分担があると思います。今回の防災センターあたりの協議が、先ほどの説明からしますと、地元のほうでは2回ほどという話が出ておりました。2回ほど、もちろん地元からのそういう意見が出たことは確かにそういった問題もあろうかと思いますが、そのことがこれを議案として上げて

くるならば、もう少しこれをする前に議会のほうにこういったことを上げるからというようなことで、やっぱり全協なり、あるいは勉強会の中でも提案をしていただきたかったというのが、今、私の率直な意見でございます。

そういった中で、このことだけをもう少し一回議論をする場を設けたらどうでしょうか。今回の場合は、この災害対策の分を一回、一応修正をするか、あるいはこのまま補正を組んでいった場合でも、次の議会の中でも、あるいは減額補正をやるのか、そういう形の方法も一つあるかと思えます。ただ、この全体的なこの補正予算でございますので、この問題だけ、今の状況だったら、非常に私自身もこれは考えて、賛成、反対の検討をしなければならないかなというふうに今考えておりますが、やはりこれはもう少し全体的に詰めていく必要があるのではないかなと思えますけれど、町長、いかがでしょうか、そこは。

町長（北里耕亮君） 昨年の秋以降から復興まちづくり計画の中で、熊本県のそういった部分との打ち合わせの中で、平成29年度に県全体の地震の影響のこのバランスの中で、予算のほう確保できそうだという部分の状況もあったわけでございます。ですので、私たち町も、当初は平成30年度に設計や、そういった部分でのことを考えておりましたところ、国、県、特に県のほうから、もとの原資は国ですけれども、そういったところからの紹介もいただきながら、このぎりぎり平成29年度内の3月議会補正予算で提案をする結果となりました。ですので、ここで議決をいただき、そして繰り越しという部分にならないとこの事業はできません。ですので、ぜひいろいろ説明不足という部分の御意見もあろうかと思えますが、4月、5月に入りまして、また議会の皆さま方とは意見交換をさせていただく機会をもちたいと思えますので、今日この部分については、ぜひ御理解、御賛同いただければというふうに思っております。ぜひお願い申し上げたいというふうに思います。

10番（時松昭弘君） 10番です。今、町長から説明を受けましたけれども、その中身はよくわかりますが、この財源の内訳を見ますと、今回の場合が1千250万円が国と県の支出金ということで、残りの1千250万円、あるいは一般財源が200万円ありますが、地方債と一般財源というふうになって、1千450万円が起債と一般財源の持ち出しということになっています。これは、設計委託料であります。調査費ということであればいいかもしれないけれど、しかし、次の段階で建物をつくっていくことになると、恐らく2億円、3億円ぐらいの、先ほどの説明ではないけれど、3億円近くのお金がいるのではないかというふうに思われます。そういった場合に、国、県、あるいは地方債の国、県の支出金がどれだけ明確にわかれば、残りがまた地方債の借入金と一般財源の持ち出しがどれだけあるのか、おおよそわかる範囲で教えていただきたいと思えます。

総務課長（松岡勝也君） 今回、今、町長がおっしゃいましたように、2分の1は復興まちづくりの補助金で控除が2分の1で、残りにつきましては、緊急防災の減災事業債ということで、また



熊本地震ということもありまして80%の交付税措置ということで、平成29年度中にやはり取り組まないと、平成30年度になるとちょっと枠的にも非常に厳しいということがあって、設計を予算措置としまして、平成30年度で実質的には設計を詰めていくと。それから、平成30年度に設計等を詰めまして、それからハードの工事に入った場合の予算措置ということで、これにつきましても起債の対応になりますけれども、その中で国庫補助等が何%になるかと、それによってあと起債につきましても、交付税措置が今のところ耐震関係等、どのぐらいとれるかということで、これは庁舎関係も同じですが、今のところ70%の財政措置がとれるというところは、今のところ示されておりますので、そういった交付税措置を使っていくしか、現実的には予算措置はないというところでございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

11番（松本明雄君） 議員の皆さまからいろんな意見が出ました。もう一回確認なのでですけど、杖立の方々はほとんどの方が総意されているのでしょうか。

そして、もう一つは、うしろが決まっているから今この予算をつけなければならないとか、そういう話ではなくて、前々から防災センターは必要だという話が出ていたと思うのですよ。ですから、今度は地震でいろんな有利なお金を借りられることがあれば、先にやっぱりそういうことは準備をしていくべきではなかったかなと思います。11月にこういう話が出て、それから杖立のほうには2回ぐらいしかまだ説明がないと。やっぱり住民は、その辺はやっぱり一番わかっていると思うので、やっぱり毎月でも総務課のほうから、ほかの案件もちょっといろいろごたごたしましたのであったと思うのですけれど、やはり月1回は行って、昼間だけではなく夜も行って、町民のやっぱり意見は聞くべきだったのではなかろうかと思います。そして、今、議員が述べているように、僕たちも全員協議会や、いろんな勉強会がありましたので、その際にもやっぱり情報のほうは流していただきかったなど、そういう思いであります。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

町長（北里耕亮君） 予算的な部分については、有利なといいましょうか、そういった部分で推移しているところで、杖立の避難であったり、安全であったり、防災であったりというのは、本当にかねてからの懸案事項でありました。温泉会館の一避難所が木造であり、非常に不安な思いを地元の方がされていたというのは懸案事項でありましたので、昨年の秋ぐらいにぼっと思いついたようなとかということでは決してなくて、本当に従来から心配もあり、懸案事項、課題であったのは、行政もそういう部分であります。そして、予算的な部分については、地震があったからとかということとは言えないのですが、県のほうからの紹介もあり、これに行政として手を挙げたという部分でございます。

そこで、これからの話でございますが、建物を建てたり、設計をしたりという部分で協議をす

る事柄も非常に多くございますので、今までは反省すべき点はあったかと思いますが、これからはしっかりまたより以上に議会の皆さま方や、もちろん地元、そういったところに積極的に入っていきながら、様々な協議をしていきたいというふうに思っております。ただ、しっかり町の考えをもって地元に入るといふようなことも大事であるかと思っておりますので、そういった部分で努めてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

なお、採決においては、執行部は最後にお立ちいただきたいと思えます。

議案第15号、平成29年度小国町一般会計補正予算（第7号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決しました。

議案第16号、平成29年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 平成29年度小国町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。4時20分から再開をいたします。

（午後4時13分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後4時20分)

議長（渡邊誠次君） 日程第20、「同意第1号 小国町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（北里耕亮君） それでは、議案集の12ページをお開きください。

同意第1号 小国町教育委員会委員の任命について

小国町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年3月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

記といたしまして

住 所 小国町大字宮原1981番地3

氏 名 横尾祐輔

生年月日 昭和33年1月3日

提案理由といたしまして、平成30年3月31日に現教育委員会委員の横尾祐輔氏が任期満了となるためでございます。

現在、4名の教育委員のうちに横尾委員が本年3月31日をもちまして任期満了となります。結論から言いますと、引き続き横尾祐輔さんに教育委員会委員として選任させていただくものでございます。

今回の選任につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中にありますように、人格が高潔で教育、芸術及び文化に関し識見を有する者として適任であると考えているものでございます。現在1期目でございますが、教育委員としましての姿勢は熱意と責任感をもって職務を果たされ、小国町の教育のために貢献をさせていただいております。

以上のことから、引き続き任命の同意をお願いするものでございます。

少し経歴をお話しさせていただきますと、小国中学校を卒業されてからは、県立済々黉高校、それから大阪府立大学、そして御実家のヨコオ家具で責任社員ということで現在に至っております。公に近い部分といたしましては、商工会理事や家庭裁判所の調停員もされております。また、社会教育委員をされております。先ほど言いましたように、平成27年から平成30年、今月まで教育委員として1期をお務めいただいている途中でございます。どうかよろしく願い申し上げます。

議長（渡邊誠次君） これより同意第1号についての質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は、小国町議会会議規則第82条第1項の規定及び第83条により無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（渡邊誠次君） ただいま出席議員は11名であります。

お諮りをいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番 大塚英博君、及び10番 時松昭弘君を指名いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

よって、立会人に2番 大塚英博君、及び10番 時松昭弘君を指名いたします。

これより投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

議長（渡邊誠次君） 念のため申し上げます。本案について賛成者の者は○、反対者の者は×を記載していただきたいと思っております。白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙に配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

議長（渡邊誠次君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

（投票箱確認）

議長（渡邊誠次君） 異常なしと認めます。

よって、これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いいたします。

（投票）

議長（渡邊誠次君） 投票漏れはございませんか。

（投票漏れなし）

議長（渡邊誠次君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票に移ります。

2番 大塚英博君、及び10番 時松昭弘君、立ち会いをお願いいたします。

(開票)

議長(渡邊誠次君) では、開票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 11票

反対 0票

以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

議長(渡邊誠次君) 日程第21、議案第18号から日程第29、議案第26号までは、平成30年度小国町一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算でありますので、一括して議題といたします。

ここで、北里町長より平成30年度の町政に対する施政方針をお示しいただきたいと思っております。

町長(北里耕亮君) それでは、平成30年度の予算の施政方針をさせていただきますと思っております。

皆さま方のお手元に総務課の資料7という資料がございますでしょうか。少し厚いものになりましたので、多少お時間をいただくことになるかと思っておりますが、全ては読み上げません。記してありますので、お持ち帰りになって、またお読みいただければというふうにも思っております。主なものをまた読み上げさせていただきますが、開いていただきまして、予算の概要というふうにあります。これは、後ほど総務課長が資料(8)でも述べまして、重なる部分もあるかと思っておりますが、全体の概要でございますので、よろしくお願ひします。

2ページの予算の概要ですが、一般会計といたしまして、歳入が平成29年度の予算額と平成30年度の予算額の比較もさせていただきます。平成30年度の予算額、歳入なのですが、合計をいたしますと51億3千200万円でございます。平成29年度は48億5千260万円でございますので、予算は増えております。2億7千940万円増えております。右のほうに歳出でございます。もちろんこれは同じでございますけれども、費目別でございますが、平成30年度、平成29年度というふうになっております。そして、下のほうで特別会計でございますが、同じように昨年度と比較した金額がこのように載っております。

では、右のほうに移りまして、3ページ、円グラフになっております。これもわかりやすく示

したものでございますけれども、円グラフ、歳入総額、下のほうでは歳出総額ということで、割合で載せております。町税から分担金、負担金や諸収入、地方交付税、地方交付税このあたりが大きく幅を占めておりますけれども、中心の円に近いところに自主財源というのと、依存財源というのがあります。月並みでございしますが、やはりこういうのを見ると、依存財源の割合が多いということでございます。歳出でございしますが、これもまとめあげたものでございますけれども、総務費、民生費、公債費、農林水産業費というふうに続いております。御覧になっていただければというふうに思います。

次に、4ページでございしますが、小国町の基金と地方債の状況、基金、地方債、蓄えと借入れという部分でございしますが、それぞれ財政調整基金からそれぞれ基金ありますが、合計の欄のとおりでございします。地方債についても、過疎債が上に載っておりまして、それぞれありまして、合計がこのように載っております。あまりこういうのはなかなか言いにくいのですが、その下の部分では平成28年度末基金残高はというところで、載せたくはないのですが、一応事実でありますので、記させていただいております。右のほうも言葉として載せさせていただいております。過去5年間の財政調整基金の推移ということで、なかなか厳しい状況がこれからもわかるかと思っております。

5ページに移ります。平成30年度小国町の主な取り組みということで、先ほどから防災の話題もございしますが、やはり地震を踏まえて、小国町の町内の事柄と行政の事柄、特に小国町役場庁舎の耐震化という部分であります。現在、仮称コミュニティ棟の設立を鋭意やっておりますが、と同時に庁舎の耐震化も考えなくてはなりません。県内において庁舎の耐震化ができていないのは、小国を含めて3町村あります。ほかはどことは言いませんが、その2町は間近に見通しがついているやに聞いております。となると、県内では、唯一小国町だけが耐震化ができていないという部分であります。少し読みますと、「一昨年発生した熊本地震では、未耐震の自治体庁舎が被災し、住民データ等が操作できず、被災者救済に支障をきたしました。大規模災害に備えるため、行政の中核であり、住民福祉、行政サービス、防災の拠点である役場庁舎の耐震化を検討いたします」ということで、これは数年にわたって検討という部分になります。また、これは機会あるごとに補足をさせていただきたいと思いますが、今年1年でできる部分ではありませんので、数年かけて取り組んでいきたいというふうに思っております。ただ、平成30年の中で基本構想なるようなものをいずれかで取り組んでいきたいと思っておりますので、早め早め、先ほどの話題ではありませんけれども、議会の皆さま方にも相談申し上げたいというふうに思っております。このあたりは、余計な部分かもしれませんが、具体例を言うと、引越しとか、役場業務が一時期止まる部分でありますので、相当工夫をしないとどういう形であるかというのは、工夫しないといけないかなというふうに思いますが、必要な部分ということで御理解をいただければというふうに思います。

防災消防機能強化といたしまして、これは先ほどから話題になっている部分ですので、省きたいと思います。ただ、3行目、「高齢者をはじめとした災害弱者対策としてトイレの洋式化や、消防施設として、防火水槽の新設に取り組みます」ということでございます。

一つ、自治体クラウドの導入、あとで読んでいただきたい。

財産管理の部分は、読みます。「町有財産を適正に管理するため、固定資産管理システムによる固定資産台帳の管理を行います。また、公共施設等総合管理計画及び実行計画に基づき」、次のページです。「施設毎にマネジメントを行い、今後の維持管理について検討します」、次でございますけれども、引き続きであります。「遊休地の有効活用を引き続き検討し、特に他団体利用町有地については、売却も含めた働きかけに努めます」ということで、平成29年度内に、昨年の施政方針のときには、町有地の売却ということで具体的に方針を示させていただきましたが、なかなか最後まで至りませんでした。今、サポートセンター悠愛の土地の部分については、先方と協議をさせていただいておりますが、このあたりのところは、売却をするべき町有地もありますし、本来、町の恒久的な位置づけの施設であったり、公園であったり、そういうところも借り入れをしている場所もございます。本年1年で多数ありますので、なかなか完全にはできませんが、将来的にやはりそういった部分は町所有にすべきではないかというふうに私は思っております。ただ、1年では問題解決にはなりませんけれども、一石を投じるというか、議会の皆さま方にもそういう場所が多いということを御理解いただき、そういった場所はまた相談をさせていただきたいというふうに思っております。

政策課の部分です。

地方創生は、少し飛ばさせていただきます。

地域公共交通で「小国郷ライナーを昨年に引き続き運行することにより、小国郷の人たちにも来訪者の人たちにも便利な便になるよう模索していきます」と。「乗合タクシーの利便性が向上するよう、委託事業者との連携を図っていきます」と。あと、これに書いておりませんが、既存のバス路線、今までももちろんございますけれども、そういった部分についても、地域公共交通の観点から総合的にもう一步踏み込んだ検討が何かできないかというふうにも思っております。乗合タクシーエリアのほうが町民の方にとってもし便利であるのであれば、そういった部分を乗合タクシーエリアを広げて、バス路線の検討というのも、平成30年はしていきたいというふうに思っております。

ふるさと納税は、飛ばします。

情報課です。

商工のほうですが、「地域活性化の拠点施設「ゆうステーション」は、平成27年1月に重点道の駅に選定され、本年度も社会資本整備総合交付金を活用して、駐車場拡大整備、多機能トイレ等の整備を行い、慢性的な駐車場混雑緩和対策等に努めます。また、移住希望者向けの短期宿

泊体験及び小国材のPR等を兼ねた体験型多目的モデルハウスの整備に向けた検討を行います」と。このあたりも、以前少し話題にはさせていただきましたが、ゆうステーションのほうは、物理的に今工事を鋭意進めておりますが、移住希望者向けというのは、またいろいろ議会の皆さま方も御議論あるかとも思いますが、一定の方針は出してはおりますけれども、規模や中身とかという部分はこれからでございますので、また相談をさせていただきたいというふうに思っております。

観光でございます。「鍋ヶ滝公園周辺地域道路渋滞緩和対策の一環として鍋ヶ滝公園バイパス道路整備（平成30年度実施測量設計）に取り組み、地元の生活と共生する観光地づくりを目指します」。これについては、従来から鍋ヶ滝の周辺の地域住民の方には大変ご迷惑をおかけしている渋滞の部分でございますが、昨年12月補正予算を組みまして、測量などもしております。これについては、平成30年度も実施測量設計というふうに着実に進んでいきたいと思っておりますので、また明確になれば、議会のほうにもルートや、用地の関係がありますからあまり先には言えませんけれども、方向性を示していきたいというふうに思っております。「小国町観光窓口の一本化による観光総合機能強化を図ることを目的に設立する小国町観光協会へ支援を行い、本町の観光産業の健全な発展と地域経済の振興を図ります。また、観光入込客及び交流人口の増加を推進するため、委託事業に取り組み、観光・交流による地域経済の浮揚を目指します」ということで、これも一昨年ほどから検討をしております、仮称でありますけれども、観光協会ということで、既存の各団体の部分と今協議を進めておりますが、町といたしましても、本年の当初予算に載せておりますので、委員会の中でもまた御議論いただければというふうにも思いますが、観光協会をつくることによって、より効果的な、効率的なそういった部分の運営にもなっていくかなというふうにも思っております。

次のページをお願いします。産業課でございます。

農業振興も大切なことを書いてありますが、ちょっと飛ばします。

循環型農業です。「農産物直販所「薬味野菜の里小国」を中心に展開する「循環型農業」については、地方創生拠点整備交付金事業による店舗の建て替え工事と駐車場整備工事が完了します。新店舗での営業開始に向けての準備を行います。併せて、本年度も町内から出る食品残渣を活用した小国町オリジナル堆肥の製造・販売に継続して取り組んでいきます」。これについては、建物は平成30年度に完成しますが、当初はオープンしてすぐは難しいかもしれませんが、やはり将来、町完全直営という部分から、一步踏み込んで、どちらにか、もしくは何かに委ねられるような組織体をつくっていけないかどうかの検討をしていきたいというふうにも思っております。そこで、地域の専業農家だけでなく、兼業農家、高齢者で野菜を作っている方々が幅広く出せる、そういう店舗づくり、少量多品目でも構いませんので、その部分がまた地域の旅館や家庭の方が野菜を買っていくと、まさに循環型と、そして、その堆肥なども使っていて、



また野菜作りをしていただくということを理想にしておりますので、着実にこのあたりのところはやっていきたいというふうに思っております。下のほうも似たようなことを書いてありますが、「薬味野菜の里」は6年目を迎えることになり、出荷協議会員数も増え順調に売り上げを伸ばしています。町民の所得向上と生きがいの場の提供など広く町民に親しまれておりますが、新店舗のオープンを機に更なる発展を目指し循環型農業を推進していきます」と。

畜産振興でございます。畜産振興につきまして、小国町の農畜産物販売に大きなウェートを占める特産品であります小国ジャージー牛乳の更なるブランド化と肉用牛の増頭と産地維持を推進します。さらに、耕畜連携による飼料づくりの推進を行います。そのため、小国郷畜産クラスター協議会では、今後の畜産振興と畜産クラスター事業の実施に向けた検討を引き続き行っていきます。また、本年度も家畜改良増殖を目的とした人工受精における技術料、精液代の2分の1を助成する「家畜改良事業補助金」、肉用牛の産地維持のため増頭、牛群改良における繁殖雌牛の導入に助成を行う「産地維持対策事業補助金」ほか、継続事業で今行っておりますけれども、そういった部分は引き続きやっていきたいと思っております。

有害鳥獣についても様々書いてありますが、電気牧柵等を、太陽光を利用した部分、こういった分は、一定の評価をいただいておりますので、しっかりやっていきたいというふうに思っております。

そして、林業振興も非常に大事な事業であります、文章も多く書いております。主伐促進支援事業とかも継続して行っておりますが、このあたりのところは非常に事業としても大事な事業ではないかなというふうに思っております。

建設課に移ります。

団体営土地改良事業費、2地区でございますが、宮原地区と黒淵地区を農業農村整備事業補助金を活用して行っていきたいと思っております。併せて、石井水路の水門を実施いたします。

3つほど飛ばしまして、道路新設改良費でございます。町道の改良につきましては、引き続き社会資本整備総合交付金を活用しまして、本年度は下滴水線、そして小原田寺尾野線、平成29年度からの繰り越しでございますけれども、このあたりのところは、ここは最後の年であるというふうに位置づけしておりますから、しっかりやっていきたいというふうに思っております。また、明里線、こういった部分も完成まで目の前に迫っておりますので、鋭意完成にこぎ着けていきたいというふうにも思っております。

そして、住宅管理費でございます。住宅の解体撤去及び関田住宅の屋上外壁改修工事に取り組んでまいります。このあたりのところは、金額のほうははかなりかかるわけでございますが、必要な工事でありますので、やっていきたいというふうに思っております。

水道事業です。上滴水地区の水源濁水対策工事を実施いたします。

次のページをお願いします。税務課でございますが、地籍調査、「上田地区6.79平方キロメ

一トル、北里地区1.90平方キロメートル合わせて8.69平方キロメートルの一筆地調査及び地籍測量の実施を予定しております。平成30年度の事業実施により進捗率は69%程になります」と。今回の補正予算でも大変な金額がついたわけでございますけれども、平成30年度の終わりになって減額されないようにと言うと変ですが、その分を前振りしたような形になっておりますけれども、鋭意要望はしていきたいというふうに思っております。

徴収は、このように書いております。

あと、住民課の住民相談、戸籍住民窓口業務、人権啓発、環境衛生、それぞれ載せておりますが、またお読みいただければというふうに思います。

福祉課でございますが、地域福祉、障害者福祉、こういった部分で書いてあります。

障害者福祉については、第5期の障害者福祉計画、平成30年度から平成32年度の3カ年を昨年度策定しておりますので、これに沿ったきめ細やかな福祉政策を進めてまいります。

老人福祉・介護保険ということで、本日の議題になりました第7期の高齢者福祉・介護保険事業計画、こういった部分、14ページをお開きください、それに沿ってやっていくということでございます。また、健康づくりということで介護予防、この大事さも記してあります。しっかりやっていきたいというふうに思います。

児童福祉についても、現物支給の部分、今日の議題にもなりました。このように記してあります。そして、高校生までのというのも記してあります。

健康づくり・予防接種、また国民健康保険・後期高齢者医療制度、こういった部分で書いてあります。御一読いただければというふうに思います。

保育園です。15ページです。保育園、0から1歳児の入園が毎年多くなってきております。一人ひとりを大切にする保育を基本にしということで、保育士の人的な不足にならないように、行政としてもしっかりしたサポートをしていけるように努力してまいります。

教育委員会の事務局です。

学校教育、これも読んでいただければと思います。ちょっと16ページの7行目、「また」というところからですが、「小中学校児童生徒用パソコンの更新」、こういった部分の当初予算を組んでおりますので、御一読いただければというふうに思います。

社会教育は、5行目、「小学校運動部活動の社会体育移行につきましては」というふうに書いてあります。「平成31年度からの円滑な移行のために、平成30年度を試行期間としまして、現在の部活動に外部指導者も入っていただきながら活動していく計画です」と。「引き続き、検討委員会を中心にしながら、関係機関と共に体制の確立を図ってまいります」。

あと、善三美術館、書いてあります。展覧会の計画はということで書いてありますが、御一読いただければというふうに思っております。

多岐にわたっておりますけれども、委員会での御議論をしていただけるかと思っております。

私、個人的な話でございますが、残すところあと1年という、平成30年度で終わりでございますが、しっかりやってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） ありがとうございます。

それでは、ここで皆さまに申し上げます。

本日の会議は、これで延会したいと思います、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会といたします。

議長（渡邊誠次君） それでは、執行部より議案第18号より順次議案の説明をお願いしたいと思います。

なお、説明にあたりましては、概略説明をお願いをいたしたいと思っております。

総務課長（松岡勝也君） それでは、議案集13ページをお開き願いたいと思っております。

議案第18号 平成30年度小国町一般会計予算について

地方自治法第211条の規定により、平成30年度小国町一般会計予算を別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは、平成30年度の小国町一般会計予算書をお開き願いたいと思っております。まず1ページでございます。

平成30年度小国町一般会計予算

平成30年度小国町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億3千200万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、

限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、5億円とする。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 各項の計上した給料・職員手当及び共済費(賃金にかかる共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月8日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

2ページでございます。2ページ、第1表、歳入歳出予算でございます。歳入の全体としましては、町税が5億7千183万9千円ということで、11.1%を占めております。主な歳入のものでございます。6番目の地方消費税交付金が1億2千600万円ということで、2.5%でございます。

次、3ページ、地方交付税23億4千100万円ということで、これは45.6%を占めております。それと、12番目の使用料及び手数料ということで1億4千986万2千円ということで、約3%でございます。その次、国庫支出金及び県支出金ということで、国庫支出金のほうが5億1千956万5千円、県支出金が4億3千899万7千円ということで、国庫支出金、県支出金合わせまして18.7%ということで、地方交付税と国庫支出金、県支出金合わせまして64%の歳入を占めているという状況でございます。

次、4ページでございます。繰入金でございます。基金繰入金といたしまして、2億2千127万7千円を繰入金として予定をしております。最後の20番目、町債でございます。4億7千610万円ということで、町債のパーセントが9.3%を占めております。

5ページでございます。歳出でございます。主な歳出ということで、総務費が11億1千265万8千円ということで、21.7%を占めております。次、民生費が10億5千984万3千円ということで、20.7%の割合でございます。農林水産業費が4億3千947万4千円ということで、8.6%、商工費が2億6千196万7千円ということで、5.1%の割合でございます。

次、6ページ、土木費でございます。5億2千450万8千円ということで、これは10.2%の歳出割合でございます。次、6ページの一番下でございます。公債費でございます。4億7千293万円ということで、9.2%の歳出の割合でございます。

次、7ページ、諸支出金ということで、特別会計の繰出金3億7千91万5千円ということで、7.2%の歳出割合を占めております。

次、8ページが第2表ということで、債務負担行為になっております。

次、9ページが第3表、地方債でございます。限度額が4億7千610万円ということでございます。一番下のほうに書いてありますように、※印の部分が過疎債のソフト分ということで、地方債で考えております。

続きまして、10ページからが歳入歳出予算の事項の明細書でございます。

11ページは歳入ということで、平成30年度につきましては、合計のほうが最後のページで12ページでございます。歳入歳出が対前年度と比べまして2億7千940万円の増額ということで、前年度比で5.76%の増額の歳入予算となっております。

続きまして、13ページでございます。歳出予算の分でございます。平成30年度の予算の歳出の内訳といたしまして、国県支出金が9億5千806万2千円、地方債が3億1千610万円、その他が3億9千36万2千円ということで、一般財源が3億4千747万6千円ということでございます。

以上で、平成30年度の一般会計予算の概略の説明を終わらせていただきます。

福祉課長（木下勇児君） 続きまして、小国町国民健康保険特別会計予算について説明させていただきます。議案集13ページ下の段を御覧ください。

議案第19号 平成30年度小国町国民健康保険特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、平成30年度小国町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出

小国町長 北里耕亮

それでは、別冊の特別会計予算書のほうを御覧いただきたいと思います。1ページをお願いします。

平成30年度小国町国民健康保険特別会計予算

平成30年度小国町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億7千732万4千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円とする。

平成30年3月8日提出

小国町長 北里 耕亮

小国町の国民健康保険の概要としまして、現加入者は平成30年1月末現在で、被保険者が2千467人となっております。世帯数は、1千404世帯の加入となっております。これは、前年度の同時期と比較しまして、人数で161人、世帯で51世帯の減少となっております。主な要因といたしましては、国保から後期高齢者医療保険への移行をされる方が、昨年度110人ほどおられました。また、社会保険等への異動者が35人ほどとなっております。

歳入歳出の説明は、5ページから7ページの歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。なお、今年度より法改正により熊本県が財政運営の責任主体となることから、予算組みも変更となっている点があります。その点を中心に説明させていただきます。

最初に、歳出から説明させていただきます。6ページを御覧ください。歳出の主なものは、款別に2の保険給付費7億2千714万2千円、こちらは全体の67.5%となります。次が新設されたもので、3の国民健康保険事業費納付金3億604万1千円、全体の28.4%になります。こちらが県より示された納付金額となるもので、保険料や軽減補てんのために繰入金等で賄うものです。6の保健事業費1千742万円、8の諸支出金1千897万1千円などとなっております。なお、今年度より4の共同事業拠出金、下のほうにあります後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、介護納付金は、国保連合会や支払資金のほうにこれまで支出していたものですが、この部分が今後は直接熊本県のほうが受け入れるということになりますので、今回からほとんどのところが金額がなくなっております。そのほか、主な増減の要因としましては、2の保険給付費を2千366万円ほど減と見込んでおります。こちらは、特に退職被保険者の人口減が要因となっております。そのほか、8の諸支出金では、公立病院の医療事務システム機器等の更新費用として898万5千円の増額を計上させていただいております。歳出合計は、10億7千732万4千円で、昨年と比較しますと2億5千688万2千円の減額となっております。率にして、19.3%の減となっております。

続いて、歳入のほうを説明します。5ページを御覧ください。歳入につきましては、見込まれる歳出に対して必要な財源を計上し、充てさせていただき、予算計上させていただいております。主な歳入は、款別に1の国民健康保険税2億4千45万円、4の県支出金7億6千88万5千円、6の繰入金7千420万円などとなっており、3の国庫支出金、下のほうの療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金は、県の収入となるものや、県が納付金算定で調整しますので、町で受け入れる額がほとんどなくなっております。そのほか、主な増減要因としましては、1の国民健康保険税は県が示した事業費納付金を納めるのに必要な保険税額を考慮して、今回計上させていただいております。740万円の増を見込んでおります。次に、4の県支出金につきましては、主に支出の保険給付費を県が負担するため、6億4千618万5千円の増額で計上を

しております。

以上で、国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、介護保険特別会計予算について説明させていただきます。議案集14ページ上段をお願いします。

議案第20号 平成30年度小国町介護保険特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、平成30年度小国町介護保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出

小国町長 北里耕亮

です。

それでは、先ほどの特別会計予算書を御覧ください。21ページをお願いします。

平成30年度小国町介護保険特別会計予算

平成30年度小国町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億4千218万8千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3千万円とする。

平成30年3月8日提出

小国町長 北里耕亮

小国町の介護保険の概要につきましては、こちらも平成30年1月末ですが、1号被保険者数は2千896人です。前年度の同時期と比較しまして、12人増えております。また、介護認定者数は、要支援1から要介護5までに分かれておりますが、総数で623人、認定率としましては21.5%となっております。こちらも前年度の同時期と比較しますと、人数で認定者数としては6名減少となっております。その内訳としましては、要支援者のほうが22名の減で、要介護者のほうは16名の増というふうになっております。

25ページをお願いします。こちらに先ほどの第2表、債務負担行為ということで、平成30年度から5カ年間、パソコンのほうを入れ替えを計画しておりますので、そのリース料というこ

とで、年額が13万5千円で、5年間で67万5千円ということで債務負担行為を上げさせていただきます。

26ページから27ページの歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

最初に、歳出のほうから説明させていただきます。27ページを御覧ください。歳出につきましては、基本的には昨年度の決算見込み、平成27年度以降の決算を参考に予算組みをさせていただきました。歳出の主なものにつきましては、款別に2の保険給付費で10億4千612万8千円、全体の91.6%を占めております。3の地域支援事業費7千819万円などとなっております。歳出合計は11億4千218万8千円で、昨年と比較しますと、8千655万9千円の増となっております、率にして8.2%の伸びとなっております。

歳出の主な増減の要因としましては、款の1の総務費、こちらは、平成29年度に介護保険計画を策定しました委託料が減額になっておりますので、その分が主なものです。

款の2保険給付費では、介護サービス等諸費や高額介護サービスが実績を考慮して、その伸びを見込んで、約8千460万円の増額、介護予防サービスなどの給付費が実績で2千823万円ほどの減額というふうに見込んでおります。

款の3地域支援事業費では、今回初めて地域包括支援センターの職員3名分の職員給をこちらの特別会計のほうに計上させていただきました。そのほか、介護予防生活支援サービスの従来サービスの増等で、合わせて2千470万円ほどの増額となっております。

款の5基金積立金につきましては、介護予防支援サービス計画収入250万円ほどを一旦基金に積み立てて、今後の介護保険財政運営に充てたいというふうに考えております。

款の6公債費につきましては、一昨年、県の財政安定化基金から借り入れた1千650万円、これをこの7期にあたります3カ年で償還するもので、今年度はその3分の1、550万円を計上しております。

26ページを御覧ください。

歳入の主なものにつきましては、款別に1の保険料2億1千959万6千円、全体の19.2%にあたります。3の国庫支出金3億208万2千円、こちらは26.4%となります。4の支払基金交付金2億9千589万5千円、こちらは25.9%にあたります。5の県支出金1億5千774万円、6の繰入金1億6千348万8千円などとなっております、歳入合計は11億4千218万8千円です。

歳入の主な増減の要因としましては、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金ともに歳入の保険給付費や地域支援事業の増に伴い、それぞれの増額を見込んでおります。

以上で、介護保険の特別会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の予算について説明させていただきます。議案集14ページ下の段を御覧ください。



議案第21号 平成30年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、平成30年度小国町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出

小国町長 北里耕亮

です。

また特別会計予算書のほうをお願いしたいと思います。45ページをお願いします。

平成30年度小国町後期高齢者医療特別会計予算

平成30年度小国町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1千103万5千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月8日提出

小国町長 北里耕亮

こちら、48ページ、49ページの歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。

後期高齢者医療は、熊本県広域連合会が保険者となっております。平成29年度末で小国町の被保険者は1千653人を見込んでおります。この人数で今回の予算を組まさせていただきます。これは、前年度の同時期と比較しまして、10人の減となっております。

48ページを御覧ください。歳入の主なものにつきましては、款別、1の後期高齢者医療保険料6千693万7千円、全体の60.3%を占めております。一般会計から保険基盤安定繰入金といたしまして、4の繰入金3千742万9千円、こちらは33.7%にあたります。5の諸収入583万8千円などとなっております。歳入の合計は1億1千103万5千円で、昨年と比較しますと216万4千円の増額、率にしまして2%の伸びとなっております。

主な要因としましては、後期高齢者医療保険の保険者である広域連合会から示された金額を計上しておりますが、128万5千円の増額となっているところです。

次に、49ページを御覧ください。歳出の主なものにつきましては、款別に2の後期高齢者医療広域連合納付金が1億336万8千円で、全体の93.1%を占めております。健康審査費用などとしまして、3の保健事業費582万円などとなっております。

増減額の主な要因としましては、2の後期高齢者医療広域連合納付金で広域連合への保険料及び保険料軽減分を補てんする保険基盤安定繰入金を合わせた額を負担金として支出するもので、134万円の増額を見込んでおります。そのほか保健事業として、健康診査や歯科口腔健診につきましても、受診者増を見込んで予算計上をさせていただきます。

以上で、後期高齢者医療特別会計の説明を終わらせていただきます。

なお、今説明いたしました3つの特別会計につきましては、福祉課資料8としてお配りして  
ます予算資料の中に委託料や補助金、負担金の調書を添付しておりますので、併せて御参照いた  
だければと思います。

住民課長（生田敬二君） 議案集の15ページ上段をお開きいただきたいと思います。

議案第22号 平成30年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算について  
地方自治法第211条の規定により、平成30年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金  
特別会計予算を別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出

小国町長 北里 耕亮

でございます。

特別会計予算書の55ページをお願いいたします。

平成30年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算

平成30年度小国町の地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるとこ  
ろによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によ  
る。

平成30年3月8日提出

小国町長 北里 耕亮

でございます。

この貸付金の特別会計につきましては、現在、貸し付けをされている方の町への返済と、町が  
借り入れた起債償還における会計予算というふうになっております。

55ページからでございますが、60ページ、61ページの予算明細で説明をさせていただきます。

初めに、60ページの歳入でございます。諸収入、貸付金元利収入の62万円でございますが、  
これは、貸付者からの元利償還金と歳入として受け入れているもので、貸付者、返済者は、今1  
名でございます。

続きまして、61ページの歳出でございます。内訳としまして、公債費、計49万4千円と諸  
支出金の12万6千円という形になります。公債費につきましては、町が資金の貸し付けを行っ  
た際に、財源として借り入れておりました起債の元金と利子の償還金でございます。諸支出金に  
つきましては、一般会計への繰出金で、歳入の62万円から歳出の49万4千円を差し引いた額

12万6千円でございます。歳入歳出差し引きのバランスはゼロとなるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。5時25分から再開をいたします。

（午後5時19分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後5時25分）

総務課長（松岡勝也君） すみません。先ほどの一般会計の予算につきまして、ちょっと説明不足がございました。資料総務課の8というA3の横開きがございます。これを少し簡単に説明させていただきます。横開きのA3でございます。

まず、資料8ということで、1枚目が一般会計の当初予算の歳入になっております。その中で、左側が平成29年度、真ん中に平成30年度ということで、対前年度の増減額が書いてありまして、右のほうにその増減の理由が書いてありますので、こちらのほうも参考をお願いしたいと思います。

2ページのほうが歳出の目的別でございます。同じくこれも対前年度の増減額が書いてありまして、右のほうにちょっと細かい字でございますが、増減の理由を書いております。

3ページが同じく歳出の性質別ということでございます。これも増減額と、右のほうに対前年度への理由づけが細かく書かれております。

4ページが平成30年度の起債の予定一覧ということで、A4の横書きになっております。起債の一覧ということで、4億7千610万円の起債のそれぞれが書かれております。

5ページが平成30年度の一般会計におけます地方消費税交付金の社会保障の財源分ということで、平成30年度が5千150万円を見込んでおります。その内訳ということで、一般財源の社会保障財源の地方債におけます内訳ということで、全体的には14億5千772万円でございますが、地方税の交付金の5千150万円のそれぞれの仕分けにつきまして分類した分でございます。

追加の説明でございました。

教育委員会事務局長（横井 誠君） それでは、議案第23号について説明させていただきます。

議案集を御覧いただきたいと思っております。15ページでございます。

議案第23号 平成30年度小国町坂本善三美術館特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、平成30年度小国町坂本善三美術館特別会計予算を別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは、特別会計予算書の63ページをお開きください。

平成30年度小国町坂本善三美術館特別会計予算

平成30年度小国町の坂本善三美術館特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1千365万6千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月8日提出

小国町長 北里耕亮

それでは、64ページ、65ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入としまして、使用料及び手数料と繰入金、諸収入の合計で1千365万6千円でございます。

歳出は、総務費としまして、同じく1千365万6千円を計上させていただいております。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

建設課長(佐藤彰治君) それでは、議案集の16ページをお開きください。上段のほうでございます。

議案第24号 平成30年度小国町簡易水道特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、平成30年度小国町簡易水道特別会計予算を別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、特別会計予算書の73ページをお開きください。

平成30年度小国町簡易水道特別会計予算

平成30年度小国町の簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ700万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月8日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

続きまして、ページを開きまして、74ページ、75ページで御説明したいと思います。

74ページ、まず歳入でございます。使用料及び手数料、これは3地区、下の歳出にございます杖立水道、小藪水道、市井野水道、これらの受託によりまして、事務手続きを町が代行しているところがございます。その使用料677万5千円、それから手数料5千円、繰越金としまして、22万円ということで、歳入合計700万円。

歳出も同額の700万円ということでなっているところがございます。

対前年比、歳入歳出ともに99.9%ということで、ほぼ同年並みの予算ということになっているところがございます。

以上で、簡易水道特別会計の説明を終わりたいと思います。

続きまして、議案集のほうを御覧ください。16ページです。下段のほうです。

議案第25号 平成30年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、平成30年度小国町農業集落排水事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、特別予算書のほうをお開きください。ページが81ページでございます。

平成30年度小国町農業集落排水事業特別会計予算

平成30年度小国町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4千211万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5千万円とする。

平成30年3月8日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、ページのほうが85ページ、86ページについて御説明させていただきます。明細書のほうです。

本年度予算額を1億4千211万円、歳入として計上させていただいております。対前年度比としては、5%アップの105%ということで歳入。

それから、次のページの歳出も同じ予算を計上させていただいているところがございます。

元来より周知のとおり、田原地区、それから西里地区、それから黒淵地区、3地区の集落排水事業の会計ということになっております。今年度が経年経過ということがありまして、予算計上させていただいた機能診断委託、施設の老朽化等のデータを取るために機能診断というのを実施しております。平成30年度におきましては、90ページでございます。90ページの明細歳出のほうで、13の委託料の中で農業集落排水施設最適整備構想策定業務委託ということで500万円を計上させていただいております。これにつきましては、先ほど申しました機能診断のデータ、結果を受けまして、このデータをもとに更新計画を立てるといような委託費でございます。なお、県費で100%補助というように、歳入歳出においても500万円を計上させていただいたところがございます。

以上で、農業集落排水事業特別会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案集のほうにお戻りください。17ページでございます。

議案第26号 平成30年度小国町水道事業会計予算について

地方公営企業法第24条第2項の規定により、平成30年度小国町水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、別冊の小国町水道事業会計予算書のほうをお開きください。まずは、開いて1ページでございます。

平成30年度小国町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度小国町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| (1) 給水戸数         | 2千606戸         |
| (2) 年間総給水量       | 97万4千839立方メートル |
| (3) 一日平均給水量      | 2千670立方メートル    |
| (4) 主要な建設事業 水道設備 | 7千200万円        |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	1億5千286万8千円
第1項 営業収益	1億3千880万4千円
第2項 営業外収益	1千405万8千円
第3項 特別利益	6千円

支出

第1款 水道事業費	1億4千568万8千円
第1項 営業費用	1億3千119万9千円
第2項 営業外費用	1千295万9千円
第3項 特別損失	3万円
第4項 予備費	150万円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1千529万4千円は、当年度分消費税資本的収支調整額815万2千円及び減債積立金3千450万円、建設改良積立金1千万円、過年度分損益勘定留保資金6千264万2千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	3千870万6千円
第1項 企業債	3千万円
第2項 他会計補助金	761万6千円
第3項 工事負担金	108万円
第4項 その他の資本的収入	1万円

支出

第1款 資本的支出	1億5千400万円
第1項 建設改良費	1億1千750万円
第2項 企業債償還金	3千450万円
第3項 予備費	200万円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	水道設備工事
限度額	3千万円
起債の方法	証書借入
利率	年5%以内

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用

(2) 営業外費用

(3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1千614万1千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業会計助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、915万円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、324万円と定める。

平成30年3月8日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

あと、予算に関する説明資料等は、5ページ以降、平成30年度の予算実施計画、それからキャッシュフロー計算書、給与明細書、それから平成30年度の予定貸借対照表、平成29年度予定損益計算書、同じく平成29年度の予定貸借対照表等々の資料を添付してございます。

以上で、簡単ですけれども、説明を終わりたいと思います。

議長(渡邊誠次君) ただいま執行部より、「議案第18号 平成30年度小国町一般会計予算について」から、「議案第26号 平成30年度小国町水道事業会計予算について」までの説明をいただきました。

では、議案第18号から議案第26号の中で、ただいまの執行部からの説明に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。



ただいま議題となっております議案第18号、平成30年度小国町一般会計予算につきましては、各常任委員会に付託し、審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、各常任委員会に付託し、審議することに決定いたしました。

議長(渡邊誠次君) 続きまして、議案第19号から議案第26号につきましても、所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、

お諮りいたします。

議案第19号、20号、21号、22号、23号は総務文教福祉常任委員会へ、議案第24号、25号及び26号は産業常任委員会に付託をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

よって、議案第18号から議案第26号は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長(渡邊誠次君) 日程第30、「小国町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について」を議題といたします。

地方自治法第182条第8項により、小国町選挙管理委員長から平成30年3月29日をもって小国町選挙管理委員会委員及び補充員の任期が満了するとの通知がありました。

地方自治法182条の第1項により、本件は、当議会により選挙をすることになっております。お諮りをいたします。

選挙の方法は、地方自治法118条の第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。

指名の方法については、議長において指名をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名をすることに決定をいたしました。

ここで、資料の配付をいたします。

(資料配付)

議長（渡邊誠次君） 皆さまのお手元に配付いたしました小国町選挙管理委員会委員及び補充員案という名簿を御覧ください。

小国町選挙管理委員会委員のほうに4名、まず、大塚築郎さん、古庄今朝利さん、石松喜久男さん、佐藤登喜子さん、以上の方を指名いたしたいと思います。

お諮りをいたします。

ただいま私が指名をいたしました方々を小国町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました、大塚築郎さん、古庄今朝利さん、石松喜久男さん、佐藤登喜子さん、以上の方が選挙管理委員会委員に当選をされました。

続いて、小国町選挙管理委員会委員の補充員の指名をいたしたいと思います。北里千尋さん、麻生輝雄さん、本田康幸さん、穴井完次さん、以上の方を指名いたしたいと思います。

お諮りをいたします。

ただいま私が指名いたしました方々を小国町選挙管理委員会委員の補充員の当選と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） ありがとうございます。

よって、ただいま指名をいたしました、北里千尋さん、麻生輝雄さん、本田康幸さん、穴井完次さん、以上の方が選挙管理委員会委員の補充員に当選をされました。

次に、補充員の順序についてお諮りをいたします。

補充の順序は、ただいま私のほうから読み上げました順序に従っていたしたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

よって、補充員の順序は、ただいま私のほうから指名、御報告をさせていただきましたとおりといたします。

議長（渡邊誠次君） 日程第31、「請願第1号 小国郷の通学環境改善に関する請願書について」を議題といたします。

ここで、お諮りをいたします。

この請願第1号の取り扱いについては、議会運営委員会において協議をいたし、会議規則第92条の第2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員会の付託を省略し、直ちに審議をいたします。

それでは、事務局長より請願書の朗読をお願いいたします。続いて、紹介議員より請願の説明を求めます。

議会事務局長(小田宣義君) では、朗読させていただきます。

請願第1号 小国郷の通学環境改善に関する請願書

小国町議会議長 渡邊誠次様

請願者は、熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵1704番地の51、熊本学園大学社会福祉学部福祉環境学科1年、高野亜衣。

紹介議員は、児玉智博議員と大塚英博議員です。

請願の趣旨

- 1、小国郷ライナーの平日運行並びに運行時間を学校の通学に利用できるように設定してください。
- 2、小国郷ライナーを定期券で乗車可能にしてください。

請願の理由です。

約1年間小国町(黒淵)から熊本学園大学への通学を経験して、小国町から通うために利用可能な公共交通機関が少なすぎると実感しました。公共交通機関を活用して学校へ通おうと考えると朝は学校に間に合わず、帰りはバスに間に合わないため乗車不可能ということが度々あり、公共交通機関を充実させることの必要性を痛感しました。小国郷ライナーも何度か利用したことがあります。本数が少なく、通学の際に利用することは不可能でした。よって、例えば小国町から大津駅方面を5時30分発6時45分着と6時40分発7時55分着の2便を追加し、大津から小国方面を17時30分発18時45分着に加え19時発20時15分着の便を増やすと通学に利用できると思えました。

また、小国郷ライナーには定期券がなく、ゆうステーションから乗車すると毎回1千500円(南小国町役場前から乗車すると1千390円)かかるため、毎日とはとても利用できません。小国郷ライナーを通学に利用できる時間帯に変更していただいたとしても定期券がなければ学生が利用することは金銭的にも厳しいと思われまます。

小国町から市内の高校や大学への公共交通機関を利用した通学が可能となれば、小国町(実家)から各学校へ通う高校生や大学生が増えることが期待できます。現在、小国町からの通学が困難であるため、多くの方が下宿や寮、一人暮らしをしていて、そこには多くの費用がかかっています。実家からの通学が可能になれば、保護者の金銭的負担の軽減だけでなく、親御さんも安

心することができる、ホームシックにかかる学生も減らすことができるなど多くのメリットが考えられます。通学に小国郷ライナーを利用できるようになり、小国町から各高校や大学に通うことになれば、現在深刻化している小国町の人口減少にも歯止めをかける一歩にもなると考えます。以上の理由によりお願いいたします。ご検討の程よろしくお願いいたします。

平成30年2月19日に事務局で受け付けております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） それでは、続きまして紹介議員より説明を求めます。

5番（児玉智博君） 紹介議員を代表して説明申し上げます。

請願者、高野亜衣さんは、本町から熊本市の大学に通学しておられることは請願書にあるとおりであります。現在春休みを利用して阿蘇市議会議員のもとで議員インターンシップをしておられる関係で、何人かの阿蘇市議会議員からの紹介で私と大塚議員が紹介議員になったという経緯であります。

熊本地震以降、JR豊肥本線は阿蘇肥後大津間が不通となっておりますが、先月の阿蘇市臨時議会において、市が高校生の通学を支援するために不足する代替バスの独自運行や民間バス会社の快速バスやまびこ号を利用した場合の運賃補助が決定いたしました。このことをきっかけに、請願者は請願書にあるとおり、小国町にも大学生や高校生の通学を支援する仕組みがあれば、自分も利用できるし、それを利用して通学する生徒、学生が増えれば、人口減少を抑制することにもつながるのではないかと考え、本請願書の提出を決意したということです。

さて、近年、高齢ドライバーによる交通事故が全国で繰り返されていますが、この背景にあるのは、高齢者の周りに公共交通がなかったり、あったとしても不便で、マイカーがなければ、まともな日常生活が維持できないという状況であり、小国町もまさに直面している問題であります。このことについて、本町は南小国町と共に小国郷公共交通会議を立ち上げ、乗合タクシーや小国郷ライナーの運行につなげているところではありますが、多様な立場の人たちの意見を収集した上で、様々な検討を行い、実際に政策に反映していくことが重要だと思います。

しかしながら、小国郷ライナーについて、昨年は1千人を超す利用者があったにもかかわらず、公共交通会議も町も乗客の利用目的についてアンケートすら行っていないということでありました。これでは利便性の向上や利用者のニーズに沿う運行形態の実現を図ることはできず、結局利用者数も先細りし、運行中止ということにすらなりかねないのではないかと危惧するものがあります。本請願は、このような現状の中に新たな角度からの検討を促す上で非常に意味のあるものではないかと思えます。

ところで、請願者は、請願の趣旨について、自分自身も実現してもらえれば助かるが、むしろ自分の後輩たちが進学する際に、大好きな小国町からの通学という選択肢をもてればと思っている旨、述べております。なお、同じ請願書は、南小国町議会にも提出しているということであり

ます。

以上です。

議長（渡邊誠次君） これより請願第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（高村祝次君） 請願については非常にいいことですが、実証実験をした結果などをやはり議会において執行部から現状を聞いたかなというような思いがしています。実際、そういう年間の費用や、あるいは今までに実証実験をした結果などを、紹介議員はそれぞれ執行部から聞きましたか。

5番（児玉智博君） 把握はしているところですが、具体的に言えば、現在の利用者の6倍は利用しなければ、現在の運行形態を維持した場合、つまり便数を増やさなくても収支のバランスがとれないということでありましたが、しかし、公共交通というのは、要するにこういう地方において公共交通を維持するということは、これは収支を前提にしてやるものではないというのが私は大原則ではないかというふうに思います。収支、収支ということになってしまえば、現在非常に高齢者を中心に喜ばれております乗合タクシーも、それは運行すればするほど町の持ち出しは増えるわけでありますから、そういう考え方ではないかなと思っております。ですから、これをもし請願書にあるとおりに平日毎日運行したりするということになれば、当然持ち出しは増えることも想定されるということです。

4番（高村祝次君） 増えるのはもちろん増えますけれども、果たしていくら増えるのかということをお伺いしたいと思います。今1台の車で動いていると思いますが、これを読みますと、5時30分発で向こうに6時45分、そのあとがこちらからまた6時40分で向こうに7時50分というようなことですから、2台は常に動いているというような状況になります。今やっている実証実験の費用と、こういうことをやった場合、どのくらいの金額になるのか、やはり試算しないと、これは南小国も提出しているということですが、恐らく小国だけで請願に賛同しても、南小国の財政でどうなるかということになりますとなかなかできませんので、やはり交通会議のときにこれも一番先の発端は交通会議の中でやったらということで、私が議長るとき提案してやったというのが一番先のはじまりであって、それもやはりここに書いてあるように、高齢者が熊本に病院に行ったりしたときに、やはり大津まで行けば、電車があると、あるいは、飛行機に乗って行くときも、駅から空港まで空港ライナーという県がやっている車がありますけれども、そういうことを考えて提案したわけですから、執行部にお伺いしますが、これを2便増やした場合、いくらぐらいの年間の経費がいるのかお伺いしたいと。

政策課長（清高泰広君） 小国郷ライナー、本年度は、1日2往復、火曜日と金曜日、それと土曜日、祝日に運行しております。1月、2月は休止しております。現在、3月の運行中でございますので、完全に、今数字は固まっておりますが、3月までを見越したところで、大体経費

としては890万円ぐらいかかる。そのうち、運賃収入が210万円ぐらいということで、残りの約670万円から80万円ぐらいが交通会議からの負担となる予定になっています。

これを運行便数で計算しますと、1便当たり1万8千600円経費がかかっていることになっています。これを、まず毎日、そして4月から3月まで1月、2月も休まずに、そして請願では2便、3便の増便になっていますが、例えば月曜から金曜まで1日4便、そして土曜、日曜、祝日は今までどおり2便、こういった感じで試算しますと、大体2千200万円ぐらいは1年間でかかることが想定されます。これは、1日に今現在が1往復で大体4人から5人乗っておりますので、4人から5人、それぞれ往復便に乗った場合がということで試算されます。

以上です。

4番（高村祝次君） 私もちょうど夏休みのときに孫が菊陽におりますので、迎えに行くときに乗って、運転手といろいろ話していきました。運転手の方が、夏休みは1日20名ぐらい利用しますということで、このくらいすれば、町の負担も少なくなりますよという話をされましたけれども、恐らく4便動いてもそれが今の言った乗客に達するかなという思いはしておりますけれども、到底、一般の人たち、学生だけだったらそんなに朝早くから夕方遅くまで小国から通勤をするかなという思いもしております。便数が多ければ多いほど、利用するのは便利がいいのですけれども、その反面、費用は増えると。だったら、やっぱり費用が増える分はどこかで削らないといけないというような状況になってきます。ですから、今、以前も黒淵に行っていたのをやめて、乗合タクシーにしたと。今、杖立もバスが走っているし、岳の湯の方面にも行っていると。やはりそういうことを、全体的な運賃を含めて、これは請願が上がっておりますけれども、今日請願して、これはもちろんいいことですから賛成はしたいと思っておりますけれども、やっぱり町の財政がありますから、財政と比べながらやっていかないと、高齢者福祉にはお金を出さないといけない、介護保険は上げるな、国民健康費は上げるな、片一方ではやれとって、それはできる話ではありませんので、やはり通常できるような話をしていけないと、どんなに学生が言ったからといって、それはやったら便利がいい、乗る人はいいかもしれないけれども、お金はかかってきますので、やはりお金は話していかないといけない。ですから、これは、執行部に私が考えつかせよるようなものですよ。やはりそこあたりの執行部も、「議会が上げた、はい、すぐできますよ」ということは絶対ないと思っておりますので、これは今日いきなり結論を出さないで、やはり私は南小国と話し合いとかしながら、私は、新たに陳情や、そういうような面が出てきたらやっていくというような方向に、私はやったほうがいと、継続審議にしたらどうかなという思いはしております。でないと、ただ、請願を採択して上げただけでは、何もなりませんので、やっぱり上げる以上は、確実にまだ議会からも産交バスなんかにも協力、南北両町あわせてお願いをしていく、あるいは国の補助とかあればそれも引っ張り出してくるというような方向に進んでいくべきではないかなという思いがしております。何か町長、私の考えがおかしかったら答弁をお願いします。

町長（北里耕亮君） 申し上げにくいのですが、おかしいです。というのが、これは議会の請願でございまして、議会で審議していただきたいと思います。まず、執行部の考えを議会の賛成多数、その結論が出る前に言えといっても、なかなかですね。別のステージで意見が聞きたいというなら、言わせていただきますが、この場で、まだ賛成、反対の部分が出る前に大きな方向性というのは申し上げにくい部分だというふうにも思います。ただ、4番議員の個人的な見解としては、収支、そういった部分はわかると。私も同じにわかるとは思います、やはり財源というのが、行政のこの事務というのは大変大事であります。また、バランスも大事であります。そういった部分で、もしこれが仮に通って、執行部に、もしくはこの方から小国町町長宛にも要望書をいただいております。そこは、私ども執行部として執行部なりの検討をやっぱりしなければいけないというふうには思っております。ですので、執行部と議会は別ということで発言させていただきました。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。6時15分から再開をいたします。議運の皆さん、集まっていただいてよろしいですか。

（午後6時11分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後6時15分）

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

2番（大塚英博君） 2番、大塚でございます。賛成の立場から討論をいたします。

若い人の政治参加が求められている今に、新しい視点で地域の課題や小国町の将来を見据えての今回の請願について、しっかり受け止めて、この解決策に向けて執行部と切磋琢磨していくことが私の議員の努めだと感じております。

今回の請願は、一見個人的なものに見えますけれども、視点を変えて見れば、学生の通学だけでなく、通勤、そして先ほど言われましたように、病院の受け付けに間に合う、また空港の始発の9時の便に間に合う、いろいろな方で恩恵を受ける方が多いと思います。その中で、特に自動車免許を返納した方にとってみれば、これは非常に足になることと思います。高齢化社会を迎えて、この利用者というのは、私は増えると確信しております。

また、交通手段の確保という、今この問題において、小国郷ライナー、唯一熊本と小国を結ぶこの公共交通機関は非常に大事なところでございまして、先ほど政策課長が言われましたように、年間1千500万円増えると、そしてその費用は1便増やすごとに1.5倍という費用がかかる

のを言われました。そういう中でも、そのものを全部というわけではございません。その中でも交通会議というものが南北ございます。まず、そういう中で諮っていただいて、そして先ほど4番議員の方が言われましたように、いい方向にこれをもっていければ、この請願者の意思を汲むものと私は考えております。

よって、ぜひこれを棚の上にあげていただきたいと思います、賛成の討論といたします。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

請願第1号、小国郷の通学環境改善に関する請願書について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手少数）

議長（渡邊誠次君） 挙手少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

議長（渡邊誠次君） 日程第32、「議員派遣の件について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、小国町議会会議規則第129条の規定により、お手元に配付してありますとおりに派遣することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、お手元に配付いたしましたとおりに派遣することに決定いたしました。

議長（渡邊誠次君） 日程第33、「行政報告」。

執行部より報告事項がありましたら、お願いをいたします。

町長（北里耕亮君） 日程の連絡事項のみでございます。

4月に入りまして、4月13日に小国町の戦没者追悼式を行います。御参加をお願いを申し上げます。4月13日です。金曜日でございます。

それから、本年は、消防大会、操法大会でございます、4月に行われます。4月22日の日曜日でございます。

以上の2件は、またもちろん通知の御連絡申し上げますので、予定のみお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） それでは、以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。



本日は、これにて散会をいたします。

お疲れさまでございました。

(午後6時21分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（3番）

署名議員（9番）

# 第 2 日

# 平成30年第1回小国町議会定例会会議録

( 第 2 日 )

1. 招集年月日 平成30年 3月15日(木)

1. 招集の場所 小国町隣保館

1. 開 会 平成30年 3月15日 午前10時00分

1. 閉 会 平成30年 3月15日 午前11時47分

1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 欠 席 議 員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君      書記 穴 井 桂 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 松 岡 勝 也 君	教 委 事 務 局 長 横 井 誠 君
政 策 課 長 清 高 泰 広 君	産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君
情 報 課 長 佐々木 忠 生 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 生 田 敬 二 君
福 祉 課 長 木 下 勇 児 君	保 育 園 長 児 玉 敦 子 君
会 計 管 理 室 長 藤 木 一 也 君	

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

## 議事の経過 (h. 30. 3. 15)

議長（渡邊誠次君） おはようございます。

本日は、3月定例会本会議2日目でございます。

ただいま出席議員は12人です。定足数に達しておりますので、定例会を開会し、直ちに会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（渡邊誠次君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1、議案第18号から日程第9、議案第26号までは、平成30年度一般会計予算及び特別会計ほか、各予算でありますので、一括して議題といたします。

本議案は、去る3月8日の本会議において、各々の所管に従って各常任委員会に付託されておりますので、小国町議会会議規則第41条の規定により、まず総務文教福祉常任委員会の委員長報告を求めます。

4番（高村祝次君） ただいま議題となりました「議案第18号 平成30年度小国町一般会計予算について」、「議案第19号 平成30年度小国町国民健康保険特別会計予算について」、「議案第20号 平成30年度小国町介護保険特別会計予算について」、「議案第21号 平成30年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について」、「議案第22号 平成30年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算について」、「議案第23号 平成30年度小国町坂本善三美術館特別会計予算について」、総務文教福祉常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

議長（渡邊誠次君） ここで、お諮りいたします。

委員長の報告が長いようでございますので、着座のままよろしいかを伺います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長（渡邊誠次君） はい。

4番（高村祝次君） それでは、着座で説明いたします。

去る3月9日、12日、委員会の出席と、執行部より北里町長をはじめ、所管の各課長ほか、担当者の出席をいただきまして、当委員会に付託されました議案について審査をいたしました。また、議長にも出席をいただきました。開会に先立ちまして、北里町長より御挨拶をいただきまして、各担当課長より所管における予算の概要説明があり、その後、審議に入りました。

2日間で審議しました委員会の質疑応答をまとめた資料は、皆さまの机の上に配付してありますので、御覧ください。

それでは、まず質疑応答から報告してまいります。質疑応答については、皆さまの机上の資料

にありますので、その中から選んで報告をしますので、多少ページが前後する場合もあるかと思いますが、御了承ください。

まずは、歳出でございます。

31ページの法律顧問弁護士委託料に関して、「以前の委員会の際に、委託料の60万円は比較的安値であるという答弁をいただいたと記憶しているが、そのように言える根拠は何か。随意契約ではなく、相見積りを行い、比較した上で安価であるというのであればわかるが、現状ではそうではない。会計法では相見積りを取ることでとされている以上、あえて随意契約する理由があるか」との問いに対しまして、北里町長より、「現在委託しています河津弁護士は、小国出身ということもあり、相談しやすい間柄であります。さらには、これまでの相談を通して小国町の状況などをよく把握していることもあり、これまで通り平成30年度は随意契約として進めていくことにします」という答弁でございました。

32ページの公会計整備業務委託料の中で、「国の制度で統一的な基準となる地方公会計の整備を見直す期間が3年から5年となっているが、移行はいつ頃になるか」との問いに対しまして、「国から平成27年から平成29年までに統一的な財務諸表を作成するように通知されております。平成29年度に当町は作成委託をいたしました。成果品につきましては、平成28年度分の諸表を今月末に完成します」。

同じ32ページ、ストレスチェック検査委託料の中で、「小国町役場は、検査義務がある職員数50人以上の事業所に該当するか」との問いに対しまして、「予算上、計上してありますとおり50人以上の事業所に該当します。さらに、30ページには産業医報酬を計上しております。こちらも50人以上の事業所は確保が義務となっております。産業医と相談しながら安全衛生委員会を年3回程度開催して行いたいと考えています」。

82ページ、消防大会賞品代の中で、「賞品は具体的に何か」との質問に対しまして、「賞品代は5万円で、残り40万円は阿蘇郡操法大会に町代表として出る分団へ渡す激励金です」。

それから、103ページに飛びまして、中にありますけれども、飛ばしたところはそれぞれあとも読んでください。103ページ、公債費の中で、「公債費と地方債のバランスを見た際に、今年度は地方債の額のほうが大きくなる。理由は何か。熊本地震による災害が関連しているのか。バランスは財政健全化の指標となるもので、しっかり管理してもらいたい」という質問に対しまして、「公債費のほうが高額にならないと、起債の残高が減らないこととなります。平成30年度は、庁舎の耐震化や、ゆうステーションの周辺整備等が重なった部分はあります。過疎対策事業債等の交付税措置があるものの起債を考えているが、公債費と地方債のバランスを調整しながら予算を編成したい」。

ページがまた戻りますけれども、企画費の中で、「地域おこし協力隊は、次年度5名分の予算を組んでいるが、どういう内訳なのか。隊員の配置やその命令系統は」との問いに対しまして、

「現在4名の隊員がいて、移住定住促進を中心とした活動2名、デザイン関係に1名、観光関係を中心に1名で活動している。1名が本年度任期終了となり、次年度は、移住関係1名、デザイン1名、観光関係1名となり、これに新規2名の募集を行っている。1名は農事組合法人の活動を中心としており、もう1人は林業を中心とした活動である。デザイン関係の方は政策課に、移住関係は木魂館、観光関係は情報課、今後採用する農業については、上田に農事法人が平成29年度に立ち上がったので、そちらで業務にあたってもらう予定。林業は森林組合にて業務にあたってもらう予定。命令系統については、当然、非常勤職員の役場職員であるので、役場から指揮命令のもと勤務することになる。協力隊の報告会が行われたが、隊員それぞれミッションに取り組んでいる。協力隊のやりたいこと、ビジョンも重要だが、町が求めるものとマッチングする必要があると思う」。

それから、36ページの企画費の中で、「光ファイバー引込工事委託料について、一般職員に対してもこうした工事をしてないのに、なぜ協力隊に対して行うのか。普通は自分でやるものではないか」。「協力隊への住居提供の一環と考えている。協力隊の住居の家賃は、隊員が一度立替払いをして、あとに町が支払いを行っているが、あくまでも町が借りて、隊員に提供している形であり、光ファイバー工事も町関連の一括委託分に入れて支出している」。

36ページ、企画費の中で、「小国郷ライナーについて、通勤、通学に使えるような形を検討していくべきでは。委託の形態を考え、車両の小型化など、検討するべきでは」という問いに対しまして、「ライナーを立ち上げた主な目的は、高齢者など、交通弱者の通院などと観光客への対応のものであって、通勤、通学なども想定すると、小国郷ライナーの立てつけ自体を見直さなければならない。車両が小型化しても人件費は変わらないので、それほど費用削減にはつながらない」ということです。町長のほうから、「すぐ要望に応えることはできないが、引き続き検討、改善をしていきたい」という答弁でございました。

それから、39ページ、「筆界未定の課税についてはどうか」の問いに対しまして、「登記簿面積で課税をする」ということでもございました。「平成29年度併任徴収の件数は。また、併任徴収は行われているのか」の問いに対しまして、「搜索の実績は1件です」。「1件しか行われていない。悪質者が減っている。払える能力があるのに払わない人が減った。小国町職員が併任徴収へ出かけていく件数は」との問いに対しまして、「2件ほどあった」ということです。

それから、歳入に入りました。

歳入、24ページ、寄附金の中で、「ふるさと寄附金の額の推移は。人気の返礼品は。返礼品については、国から寄附額の3割を上限とする指導があったがどうなっているのか」に対しまして、「歳入で計上している寄附金額は、ふるさと納税に係る歳出の見込額と同額にしている。平成29年度は、個人で高額な寄附があったが、その分を差し引いた額では、実績額は年々下がっている。人気の返礼品は肉類だが、メニューの肉類は減っているのも、米、木工製品と併せてテ



コ入れしたい。返礼品の金額は3割を上限として、送料、手数料を入れると5割程度になる」という答弁でございました。

それから、14ページ、個人住民税の中で、「非課税世帯数は」との問いに対しまして、「小国町の世帯が約3千世帯、うち非課税世帯は3分の1、約1千世帯」という答弁でございました。それから、個人住民税の中で、「所得のない世帯は」との問いに対しましては、「数は調べていない」ということでございました。

以上で、議案第18号、平成30年度小国町一般会計予算について、全ての質疑を終了し、討論に入りました。

討論におきましては、「部落解放同盟小国支部補助金が計上されている」。2番目に、「教育集会所運営費が計上されている。新入学時の学用品の支払時期が改善されていない。小国公立支援補助金の効果や効率性が点検されていない」との理由で、反対の討論がございました。

以上で、当常任委員会への議案第18号、審査内容報告が終わりました。

本案は、去る3月8日、当委員会に付託された報告のとおり審査を終了し、採決の結果、議案第18号、平成30年度小国町一般会計予算について、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきと議決をいたしました。

続きまして、3月12日、住民課、福祉課、保育園、教育委員会所管の質疑が行われました。一緒に住民課、福祉課、保育園、教育委員会の質疑応答については配付されてありますので、各自読んでいただきたいと思います。

特別委員会に移っていきます。

平成30年度特別会計予算、各課の課長より所管による予算概要説明があり、その後、質疑に入りました。

まず、議案第19号、平成30年度小国町国民健康保険特別会計予算についてでございます。質疑に入りました。特別会計の質疑から行われまして、17ページ、特定健診委託料の中で、「現在、住民健診希望調査が各家庭に配布されており、19歳から特定健診が行われるようになっている。先ほど、住民健診は7月と8月と11月に追加健診を実施していると説明がありましたが、限られた日程の中では受診できない場合がある。和水町を例に出すと、委託契約を結んだ医療機関を選んで受診できる体制となっているが、小国町では個別健診の検討を行っているか」との問いに対しまして、「特定健診の受診率向上に関しては、1人でも多くの方に受診していただきたいと考え、土日や祝日、7月、8月、11月と期間を分散して実施、手紙やはがき、電話での受診勧奨など努力をしているところです。特定健診の受診率としては、平成26年は42.7%、平成27年は44.7%、平成28年は42.6%、少しずつではあるが伸びてきているところです。集団健診の場合は、健診結果がデータで戻ってきますが、個別健診となると町内の医療機関に委託することになり、健診結果が紙で戻ってくるようになります。健診結果の入力など、

作業量の増加が見込まれ、健診は受診するだけでなく、そのあとの生活改善などの保健指導が大切になり、限られた現在のマンパワーでは健診を受けっぱなしになる可能性があります。作業量や事務量なども含めたマンパワー、町内の医療機関との調整もあり個別健診については今後の課題として検討していきたい」というようなこととございます。

続きまして、議案第20号の平成30年度小国町介護保険特別会計予算について、質疑に入りました。一般介護予防事業の委託料の中で、「リーダー派遣業務等委託料について、元気クラブはどこに委託しているのか。また、ボランティアなのか」という問いに対しまして、「元気クラブのリーダーは、社協のシルバー人材センターと木もれ陽の会に登録していますので、シルバー人材センターと木もれ陽の会と委託契約を結んでいます。委託料として、1人1千200円を支払っています。ボランティアではありません」ということです。

それから、「介護予防生活支援サービス事業費の総合事業の取り組みについて、小国町が新たに取り組む総合事業はどのようなものであるか」としまして、「訪問型サービスBに取り組むため、お助け隊を募集をし、12名の方の応募があり、最終的には11名の方が修了した。この方たちにシルバー人材センターに登録いただき、サービスの提供をやっていきたい」という答弁でございます。

続きまして、議案第21号、平成30年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑に入りました。後期高齢者医療保険の中で、「被扶養者をはじめ、保険料軽減の改正が行われることになっているが、対象者数とその金額を把握しているか」という問いに対しまして、「平成30年度は、保険料率に変更はありませんが、賦課限度額及び均等割、5割、2割軽減の対象となる所得基準額が引き上げられ、また所得割の軽減措置がなくなり、後期高齢者広域連合から提供された資料によると、被保険者数1千653人のうち、均等割軽減対象者数は1千224人となっています。小国町の後期高齢者医療の市町村負担保険料額としては、128万5千円増を見込んでいる」ということとございました。これは、歳入についてですね、今の。

それから、続きまして、議案第22号、平成30年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算についての質疑はございませんでした。

続きまして、議案第23号、平成30年度小国町坂本善三美術館特別会計予算について、質疑に入りました。「地元黒淵のほうで関心のある方から、鍋ヶ滝の観光客が美術館に来てほしいという意見があります。地元の声に対して、館長として教育長はどう受け止めているのか」との問いに対しまして、「観光客の増加により、専門・運営委員会では斬新な企画など、町民をはじめ、お客をどう呼び込むかという意見があります。北九州の体験学習など、町内外の子どもたちの学習の場として小国町のイメージアップにもつながっている。新聞など、情報機関等へ紹介も行いながら、鍋ヶ滝、坂本善三美術館、北里柴三郎記念館の点をどうつなぐか執行部でも考えている」というようなこととございました。歳入については、質問はございませんでした。

以上で、当委員会に所管の平成30年度特別会計予算について、全ての質疑を終了し、引き続き討論に入りました。

議案第19号、議案第20号、議案第21号については、「予算の歳入である保険料が高すぎる。その結果、高齢者の生活の質が低下する。軽減特例が廃止、縮小されることで負担増になる」との理由で、反対の立場での討論がございました。

議案第22号、議案第23号については、討論はございませんでした。

以上で、当常任委員会で議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号の審査内容報告を終わります。

本案は、去る3月8日、当委員会に付託された報告のとおり審査を終了し、採決の結果、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号に賛成多数で、また議案第22号、議案第23号については、全会一致で原案のとおり可決すべきと議決をいたしました。

以上で、当常任委員会で経過を申し上げ、報告を終わります。

議長（渡邊誠次君） それでは、続きまして、産業常任委員会の委員長報告を求めます。

11番（松本明雄君） ただいま議題となりました「議案第18号 平成30年度小国町一般会計予算について」、「議案第24号 平成30年度小国町簡易水道特別会計予算について」、「議案第25号 平成30年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について」、「議案第26号 平成30年度小国町水道事業会計予算について」、産業常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

議長（渡邊誠次君） 松本委員長、着座のままで結構です。

11番（松本明雄君） 着座させていただきます。

去る3月13日、委員全員の出席と、執行部より北里町長をはじめ、所管の課長ほか、担当執行部の出席をいただきまして、当委員会に付託されました議案について審査をいたしました。また、議長にも出席をいただきました。開会に先立ちまして、北里町長より挨拶をいただきまして、各担当課長より所管における予算の概要説明があり、その後、質疑に入りました。

総務課と一緒に、机の上に事前に配付してあると思います。

それでは、まず質疑応答から報告してまいります。質疑応答については、皆さまの席上に配付した資料が全てになりますが、その中から選んで報告をいたします。多少ページが前後する場合もあると思いますが、御了承ください。

まず、歳出でございます。

33ページ、2文書広報費、11需用費、印刷製本費の中で、「広報は組長から配布されているが、周知はどのようにされているのか。また、どれくらい読まれているか把握しているのか。広報紙を知らないという町民が多いので、周知をしてもらいたい」。答弁としては、「2千300部が組長から配布されている。購読数は把握していない。周知を図りたい」という答弁でした。

次は、42ページ、13地域情報基盤管理運営費、13委託費の中で、「エフエム小国の人員は足りているのか、足りていないのか」との問いに対しまして、答弁は、「人員に対しては、映像が2名、ラジオが2名の4名で対応しているが、例えば先日行われました駅伝大会では情報課の職員がサポートし、対応した。通常業務では支障はない」という答弁でした。

次、75ページ、19負担金及び交付金、小国町資格取得支援事業補助金の15万円の中で、「昨年度何人これを使って、どういう免許を取得したか」との問いに対しまして、「資格取得支援につきましては、昨年度から実施させていただきました。昨年度実績といたしましては、2件4万円の決算となっている。資格につきましては、特殊車両等の資格が1件と食品加工資格が1件となっている」という答弁でした。

次に、75ページ、小国町たばこ販売協同組合補助金について、「毎年同じことをやっているのか」との問いに対しまして、答弁は、「たばこ販売協同組合補助金につきましては、小国町、南小国町で美化活動等、灰皿設置、交通安全キャンペーン、未成年者が喫煙しないよう、そのような活動をしている」。

74ページ、節19負担金補助及び交付金について、「商工振興事業補助金450万円、ふるさとの祭り補助金130万円、このふるさとの祭り130万円は、説明によると、町が主体となって実行委員会となるということになれば、各大字協議会に作りものを委任するのか。商工振興事業補助金450万円については、基礎をお聞かせください。創業支援事業補助金につきましても同じようにお聞かせください」との問いに対しまして、答弁は、「ふるさとの祭り実行委員会については、平成30年度から実行委員会を町主体で行いたいと考えております。会場、催し物を含めて検討し直そうという流れになっております。その中で、各大字協議会の方々からどのような協力が可能になるかも含めて検討をさせていただきたいと考えています。今の段階では、協議会の協力内容についてはお答えできませんが、実行委員会の中で協議させていただきたいと思っております。450万円につきましては、商工会が行われている地域振興事業、記帳機械化対策費、経営対策等に充てていただいている事業でございます。創業支援事業補助金につきましては、小国町のほうで事業を創業する場合に、補助として商工会の事業になっており、今年度から今まで一律で補助していたものを創業の事業費に対して段階的に補助する取り扱いに変更したいと考えている」という答弁でした。

質問、76ページ、節15工事請負費300万円について、「具体的な説明を」との問いに対しまして、答弁は、「現在、鍋ヶ滝公園に放送設備が整っていません。そのため滝周辺にいるお客様に対し、情報伝達することができない状態となっておりますので、放送施設を整備し、緊急時の放送やイベント時などの対応として利用を考え、計上しました」という答弁でした。

次に、77ページ、負担金補助及び交付金の中で、「小国町観光協会補助金1千300万円、それから小国郷観光会議補助金は、小国郷、小国町、南小国町の観光関係者が一体となって行う

観光振興事業に対する補助金と明記してあるが、一体となつて行う観光振興事業とはどういうものなのか、説明をお願いします。また、1千300万円の内容とこの事業により観光に興味のある方が小国郷に来る可能性があるかどうか」との問いに対しまして、答弁は、「小国郷観光会議補助金は南北の観光関係に携わっている方たちが集まりまして、小国郷としての活動を行い、広く周知することで集客したいということから始まっております。具体的な取り組みとしては、両温泉関係、観光関係を取りまとめたホームページ「小国郷」の立ち上げ、「ホリデイ」という旅のサイト運営会社による東京からの小国郷への誘客のために委託事業を行ったほか、一昨年から実施している赤牛ファンディング事業で食事代の中から一部を赤牛基金への募金とし、赤牛を購入し、肥育することで赤牛の育成と草原の維持管理を目的とした事業も行っています。本年度は、南北小国の立ち寄り湯、日帰りができる温泉のパンフレットを作成し、観光客のサービスを図っていく取り組みに努めます。1千300万円の小国町観光協会補助金の中身ですが、これは本年度まで補助金として取り組んでおりました3つの杖立温泉、わいた温泉、小国町観光振興会議に補助としておりました鉱泉浴場所在地地域活性化事業、また観光振興事業補助金、小国町観光振興会議補助金の3つの補助金を一本化して小国町観光協会の方に補助するという内容になっています」という答弁でした。

次に、「小国町観光協会設立について説明があったが、今までのこの予算を編成するまでに過去にどれくらい杖立や岳の湯に話をしたのか。今後、中身がどれだけ煮詰まった話で今後どのようにやっていくのか、聞かせてもらいたい」。答弁としては、「小国町観光振興会議が、小国町観光協会創立に向けた活動に取り組むとして、平成22年10月に立ち上がりました。現在までその活動は続いています。観光協会の設立の動きは、平成27年度から具体的に各団体と定期的な打ち合わせや会議を行い進めてきました。今年度は、協会予算について具体的に示し、併せて協会の全体事業費枠の決定、その運営についての計画する段階となっています」という答弁でした。質問では、「平成22年から要望があつて、平成29年まで続いていることだから、この予算を編成するにあたり中身がまだ一本化していない話を聞く。お互いの気持ちが一つになっていない中で、観光協会を補助金を出してやるとしてもこの予算がどのような形で使われていくのか、そこあたりが非常に懸念するところだが、この予算の財源としては、町の一般会計から満額100%出すとのことになっていることから、しっかり中身を詰めて、真剣にその中身の状況はどのように使われているかまで精査する必要があるのではないか。それと、また観光協会をもし設立するとなれば、場所はどこにするのかという問題等があるが、そのあたりはどのようにしているのか」。答弁では、「平成27年度から各団体の代表者の方とは現在までは個別に観光協会に対する考え方、また予算の話などもさせていただきました。その間において、観光協会を設立するにあたり、非常に不安定な要素があつたというような指摘がありませんでした。このため、行政としては、設立に向けた合意は取れていると理解して設立を進めてきました。また、観光協

会の事務所の場所ですが、1月にツーリズム協会役員会の席上で、ツーリズム協会が小国町観光協会に移行すること、ゆうステーションの2階を事務所として使わせていただきたい旨の説明を行いまして、了承を得ております」という答弁でした。質問、「この予算を執行するにあたって、中身が具体的に決まっていないものに予算、補助金だけをやっていくにしても意味がないと思う。そのあたりしっかり確認をしながら、今後の進捗状況を議会へ報告をしてもらいたい」との問いに対しまして、答弁では、「御指摘の点ではございますが、これから先は各団体の代表者の方へお集まりいただき、この補助金又はその協会の全体事業費等の話を進め、来年度に向けた執行の内容にかかわるものを詰めていきます」という答弁でした。

次は、ちょっと前後しますけれど、64ページ、農業委員会費の中で、「農地利用最適化推進委員90万円が計上されていますが、米作りなど、農地の維持管理が困難な時期にきています。この件に関して、現在取り組んでいる上田3、4、5部の法人の取り組みの中でオペレーターの確保の状況を教えてください」との問いに対しまして、答弁、「上田3、4、5部地区は、平成27年に農地集積加速化事業の重点地区指定を受け、地域営農組織設立に向けた話合い活動を行ってまいりました。そして、昨年9月に農事組合法人かみだが発立され、12月までに農地の賃貸借契約の手続きは完了いたします。現在は、月に2回の理事会を開催し、平成30年産米の作付けについての協議を行っています。機械オペレーターと作業員の確保は課題であり、今後も理事会で確保に向けた協議を重ねていきたい。これは、この前、総務のほうから言われましたけれど、「地域おこし協力隊の制度を活用して、農業、林業関係について募集を行っている。その中で将来的には農事組合法人かみだの人材確保につなげていきたい。町としても中山間地域の取り組みのモデルである農事組合法人かみだへの支援を継続して行っていきたい」。

次は、質問、67ページ、畜産業費の中で、「畜産クラスター事業とはどのような事業で、継続的に取り組めるのか」との問いに対しまして、答弁では、「畜産関係の国の事業につきましては、畜産クラスター事業が主なものとなります。このクラスター事業は、まず地域で協議会を設立します。小国郷畜産クラスター協議会は平成28年8月に設立され、構成メンバーは、小国郷酪農振興会、阿蘇農業協同組合、東海大学、熊本県、南小国町、小国町などの9組織で構成されています。次に、この協議会で地域の目標である畜産クラスター計画を作成します。その後は、それぞれの取組主体ごとの実施計画を作成していくこととなります。現在、クラスター計画の作成と1取組主体の増頭に伴う畜舎新築の計画を行い、生乳の生産量を増やす計画を進めています。事業は、畜産クラスター計画をもとに継続的に実施していくということになります」という答弁です。

68ページ、手づくりの館費、悠工房施設費の中で、「手づくりの館と悠工房の施設を統合させるといった話があったが、どのようになったかと、それぞれの施設の利用者数の実績はどのようになっているか」との問いに対しまして、答弁では、「以前から懸案事項でありますように、

複数の団体が営業許可を受けて施設を利用している問題を解決させる必要がある。この問題を整理したあとに、施設の統合について検討を行っていききたいと思います。利用実績は、延べ、手づくりの館が352日1千168人、悠工房が131日421人です」という答弁でした。質問、手づくりの館費、悠工房施設費の中で、「保健所は、複数の団体がそれぞれの営業許可を取得し、施設の利用を行っていることは好ましくないという見解である。食中毒が発生した場合に責任の所在がはっきりしないなどの問題があり、改善する必要があると思うが」との問いに対しまして、答弁では、「新規での営業目的での利用については、お断りをしています。既存の利用者につきましては、協議を重ねて改善に向けた取り組みを行っている」という答弁でした。また、続きまして、手づくりの館費、悠工房施設費ですけれど、「町の施設で営業することはいかがなものか。営業して利益が出ているのであれば、自分たちで施設を整備する必要があると思うが」との問いに対し、答弁では、「施設が整備された当初は特産品づくりが目的であり、町としては町民の所得向上に向けた取り組みであった。このような状況の中で一定の成果も残っている。平成29年度に施設統合に向けた委託費を計上しているが、現在の利用者との協議が不十分であり、施設の運営方針について平成30年度にしっかりと協議を行っていききたい」という答弁でした。

68ページ、質問、担い手育成推進事業費の中で、「農業担い手支援給付金について、対象者が申請を行う際に計画を立てるのか。また、給付期間中にどのような内容の確認を行うのか」との問いに対しまして、答弁では、「給付金の申請は本人が行い、申請時には現在の経営内容と5年後の目標について記入してもらっている。また、2カ月ごとの請求時点では、日誌の提出をすることで作業内容の確認を行っています。年度当初にはその年の目標を掲げてもらっています」という答弁でした。

次、72ページ、林業振興費の中で、「旧西里小学校再生利用調査義務委託料は、現在、基本構想や方向性があるのか」という問いに対しまして、答弁では、「旧西里小学校は、平成3年に建設され、築25年が経過している。木材をふんだんに使用した建物であり、熊本景観賞や熊本アートポリス推進賞を受賞した地域のシンボリック建築物でもあり、その施設を活用した林業振興の一つでもある木育活動の拠点に検討することを軸に再生利用の可能性を調査するもの」という答弁です。もう一つの答弁では、「過去にも旧西里小学校の再利用について提案を受けてきたが、実現には至っていない。しかし、施設の老朽化も進んでいくことも勘案すると、施設の有効利用を具体的に検討する必要がある。木育の拠点ということで林業費の中で計上しているが、木育だけにこだわらず、政策課と連携し進めていきたい」。また、同じ72ページ、同じように質問しています。「平成28年度、総務省において補助率の高い廃校利用の補助事業があり、廃校になった全施設の管理運用の見直しに利用してみてもどうかと提案した経過もあるが、廃校利用については、総務省や文科省などで補助制度があるので、有効な補助事業を調査し、しっかり活用してほしい」という問いに対しまして、答弁では、「特定財源を活用することは財源的にも重要な

ことで、総務省や文科省の補助事業を調査していきたい。町道明里線の開通も今後控えており、より多くの人に利用してもらえるように議会の意見も聞きながら、前向きに当施設の活用について進めていきたい」。

次、81ページ、12役務費の中で、「浄化槽管理費を近隣市町村の価格について調べ、比較したらどうか」という問いに対しまして、答弁では、「浄化槽管理の回数にもよるが、現状では見積りを徴収し費用を決定しています。今後は、近隣市町村との比較を行い費用の決定をしていきたい」という答弁です。

次の質問、81ページの15工事請負費の中で、「町道改良工事とあるが、調査、測量、設計、施工など、業者に任せて追加費用を多く支出しているように感じられるため、適正な執行を望む」との問いに対しまして、答弁では、「調査、測量、設計など、業者に全てを任せることなく、職員でできることは努力し、経費節減に努めています」ということです。そして、もう一つの答弁では、「建築は、一級建築士有資格者の職員採用を考えていたが、応募がありませんでした。土木は、若手職員の育成に努めてまいります」ということで、歳出のほうは終わります。

歳入のほうは、17ページ、質問で、1総務使用料、3設備使用料の中で、「光ファイバーの普及率はどれくらいあるか。また、加入していない戸数は」との問いに対しまして、答弁では、「小国町の世帯数以上の加入数がある。事業所等と思われる。ほぼ100%加入になっている」という答弁でした。

以上で、議案第18号、平成30年度小国町一般会計予算については、全ての質疑を終結し、討論に入りました。

討論におきましては、反対及び賛成の討論はございませんでした。

以上で、当委員会での議案第18号、議案内容報告を終わります。

本案は、去る3月8日、当委員会に付託されました報告のとおり当委員会において審査を終了し、採決の結果、議案第18号、平成30年度小国町一般会計予算については、全会一致をもちまして原案のとおり可決承認すべきと議決をいたしました。

続きまして、平成30年度特別会計予算について、各課の課長より所管における予算の概要説明があり、その後、質疑に入りました。

まずは、議案第24号、平成30年度小国町簡易水道特別会計予算についてでございます。

質疑はありませんでした。

続きまして、議案第25号、平成30年度小国町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

これも質疑はありませんでした。

続きまして、議案第26号、平成30年度小国町水道事業会計予算についてでございます。

質疑はございませんでした。



以上で、当常任委員会所管の平成30年度特別会計予算についての全ての質疑を終了し、それぞれの討論に入りました。

議案第24号、議案第25号、議案第26号につきまして、討論はございませんでした。

以上で、当常任委員会での議案第24号、議案第25号、議案第26号の審査内容の報告を終わります。

本案は、去る3月8日、当委員会に付託され、報告のとおり審査を終了し、採決の結果、議案第24号、議案第25号、議案第26号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきと議決いたしました。

以上で、当委員会での経過を申し上げ、報告を終了いたします。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ありがとうございます。

お二人の常任委員長からの報告が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。11時15分から再開をいたします。

（午前11時03分）

議長（渡邊誠次君） それでは、おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

議長（渡邊誠次君） では、これより議案第18号、平成30年度小国町一般会計予算について、委員長報告に対する質疑に入ります。なお、委員長におかれましては、御自席より答弁をいただきます。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番（高村祝次君） 平成30年度小国町一般会計予算について、反対の討論をいたします。

私は、常日頃から小国のことについて真剣に考えながら一般質問等で行ってきたつもりでございます。その中で、72ページ、林業費についてでございますけれども、主伐促進支援事業補助金452万5千円、それから小国杉使用建築物支援事業補助金655万円とありますけれども、今、林業の関係を見ますと、常日頃、私から言われますように、やはり元から先までお金にするというのが今林業では行われているところがございます。やはり、今後、小国の林業が、国土の82%を占める林業があるわけですけれども、その林業の主伐を促進していかないと小国の従来のヤブクグリの姿ではやはり評価が低い。あや杉やヤクノシマとかという植林に変えていかないと、材の値打ちが出ないというようなことを考えるし、また今間伐の補助金を2千200万円予算を

組んでおりますけれども、材積が増えるばかりで、山の手入れも行き届かないというような状況でございます。やはりこの見直しは、常日頃から私はずっと言ってまいりましたが、全くその予算が計上されていない、従来どおりの予算であるということが一つ反対の理由であります。今の林業をしっかり執行部も考えていただいて、本当に小国の林業をどうしていくのかということが小国の経済につながると思います。

そこで、この2点を反対理由の一つに挙げ、また一つは、76ページの先ほどから委員長報告もありましたけれども、小国町観光協会補助金1千300万円ですけれども、これは、執行部の考えとして、確か今までツーリズム協会があったのをツーリズム協会をなくして、観光協会に一本化するということですが、まだ特に杖立温泉観光協会は旅館組合もありますし、その中には水道部もありますし、管財部もあります。そこあたりの整理ができないままにただ観光協会をつくるのでは、私は意味がないと。ただ、予算も以前のわいた温泉組合と杖立温泉観光協会にやったお金とツーリズム協会を合わせて1千300万円ではないかなという思いがしております。ですから、やはりただ組織を立ち上げてやるということで末端の会員の皆さまの理解がないと、私はこの会を立ち上げて以前と変わらないような状況になっていくということを指摘しておきます。

また、この76ページの委託料の中にも観光情報発信業務委託料500万円と小国町交流促進支援業務委託料500万円は、恐らくここの立ち上げた観光協会にいくものと思われまうけれども、こういう委託料だけでものを何か見えないような、はっきり何があるか見えないような予算でございます。しっかりこの500万円がどこでどう使われているかということもはっきり今後考えてやっていかなければならないのではないかなと思っています。

やはりこの入湯税の総額を見ますと、1千400万円ありますけれども、やはり河津寅雄さんが入湯税を杖立観光協会にやっていたのを、当時はやはり温泉といたら、どこでもなかったということです。今の観光と当時の観光が変わってきている。今は、例えの話ですが、林業の観光だったり、農業の観光だったり、阿蘇草原の観光だったり、観光の分野が以前の観光と全然変わってきていますので、やはりこの観光協会を立ち上げるにあたっては、ただ温泉が出ているわいた温泉組合や杖立温泉組合とかということではなくて、根本からやり直して、最初から、私はいろんな委員会を立ち上げて、そして最終的にはこの観光協会にもっていかないといけないのではないかなということで、執行部の考えていることはよくわかりますけれども、やはり段階がまだ欠けているということで、今回の予算については、以前のままの予算の金額を名称を変えただけであって、中身は何も変わらないということで指摘をしております。

実際、恐らくここに完全になるまでに、数年、私がかかると思います。ですから、数年になる前にこの予算は今までどおりに流れていくということを考えますと、予算についてもやはりしっかりこういう組織をつくる時、もう少し議会でも論し、双方の組合でも理解し、またツーリズム

ム協会においてもしっかり理解を求めて組織を立ち上げていかなければならないということで、この予算については反対をいたします。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、議案第18号、平成30年度小国町一般会計予算についてに反対の立場から討論を行います。

本議案は、来年の町長選挙に立候補しない方針を示している北里町長にとって、最後の本格的な予算組みとなるはずです。このため、年度中の予算の補正も行われるとしても、いわばこの当初予算が北里町政3期12年を締めくくる総括的な予算に位置づけられるものと思われま。本来であれば、施政方針演説や予算審議においては、今まで以上の町長の町政に対する熱意が示されるものと思いましたが、本会議と委員会審議の中での印象は、それにふさわしいものとはならなかったのではないかと感じております。

さて、平成30年度予算に評価すべき前進面もございます。例えば、児童・生徒の医療費助成を高校生等までの対象へと引き上げられることでもあります。既に新聞報道もされ、中学3年生をもつ保護者からは、医療費助成の対象ではなくなる前に治せるものは治しておこうと思って歯医者や病院に連れて行ったが、慌てることはなかったとの反響が早くも出ているようです。高校生等の保護者からは待ち望まれた制度であり、小国町の子どもの健康、子育て支援にとって大きな前進となるものと思います。

しかし、この制度にも改善すべき点もあります。補助金支給の対象者は、保護者にもかかわらず、高校生等の住所が町外にある場合は、制度を利用できないことになっております。これでは、同じ高校生を育てる町民であっても、子どもの進学先や通学形態などにより補助を受けられる人と受けられない人が出てまいります。行政サービスの公平性の観点からも改善を求めるものであります。

以下、主な反対理由を抜粋して述べてまいります。

人権政策費330万9千円のうち、170万円は部落解放同盟小国支部への直接的補助金であります。解同が2011年3月4日、第68回全国大会で決定した綱領には、「部落解放同盟は、部落民とすべての人びとを部落差別から完全に解放し、もって人権確立社会の実現を目的とする。部落解放同盟は、目的実現のために結集する部落民を核とする大衆運動団体である」という記述からはじまり、全6節にわたる文章は、部落解放のことに終始しております。執行部は、解同について、部落差別以外のあらゆる差別の解消のために活動しているから、町も人権政策で協力していくとして補助金を出し続けておりますが、解同の存在目的がもっぱら部落差別からの解放にあることを解同自身が宣言しているではありませんか。このように人権政策予算の大半が解同への補助金で占められるというのは、町としてあまりにも人権政策に無策としかいいようがありませんし、言われるままに補助金を出し続けていても差別を解消するどころか、逆に固定化、再生

産することにしかならないと思います。解同ありきの人権政策を脱却し、真に町民のための人権政策への転換を求めるものであります。

平成24年度に50万円から始まった小国高校補助金は、平成30年度180万円まで増えています。質疑でも指摘しましたが、これまでに成果を上げられていない職員研修を続けて意味があるのか。入学金や教科書代の補助もわからないではありませんが、小国高校以外に進学する約半数の小国中出身の高校生は何の補助もないというのが、果たして補助金の公平性としてどうなのか。しかも、それで小国中学や南小国中学からの進学率が補助金に見合うだけの向上を遂げているのか、詳細な検討が必要ではないでしょうか。大体、魅力化と永遠の発展とありますが、現在補助金で行われている事業で生徒の立場に立って見た場合の魅力といたら、入学金や教科書代など、費用面で多少負担が軽減されるという金銭的な魅力にしかすぎないのではないのでしょうか。本当に入学者を増やすほどの魅力というのであれば、小国高校でしか学べないものをもつとか、卒業生の進学や就職先での実績を出すしかないはずです。課外費の補助も行っていますが、本気で受験に備えるのであれば、科目ごとに専門の教師が講義を行ったほうが受験対策になります。オンラインを使って、専門の講師による課外を受講できるようにするなど、次々と新たな取り組みをするべきだとは思いませんか。昨日、後期の合格発表が行われました。まだ、確定はしていませんが、このままでは小国高校の新1年生は1クラスになる可能性があります。だからと従来の枠内での取り組みをいつまでも続けていても、入学率を増加に転じることなどできないと指摘したいと思います。

まだ定款もなく、責任者が誰になるかもわからない小国町観光協会への補助金1千300万円が計上されております。ある団体の関係者の中からは、「協会の事務所は宮原に引き上げて、今までの事務所は出張所になってしまうと言われている。町が決めたことだから、仕方がないと言う人もいるが、どうなってしまふんだ」と心配する声も聞かれます。このように、新観光協会への合流の理解が深まりきっていない中で、補助金だけを先行して決めてしまうのは適当ではないのではないのでしょうか。少なくともきちんとした手続きのもと設立したのちに予算計上することを求めます。

以上、述べましたとおり、評価すべき前進面もあるものの、依然削るべき無駄があり、もっと力を入れるべき不十分なものがまだまだ残されております。更なる検討が必要な点、改善すべき点が残されている以上、賛成することはできません。

以上のことから本予算に反対する旨の討論とさせていただきます。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第18号、平成30年度小国町一般会計予算について、各々の委員会からは原案のとおり可決すべきであるとの報告を受けました。

よって、各委員会の報告のとおり原案可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、本案は委員長報告のとおり原案可決いたしました。

議長（渡邊誠次君） 続いて、議案第19号から議案第26号までの各特別会計及び水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。まず、坂本善三美術館の件で教育委員会等にお聞きいたしますが、実際、前回の町長の答弁の中に鍋ヶ滝と、それから坂本善三伯の館は目的が違うと。客も鍋ヶ滝の客を誘引して、その坂本善三さんの画伯のところに誘引するのはちょっと厳しいという発言がありました。私もなるほどなというふうに理解はしておりました。

しかしながら、教育委員会等と共に各大字関係の方々に聞きますと、坂本善三さんのやっているその画の意味はわからないと、理解できない。理解ができないならば、その理解度、どのようにわからせるのか。わからせるというのは、いろんな抽象画的なところをいちいちわからせるには何十年、何百年とかかるのではなかろうかと思えます。

今回の予算書、いろんな質疑応答を見ますと、どうか坂本善三画伯のところと、いろんなイベントをやって、いろんな方法でいろんなものに使えますよというふうに方向性が変わってきています。だから、その方向性を変えるのであれば、やはりしっかりとした名称も変えて、その中に坂本さんがいらっしゃる、あるいは日本全国の坂本ファン、あるいは大きく言えば、世界的な画伯を知っている方々の協力を得て、維持管理をしていくというような前向きな、非常に厳しいとは思いますが、ネットを使うとか、そういうことをやらないで、ここ数十年で何億円というお金が抛出されているわけですよね。だから、やっていることが良くても、生活ができなければ、よく考えてみてください。家でも、とてもいいことだけれど、子どもたちが学校に行けませんよ。物が食べません。食べるためには何をしたらいいのか、もうちょっと真剣に考えていただきたい。

そういうことで、教育委員会のほうはしっかり頑張っていくということですが、手元の、私がここに本を持ってきていますけれど、ここも八女の福岡の画伯が数十人集まって、画伯の中でいろんな勉強をし、そして日本全国に協会をつくり、そしてこの坂本善三さんも知っていますよという方です。だから、今後どのようにやっていくかというのを、今日、皆さんの協力を仰ぎながらとか、そういう時代は終わりましたよ。こうやるんだ、この方向でやるんだ、あるいは義務教育の一環の中でこれはやるんだと。ただ、その生徒、子どもがこれを理解するかどうかは非常に

厳しいかなと。ただ、理解できた子は非常に幸せかもしれませんが、ただ、いかんせん、何億円ですよ。たぶん3億円超えているのではなからうかなと。このままでは、私は非常に危機感を覚えていますし、教育委員会、執行部共に何かをやるという約束をしていただければ、ということで相談を申し上げ、やっていきますということですから、今回は賛成いたしますけれども、6月議会までしっかりやってください。反対のほうの賛成ですよ。

以上です。

4番（高村祝次君） 6番議員の言わんとすることはよくわかります。今回、委員会でも美術館の運営審議会が開かれておりますので、その資料が机の上に配付してあると思います。やはり一生懸命やっていただく方がおりますので、やはり議会としても、ただそれを潰すのは簡単ですけども、やはりずっと数年前からいろいろ錯誤をしながら、私が議長の時にも、運営委員長というような肩書きで鍋ヶ滝や北里柴三郎記念館とか、小国の観光と一緒に結びつけたらという話は再三しておりましたが、なかなか一般財源から持ち出すとはやらないということは事実でございますので、6番議員も一緒になって教育委員会議で執行部も含めて、今後、会あるごとに考えていきたいというふうに思っているところでございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、議案第19号、平成30年度小国町国民健康保険特別会計予算、議案第20号、平成30年度小国町介護保険特別会計予算及び議案第21号、平成30年度小国町後期高齢者医療特別会計予算についてに反対の立場から討論を行います。

社会保障であるこれら3つの特別会計ですが、高すぎる保険税、保険料に町民の生活が苦しめられ、地域経済の衰退にすらつながっています。しかも、負担は際限なく増え続けているにもかかわらず、給付はますます抑制されています。命を守るためのこれらの制度が暮らしを苦しめるという本末転倒な状況が広がり続けています。

国民健康保険では、小国町は特定健診の対象年齢を19歳に引き下げるという前進面も見られます。健康増進のための根幹でもある特定健診は、受診率向上が大きな課題となっています。そのためには、対象者の意識啓発とともに、いかにして被保険者が受診しやすい環境を整えていくかということが課題だと思います。その一つが集団健診の実施とともに、受診者の都合に合わせて受診が可能になる個別健診の実施です。委員会審議では、健診結果の電磁的記録作成のための事務作業等の課題が上げられていましたが、農業者や商店主などの日頃忙しい個人事業主が被保険者となっていることを考えるなら、個別健診の実施は事務作業が増えることを勘案しても行う

意味は大きいと思います。また、個別健診という思い切った取り組みを始めてこそ、町の特定健診に取り組む本気度が被保険者に伝わり、受診や健康づくりへの啓発にもつながるのではないかと思います。改めて個別健診の実施を求めます。

介護保険では、去年8月、40歳から64歳までの保険料について、収入に応じた総報酬割が導入されたのに続いて、この4月からの第1号保険料が3割も引き上げられます。町全体で4千700万円もの信じられない負担増です。ただでさえ苦しい暮らしも地域経済も破壊する暴挙であると言わなければなりません。負担は、現役世代も高齢者も増やされているのに、利用負担も増やされます。第6期には一定の所得のある人の利用料が2割に引き上げられたばかりですが、この8月からは2割負担の人のうち、特に所得の高い人の利用料は3割に引き上げられます。既に高すぎる自己負担により利用をためらう自体が起きている中で、若い世代も高齢者も保険料負担は青天井で上がり続けているのに、軽度者は保険サービスから切り離され、さらに自己負担まで引き上げられている。このまま今の道を進み続ければ、破綻してしまうのはあまりにも明らかなのではないでしょうか。

後期高齢者医療制度では、所得に応じて支払う所得割はもともと5割軽減だったのが、去年2割に縮小されたのに続き、ついに廃止となります。もと扶養家族などの均等割も、もともと9割が去年7割に減らされたのに続いて5割となります。このため、小国町でも128万5千円、去年分と合わせると、2年間で387万円を超える負担増となります。経済協力開発機構、OECD加盟国の中で、日本の健康格差の広がりが大きく、低所得者ほど病気になる率が高いと言われています。川崎医療福祉大学の井上信次准教授らは、医療福祉学に基づく健康格差に関する研究で、健康格差を本人の自己責任を超えたその他の社会的要因によって生じた属性に起因する、社会的に許容される一定の範囲を超えた健康に関する差であるとしています。

今こそ、地方自治体が福祉の機関としてどうするべきかが問われています。これから6月にかけて国民健康保険税率をどうするか検討が始まりますが、町民の暮らしにしっかりと寄り添い、判断いただくことを求めまして、反対討論といたします。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論はございませんか。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。私は、特別会計、議案第23号に対して反対の立場で討論いたします。

過去、私、6年、一貫して皆さん、執行部に問いをかけてきました。その中において、各委員も非常に協力し、今の状況があるわけですけれども、いかんせん、熊本地震もあり、そしてまた人口も減っていくと。そういう中において、何ら改善点が見られないと。この善三さんの、私も善三さんが好きとか嫌いではなくて、善三画伯の認知度が高くても、やはり小国町全体、あるいは熊本県を含め、あるいは九州を含めた中で、非常に認知度は高くても客が来ないと。そういう中で、やはり出張、出張というとおかしいのですけれども、県立美術館に何回かやったかと思うの

ですが、皆さんに多く見ていただける場所のほうが、私は一番いいのではなからうかなというふうな気がいたしております。このままいけば、まずうまくいってもゼロになるのに数十年かかるかなと。プラスになるには、そのときには私たちもいませんし、ここの議員たちも1回、2回は善三さんのところに行って見られた方はいらっしゃるかと思います。どのように思っているかは、ここを考えていただいて、そして今後の課題としてやっていくのであれば、皆さんに頑張っていたきたい。私も協力はしますけれども、意は尽くしませんけれども、反対の立場で討論といたします。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に対します各常任委員長の報告は、各議案とも原案のとおり可決すべきであるとの報告を受けておりますが、1件ごとに採決をいたします。

なお、採決においては、執行部は最後にお立ちいただきたいと思えます。

議長（渡邊誠次君） 議案第19号、平成30年度小国町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決いたしました。

議長（渡邊誠次君） 続いて、議案第20号、平成30年度小国町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決いたしました。

議長（渡邊誠次君） 続いて、議案第21号、平成30年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決いたしました。

議長（渡邊誠次君） 続いて、議案第22号、平成30年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）



議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決いたしました。

議長（渡邊誠次君） 続いて、議案第23号、平成30年度小国町坂本善三美術館特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決いたしました。

議長（渡邊誠次君） 続いて、議案第24号、平成30年度小国町簡易水道特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決いたしました。

議長（渡邊誠次君） 続いて、議案第25号、平成30年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決いたしました。

議長（渡邊誠次君） 続いて、議案第26号、平成30年度小国町水道事業会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決いたしました。

以上で、本日2日目の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて閉会をいたします。

どうもお疲れさまでございました。

（午前11時47分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（3番）

署名議員（9番）

# 第 3 日

# 平成30年第1回小国町議会定例会会議録

( 第 3 日 )

1. 招集年月日 平成30年 3月16日(金)

1. 招集の場所 小国町隣保館

1. 開 会 平成30年 3月16日 午前10時00分

1. 閉 会 平成30年 3月16日 午後 4時13分

1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 欠 席 議 員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君      書記 穴 井 桂 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 松 岡 勝 也 君	教 委 事 務 局 長 横 井 誠 君
政 策 課 長 清 高 泰 広 君	産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君
情 報 課 長 佐々木 忠 生 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 生 田 敬 二 君
福 祉 課 長 木 下 勇 児 君	保 育 園 長 児 玉 敦 子 君
会 計 管 理 室 長 藤 木 一 也 君	

1. 町長提出議案の題目

なし

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。  
別紙議事日程のとおり

## 議事の経過 (h. 30. 3. 16)

議長（渡邊誠次君） 皆さま、おはようございます。

本日は、3月定例会本会議3日目でございます。

ただいま出席議員は12人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「一般質問」。

本日は、一般質問1日目となっていますので、直ちに質問に入ります。

なお、本日の質問者は、熊谷博行議員、穴見まち子議員、大塚英博議員、北里勝義議員、松本明雄議員、児玉智博議員となっております。よろしくお願いします。

それでは、まず、9番、熊谷博行議員、登壇を願います。

9番（熊谷博行君） おはようございます。9番、熊谷です。3月議会、予算の議会でありました。いろいろ厳しい意見も出ましたが、本日が最終日、一般質問となりました。今回、私が一番最初となりました。質問者も6名を1日で終わります。それでは、通告どおり4つの質問をいたします。

「国小なれど来てよし住吉の国を目指して」、小国町まち・ひと・しごと創生、人口ビジョン総合戦略の中から質問します。約2年半前、地方創生で世の中が騒然としていましたが、今年の12月に少し変わったと思いますが、何か少しあまり聞かなくなったような気がします。しかし大変重要なことが満載です。内容に疑問視する点多々あるように思いますが、その中から数点質問します。質問と申しますか、今後の質問のための確認程度でございます。今回は。

まず、人口減対策について。小国町の人口減対策について2060年、今から42年後ですか、もう想像できないくらい先の話ですが、人口を5千人でキープするという目標があります。この数字には根拠があるものと認識していますが、もう一度説明を願うものと、以前、町民懇談会で人口推移をもう少し短い年数で考えてみたほうがわかりやすいのではないかという町民の意見があったと思います。その件はどうなったかお聞きいたします。

町長（北里耕亮君） まず地方創生関係のただいまの質問の人口減対策についてでございますが、私の答弁のあとに担当課長、政策課長から答弁をいたさせますけれども、この部分2060年の人口を5千人に維持する目標を表示しているというところで、これ表示をさせていただいております。一定の基準がありまして、以前は消滅をする自治体というような話題も、先ほど冒頭議員に言われたようにいろいろな話題を醸し出した部分であります。出生率とか、そういう部分からも様々な角度からこの予想があり、その予想ではもう少し厳しい数字が提示をされていたかと思いますが、それを5千人に維持するというこれは目標であります。その根拠については、また課

長から答弁をいたさせますけれども、まあ目標ですから、そうならないようにという部分で、努力をしていかなければならないというふうに思います。議員おっしゃるように、その42年後先は42年後先ですが、2、3年後の部分の推移を見るのも大変大事であるというふうに思います。そういった部分については、人口減をしないためには流出人口、小国から一定の方は、高校であったり、大学や専門学校、お仕事であったりそういう部分で若い方が町を出てしまうという部分もあると思いますけれども、そういった方がUターンといいたまいますか、戻ってこられるようなまた町にしなければなりません。そのためには、仕事をある程度、この町でもできるような部分というのでも考えなければいけません、なかなかこの特効薬という部分がありません、地域おこし協力隊の活動の一環であります仕事の部分を考える、そういった事柄もやっけてはいたり、次の質問に続いていきますけれども、新たな産業とか、いろんなことを考えなければいけないというふうに思っております。ですので、この5千人にする、したという部分の根拠というか、狙いというか、そのあたりのところとこの2、3年の推移の説明という部分で担当課から説明をいたさせます。

政策課長（清高泰広君） おはようございます。それではまち・ひと・しごと創生についてちょっと考え方を説明させていただきます。

これは平成26年の11月に公布されました、まち・ひと・しごと創生法に基づいて国から地方自治体までつながっているものでございます。創生法ができて、国は長期ビジョンを出しております。総合戦略を出しております。その長期ビジョンというのが一つは2060年に国の人口1億人程度を確保する。そのために人口減少の歯止めと、東京一極集中の是正、それともう一つは、成長力の確保ということでGDPを成長率1.5から2%程度を維持していくと。この二つをまち・ひと・しごと創生の国の長期ビジョンとして掲げておりまして、これを受けまして、国が総合戦略、そしてそれを受けまして町が総合戦略を立てるという形でつながっております。そういった意味で、先ほどの人口のビジョンは国にあわせて2060年を想定した人口のビジョンを立てております。人口ビジョンを立てるにあたりまして、データとなるものが国勢調査でございます。この数年間の国勢調査の人口の動態をみながら、まず推計しますと、2060年には小国は2千743人になっていくということが推計されます。この人口、国全体が人口が縮小している状態ですので、小国町も人口が減少していくのはやむを得ないことと思っておりますが、いかにその人口の減少率を下げることということで二つほど考えています。まあ考えているのが、一つは合計特殊出生率、子どもの生まれる数値を人口減を維持できると言われる2.1を目指していろんな施策を組んでいく。もう一つは、社会減と言われております、人口の転入と転出の差、社会減をゼロにできるだけ近づけていく。この合計特殊出生率2.1と、この維持と社会増減をプラスマイナスゼロにしますと大体2060年に人口が大体5千51人ぐらいになるということで、それを総合戦略の目標に掲げているところでございます。

9番（熊谷博行君） それともう一つの質問がその町民懇談会において意見がありました、2、3年、満3年でも結構ですが、この折れ線グラフとどう関係あるかはちょっとですね、あの当時の質問者は多分定住者だったと思いますが、私たちぐらいの年のおばちゃんだったと思いますが、そういうところですね、町民からそういう質問とかいろいろあったときにはその場で出せとは言いませんので、持ち帰って何らかの措置をとるべきと思いますが、そういうところはまだ全然出てませんか。

政策課長（清高泰広君） 先ほど言いましたように、国勢調査のデータをもとに計算しますので、シミュレーションとしては5年おきに大体何人になるだろうというのはずっと出てきております。2020年には6千800人、2025年には6千553人、そして2060年には5千51人という、これが一つのシミュレーションでございまして、あとはそれぞれ、実際に人口が維持できていくかというのを確認する形になっていくと思います。ただ国勢調査のデータ、今現在町が持っているのは住民基本台帳のデータでして、5年に1回しか国勢調査のデータが出てきませんもんですから、とりあえず今町がチェックするとするならば住基台帳での人口の動きをチェックしていく形になると思います。ちなみに平成27年度の間いわゆる自然減が87人、社会減が107人で合計でマイナスの194人、平成28年度でしたら自然減が58人、社会減が17人ということでマイナスの75人、平成29年度、これは後1カ月残っておりますけれども、現在のところ自然減が76人、社会減が34人ということでマイナスの110人というデータになっております。

9番（熊谷博行君） 国勢調査は5年に1回で結果的には出ますが、もっと簡単に毎年毎年の町の人口をこれに照らし合わせていけばどの年でいきなり減ったかとかすぐわかりますので、まだ今から私たちの先輩たちものすごく多くの方がいます。この人たちが亡くなると一遍になりますので、いつかはがたっと人口が減るときが、こんなきれいな線じゃなくていきなりがたっと下がるときがくると思います。そのときに私たちがいるかいはいかはわかりませんが、こういうのは後世につないでいって、できるだけ5千人をキープすると目標を立てたのであれば、これに向かってやっぱり努力していかないといけないと思いますので、なかなか決めたものを見直すというのは難しいものでございますので、常日頃チェックをしていただきたいと思います。

次に移ります。また同じあれですが、観光交流によった地域経済の浮揚の中の一つというので、新しい観光資源の発掘というところがありますが、新しい観光資源で発掘したものと実現できているものをお聞きしたいんですが、お願いします。

町長（北里耕亮君） 観光資源だけではなくて、町の魅力という部分を常日頃から行政としては模索をしている部分であります。平成27年度でしたか、実現はちょっとできていないんですが、地域活性化交付金、先行型といわれる部分の調査事業で鍋ヶ滝の滝、その前には下城滝の滝を整備して、滝という部分が一定の観光資源にもなるという部分になっておりますので、鍋ヶ滝を整



備しました。鍋ヶ滝も最初から行政が乗り出したわけではなくて、地域住民の方が鍋ヶ滝の川の周辺を清掃していたり、これは町外の方ですが、写真家の方がやっぱりすばらしい滝だということで、たくさんの方があの周辺に降りるようになり、降りる部分を滑りますから少し整備をして清掃もしたと、そういう民間活動が発展をして安全に降りていただくとか、そういう部分から町が整備して、そして入園料をいただくようになったという部分であります。そういった部分の次にですね、鍋ヶ滝の次に何か滝でいいところはないかという部分を、議会からも以前土田滝のすばらしい景観であるから、滝美園あたりから見る滝もすばらしいものがありますよという部分の提案もいただいて、土田滝の調査を少しさせていただきました。なかなか事業費が相当、すべてやっぱり物事を起こしたり、事業着手するには財源が必要であります。なかなかその財源が見つからないという部分と事業費がかかる。また土田滝であると片田のほうからみる、滝美園側からの部分と土田側から降りて行ったり、見たりすると、いろいろこの検討はしましたけれども、いまだまだ実現には至っておりません。ただ鍋ヶ滝と少し違いまして、土田滝はダイナミックな見え方や、通常道路を通っていても土田滝見えませんね。ですから、まだまだ今後、土田滝を開発というか、復興していく部分には必要じゃないかなというふうには思っております。ただそれに見合う財源等を、後は集落の方々や町民の方々の協力がないと、行政だけがやろうと言ってもできませんので、このあたりは今後の課題かなというふうに思っています。

すみません、ちょっと長くなっておりますけれども、もう一つ鉄道の橋梁の調査というのもこの事業で行いました。竹筋橋やそういった部分の宮原線跡の鉄橋というか、その橋梁が文化財みたいになっておりますが、菅迫地区の近いところにかかなり延長が長い橋梁がございます。そういった部分も今山間の中にありまして、全く杉木立の中にあって見えないですが、そういったところも実際道路からの距離であったり、整備するなら大体幾らぐらいかかるかとか、橋の長さはとかいう調査を行いました。なかなか民有地の民有林の中にありますので、そういった部分がちょっと難しかったわけですが、それだけにとどまらず、各それぞれの上田であっても、西里であっても、黒淵であっても、下城であっても、まだ地域の資源というのはたくさんあると思います。そういった部分を財源次第ですけれども有効に発掘しながら観光客の方が宿泊だけにとどまらず、2、3時間小国町の中に来ていただいて、見るところ、そういった部分を発掘する必要があるのではないかなというふうに思っておりますので、質問の答弁としては、実現した部分は明確にはありませんけれども、箇所箇所ですらそういったまだ資源がありますので、これは私の後の代の方々や、そういった部分あたりが今後推進をしていくとよろしいんじゃないかなというふうに思っております。

情報課長がもし補足があれば、後は質問の掛け合いの中からまた答弁をしていきたいと思いません。

9番（熊谷博行君） 考えは聞きましたので、一步じゃなくて半歩ぐらい進んでいるのかと思いま

す。滝というものは、どうしても正面から見るのが一番格好いいものです。下城滝も上から見てもそんなに見えるものじゃないし、やっぱり正面から見れるような、そんな工夫を今後考えていただきたいと思います。また、昔のJR宮原線の、私もそこは何度も行ったことがあります、なかなか車も行かない、人もやっといけるようなところがございます。それもちょっとした道をつくれば観光の目玉になるかとも思いますので、今後は期待をして、次の質問にいきます。

次、本当は2番目なんですけど、しごと創生働く場づくり、働く環境をつくるの中から一つ質問いたします。

新たな産業での雇用促進の課題の新たな産業とはどんな産業なのか。それとその中の一つと言ったんだけどもう一つ聞きます。それと人材育成事業の現実というのに小国高校、この15ページじゃないんですが、小国高校の国公立大学進学率を1年に5人、5年間で25人という目標がありますが、もう足掛け3年、2年にしても10名、現時点で国公立大学に進学した成果をちょっと教えてください。

町長（北里耕亮君） まずしごと創生働く場づくりという部分について最初に答弁をいたしまして、補足があれば担当課の政策課から答弁をいたさせます。また小国高校の部分については、委員会でもかなり議論はいただきましたが、実績等そういった部分は教育委員会のほうから答弁をさせていただいて、後は質問の掛け合いの中からまた再答弁をしていきたいと思っております。

まずしごとの部分でございますけれども、新たな産業という部分に飛びつくわけではありませぬけれども、ベースはやはり農業林業が基本であります。農業の部分については、親元就農などの制度をこうつくりまして、既存の野菜農家であったり、米農家であったり、畜産、酪農、そういった部分をやっぱり拡充していくというのが基本になっていき、また林業の分野でも林内作業をされる方々、労務者に対しての部分も行政もかなり力を入れて考えていっております。一つ一つの産業は農林業だけでは、観光であったり、工業だったり、それぞれありますけれども、そういった部分にプラスして、まあこれはすぐできるものではないかもしれませんが、その新たな産業というのは地熱の熱源の、例えばですよ、温水を利用したハウスなどが今後この小国町で展開ができれば、例えば野菜、工場というところとちょっといけません、野菜ハウスの中での就労される方々、そういった部分が新たな雇用になるのではないかなというふうに思いますが、これについてはまだなかなか課題も多ございますし、以前は岳の湯のほうでみかんをつくっていましたが、なかなか厳しい部分はありますが、ただ新たな民間活動の中から新たな業務というか、業態にチャレンジすることはよろしいんじゃないかなと思いますから、期待をする部分じゃないかなというふうに思います。

あと小国町について新たな産業というのは、通常イメージされる製造業とか、工場の中にラインがありまして、そこに20人、30人お勤めいただくとかいう部分が天津や菊陽や阿蘇市あたりという部分の条件にはなかなか得ませんので、なかなか厳しい部分はあるかと思っております、

この中山間地の中でも、小規模でもそういった部分の製造業とか、そういった部分がさっきの温水ハウスじゃありませんけれども、少しでもできればとは思っております。ですので、新たな産業というのは一朝一夕にはできませんが、新たな分野にチャレンジしていくというぐらいの部分で行政としては捉えていきたいというふうに思っております。またこの辺りについてもまた御意見があればおっしゃっていただきたいと思っております。

小国高校については、こちらの委員会で話題になっておりますけれども、実績は教育委員会のほうから答弁させますが、委員会での意見も様々出ておりましたけれども、やはり県立高校での通常の事務とか、そういう部分に補助というのは町としてはこれはやるべきではないし、魅力をつくるという部分について、さらに議会の皆さま方とも今後も引き続き意見交換ができればというふうには思っております。協議の中では、行政も補助をする立場としては通常の県立高校を維持するような予算というのは、両町の町予算から出すべきではないというのは言い続けてはいるんですけれども、まあ学校側がなかなか運営が厳しいという部分もありますけれども、そこは協議の中でやはり出すべきではないというふうに思っています。また入学祝い金みたいな部分や教科書の助成金、そういった部分はなかなか特効薬がないものですから、少しでも保護者の軽減という位置づけから、あと津江のほうからも生徒が来ておりますが、それを増やすために遠距離の通学の補助と、様々行っておりますが、なかなかアイデアが行き詰まっている部分もありますので、議員の皆さま方からも先日少し御意見いただきましたが、また新たな提案などいただければ、続けていきたいというふうに思っております。

教育委員会事務局長（横井 誠君） それでは小国高校から国公立大学への進学者数ということで、27年度からの数字を申し上げたいと思っております。27年度卒業にあたりましては3名、それから平成28年度の卒業にあたりまして1名、本年度平成29年度につきましては2名というふうに学校からは聞いてございます。

以上です。

9番（熊谷博行君） 熊谷ですが、町長のハウス野菜、私もあのあたりを仕事しとってずっとハウスをつくることから収穫はできませんでしたが、ずっと関心してずっと見てました。でもどうしても、あのハウスに携わる方が片手間と言ったら申し訳ないんですが、普通の農業もし、ハウスもするというような感じで、モデル的なもんだったもんだからそういうので、ミカンが、ミカンらしいミカンができたんですが、食べたら甘くも酸っぱくも何にもないというような感じで、やっぱりこれはプロが作らないと、これはいけないなということで、確かそれで1年か2年で終わりました。それと今のゆけむり茶屋のところにも養鰻場、うなぎ屋さん、その跡に手長エビ、温水を使ってはいたけど、まあこれもそんなに利益が上がったようには、もちろんその人とは僕仲が良くていつももらってたんですが、そんなにもうかって裕福な生活をしていたような感じはなかったんですが、何をやるにしても、やっぱり専門家にうまいとこ聞かないと、ただやみくもに

しても失敗を招くと思います。この辺はじっくり検討して、得意の検討をしてもらって進めていただきたいと思います。

この人材育成で小国高校という名前が出てきて、次質問する、また安心して子育て生活ができる環境づくりの中の一つにも小国高校の進学向上、ものすごく小国高校を取り上げていると思います。

次の質問にこのまま入りますので、小国高校の進学向上への問題で、今年度入学希望者予定数が39名、1クラスになるのではないかなと懸念されていますが、3月十日か、小国高校に電話したら、そこは申し上げられないということでございました。でもまあ1クラスになる可能性が多いと思います。この小国郷から進学率60%という目標も取り組まれております。今回、小国中学校で58名卒業しました。その6割でも35名ですね。ということは、いかに小国高校へ南北あわせて行ってないかというのが暗算してもわかります。昨日も小国高校の助成金について熱く質問等ございましたが、私がこれに対して否定はいたしません、一つ今小国高校存続協議会というのが立ち上げられていると思います。記憶が正しければ正副会長は両町のトップ、議長、副議長と数名の有識者までは理解していますが、存続協議会と進学率向上アップがタイアップしているのかなというのを常々疑問に思いますが、そこはいかがですか。

町長（北里耕亮君） 一番最初に御質問の最初の部分のハウスの話でございますけれども、やっぱりウエートとして行政があまり先んじてそういう事業をするとなかなかこう集落の関係であったり、利益を第一に考えずにいろいろ考えたりしてあまりよろしくない結果になるのではないかなというふうに思います。そこで民間活動の中からそれを側面からいろんな形で支えるという部分が直接的な資金援助とかではなくて、そういう部分も今後考えられるのではないかなというふうに思います。ちなみにですが、宮崎の方が数年前マンゴーをつくられて、それは生業という部分ではなかったかと思えます。試しにおつくりになったかとは思いますが、とても甘くて、一ついただいたんですけどですね。これは可能性の一つとしてはできるんじゃないかなというふうには思いました。温水熱で温めて、最初日照、太陽の光が足りるかなという話をその施作された方は言われてましたけど、まあ十分できたということで、ただ手はかかるよという話はされてましたけれども、そこあたりが議員がいう専門性で、やっぱりつくるならかかりきりで、やっぱり専門的につくる。そしたらおいしいものができたということでありますので、可能性の一つとしては、そのマンゴーというのは一つの部分ですが、実際できたなというふうな思いがあります。ですので、いろんな形で今後も模索をするという部分の姿勢は変えずにやっていったほうがいいんじゃないかなというふうには思っています。

次に小国高校の話ですが、進学の部分という魅力化と発展の会ということで、先ほど答弁の中に資金的な援助の話をさせていただきました。昨日の別の議員の方からの御意見でも卒業した後の結果とか、そういった部分のことも学校の魅力につながるのではないかという意見もありまし

たもんですから、その進学状況とか、小国でないとできない、そういった部分の魅力、引き続き考えなければいけないなと思っています。一つなかなか学校側がちょっとこう弱気になっているという言葉語弊がありますが、私たち両町民が提案を以前からしているのが、専門科をつかったらどうかとか、コースをついたらどうかという部分を提案しております。なかなか県立の学校側としては、じゃあ先生はどうするのかとか、そういう教室はどうするのかという部分の遠慮するような答えしか返ってきてないですけども、例えば、小国町、南小国町は林業の地域でありますので、県内にも幾つかあるんですが、そういったコースをどうだとか、後は杖立温泉やわいた温泉、黒川温泉ありますから、観光にそういう推進するようなコースはできないかとか、様々考えてはおります。まだ結果には結びついていませんけれども、そういった部分も一つのアイデアかなとは思っております。ちょっと補足をまた教育委員会のほうからして、まあ進学とその魅力化の発展の会の部分。両町の保護者はやはりその卒業してどうなのか、ちゃんと仕事に就けるのか、目標、夢に向かって一つ専門学校にいけるのか、国立大学や県立大学や私立大学に入れるのか、そのあたりのところを保護者としては一番興味を示して、じゃあ小国高校に行くのか、ほかの学校に行くのかというのは、確かに考えをわけさせられるそのポイントにその分野になっているのも事実かなと思っております。

何か教育委員会のほうで答弁があればお願いします。

教育長（麻生廣文君） 小国高校の件でございます。私も一応協議会の理事をさせていただいております。ただ私が参加する回数というのは非常に少のうございます。その辺りにつきましては補助等のこともあり、事務局長が参加する機会が多ございますので、事務局長から答弁をさせていただきたいと思っております。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 御質問にございました小国郷からの小国高校への進学率と、今は発展の会というふうに名称を変えさせていただいており、その関係でございますけれども、この町の計画にも60%という数字が掲げてございます。この数字を維持していくことが小国高校の今後の発展につながっていくものとして目標を掲げて、そのための組織として小国町、南小国町で支援をさせていただいております。特に総会時の会議の内容としまして、当年度の事業計画であるとか、前年度の実績であるとか、それ以外にも現在の両町あるいは学区外からの入学者数の実績であるとか、今後数年を見込んだ予想とか、そういったものであるとか、実際小国高校がどういう活動をしているとか、そういうことまでその会議の中でお示しをさせていただいて、今後どうしていけばいいのかということをお示しをさせていただいております。なかなかその実績につながるものにはまだなつてはございませんけれども、進学率という数字だけでいいですと、もう確かに平成30年度の数字を見ますとかなり落ち込んだ数字になっているとは思いますが、昨年平成29年度の入学者までの数字を見ますと、まあ24年にこの会が設立してございますけれども、その当時の率とはそんなに大きく変わっているもの

ではございませんが、その年その年によって両町それぞれこの年は小国からの進学率がよくて、この年は南小国からの進学率が少しというような、その年度によっても変わるところも確かにございまして、今年度でいいますと、小国からの進学率が若干ちょっと少ないような状況になっているものでございます。ただそれをどういうふうに関今後改善していくかにつきましては、先ほど町長が申されましたように、両町と協議をまた重ねていながらこの会で支援できるところを模索して、そういった目標に近づくよう努力していきたいと思っております。

9番（熊谷博行君） そんなに何回も同じこと言わなくていいです。やっぱり存続協議会じゃないという名前だったですね。町から助成金もらって何らかの形でしていればですよ、何年も協議会立てて何年もなると思いますが、達成できないならどこか考えていかないと、ただ今年は少なかった、去年は多かった、そんな中途半端な、もう中学校時代が鎖国のような感じですよその子は入れないとか、そんなことばかり言っているから小国には誰も入ってこないんですよ、一つは。せつかく中学校、小学校とホッケーとかいろいろ普通のスポーツよりもうんとお金かけているスポーツがございまして、そういう選手や子どもたちを勧誘してきて、まず中学校から入れてもう少しライバル意識を燃やさせ、高校に今年は女の子なんか1名、それでホッケー部も存続がもうできないような状態になって、ホッケーの町どころか、普通の町に、今までお金を投資してきたのが何にもならなかった、人工芝貼った数億円は何にもならなかったというふうにならないように、何か一つに絞ってから今後は対策を練っていったほうがいいと思いますが、いかがですかね。

教育委員会事務局長（横井 誠君） そういった方法も十分必要だとは思いますが。高校としましては中学生であるとか、保護者であるとか、そういう方々にアンケートを平成23年度、それから平成27年度とそういうふうなことをしてまいりまして、どういったことを学校に対して望むのかとか、そういった調査もしてございます。その中で一番多いのはやはり進学、就職の実績、そういったものが高いように思います。多岐に亘って進めなければならないことが十分あると思いますけれども、そういったアンケートをもとに、今後そのためにはどうするのかを最善の策を練っていかなければならないんじゃないかなというふうを考えているところでございます。

9番（熊谷博行君） なかなか矛盾しているところがあるんですよ。農林業に力を入れるとか言っていて、高校は小国高校に行け、いや農業の方はやっぱり跡を継いでもらうためにはお金がかかっても農業高校に行きなさい。林業科がある学校に行け、そういうふうに行くからどうしてもスポーツで行く子、家が農業の子は農業高校に行く、もう数名の方は絶対残らないですよ。それをもうあえて残れとも言ってるようなふうでもないし、小国高校がいいぞこうこうだからとかいう説明もあっているようなふうでもないし、どういう指導の仕方を、多分学校の先生はしないと。進学は親と子の自由でございまして、誰が小国高校に行きなさいとかいう指導を行っているのかわからないまま毎年毎年もう減って減って、今が一番少ないピークかもしれませ

んが、からといって50人、60人になるとも思えませんので、まあ存続ができるよう精一杯していただき、必要でない助成金は出す必要もないと思いますが、そこは僕は否定しませんので、適時考えていただければいいと思いますが、小国高校の子だけに助成金を払うというのはちょっと反対なんです、そこまでしてお金を払って地元に残ってくれというのもおかしなもんだらうとは思いますが、そのくらい本当に町民が深刻に考えているのか、もっと町民に、町民あげて運動ができるような体制に持って行ってほしいと思いますが、いかがですか。

町長（北里耕亮君） 少しちょっと考え方がずれていっている部分もあるかと思いますが、やっぱり進学というのは議員も言われたように、その本人さんや保護者の方の選択の自由というのはあると思います。そこを行政が強制的に地元高校に行きなさいというのは言えないのは議員さんもよくおわかりですよ。ただ小国高校が地元からなくなっていいという町民の方は少ないと思います。ほとんどの方がやっぱり地元には高校がないと、やはり町の中ではいろんな部分に結び付きがありますからですね。ですから、これ私が辞めても次の町長どう考えるかわかりませんが、やっぱり地元高校を残すためにいろんな施策を展開していくことは続けるのではないかなというふうに思います。ですので、意見の違いはあるかとは思いますが、これから議論はもう少し具体的にいい提案もいただいている最中でありますので、例えば、熊谷議員は柔道をされてますから、小国中に柔道部があり若杉館も非常に頑張っておられるから、じゃあ小国高校に柔道部をつくるならもう少し、1人でもですよ、2人でも行くようになるのではないかと、可能性を一つ一つやっぱり模索していかなければならないというふうに思います。ただ学校側に言うと、指導者がとか、何とかが、そこでやっぱり町民の方が少し協力いただいて、じゃあ柔道ができるようなとかという、一つ一つホッケーでもそうです。ホッケーも中学校、小学校、町としてもしっかり支援はしておりますけれども、なかなか遠征等にいろいろ保護者からの部分、資金的な部分あるのはわかります。ただ伸びる部分はまた違う高校に、中学校でホッケー経験をして、他県のホッケーをかなりやる部分に行くという事例も出てきてはおりますけれども、なかなかやっぱり特効薬がありませんので、質問のその思いというのは十分わかりますけれども、ここやっぱり膝を突きあわせて、十分また意見交換をさせていただく必要があるのかなというふうには思っております。ですので、共通の認識として、地元の小国高校、地元の高校がないといけないというのは恐らく同じ意見であろうと思いますが、そこは違うのかどうかちょっとわかりませんが、そこ辺りも執行部としては議会議員の、これ全体の話ですから、町として小国高校に魅力化のための補助金を今つくっておりますけれども、それがやっぱりもう要らないという議会の総意であるなら、まあ相当執行部も考えなければいけないと思いますが、その辺りのところはぜひ今後も意見をいただければというふうにも思っております。

9番（熊谷博行君） お金が要らないんじゃないかと、成果が上がらなければ、その何をしているか意味がわからないし、誰も、誰の子どもにもどこの高校に行きなさいとかそういうのは言えない

とは重々わかっております。なら小国高校に柔道部ができました。さあなら誰か行きなさいとい  
ってもなかなか代表して私が行きますって、それもまた難しい問題だし、なら今柔道場がありま  
すか、ありません。柔道場からつくってもらえるんですかという世界にもなってしまうので、  
そんなですね、小国高校に魅力がないとかあるとかそんなじゃなくて、成果が出ていますかと  
いうのを聞いているので、出ていけば出てると言ってもらえばいいし、出てなければ出てないとい  
って、今度はこういうことをしますとってほしいんですが。

町長（北里耕亮君）　なかなか成果が出てないから今回のような質問になっているかとも思います  
けれども、成果が出てれば、ここまで予算協議もかなり何回も何回も学校と協議という、それは  
議員の方々には知る由もない部分であるかとも思いますけれども、結論としては、引き続き成果  
を出すべく頑張っていくというのは、そういう引き続きの答弁になるんですが、議会の皆さま方  
も、じゃあ例えばこれをやったらという、昨日は一つの提案をいただきました。先日はいただき  
ましたけれども、どんどんそういうのをまた言っていただければですね、それがじゃあより成果  
があるものとして今後の予算に取り入れるかどうかという部分に参考にさせていただきたいとい  
うふうに思いますので、ぜひその辺りの意見を言っていただきたいというふうに思っています。

9番（熊谷博行君）　はい、わかりました。いい意見があれば後々報告いたしますので、これで一  
般質問を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君）　それでは、ここで暫時休憩をいたします。11時から再開をいたします。

（午前10時53分）

議長（渡邊誠次君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

7番（穴見まち子君）　おはようございます。お世話になります。過去に言ったことと重なること  
があると思いますけれどもよろしく願いいたします。

最初に、冬の除雪ということで課題が出してありますけど、それについて言いたいと思います。  
今年の冬は、例年になく雪が早くから降り、その上に寒さがこれまでになくマイナス8度から1  
0度前後の日が大変多かったかなと思っております。雪の日は小学校のスクールバスにあわせて  
除雪ができ大変助かっているところもあります。しかしやはりその関係ない中学校の送迎だつた  
り、保育園の送迎、それから病院とか通勤に出てくる方は中心街に住んでおられる方はいいんで  
すけど、やっぱり私たちみたいに山とかスギが周りにあるところはなかなか思うように、雪の上  
に氷があつてなかなか出ることが大変でした。しかしながら、今年は除雪がですね、町がよく対  
応していただいて業者の方が除雪と融雪剤による除雪ができて、やっぱり凍っているところが早  
くに、少しでも太陽が当たったら溶けたというところで助かっておりますが、今年は除雪の費用  
としてどのくらい町はお金をかけたんでしょうか。

建設課長（佐藤彰治君）　除雪の費用ということでございますが、今議会において、補正予算等も



あげさせていただいているところがございます。1千700万円の補正予算を除雪費用としてあげさせていただいております。当初予算で200万円ほど、まあ頭出しといいますか、予算を計上させていただいておりますので、全体としましては、予算的には、まだ精算が現在もまだシーズン中ということがございますので、今月におきまして実績報告等を出していただくことで最終的な精算額と、今年度の除雪費用のですね。そういう運びになりますので、予算額としましては全体として1千900万円というようなことがございます。

以上です。

7番（穴見まち子君） 町から除雪していただくとうまくいっているところと、やっぱりしていただかないところがありますね。そうすると、部落の方が地域の自分たちで町のほうにその融雪剤をもらいに行きますけれども、その状況は今年はどうだったのでしょうか。

建設課長（佐藤彰治君） おっしゃる町のほうで、地元のほうで塩カリをまいていただいている分ということでの御質問だろうと思います。今年が約600体ほど町で用意して使用されているというような状況でございます。

以上です。

7番（穴見まち子君） 両方とも以前と比べて金額的な、前年度だったり、その状況は持ち出しの費用だったり、量の差はどのくらいありますか。

建設課長（佐藤彰治君） すみません、もう一度よろしいでしょうか。

7番（穴見まち子君） 融雪剤を持ち出しますよね、役場からね。その前年度と比べて今年ほどのくらい多かったかということですね。

建設課長（佐藤彰治君） 昨年度が資料で280体程度でしたので、まあ今年は300体ほどですね、300体超ちょっと多かったというような状況でございます。

7番（穴見まち子君） 私たちの部落にも持ってきていただいているので、やっぱり仕事だったり通勤の方が大変だと思って近くのところは、やっぱり送迎で自分的にも行ったんですが、スタッドレスで行っても登らないところがあったんですね。だから慌てて帰って軽トラックの上にその融雪剤を持って行って、自分なりにも危険箇所というのはもう把握しておりますので、送ったり帰りに塩を振ったりしていました。やっぱりそのしっかり振っているところはやっぱり山間部でもちょっとした日が当たると、少しは全然違うし、量が、業者の方が振っていただくともう本当に助かって、しっかりと次の日は、今日はもうだいぶ溶けているのでやっぱり安心してみな家族だったりをですね、ああ今日は大丈夫だなというのを把握しながら毎日道を通ったりしておりました。と同時に、今年は212号線沿いの私は近い、5分以内にはあるんですけども、やっぱりこの小国と日田市の区間の特にひぜんやを過ぎて下のほうの大山ですかね、あそこあたりというのは小国からも通勤だったり仕事だったり、やっぱり病院に行かれる方の通るところで、やっぱり大変困った方がおられたと思うんですね。そのときに、やっぱり小国町と日田市とのあ

の道路情報ですかね。その道路情報の情報網は日田市とは話はできていますか。

建設課長（佐藤彰治君） 日田市管轄に大山区間ですけれども、日田の土木事務所というようなことで管理をされている状況でございまして、シーズン中は通行情報を町に対して、それから阿蘇市、県の地域振興局に対しましてはそうした通行止めとか、チェーン規制だとか、そうした情報は入ってきております。ファックスにおいて毎日その辺の情報が変わり次第、更新という形で情報がファックスで流れてきている状況でございます。

以上です。

7番（穴見まち子君） 今年も小国も多かったんですけど、日田市内も今までになくも多くて、こちらから行くときにやっぱり途中のところで、朝7時前後に行くともう凍っていて、事故だったり、滑ったりしている方がおられたので、早くからのその道路情報というのを、流してもらおうと本当にありがたいかなと思っているし、やっぱり早期の対応で融雪剤を早くまいてもらおうと、今年のようにマイナス、温度がやっぱり10度前後近くなると、やっぱりその溶けるということがないんですね。それでやっぱり自分で事故を起こしたり、事故に遭ったりすることが多いので、やっぱり道路情報というのはちゃんとしてですね、小国町はお隣の日田市との隣ですので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

建設課長（佐藤彰治君） 今後も、特に今年におきましては低温が続きましたし、降雪も例年より多かったということで、県の方とその辺の協議をしまして、例年よりちょっと早めに除雪、あるいはその塩カリ散布というようなことで、比較的通勤帯の早い時間にできるだけそういう対応が、道路に対して対応ができるように、今年においては例年よりちょっと早めに散布をされているという状況でございます。特に大観峰等峠越えにおきましても、そういった対応を今年においては若干早めにさせていただくように申し合わせをして、そのように対応をさせていただいているところでございます。

以上です。

7番（穴見まち子君） そうですね、大観峰のほうは南の業者の方が朝6時半ごろ出てほとんどちゃんと除雪だったり融雪剤をするように対応されているので、やっぱり通勤しておられる方とか、病院の方、行かれる方は大変助かっていると思います。それでもですね、やっぱりこの小国町、南小国町に住んでいる方は状況というのを大体わかっていると思います。しかし、県外から来られる方ですね、特に福岡県だったり熊本市内から来る方というのはなかなか状況がよく把握できていない方が多いので、やっぱり事故を起こしたり、スリップ事故を起こしたり、それに巻き込まれたりですね。それから387号線は北里の七曲地区ころから、小国町と全然違った風景になって、小国は降っていなくてももうすぐ変わりますので、やっぱりその状況を踏まえている人としていない人の差は大きくて、本当に事故に巻き込まれるということが一番心配ですので、その対応というのはね、よろしくお願ひしたいと思います。

それからそこで一応提案なんですけれども、岳の湯線、はげの湯線の道路拡張工事というのが工事に出ていますけれども、その線で、岳の湯、はげの湯線の温泉があります。その温泉水のあまったお湯を、その道路の中にパイプを埋けて、除雪だったり凍結を防ぐようなパイプでの温水を引いていくということは可能でしょうか。

町長（北里耕亮君） 考え方としては御意見として承りますが、建設課長から技術的に可能かどうかとか、あとは工法的に、まあ技術的と一緒にですが、そういうふうにちょっと答弁をしていただきたいと思います。あと財源な部分もありますし、制度上の社会保障整備交付金で道路を、町道改良、新設改良してますものですから、そのためのところをちょっと答弁をいたさせます。

建設課長（佐藤彰治君） 御意見をありがとうございます。確かに熱を舗装面に伝えれば、当然その岳の湯地区と同様に地熱がある関係でのやはり凍りにくくなるという状況はあるかと思えます。ですので、一定の効果は期待できると思えます。現実的に、ちょっと今、町長からお話があったとおり、道路改良においてもちょっと社会資本整備交付金というようなことで、事業計画あげた中でちょっと進めておりますものですから、そこに、例えば、今後配管をするだとかいうようなことになってきますと、それなりのコストも当然かかるし、その後の維持管理はじゃあ誰がどのようにしていくのかというようなソフト面の対策も十分煮詰める必要もございますし、何よりも今後今進んでいる中でちょっと工事を中断しなければなりません。そうしたことになりますと、また当然完成等が年々遅れていくというようなことにもなりかねませんし、何よりもやはり技術的にどうなのかということをもっと詳細に調べないと、ただ管をいければいいという話だけでもないもんですから、そこに温泉水であるとか、蒸気であるとかいうことになりますと、温水でない限りは、やはりそこにスケール等もたまるでしょうし、維持管理もしていかなければなりませんし、構造的にも維持管理ができる構造にしていかなければならないというようなことも出てまいるかと思えます。ましてや、そのじゃあ管理を町がしていくのか、地元がしていくのかというようなこともありますので、いろんな面をちょっと解決しない限りはなかなかちょっと即にということは難しいかなと。ただ可能性としてはそういった部分を、札幌の大通りに水を散水して凍結を防止する、融雪を防止するとかいうようなことの事例もありますけれども、岳の湯地区だけに、また果たしてこういうものを敷設して、他の杖立地区とかそういう温泉地もございますので、そこらあたりの整合性も、地域性のことも考慮しながら考えていく必要があるかと思えますので、可能性としてはないことはないですが、いろんな面で問題がまだたくさんあるなというようなちょっと印象を受けました。

以上でございます。

7番（穴見まち子君） 杖立地区は、低いところにあってそうでもないんですけど、岳の湯、はげの湯地区は、やっぱり冬になってみるとわかるんですけど、七曲のあの近くで北里を過ぎたらやっぱり景観が変わって、よそから来る観光客の方が、第一には、風景が変わるんですね。それを

見たら、やっぱりその温泉水を通して見る試験的にも通してみたらどうかなというのを思い、一応提案してみました。

それと同時に、今度西里明里線が予定に入っております。西里明里線が舗装ができて通行できるとですね、やっぱり昨日産業委員会でもありました。西里小学校が平成3年にできておりますけれども、それから25年、その再生で予算が200万円出されておりましたけれども、地域の声として、そのやっぱり先ほど言った温泉をパイプを通して、西里小学校の施設として、温泉施設だったり、まあお年寄りの福祉施設とかですね、やっぱりそこは道が新しくできれば広くなるし、できるし、そのあの地区はやっぱり冬場になると凍ってなかなか溶けないという課題があります。それからやっぱり西里地区の住民の方の声として、そこにやっぱり西里の岳の湯、はげの湯地区の温泉があるんだから、最初に西里の地区のその何かその西里小学校の再生として利用できないかということが言われました。それから、西里小学校が何年か前に大学のほうが一応利用したいというところがあったんですけども、北里から明里を抜けていく田代線ですね。あの道幅が狭い、そしてやっぱり冬場に道幅が狭い上にスギがたくさん植わって、やっぱり冬場の雪解けが悪い、凍っているというところで学校がひいたというようなことを私も耳にしました。そういうときに西里明里線ができれば、舗装もできて、その温泉を引っ張って、やっぱり観光施設としてできるかもしれないし、温泉施設としてもできるかもしれないし、西里小学校は一応木育という関係も出ていましたけれども、やっぱり温泉を使って、ぐるりは杉山で学校の校庭もそれなりにあります。上に体育館があってその古くなっておりますが、体育館を壊せば駐車場のなものも立派なものになるし、やっぱり今は農家の方、大工さんあたりといろいろなものができて、施設ができればやっぱりいろんな観光客の通る道にもなるんじゃないかと思うんですよね。どこかの点で住民の声をしっかり聞いていただいて、何かできないかと思っていますが、町長、いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 平成30年度に旧西里小学校の検討という部分で予算も可決をいただきました。これから様々な角度から模索をしていきたいと思いますが、町道に温泉熱を利用したその排水をとおす、融雪のための配管を敷設するという部分で、融雪剤を年々こまかくのと、かなりの予算をかけてその設備をするのはどちらが費用対効果があるか。やっぱり財源も大事です。ですので、試験的にとおっしゃる意味合いもわかりますが、やはり相当施設費にかかり、そしてまた、上に過重が乗りますからですね。どこに通すかという部分もありますけれども、大型の10トン車レベルの部分も通常通ったりする中で配管に過重がかかってどうだというような部分もありますので、技術的なそういう工法的なそういう検討も当然しなければなりません。御意見、アイデアの一つとしては参考にさせていただきたい部分もありますけれども、やはりそう簡単な話ではないような、建設課長の答弁でもあったかと思います。御意見としては十分アイデアの一つでありますけれども、あとは現在進行形で進んでおりますので、そういった部分もまたすればさらに

また随分こう遅れている状況でございますので、私としては、明里線などは特に早く御意見もあったかと思いますが、今年度内に、平成30年度内にできるかという部分もあったかと思いますがけれども、そちらのほう早く完成して、通行に支障がないようにしたいというふうに執行部としては考えておりますので、第2段階でのその配管についてはそういう部分になるかなというふうに思っております。

建設課長（佐藤彰治君） 今、町長から申しました件で、構造的な話と、それから道路構造の話、構造的な話と問題の解決をまず図らなければならないということと、維持メンテナンスの件ですね。当然その道路にいけるとなるとそれなりの延長が長くなってくる、長くなれば温水は温度が低下していくんですね、さっきのように。ですので、中間に保管施設を設けていくとか、そうした温度を一定に保つために、というようなことも必要になってくるかと思っておりますので、また具体的にちょっとどうすべきかというのは今はちょっと御提案いただいたので、アイデアとしては確かに熱を与えればそういったものも防げると、しかもその温泉水であれば余剰水であるとか、蒸気であれば余った蒸気であるとか、そうしたコストのかからない分の熱源を利用するという意味では非常に、有効的な話ではあるかなというふうに思っているところでございます。ただ先ほど言いましたように、道路改良が現在進んでいる段階でなかなか交付金を利用して改良している工事でございますので、そうしたちょっと変更等はなかなか認められるものでないかなというふうにちょっと思っております。それから当然その工事も工期が延びるというようなことで、さらにまた1年、さらに1年というようなことになりかねないので、とりあえずは改良のほうは、道路のほうを進めさせていただいて、言いましたように、平成30年度明里線については予定をしておりますので、それにあわせてちょっと頑張らせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

町長（北里耕亮君） 補足でありますけれども、道路についてはなかなか検討が必要だという部分であります。温泉熱や蒸気を、熱導管といいまして、そこ地面、地上にはわせる。もしくは若干いけ込むか、それは技術的には画一されております。道路ではなくて通常の線路跡とか、そういったところには、それについては、町も少し計画というか、分散型エネルギーという観点で今までちょっと検討した経緯もあります。で、岳の湯が泉源とすればそこから数キロは熱がそう下がらずに配管もいけ込むか地上化でメンテナンスもしやすいとか、そういった部分で旧西里小学校であったり、北里小学校跡であったりという、下にこう自然流下する部分、それは技術的にも可能ではないかなと思っておりますので、道路の部分だけが今ちょっとかなり検討がいるということで、通常の熱導管は何かの地域資源という位置づけから今後利用ができないかという部分は、この町の政策としても今後は必要ではないかなというふうに思っております。

7番（穴見まち子君） 岳の湯とこちらというのはかなり勾配というんですかね、格差がありますので長く時間はかからなく、距離的にはありますけれども、車で行って10分くらいですよ。

だから、その距離的にもありますけれども、勾配があるのでうまくいったらできるんじゃないかなというのをしっかり思って、一応提案したところです。今後は住民の方の意見と、やっぱりその西里小学校が県の景観賞を受けてから、やっぱりよそから来る人は皆さん、その緑のスギの中にその西里小学校がある。というのですごいなという印象を持たれてこられている方が多いと思います。そのやっぱり廃校になって残念ですけれども、やっぱり何かできないかというのもしっかり町も受け止めて、前の方向に進めてもらったらいいかなと思っております。

よろしく申し上げます。

それでは次に保育園入園児の課題ということで、保育園のことでお尋ねしたいと思います。今年の4月からの保育園の人数というのはどのような感じに、各保育園ごとの人数はどうなっているのでしょうか。お願いします。

保育園長（児玉敦子君） 失礼します。平成30年度は園児数が平成29年度4月当初が156名に対し、平成30年度4月当初は183名と27名の増加になっております。また、ここは受け入れのための臨時保育士の増員をお願いしているところではあります。平成29年度は10名の臨時保育士を雇用しましたが、平成30年度は14名の臨時保育士の予算を計上しております。平成30年度の4月当初、宮原保育園は137名、途中入園児が17名、計が154名になります。北里保育園は4月当初37名、途中入園児が4名、計の41名です。下城保育園は9名、途中入園児が2名の予定で11名となっております。

7番（穴見まち子君） 現在、保育園が宮原保育園が37名、4月からが137と17で154名。やはり、あのなかなか広いようで狭い宮原保育園に154名というのはやはり大変かなと思っております。そして働く保育士の方もそんなにはいない。で、やっぱり雇用する側も今言われているとおり働き方改革ですかね。今子どもたちが例えば、1歳児になってから保育園にあげますけれども、次に申し込むときがおなかにいるときから申し込まなくてはいけないですよ。なかなか入れない、申し込んでもなかなか入れませんよ、ちょっと町から言われることもあるし、北里保育園は、現在、人数的に今度41名ですけれども、その北里保育園は41名だからそんなに多くないんですが、やっぱり預けられる保護者の方からみると、やっぱりこういってはちょっと語弊があるかもしれませんが、北里保育園は環境の中で、ちょっと寒いんですけれども、やっぱりこうしっかりといろいろな面で、ああここがいいなて、新しくよそから、都会から来られた方のこの前意見を聞いたら、やっぱりいいですね、それから体験があったり子どもたちとの一緒に保護者の体験があったりどうですかと聞いてみたときに、ああやっぱりここは都会にないですねと、しっかりして言われていました。下城小学校も212号線沿いにありますけれども、やはり住民の方からはちょうど預けやすいところにあるし、ちょっと人数的には少ないんですけれども、その宮原保育園の多いところをどうかならないかなと思っておりますが、どうかならないかというんですけれども、その働き方改革ですね、町はどんなふうを考えていますでしょうか。

保育園長（児玉敦子君） 園児の入園に際しましては、できるだけ保護者の意向を考慮しスムーズに入園できるようにしていきたいと思っております。ですが、園児の定数に対してやはり資格のある保育士で対応していかなければいけない国の決まりがあります。例えば、ゼロ歳児には3人に保育士、資格を持っている保育士1名、1歳児と2歳児は6名に1人、3歳児には15人に1人、4歳児、5歳児は30人に1人、必ず資格のある保育士を置かなければなりません。今回、保育士の人材確保におきまして、毎年正規職員募集を行っております、今回は1名の合格者が出まして、4月から雇用の予定になっております。また臨時保育士のほうは広報おぐにや小国チャンネルで募集しましたり、部長行きチラシを回覧したり、またハローワークにおいて常時募集をしております。募集内容は資格のある臨時保育士と保育士に興味のある子育て経験のある資格のない臨時保育補助となっております。今回、保育士確保のためと処遇改善として資格のある臨時保育士の賃金を月額6千800円から7千800円のアップ、資格のない臨時保育補助を6千100円から6千500円のアップをお願いしたところであります。

7番（穴見まち子君） やっぱり小さい子どもさんを預かってもらうというのは本当に保育園の方も大変だと思います。入って当初10日ぐらいはやっぱり親元を離れたたくなくて1週間ぐらいは毎日毎日泣いて、おんぶをしたり大変な思いをして保育をされております。その点では、やっぱり時給改革とか、子どもさんを育てた経験のある方の臨時的保育の方というのを対応してもらって、少しでも時給を上げてもらったり、中身を少しずつやっぱり見る側の気持ちを保育園の先生の気持ちだったり、臨時の方も長くおられる方がおられますし、やはり上手に子育てをしてもらっております。発表会とか行くとやっぱり誰が保育士か臨時の方かわからないように育てていただいておりますので、やっぱり見る側は安心してみる事ができるし、やっぱり都会から来られた方、もう特にやっぱり来てよかったという声をいただくと、やっぱり町の対応というのでも少しずつさっき言われたように、時給の改善だったり、働き方改革ですかね、そっちのほうはやっぱり町としてもしっかりとさせていただきたいし、また特に思うことは宮原保育園ですよね、やっぱり保護者の方はそのあんまり人数が多いところより少ないほうのところのほうを、保育園に行ったほうが先生がよく見てくれるようなところがありますので、やはり狭いところで子どもたちを見てもうより大きいところで伸び伸びと育つような子どもに育ててほしいかなと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。これで一般質問終わります。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。11時45分から再開いたします。

（午前11時36分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時45分）

2番（大塚英博君） 2番、大塚です。今回も三つのテーマにわけて質問させていただきます。

まず一つ目のテーマは、小国町の財政状況について、そして二つ目は、高齢者福祉の特に介護について、そして三つ目は、小国町の公営住宅の住宅政策について、この3点に絞って質問してまいります。

まず1点目の小国町の財政状況でございます。財政運営で非常に大事な要となるのは地方交付税でございます。地方交付税の算定の中で大きなウェイトを占めるのは人口でございます。小国町の人口は減少しており、これからますます減少してくると思います。そういう中で地方交付税というものがどのように推移していくのか。そしてそのことによって財政運営がどのような形になっていくのか。まず尋ねたいと思います。

町長（北里耕亮君） 財政状況の御質問でございます。議員の御意見のとおり、歳入を施政方針の中にも円グラフをお示しさせていただいております、例えば平成30年度の一般会計の予算で地方交付税23億4千万円を予算でありますけれども、見込むと。この地方交付税でよく言われますが、この制度上の部分のこの地方交付税の中身についてはあまり、何て言いましょうか、正確に説明を今までもしたことがないんじゃないかなというふうに思いますが、議員がおっしゃるように、人口が基礎になっている部分、人口の人数によって交付税の金額が変わるというのも本当に一つ一利あります。ただ面積やこの小国町は中山間地に位置しておりますので、学校の生徒の数とか、その産業の部分とか、いろんなこのなかなか地方であるがためになかなか不便を強いられている部分、その中央と地方の格差をなくすための税というのが地方交付税のある部分であります。一つ一つこう制度上はちょっと複雑であるとは思いますが、人口が一つであります。人口だけでない算出というのもちょっと御理解をいただければ、人口が多いと、今、例えば7千200人だとすると、それが7千300人になると税がぼんと上がるとかという単純な部分ではなくて、それは一つはあるんですが、いろいろな算出基礎という部分があります。じゃあちょっとわかりやすい説明を少しだけさせて、せつかくの機会ですからさせていただければと思います。

総務課長（松岡勝也君） 交付税の動向と運営という御質問だと思っています。町長が全体の話をちょっと少し今したと思いますけれども、基本的には人口の、国勢調査による人口が大きく跳ね返ってくるのが一番大きいというところでございます。基本的に標準財政規模に伴います歳入歳出の不足する部分を国が補っていくというのが基本的な内容になっておまして、町が起債といたしまして借金をいたしますけど、そういった部分も算定の中にも入ってくるものでございます。総体的に国の考え方が一番反映してくる部分でございますけれども、毎年毎年交付税は下がってきているのはもう御承知のこととおっております。平成29年度での確定額でございますが、22億3千万円ということで、平成22年度からしますと約1億4千万円ほどもう既に下がっているというような交付税の数値となっております。平成30年度の予算の施政方針の円グラフからもわかるように約50%近くを交付税が占めているというような状況で、それに大きく予算の範囲



の運営が依存されているというのが御存じのとおりかというふうに思っております。また議員がおっしゃいますように、人口減少に対する交付税の減少は今後もさらに懸念されるということは予測されるということでございますので、徴税等も減少し、歳入規模が縮小されてきますと、歳入歳出のバランスも非常に厳しくなるということでございますので、財政運営につきましては事業の統廃合とか、歳出等の改革、特別会計の繰り出し等も年々肥大化しているというような状況がおかれてくるかと思っております。自主財源の確保、またさらには広域等への効率化、そういったところも今後懸念されているというところでもありますので、やはりいろんな課題が山積しているというようなところがございますので、やはり財政運営の中では歳入歳出のバランス、これが一番のこれから先の交付税の数値を見ながら運用していくことが非常に大事じゃないかなというふうに思っているところでございます。

2番（大塚英博君） 二つ目は、財政運営で非常に大事な公債費のことについて質問したいと思います。

平成30年度の予算において、この町債の借入れ、対する償還の公債費というものが歳出予算の1割になるかと思えます。その中でこの公債比率というものを下げていくことが非常に大事なことでありますけれども、先の熊本大地震、そしてその後の災害という中で、多額の費用が発生をいたしました。河川であったり、道路であったり、開発センターの建て替え工事、この費用というものが高額になり、それに伴いその財源となる町債の借入れも非常に増えていくかと思われまます。そういう中でこの公債費を減らすことは目的でございますけれども、毎年度公債費を減らしているのに関わらず、新たなそういうものが発生することにより、一向にこの公債比率というのは下がらないどころか、上がっている状況でございます。この点でこの公債費というものに対してどのような認識を持っていただけるか、まず質問をしまして、それと同時に、これから新たに町債を起こす、借入れを起こすような大きな予想される事業というものがあればそれも含めて、償還と同時にお尋ねしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 町のやりくりも家庭のやりくりと少し似ているところがありまして、やはりなかなか1年間の生活を家庭のたとえ話で申すと、例えばですよ、例えば400万円で1年間をちょっとやりくりしようと思っても、それで足りない部分がありますですね。その場合借入れをしますと、その借入れた分はいつかは返していかなければいけません。町も1年間で先ほど言うように、やりくりが厳しいときには借入れをします。それについて従来から借入れたものをここ数年は償還といいますけれども、積極的に返していっております。返さなくなるとそれは後世に借金が後代まで影響しますから、できるだけ体力があるうちというか、まあ財政厳しいんですが、厳しい中でも返すということをこのやりくりの中では行っております。ただ家庭と違って町のやりくりの中では、借金の種類の中に地方、田舎だからこそ少し恵まれている、過疎債という名前ですが、過疎であるが故に返すときに地方交付税の中に算定をされる、ここが少し

ちょっと複雑なんです、戻さなくていいという部分でもないですが、イメージ的にはそういう部分、3割は戻しながら7割は戻さなくていい。正確には戻さなくていいという言葉はちょっと語弊があるんですけども、わかりやすく言えばそういう部分、例えば給食センターやランチルームを建てさせていただきました。そういった部分でも借り入れはしますが、学校教育債などはあまりその率が、本当に借りた分は返すと、災害などは恵まれておまして、借りた部分の額をやっぴりこう全額返すということではなくて、大変優遇されております。それから開発センターの部分を借り入れして、今まさに建設をしているわけですが、これも災害の位置づけということで返す額というのは、後々後年度はかなり優遇される部分であります。そういうふうな借金にも種類が幾つかありまして、半分はしっかり返さなきゃいけないとか、7割はしっかり返さなきゃいけない。逆に、3割は返して7割は優遇されると、幾つかありますものですから、公債費率という率ということで償還をしっかりとっていくというのは、この町のやりくりとしてはやっぱりしっかりとっていかなければいけないという大きな方針を考えております。本当は、理想は貯金しながら借金も返しながらというのが一番いいんですが、なかなか貯金が今でき得てない部分であります。それは1年間にどうしても使わなければいけない事柄が多いものですから、余力の部分の貯金に回す部分がなかなかできませんけれども、そういう中でも借金は積極的に返しているという状況で、大体大きな方針というのを説明させていただきました。

総務課長（松岡勝也君） 今回の今の御質問は、町債に対します償還の問題であろうと思っております。平成30年度の予算書のほうを、一番最後の115ページのところにも、今小国町の起債の額、残額または償還額が出ております。平成30年度末で地方債の見込み残が54億円程度ございます。また平成30年度の償還が4億4千万円というふうに見込まれております。地方債につきましては、事業を行っていく中でやはりどうしても一般財源の持ち出し、やはり不足分を補っていかざるを得ないというような中で、翌年度以降に平準化しながら償還していくというような財政運営になってくるという根底があると思っております。町長が申しましたように、交付税措置を受けられる起債等がございます。過疎債であれば充当が100%で70%が交付税措置とか、辺地債であれば100%充当の80%と、今回熊本地震によりまして起債が大きく出ております。まだ償還は発生しておりませんが、平成28年度では約3億円、平成29年度は庁舎等、コミュニティ棟が入ってきておりますので約7億円程度の起債が今後膨らんでくるというような状況でございます。道路河川債につきましては、公債費といたしましては95%の財政措置と、コミュニティ棟開発センターの建て替えにつきましては、災害復旧の単独でございましたけれども、熊本地震ということで特例的に85.5%の普通交付税が措置されるということで、非常にタイミング的に、地震による被害は受けましたが、そういった措置を受けながら起債を起し償還に充てるというところがございます。償還のピークというのが、先ほど町長が申しましたように、学校給食センター棟の償還が開始されますのが平成36年度ぐらいになります。そこ辺が一番の

ピークになってくるというところで、大体5億5千万円ほどですね、その年度的には大きく膨らんでくるということが予想されます。しかし今後庁舎の耐震工事とか、また保育園の建て替え等も予定は出てくるかと思っております。そういった大規模な修繕等が今後出てくるところを予想しながら、やはり予算編成の中でもやはりPDCAといいますけど、計画から実施、評価、改善と、そういったところを見据えてなおかつプライマリーバランスですね、結局起債と償還のバランスを取りながらやはりそういったところを考えながら、有利な交付税措置という事業、起債ありますけれども、そういったところを見据えながら財政運営をしていく必要があるかなというふうに考えております。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。午後は1時から再開をいたします。

（午前11時59分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

2番（大塚英博君） まず町の行政の中で財政運営をしていくためには、この公債費というものが非常にのしかかっている事実がある中で、経営という中ではまず健全経営というものが頭の中にあります。これからいろんな皆さんの需要が出てきます。すべて自分のところに受け入れることはできない。その中で選択をしていかなきゃならない。一番必要なものに対して大事な起債を起し、そしてそうでないものに対しては我慢していただく。そしてなるべく後世にこの公債費というものを負担をかけないような、人口減少の中で一番大事なこの点がこれから求められるのではなかろうかと考えます。この点について町長のお考えを聞きたいと思います。

町長（北里耕亮君） 午前中に少し繰り返しということで少し重なる部分もありますけれども、やりくりの中で一番財政の舵取りは、まさに議員が言うような部分が大事であるかと思えます。蓄えというのやりたい部分はありますけれども、まず1年間の中で例えば、今年であれば平成30年度、当初予算皆さん方に審議をいただきましたが、最大限行政としてやっぱり町民サービスとしてやるべきこと、産業の活性化であったり、この小国町のまちづくりや地域の振興、それをやっていく部分、よく弾力性というふうな言葉も使われますが、生活する上で必ず必要になる町民の方々に対して行政が予算をさく必ず必要になる部分があります。それから、これは政治力といいましょうか、政策力といいましょうか、そういう部分で小国町だからこそこ少しこのあたりの分野を少しちょっと底上げしようとか、ちょっと側面から支えようとか、そういう何ていいましょう、色付けといいましょうか、そういう思いといいましょうか、そういう部分を考えるにあたって、やっぱりそのやりくりのバランスが大事だろうと思えます。蓄えばっかりしててもだめだし、借金の返済ばっかりしててもだめだし、1年間の中でやっぱり必要な町民サービスは必要な町民サービスとしてやるべく部分が大事であるというふうに思えます。少なくとも言えるのは、ここ数年しっかり起債の償還といいますか、借金の返済をしっかりやらせていただいているの

は、先ほど午前中に答えましたように、あまり後世にその返済部分を残すのはよくないのではないかとこのところを考えております。ですので、バランスが大事という言葉の中で、私はそういうふうなやりくりをさせていただいているということで御理解をいただければというふうに思います。

以上です。

2番（大塚英博君） この問題はあとの二つの質問に非常に関連がある問題でございます。

それでは二つ目の質問に移らせていただきます。

高齢の福祉政策の中での介護という部分でございます。2018年に介護保険法が改正されて介護を利用される方の数が増え、そして同時に介護保険料も増えてまいっております。今元気であるけれども老後はどうしても不安を残しているこの介護でございます。今は元気で人の世話が出来るけれども、いずれは人の世話にならなきゃいけない。そしてこの地域に最後まで住み続けたいという思い、この一連の流れの中でこの介護支援というものが非常に大事になってきます。そこで介護の予防から重度の介護状態になったまでの一体的な支援体制というものが地域包括ケアシステムという名のもとにできあがっております。そこでこの地域包括システムということに対する推進というものがこれから非常に大事な分野になってきます。そこでこのことについて介護予防から人生の最後までそこに支援を受けていかなきゃいけないその体制について、まず質問をしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 高齢者福祉の観点から介護という部分は非常に大事な話であります。その制度上の話の介護保険も大事な話題であります。今議会でも介護保険の条例改正、そういった部分が議題になっておりました。制度上の部分もありまして、その決まった制度の中で行っているわけでございますけれども、小国町の中の話させていただきますと、よく私も高齢者の集まりの、例えば老人会の新年会や総会や敬老会で御挨拶させていただく機会も多いんですが、やっぱり健康で長生きを皆さま方お願いしますと、それはもちろん御自分のためでもあるしですね、地域のためや引いては町のためという大変ですけども、それは少し関係がありますからという話もさせていただく機会もあります。それについて少し話題していただきました予防についても、やっぱり非常に大事で、地域によっては集会所に集まってですね、いわゆるサロンや元気クラブとかいう名称であります。皆さんと集ってお話をされたり、たまには手を使ったりクイズなどして頭を使ったり、体操したりと様々な部分もありますけれども、非常にそういうことが大事ですから、私は必要ないですということは言わずに積極的に参加をお願いしますという話題もさせていただいております。そういう部分で町行政と高齢者福祉の施策は切っても切れない施策でありまして、ただそれについても先ほどの午前中からの質問の財源の話にありまして、すべてにおいては財源に限りがありますものですから、その制度の中でしっかり支えながらも要望もしながら高齢者の方にいきいきと生活をしていただく、そういう部分で町としては努めて、ちょっと抽

象的な答弁になりましたけれども、そういうふうに考えております。

じゃあまずはちょっと質問の掛け合いの中からですね、また御意見いただいたら答弁させていただきます。

2番（大塚英博君） 今町長が財源の話ということがありましたけど、この福祉政策、社会保障というものに対しては、これは最優先課題の一つとして考えております。ゆえに、今、介護士が不足しているという話、それと同時に施設に非常に入居者が、要するに希望が多くてもうは入れないという状態、そしてその地域に住み続けたいという気持ち、この言葉に支えるのはやっぱり町の安定した福祉政策ではなかろうかと考えます。そういう意味で簡単に地域包括ケアシステムというんだけれども、介護予防の中から要支援1、要支援2、要支援3、介護1、介護2、介護3、介護4、介護5までの流れをそれぞれにずっととっていくわけでございます。一体的にそれに対してケアをしていかなきゃいけない。簡単なようでありますけれども、これは高齢化迎える今においてはすべてのものに優先すべき事柄ではなかろうかと思えます。介護保険料も増えてまいりました。それに対しての老後の不安もあるかと思えます。この点について、元気なときはいいんですけれども、果たして将来の不安において介護というものを払拭できればいいんですけれども、その中で常にやっぱり頭の中で残っている以上は、私はそこに対して思い切った施策というものを出す必要があるのではなかろうかと思えます。そういうことにおいて、今、小国町において地域包括システムというものがどのような形で、特に小国郷福祉安心ネットワークとかいろんなフォローの体制ができていますと思えます。そして同時に、一人暮らしの見回りとか、そして先ほど言いましたように、介護予防の元気クラブであったり、サロンであったり、集会所を取り巻くそういう地域のコミュニティというものもできていますのかもしれない。しかし全体の小国町を捉えたときに参加する人でなく、そういうふうな人たちがすべて共有できるようなこの構築というのがこれからの大きな課題の一つになろうかと思えます。今の人員でいいのだろうかとか、これからいろんな問題がしたときにすぐ解決策ができるのか、特に一番大事なのは高度障がい者が治療を受ける場合でございます。介護5の人たちが治療を受ける場合、これは治療を、要するに治療行為という連携が絶対必要になってきます。その中で、じゃあそういう施設が小国町にあるんだろうかと、そういうふうなことも含めてこのことについては本当に大事な問題と思えますので、ぜひ取り組んでいただきたいと申し上げておきます。

町長（北里耕亮君） 大事な話題の部分で、よければ少し具体的にまず御質問いただければと思えますけれども、地域安心ネットワーク、それについて私も、これ南北でやっている部分で、自営で講演会とか、講演会だけがその事業ではありませんけれども、先だつてはみとりという観点から、みとりというのは家族の方が高齢者の方を自宅でみとる、お亡くなりになるときにみとるという部分ですけれども、その部分についてはどういった一番いいみとりの仕方がいいのかとかですね。先日は健康寿命、そういった部分を様々な角度からやっぱり考えるということで、ドクターの話

であったり、介護施設の話であったりと、みんなで支え合う社会というのが大事ですというように話で、大変いい動きではないかなというふうに思います。町が今やっている施策の中で少し御意見がある部分で、少し具体的に御質問いただければまたお答えができるものと思いますけれども、お願いをしたいというふうに思います。

2番（大塚英博君） 今の問いに答えるということじゃなくて、一番地域のコミュニティという中で、今地域の元気クラブであったり、地域のサロンであったりというものがございます。これはその地域地域によつてのコミュニティ形成、いろんな面で重要な位置を占めてきます。サロン、みんなが参加できるようなサロン体制のつくりとか、そういうコミュニティを地域地域にもてられたら一番いい。そのためには積極的にそういう民生委員や協力委員や、いろんな地域の方々がたくさんおられます。町のほうからもそういうコミュニティの一つの基本である老人の方たちがたくさん集まっているんなわいわいおしゃべりをするというそういうふうな核となるものを検討していただいたらいいと思います。

町長（北里耕亮君） 先ほども少し答弁をさせていただきましたが、かなり小国町早い段階から元気クラブや社会福祉協議会がしておりますサロンを行っております。場所の箇所もかなり多くやっているというふうに認識をしておりますが、既に全くやってないわけではなくてかなりの部分でやっています。一定の評価もいただきまして、高齢者の、例えば敬老会とか、老人会の催しのときに私が行きますと、ああ先日は元気クラブに行っているんですよとか、そこでこういうことをやりましたとかという部分の話題もさせていただきますので、今それは小国町行政としては十分やっているつもりであります。

福祉課長（木下勇児君） 先般全員協議会の際に介護保険計画でもお示しさせていただきましたけれども、元気クラブにつきましては現在207名の方が利用されております。すみません、ちょっと数が今ちょっと手元にないので申し訳ありません。そういった中で、まだいわゆる議員がおっしゃられる空白地じゃないですけども、地域によってどこかに出向いていかないと参加できないような地域、そういった部分についてもですね、今後も地域地域に少しでもそういった元気クラブまたはサロン、そういった形で高齢者の方が集える場、また交流できる、またあわせて介護予防の取り組みができる場ということで積極的に町としても推進していきたいというふうに思っております。

2番（大塚英博君） ぜひその取り組みはお願いしたいと思います。それがいろんな行政からの情報をそこで教えることもできるだろうし、自治防災組織とかそういうふうないろんな面において役立つことではないかなと思いますので、一つの核となれるようなそういうふうなものをこれからも空きが、空白地がないように進めていただきたいと思います。そのためには必ず人員というものが必ず必要になるかと思えます。その点においては社会福祉協議会とか、そういうふうなものをお願いをして、そういう活動をしてもらっている部分がありますけれども、今、何せ社会福

社協議会においては人材を投入するということに対しては、やっぱり本当いいことなんですけれども、そのところに予算がかかってきます。そういう面を含めまして、やっぱり福祉政策というものを取り入れていただきたいと思ひまして、三つ目の質問に移らせていただきます。

公営住宅の住宅政策について伺いたしたいと思います。

平成26年の3月に小国町の公営住宅の長寿命化計画というものが策定されて、今年でちょうど半期になろうかと思ひまして、これが35年までの中でちょうど中間にあります。そういう中で、今見渡せば、見渡せばというよりも公営住宅が小国町には散在しているけれども、入居者のストックを持っているところというのは柏田住宅と特に関田住宅、あとのところはほとんど入居者というのがどんどんどんどん減少している実情がございます。もちろん耐用年数はもう既に40年、50年、60年、70年経ち、もうほぼ過ぎております。そういうふうな老朽化した住宅の中でただ減少が続いているわけございまして、その減少の中で空き家という部分について解体工事が入っております。本当に建て替えをしたところといえば、例えば、今倉原住宅が入居者が14名の中で14名という確保しただけであって、その間に集約化による建て替えというものができてないような実情があるかと思ひます。ゆえに、今深刻な住宅不足が起こっております。早い段階でうつべきケアが今ここになってはじめて住宅不足というものが現に出てきました。これから高齢化社会を迎えるにあたって、特に高齢者の方々が今既存の住宅におられます。その方たちは老朽化した修繕を本当に必要とする方たちばかりでございます。その中で早くこの住宅政策に取り掛からなければ本当に今いうように、まち・ひと・しごとという地方創生の根幹そのものを揺るがしかねない事態になるかもしれません。

そこで質問をいたします。今、住宅不足という中で競争率が非常に高くなっていると思ひます。その入居者の競争率が。その原因は何なのかということをもまず把握しているかどうかお尋ねしたいと思ひます。

建設課長（佐藤彰治君） お答えします。まず集約化の件ですけれども、以前からちょっとお話も申し上げたかと思ひます。おっしゃるように、昭和30年代の住宅が各地区にこう散在したような状況で、今現在も使われている住宅もございまして。一番顕著であるのはもう桜ヶ丘住宅でございまして、そこらあたりにつきましてはおっしゃるとおり、集約化に向けたですね、それからあと維持管理関係でおっしゃる長寿命化計画に基づいて、現在、退去された住宅につきましては解体というような方向で進めてきております。御質問の内容は、今、抽選においてそれだけの希望者がいらっしゃるのはどういう理由でなのかということをも把握しているかというようなことでございまして、住宅そのものはもう管理住宅というのは公営住宅関係、町が管理している住宅というのは先ほどお話があるとおり、長寿命化計画に基づいて、現在が373戸管理戸数がございまして。なおかつ、それは当然昭和30年代の住宅も含めてでございまして、解体をしていって数は当然減ってくるということになってきます。それは維持管理のコストバランス等もございまして、

今後またそれだけ戸数が増えれば管理費というのが当然増えてくるということでございますので、できるだけ集約化して減らしたいという中で、やはり家賃が比較的民間に比べますと安いと、総体的に安いというような事情ございます。ただし公営住宅につきましては所得に応じた算定に基づいた家賃の設定になっておりますので、まず公営住宅の建設の趣旨に低所得者向けというのが基本的な理念にございますので、そういうことで家賃が定例化されているというようなことで人気がございます。あといろんな事情があるとは思いますが、民間に対するその家賃の設定と公営住宅に対する家賃の設定とのやっばり差額というのが入居者希望の方御負担になるんだろうというようなふうに考えておりますので、それぞれの事情はそれぞれに個々に住宅を必要としている事情というはあるかと思いますが、千差万別でそこら辺の事情の把握というのはなかなかこちらでは把握できないところで、安い住宅にやはり入居はしたいというのが人気といいますか、抽選会をしますと大体10倍や15倍、その範囲ぐらいでやはり現実に多ございます。一番考えるのは、そうした個別の事情とやはり経済的な理由だろうというふうになんか把握しているところでございます。その他個人的な事情につきましてはちょっとわかりかねますし、民間にどれほどその入居希望があるのかということもこちらでちょっと把握しかねますので、今回、ちょっと公営住宅の抽選においての応募者数の理由といいますか、そうしたものじゃなかろうかと、経済的な理由が主じゃなかろうかというようなところで考えているところでございます。

以上です。

2番（大塚英博君） 今、競争率のことが出ました。今、既存の住宅に入って高齢者でありながら新しいそういう公営住宅、柏田であったりそういうふうなものに移りたいといっても非常に厳しい状況の中、ゆえにその今の住宅の中に止めざるを得ないという事情、しかし老朽化が進み、そこに対しては修繕という形がかかってこられます。そこに住んでいただくお蔭において今の競争率というのはそのぐらいで終わっているかもしれないですけども、ほとんどそれを含まないと、その競争率はもっと上がるのではなかろうかと。しかしそれを安堵にそのままにして放置するというものは私は決していいことではないと思います。先ほど言いましたように、どこにお金を投入するかという点でございます。この住宅政策については、必ず建て替えであり、集約化であり、そういうものが26年の3月に計画された段階でできていたと思いますけれども、それが実行されたものについては本当にわずかでございまして、民間の業者の住宅というものに対しては、今おっしゃったように、家賃は高うございますけれども設備投資額も大きいございます。それをフォローするのが行政の住宅政策ではなかろうかと考えます。そののところを含めて、これからやっばり今頑張って住宅に残っていただいている方々に対して、やっばりそういうのを含めて、今できない見回りであったり、そういうもので本当に何とかしていただきたいという気持ち、心を込めて、そういう気持ちがあるならば、そしてその集約化したところの横に何かの目的でそこに新しく建てるという夢があるならば、私は本当に言うところ住宅政策については一番大きな課題



の一つとしてのこれから取り組まなければならない一番お金がいるところではなかろうかと思えます。その点について町長の見解をお願いいたします。

町長（北里耕亮君） まず町営住宅の部分ですけれども、競争の原理とか、いろいろこう御発言ありましたが、他町村と比較して小国町が決して町営住宅が少ないわけではございません。老朽化している部分が桜ヶ丘や福坂や殿町という部分がありますが、団地形式の柏田団地、関田団地という団地形式の部分もあります。一番真新しい倉原住宅がございしますが、それ以外にも小規模な部分はありますけれども、計画、非常にこの予算的にも、住宅の建築、建設についてはかかるわけでございますので、いっぺん建ててしまっただけでつくり過ぎたなではまたいけませんので、そこは計画的に、長寿命化計画も織り交ぜながら、今回の当初予算には関田住宅の屋根架け替え工事がございします。周りにしても2棟ありますが、予算では1億円必要になります。非常に一般財源の財源の占める割合の中には1億円というのは相当な金額でございします。ですので慎重にしなければいけません、決してやっぱり他町村と比べて非常に極めて少ないというわけではありませぬので、そこはじっくり腰据えて、これから小国町も次の展開に慎重にまた移らなければいけないのではないかなというふうには思っております。まあ抽選が多いとか、競争の原理とかいろいろというそういう状況もありますが、5年、10年、20年規模の検討でやっぱり考えないとそこはちょっと足りないかなとかいう一過性ではちょっといけないのではないかなというふうに思いますが、ちょっと抽象的な答えでありますので、もし補足があれば。

建設課長（佐藤彰治君） 町長から今お話があった部分についても、むしろ小国町においては他町村よりか人口に占める割合というのが、住宅の戸数というのは多いほうです。管内でも多いほうになっております。管内といいますか、県内ですね。県内でも比較的そういうベースでは多いたぐいに入っているんですけれども、以前は700戸程度ですね、もう20年前になりますけど、二十数年前になりますけれども、六百数十戸の管理戸数がございました。しかしそういった解体時代を経て集約化という中で徐々に減らしてきた経緯がございします。現在も古い住宅はそういったことで解体しながらちょっと集約化ということのできるだけ町中にこう集約できるような部分で建て替えを進めてきたわけですが、おっしゃるとおり、長寿命化計画に基づいて、これ皆さんに27年にお配りして御説明をさせていただいたかと思っておりますけれども、若干計画のスケジュールどおりにはなかなかいきませんところは、コスト的な問題もございします。しかしながらこれに沿った形で進めてまいりますし、議員がおっしゃるように、これが策定されて5年目に来年度がなります。ですので予算も計上させていただいておりますけれども、5年目の見直しということ、また10年計画で進めていく。というようなことで、常に5年スパンでこう見直ししていくというような形にしております。そんな中で希望者が多いからその必要なだけつくるということでは後々負の財産になりかねませぬので、それは一つの一過性のものだというふうには捉えて、中長期的に建て替え計画、あるいは既存の住宅も使える部分はの中にもありますが、修繕をし

ながら使っていくということで延命も図りながら、ある程度の住宅の資質とか質、戸数、それを維持しながら今後さらに長寿命化計画を5年見直し分においても進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

2番（大塚英博君） 建て替えの中でも倉原住宅というのは非常に目の映るところでありまして、非常に豪華な建物でございますけれども、今の高齢化の中で高齢者住宅と言えば、はっきりいつてなるだけ数を増やしていただきたいという希望もあるかと思えます。そういう中でやっぱり先ほど言いましたように、ほかの他町村と比較してということをおっしゃられますけれども、今の現時点においてそういうふうなところに住まれている方たちというのがまだおられるということ。それに対して何ら高齢者に対しての供給というものができていないということ。このことは非常に福祉政策の中でもそうなんですけれども、住宅政策として取り組まなきゃいけない問題ではなからうかと私は先ほどからすっぱくして言ってますけれども、これはぜひ検討していただきたいと思えます。そして今から地方創生の中で、そこにいる人たちが安心して最後まで暮らし続けられるような町というのがこの構築が非常に大事な課題の一つでございます。どんなに表向きにいても足元というものが揺らぐようであったならば、これは本当いうとみせかけだけになってしまいます。本当真からそういうふうな気持ちの中でこの問題については取り組んでいただきたい。先ほどの福祉問題と一緒にございます。この流れの中で地方財政計画、地方財政の問題とか、町の行政とかいろんな絡みの中で3点ほど質問をしてみました。すべて引っ掛かる問題でございます。ぜひ検討をしていただき、この私の三つの質問をこれで終わらせていただきます。

町長（北里耕亮君） 最初に財政の話、そして次に福祉の話、住宅の話ということで、繰り返しくなりますけれども、やはり物事をいろいろな部分で施策展開するには財源が必要でございます。それのかじ取り、やりくりを非常に慎重に考えながらもやらなければいけないことはやらなければいけないという部分でしっかり行っていきたいというふうにも思っております。そういう中で、住宅政策の中でも高齢者住宅、高齢者専用の町営住宅というのも考えましたが、実際、実態的に倉原住宅でも入っておられる方、全部ではありませんけれども、中には高齢者の方もいらっしゃいます。平屋でありますし一部バリアフリーにもなっておりますので、高齢者の方が入っておられてもよろしいかというふうにも思えます。なかなか柏田住宅の、例えば3階とか4階とかはなかなか高齢者の方は階段を上がり下がりというのはなかなか厳しい部分はあるかと思えますが、そういう中でも1階に高齢者や障がい者の住宅という一応の位置づけをさせていただいてはおります。そういう中で、あるものの中で高齢者住宅や障がい者住宅というところで考えておりますが、もしそういう要望がまた増えれば1階のほうもまた、今は高齢者じゃない方がお住みになっている部分もゆくゆくはそういう位置づけの部分に変えなければいけないとか、それは時代にに応じて考えていかなければというふうにも思っております。全体的な大きな部分のお話が今回多かつ

たんですが、また次の機会は少し具体的な御質問などまたいただくと、また答弁もさせていただければというふうにも思っておりますので、お願いをしたいというふうに思っています。すみません、抽象的な答弁で申し訳ないんですが、大きな話をさせていただきました。

以上です。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。1時50分から再開をいたします。

（午後1時38分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時50分）

3番（北里勝義君） 3番、北里です。2点ほど通告をしてございますので、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

1点目が今町が進めております復興まちづくり計画についてお尋ねをしていきたいというふうに思います。この計画につきましては、社会資本整備の中の防災安全交付金を活用して本年度で町が策定をしていくというものでございます。内容は調査とそれから計画策定ということで総事業費が1千万円ということで進めているかと思えます。昨年の平成29年の10月に町民アンケート調査等を行いまして、またその調査結果等を踏まえまして11月に防災まちづくり懇談会ですかね、が開催をされております。その中で懇談会の中で熊本地震において避難所や避難ルートなど様々な課題が生じていると。また誰もが安心して暮らせる元気なまちづくりが実現できるようなこの計画を進めていきたいということが目的とされております。またあわせて座談会においては、計画の検討だとか、それから計画策定時の課題、そういったのが示されております。また町民アンケートの調査結果、また地域ごとの危険箇所そういった説明もなされております。また説明の中でこういった懇談会、それからアンケート調査とあわせて、町民代表で、これは議会も加わっておりますけれども、町民代表で組織されております計画策定委員会ですね、このことにも触れておりまして、活発な議論が交わされているということだと思えます。

ここでお尋ねですけれども、この復興まちづくり計画はやっぱり町民の関心もあると思えます。今の現在の進捗状況といいますか、概要等が示されればお尋ねいたしたいと思えます。

町長（北里耕亮君） 御質問の復興まちづくり計画についてということで、御質問の内容の部分、議員の御意見のとおり部分で今進めております。まずこれに取り組もうと思ったきっかけについては、国のほうでは、先ほど御意見があった社会資本整備交付金の防災の部分の助成金もあるという、これがもともとつくられたのは東日本震災後に各日本の地域で災害に遭われた地域のその後のまちづくりについて国民、まあ町民ですが、町民と行政と一体となって災害に遭われたその跡地をどういうふうにしていくか。跡地だけに止まらずその自治体の市民や町民の方でどういうまちづくりをしていくかというのを考えなさい、考える機会を持つならこういう補助金がありますよというところからできたというふうに伺っております。熊本でも熊本地震後にこういう補

助金、助成制度を県のほうからも紹介を受けたわけでございます。小国町も手を挙げまして、地震はいろんな影響はあったのはあったんですけども、一番影響が激しかった地域に比べればまあそう影響はあったのはあったんですが、少なかったとは言わないけれども、まあ他町村に比べれば少なかったという部分でありますけれども、それでも大きな方針としては小国町は地震だけではありません。昭和の時代からかまだその前ぐらいからやっぱり歴史上も水害というのに非常に悩まされておりました。そういう機会も、災害に遭った歴史も大変多ございます。河川が通っておりまして、元来この小国地域は雨が多い地域でもあります。そして筑後川の最上流地域でこの北外輪に降った、大観峰から手前に降った雨は南小国も含めてですが、すべて杖立川に流れてくるという特異なというか、その特殊な地域でもあります。今はゲリラ豪雨とか言われるように、非常にスピードも、ぱっと降ったらもう、すぐですね、水かさが増して非常に町民の方も関心を持っていないとなかなか町民の安心安全が守れないという部分もありますし、行政と一体となって動ないと大変な人的な被害もあってもおかしくはないようなそういう状況にもなるかと思えます。ですから、これに手を挙げたきっかけとしては、地震もあります、水害も多い地域でありますから、町民みんなで災害に対して取り組んでいこうというところからでございます。そしてスケジュール的な部分は言われたとおりでありますし、中のアンケートや懇談会や、そして策定委員会というのもそのとおりであります。

進捗状況ですが、補足があれば総務課長からまた答弁いたさせますが、来週の20日が第3回の策定委員会が行われます。今概略版というか、原案をある程度9割方できている状況にまでなっておりますが、最終の第3回の御意見をもって完成になるかなというふうに思っております。中身については、これからやっぱり災害が起こったりしたときに、地震であれ、水害であれ、土砂崩壊であれ、やっぱり避難所の充実、これが大事であります。アンケートにも出ておりましたが、すみません、だいぶ長くなって、トイレとか、やっぱり高齢者が増えてますと和式だとやっぱり回数も足がやっぱり曲げにくかったりという部分もありますから洋式化に替えていこうとかいう部分があったり、体育館が避難所であれば照明が地震でかなりぐらぐらしました。そういった部分も安全に、避難所もできるようにとか、耐震化だったり、いろいろ御意見はありましたけれども、防災センターとかそういう部分、それからもし大災害があった場合には仮設住宅をどこに建てるかと、そういうような検討もその中ではありまして、今あくまで原案ですが、切原の町有地あたりに、とか。今回アンケートでわかったんですが、地震のあと、自動車の中、車両の中で避難をされる方がとても多かったです。じゃあそれに対してどういうふうに取り組んでいくかという部分も案の中には考えなければいけないというふうな、大事な話題が幾つも出ておりました。ちょっと概略言いましたけれども、補足があるなら、今の進捗状況をですね、はい、お願いします。

総務課長（松岡勝也君） 全体的にもう町長がお話しましたけれども、今回の復興まちづくり計画

の位置づけとしましたら、基本的には総合計画がありまして、それにまたまち・ひと・しごと創生の総合戦略あって、それとまた付随する復興まちづくり計画と、そういった位置づけの中で進めているところでございます。今現在、3月の20日が第3回の策定委員会ということで、これでとりまとめを終了したいというふうには考えております。先ほど御意見ありましたように、町民アンケートということで町民1千500名の方に抽出でアンケートをとっていただきまして、約47%の回収率ということで、アンケートの課題といたしましては、住みやすい魅力あるまちづくりということが全体的には非常に多かったと。またそれについて道路の交通関係、自主防災組織の強化とかですね、続いて避難所の確保、そういった形のアンケートの意見の中ではございました。住民懇談会の課題とした意見の中では、避難所の強化と運営というのが一番多かったと。そのほか情報の提供、またそのほか文書伝達の確保、要支援者介護の体制の充実と、そういったのが住民懇談会の意見の多かった分でございます。

今回概要といたしましては、大きく括って四つの理念といたしますか、基本的な考え方で生活の基盤の再生と、産業基盤の再興、防災教育の育み、交流基盤の確立といった大きい4点を掲げまして、その中からまた具体的に先ほど町長申しましたように、5カ年の計画を前倒しするような重点計画といたしまして、公共施設の避難所等の整備の充実ということで避難所の耐震化、中には建て替えということで杖立の防災センターというのものがあっております。また西里の多目的集会所の耐震化、また上田の集会所の耐震化、もちろん庁舎の耐震化もございますが、そういった大きい地区の集会所関係の耐震化ですね。そのほか避難所のトイレ洋式化とか、そのほか体育館等の天井の照明器具の固定化、そういったところをまず5カ年で早急にやる部分と、中長期的にやる部分というような形で分類して、今現在ソフト計画からハード的な計画も踏まえたところで計画を分類して策定を進めているというところでございます。

3番（北里勝義君） よくわかりました。町民の関心も、懇談会あたりを開いている関係で関心も強いと思いますので、この復興まちづくり計画ができあがりまして、ダイジェスト版ではないですけれども、そういったのを町民にちらっと示していただきたいというふうに思います。

また、今町長の答弁の中で小国町の場合、この地震災害だけでなくやっぱり豪雨災害、そういったのも含めた計画を進めていきたいということですが、殿町の大火災害ですね、そういった部分も復興という中でこの計画の中に示されていくのかお尋ねいたしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 正直申し上げますと、現段階では具体的に殿町の火災跡地をどういう使い方をこの5年間の中にしていきますとかは載せてはおりません。これはちょっと悩んだところではあったんですけども、民有地でもありますし、そこあたりがしっかりもう一歩行政のほうが進み込んでできる状況になれば、当然この議会にも相談をしますが、この計画あたりにも後ほど織り込むということではできるかと思いますが、あくまで民有地のところでありまして、その部分をここに最初に入れていいものかどうかちょっと悩んだところではありました。現段階では正直な

ところ入れてはおりません。そういうところです。

3番（北里勝義君） 確かに火災の部分につきましては、やっぱり個人的な部分もあるし、もう少しやっぱりそういう地域の意見とかも集約しながら進めていかねばならないんじゃないかなというふうに思っておりますし、町長の答弁ではそれが進んでいけば追加でもして復興を進めていきたいということで理解をいたします。

それからもう1点、この熊本県がこの地震後に進めております創造的復興まちづくり、町長はこれにこうしてやっていくということで考え方を示されたかと思えますけれども、こういったものが具体的に何か町長の考えがあればお尋ねいたしたいと思えます。

町長（北里耕亮君） よく知事あたりが言われる創造的復興、それについての他町村の話題を聞きますと、西原や益城やそういう部分であれば仮設住宅の少し弾力的な制度の捉え方、河川改修工事や道路や治山や砂防、そのあたりも原形復旧というのが基本ではありますが、いわゆるそのせりふの創造的復興ということで、より利便性があるとか、町民や市民のという部分であるかと思えますが、小国の場合なかなかその土木事業という災害のあとのというのはそんなに箇所はありません。ただこの復興まちづくり計画の中に幅広く砂防であったり、治山であったり、例えば道路でも避難をするときに幅員が狭いところがある場合は、ある程度広くないと避難が十分できないとか、そういう部分も、少し強引な部分かもしれませんが、織り込んでおります。町民座談会の際にも地理的な、各大字ごとにコンサルが分析をしまして、それをちょっと織り込んでいるケースもあるんですが、まあこれを機会にということ変ですけれども、地震を踏まえて、この復興まちづくり計画を踏まえて少し今後の小国町も来年、再来年になるかもしれませんが、基準の原形復旧とかに捉われずにより利便性があるとかいう部分にしていくのは大変よろしいんじゃないかなというふうには思っております。具体的な箇所とか、そういう部分はちょっと、そういう河川改修とかそういう部分は小国にはありませんのでそこは入れておりません。

3番（北里勝義君） 今の町長の答弁で原形復旧にこだわらずよりよいものをつくっていくということだろうというふうに思っております。またこの社会資本総合整備防災安全交付金を使った町村が阿蘇管内では西原村、それから南阿蘇村、それから高森町、そして小国町、確か4町村あったかと思えます。それぞれちょっと計画書を見ますと大体2年から3年で計画を進めていく、ソフト面、ハード面で進めていく町村が多いように思いますけれども、小国町の場合は単年度で一応計画策定ということだけになっております。この計画ができますと、またこの計画を推進していく中でいろんな実施計画だとか、また事業計画が出てくるんじゃないかなというふうに思っております。今の段階でどの程度まであれしているかわかりませんが、こういった計画をまたつくって、年度計画みたいなものをつくってやっていくのか。またそのときにその財源あたりをどのようにしていくのか。阿蘇管内のほかの3町村はある程度避難路だとか、防災センターとか、その中で、今の計画の中で整備をしていくということを出ていたかと思えます。小国町の場合

合は、また新たにその計画、実施計画ですかね、それをつくっていくのかどうか。それをお尋ねいたしたいと思います。

町長（北里耕亮君） また個別には補足の答弁いたさせますが、まずその前に概略版とかというお話ありました。それは町民の方に配る予定です。正式な冊子の部分は、また議会の皆さま方にもできた段階で概略版ではなくてしっかり配らせていただきたいというふうに思います。

ただいまの御質問で、年度計画があるかという部分であります。もちろん内部的にもそうですが、年度計画をしっかりとつくりながら、もうトイレの改修などは前倒して今年度事業でやっている部分もあります。そして平成30年度の部分でやるべきものもあります。そして庁舎の耐震化などは緊防債という、正式には緊急防災・減災事業債で行う予定にして、それは平成32年までというちょっとあとがあります、制限がありますもんですから、本年度当初予算、施政方針にも出したように、早急に検討していかなければならないかと思っております。そういう部分で具体的に平成31年度は何々、平成32年度は何々というふうな部分は行政の中でも当然考えるべきで、また実際やっていこうというふうに思っております。

総務課長（松岡勝也君） 年度計画ということでございますけれども、重点的な事業ということで5年間、あと中長期的に進めていくやつと2つに大きくわけまして、5年間の取り組みということで先ほど幾つか申しました耐震化、建て替え、これは事業の起債等の関係もありまして、早めにする必要がある部分というところの2つに大きくわけまして、今計画の、年度別計画は一応割り振った計画はつくっております。これを今度の復興まちづくり計画の中に添付するかどうかというのも含めてある程度事業をいつまでするかというところも明確化して、周知するべきかなというふうには考えておりますけれども、どこまで添付するかは今ちょっと精査しているところでございます。

財源的には、基本的には社会資本整備交付金がつく事業とつかない分というところでわけまして、またその裏財源として緊急防災の減災事業債が裏財源として充当をしていくというような大きい2つの財源を考えております。

またトイレやマンホール、非常用電源とかそういった部分については、熊本地震の復興基金を財源として考えて、事業割と予算割といいますか、配分を今考えているところでございます。

3番（北里勝義君） いろんな事業が展開されていく中でそれぞれ事業にあった財源等を見つけていっていただきたいというふうに思います。特に総務課長から答弁のありました社会資本総合整備計画交付金ですね、整備交付金、こういったのも多に活用ができるんじゃないかなというふうに思っております。住民の人たちが安心して暮らせる住民参加の防災まちづくりを進めてもらいたいというふうに思っております。

それでは次の質問に入らせていただきます。2点目ですが、町の雇用対策についてお尋ねいたします。町の雇用状況といいますか、求人倍率あたり等がわかればまずお尋ねいたしたいと思

ます。

情報課長（佐々木忠生君） 小国町の求人倍率というような部分で、平成30年1月という部分で1.37倍というような数字が出ております。これはちなみに昨年の1月で1.41倍というような数字でございます。それから熊本県全体でみますと平成30年1月で1.65倍、同じく1年前で1.50倍、それから全国でいきますと平成30年1月で1.59倍、それから1年前で1.43倍というような求人倍率となっております。

3番（北里勝義君） 小国町の場合が1.37倍、熊本県が1.65倍ということで、熊本県の場合は、やはり震災復興というようなことで、やっぱり人員不足というのが出てきているように報道もされております。この人材確保に向けての県の取り組みが先だって新聞に報道をされておりました。これは熊本県が取り組んでいるUターン人材の獲得に向けて取り組んでいるということで、県内企業の手不足解消につなげようと、そういうUターン人材確保を進めていくと。熊本と東京に相談窓口を設けて年間100人を目標に取り組んでいるというような報道でしたけれども、その中でやはり大変苦戦をしているというような報道でした。なかなか厳しい状況であるというふうに思っております。私もこのUターン人材獲得というのは大変大事な取り組みではないかなというふうに思っております。町でもやっぱりこういったUターン者に向けての情報公開だとか、そういうなのも進めていく必要があるんじゃないかなというふうに考えますけれども、何かそういったUターン者に向けての取り組みあたりがあるのか。また今後そういう取り組みを考えているのか、ちょっとお尋ねいたしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 意見として同じでございまして、午前中の質問の小国高校関係の部分でもありましたが、やっぱり地域の若者の人口流出、その部分について一度出てまたUターンして返って来られる人が多いと大変町としてはありがたいし、また産業の活性化にもなると。農業、林業、観光業いろんな様々な生業も、仕事は探せばあるといいでしょうか。ちょっと言葉は適切じゃないかもしれませんが、選ばなければ現在あるという状況も中にはあるんですが、そのマッチングといいましょうか、それがなかなかでき得てない部分もあるかと思えます。現在やっている取り組みが地域おこし協力隊の1人が学びやの里において「シゴツ」というホームページを展開しております。その中で町内のいろんな仕事の紹介やその小国町は今こういうふうに動いています。どうぞ帰ってきてくださいというような部分の取り組みも行っております。平成30年度、これからですが、さらにその辺りのところは力を入れて、完全にIターン者、Iターン者もいいんですけども、ゆかりがある、やっぱり実家があるとか、おじいちゃんおばあちゃんが小国に住んでいるそこに孫が帰ってくる、お父さんお母さんがいるところに娘さん、息子さんが帰ると、そういう部分が大変やっぱりこの町の活性化にいいんじゃないかなということで、今以上に取り組んでいきたいというふうに思っております。そのためにも、委託費あたりも今年ちょっと設けて、またさらに移住だけに止まらずUターン者を増やしていくという取り組みをまたっか



りやっていきたいと思います。どういう具体的な取り組みが今後できるかというのはちょっとまた考えたいというふうに思っております。

以上です。

3番（北里勝義君） 私はやはりUターンしてくる若者に対して、やはり気持ち的には温かく迎えるといいますか、そういった何か制度もあっていいんじゃないかなというふうに考えております。私は地元で頑張っている若者に対して、例えば奨学金あたりの返還金の補助というような提案も前ささせていただいたこともございます。先だって新聞を見ておりましたら荒尾市が、やっぱり地元で頑張っている若者に対して奨学金の返還を補助するという、これ3年間で書いてあったと思いますが、平成30年度から始めるというような新聞報道もなされております。この奨学金だとかですね、それからUターン者に対しての支度金ではないですけどもそういった帰ってくるまでの資金もですね、やはりあっていいんじゃないかなというように気持ちも持っております。やはり今から先、若い人がまたこの町を支えていくんですからね。そういう人たちをやっぱり少しでも帰っていただきたい。何かきっかけがあれば帰ってくる人もいるんじゃないかなというふうに思っておりますが、ちょっと町長、その辺のとこちょっと考えがあればお尋ねします。

町長（北里耕亮君） 様々なUターン、もし仮にUターンして帰ってこられて就職口といいましょるか、役場関係、公的機関関係、サポート悠愛とかいろいろという部分あると思いますが、そのマッチングの部分も大事だろうと思うし、まずはこの例えば地元に残っているこの方と外に出られている同級生の方が、例えば食事会やいろんな意見交換の場の提供をして、じゃあそろそろ帰ってこんかとか、こういう仕事があるけど熊本市内や福岡市内の会社を少しちょっと早く切り上げて小国に帰らんかとか、そういう機会もまた柔らかい動きとしてはいいのかなとも思います。議員の御意見の支度金という部分、一つの御意見ですけども、十分参考にはなるかと思いますが、移住の部分もそうですけれども、よくIターンして来られたら土地はただで町はあげますとか、建物は建てますとか、お金的にやる自治体も長野県やいろんな県ではやっている部分もありますけれども、なかなかそれが先行してしまうと、一度してしまうとそれずっと続けなければ、ある程度は続けなければいけないので、その辺りのところは、まず意見交換の中でこういった部分があると帰ってきやすいんですけどとかいう意見を聴取したりですね、そういう部分に今年はちょっと努めていきたいなというふうには思っております。御意見の一つとしては、支度金であったり、戻ってきやすいような資金的な援助、これはアイデアの一つだなというふうには今お聞きしました。

以上です。

3番（北里勝義君） そういう支度金にこだわるんじゃないですけど、いろんな方法があるかと思えます。そういったほうを十分検討しながら、また進めていっていただきたいというふうに思っております。

それからもう1点、町では前に企業ガイダンスというのをやっていたかと思います。これは小国高校生を対象といたしまして地元の企業、事務所等を訪問して紹介をしていくというような取り組みが過去にございました。これは町内の各団体ですね、商工会、農協、森林組合、観光協会、それから建設業協会等の協力をいただいて、確か小国郷でこれやっていたかと思います。私が記憶している中では、小国高校の2年生を対象として夏休みにですか、やっていたかと思います。これはその後、景気が悪くなって雇用も、雇用どころかリストラで人員整理するようなちょっと時代になってきたものですからなかなかそれがガイダンスとしてできなくなってきたんじゃないかなというふうに思っております。しかし、今は求人倍率が1.37倍ということで、やはり人手不足といいますか、労働力不足の傾向にあるんじゃないかなというふうに思っております。このことにして、方法はいろいろあるかと思いますが、こういった企業ガイダンスというのは、また今後復活といいますか、実施していく考えがございませんか。

町長（北里耕亮君） 現在は小国高校の中で、例えば小国町役場に小国高校卒で入った方がいらっしやいます。その方を、若手の職員ですが、小国高校内に招いて、そして小国町役場ではこういう仕事をしています、小国に残ってよかったですか、小国高校で勉強した甲斐があって役場に入りましたとか、いろんな角度から自分の職場のお話と小国に残った経験を話をされているというふうに聞いております。小国高校の中でですね。今御質問の部分については、平成10年度までは企業ガイダンス行っていたということでありました。現在、そういう小国高校内でやっている部分と。もう一つはハローワーク主催で企業説明会が行われていまして、小国高校もそれに参加しているという状況でございます。町としては、もう一度そういう過去以前の平成10年以前の部分で農協や森林組合や各町内企業体おりますが、先ほどからいうマッチング、このあたりは大事だというふうに考えており、やり方は少し工夫が必要かなと思いますが、もう一度その辺の原点に戻って、やることはやぶさかじゃないかなというふうには今思っております。やり方はちょっとまた考えないといけないですけど、やるきっかけというか、これからぜひやりたいなというふうな思いにはかられております。

以上です。

3番（北里勝義君） やはり将来、町の将来を担う子どもたちにこの地元で頑張って町を支えている企業や事業所ですね、それは今の子どもたちの先輩も働いているだろうし、そういったところを知ってもらって、私は誇りに思っていたきたいというふうに思っております。これは例えば小国郷でやるとなるとまあその小国高校、それから南小国町とのまた協議も必要ですし、簡単にやりますということではできないかもしれませんが、やはり何て言いますか、検討する余地は十分にあるんじゃないかなというふうに思っております。ぜひお願いをいたしたいと思います。

それから三つ目ちょっと高齢者の雇用ということでちょっとお尋ねをいたしたいと思います。高齢者雇用ということで一番あれするのはシルバー人材センターがあるかと思います。これは町

の担い手といえますか、労働力の補完というだけでなく、私はソーシャルビジネス的な位置づけもできるんじゃないかなというふうに思っております。今現在のこのシルバー人材センターの登録者数、また事業実績等がわかればまずお尋ねいたしたいと思います。

福祉課長（木下勇児君） 小国町のシルバー人材センターにつきましては、平成21年7月に小国町シルバー人材センターが設立をされております。現在の登録者数は107名となっております。ここ数年会員も増加傾向にありまして、平成25年度では53名だったのが現在107名ということでこの5年間で約倍に登録者数は増えてきているところです。

それから実績といたしましては、今、主な依頼内容としましては草刈りとか、剪定作業または農作業の補助、旅館業の清掃業務とか、あと元気クラブの支援などそういったものが主な依頼の内容になっております。平成28年度の件数ですが263件ということで、すみません、この件数についてはちょっとシルバー人材センターのカウンターの仕方が1回当たりの依頼件数を1回と数えていますので、長期間、1週間で農作業の補助で依頼があった場合もちょっと1件という形でカウントされておりますので、件数的には263件と、逆に1時間でも1件という形のカウントになっております。事業収入としましては936万円ほど平成28年度は収入があつているところでございます。

3番（北里勝義君） 私も数年前に社会協議会の方にお聞きしたときに1千万円を目標に活動を頑張っていますというような話も聞きました。目標に近い金額でやられているのかなというふうに感じております。このシルバー人材センターに対する町からの支援といえますか、補助金、そういったのがあるのかお尋ねいたしたいと思います。

福祉課長（木下勇児君） 町からの補助金につきましては、平成21年に設立されましたので、その当時、平成21年度に運営資金というような形だったと思いますが、補助金が50万円出ております。その後、平成22年、23年の2カ年が30万円ずつの補助金が出ているようでございます。以降は町からの支援としてはあっておりません。

3番（北里勝義君） 町からの補助金がなくてもしっかりやっていけるというようなことだと思いますけれども、さっき答弁にもありましたとおり、このシルバーセンターにおいては、やっぱり元気クラブのリーダーとか、そういった人たちもこのシルバー人材に所属して活動をしているというようなことでございます。これから私はこの元気クラブリーダーだけでなく、やっぱり介護関係、それから私は一般事務事業あたりもですね、やはり継続的な雇用でそういった経験者が登録されていれば、やっぱりそういった部分にも活動を広げていけるんじゃないかなというふうに思っております。これは町だけでなくシルバー人材センター、それから事務局があります社会福祉協議会あたりと協議をしていかなければならないんじゃないかと思っておりますけれども、そこら辺町からのそういった支援を含めてそういう事業拡大に向けた何か取り組みあたりはできないですか。

福祉課長（木下勇児君） 幾つかありましたが、まず登録者、会員の107名の登録の中には、いわゆる事務系のことだったらお手伝いできますよというか、そういった形で登録されている方も21名ほどそういった業務でもお手伝いできますよという方で登録されている方がおられます。また先ほど言ったように、介護の関係ですが、こないだから予算委員会でもちょっと話題になりましたが、今年度平成29年度におきまして介護関係の総合事業に取り組みの中で生活支援といえますか、そういった部分についてを協力していただける方、お助け隊という形で今年養成講座を実施しまして11名の方が受講して卒業というか、受講を終了をしていただいております。その方たちにつきましては、このシルバー人材センターにぜひ登録をお願いしたいということで、その中でまたそういった介護の支援の必要な方たちの生活支援にあたっていただくということで、もう数名の方が実際に登録もしていただいておりますので、そういった中で対応がやっつけられるのではないかとこのように思っているところです。先ほど言いましたように、元気クラブのリーダーはすべてこちらのほうに登録していただいて、町のほうが実際費用の分については支払いをしておりますので、間接的にはなりますが、そういった形で町の特に介護関係、介護予防その辺りについては今後連携を図っていきながらお願いしていく部分も増えてくるのではないかとこのように考えております。

3番（北里勝義君） なかなかそういったのを進めていく中で、やっぱり行政がある程度入って協力をしてあげなければなかなかうまく進まないんじゃないかなというふうに思っております。このシルバー人材を立ち上げたときも、やはり町がかなり支援してやっていたかと思えます。ぜひお願いをいたしたいと思えます。

これで私の一般質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩に入ります。2時45分から再開をいたします。

（午後2時33分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時45分）

11番（松本明雄君） 11番、松本です。3月になっていろんなテレビを見ておりましたら、東北の震災、熊本の地震のニュースがまだまだ多いようです。まだ復旧復興には、7年という月日が経ったんですけどまだまだという感じがしております。今日は住民健診について質問しますが、これは平成30年度の予算にもありましており、社会保障費、国保から介護保険、いろんな面でもうちの町はうなぎのぼりです。これを少しでも抑制するためにはやっぱり早めの健診と早めの予防をしていかなければならないのではないかと。今までの話の中で抽象的な発言もありましたけど、私は提案型の質問をさせていただきたいと思えます。

今、町が実施している健康診断、その必要について町はどのようにお考えなのかお尋ねします。

町長（北里耕亮君） 冒頭議員が言われたとおり、町民の健康と、これはもう一番に考えなければ

いけません。その際の社会保障という枠組みの中で、やはり議員が言うように、予防、健診大事であります。ですから進めてまいりたいというふうに思います。ただこの辺りのところ一般財源からの予算組になりますもんですから、財源の限りもあります。でもそういう中でも最大限、健診など行ってまいりたいというふうに思っています。

1 1 番（松本明雄君） 平成30年度の予算の中でも総務委員のほうで健診についてはいろいろ質問が出てました。それでお聞きとは思いますが、もう一度、健康診断の重要性とか、どんな健診をしているのかそういうことをお聞きしたいと思います。

福祉課長（木下勇児君） 小国町、まだ平成29年度の確定値が出ておりませんので、申し訳ありませんが平成28年度の数字で受診率等については報告をさせていただきたいというふうに思っております。小国町では巡回健診の実施につきまして、年間を3回に分散して実施をしているところですが、総合健診とあわせて7月に5日間、8月に6日間、11月に受けられなかった方に1日間を設けまして、あわせて12日間を実施しているところですが、これにつきましては、平成27年度までは7月に1回と12月に1回と2回に分けて実施していたのを回数を分散させたところですが、また受診しやすい環境づくりとして土曜日や日曜日、祝日等にも実施しておりますし、各大字を巡回して実施しているところですが、対象者につきましては、特定健診が30歳以上の国保の方、その他の各種健診につきましては、健診の種類によって対象となる年齢が違ってまいります。現在、各家庭のほうに健診希望調査票が郵送または部長経由で各家庭に配布されているかと思っております。詳しくはそちらを御覧いただきたいと思っておりますし、ぜひ申し込みをお願いしたいと思っております。

受診率につきましては少しずつ伸びてきている状況です。国保の特定健診でいきますと、平成20年度34.6%、これが平成25年度には42.2%、平成28年度には45.6%となっております。がん検診につきましても対象者は減少しているんですが、受診者数は数字としては横ばいを維持しておりますので、受診率に直せば伸びてくる形になるかと思っております。平成平成28年度の何らかの健診を受けた方の実数は、小国町で1千881人となっております。

あと町の助成制度として国保のふるさと総合健診、こちらは男性で約1万5千円、女性で2万2千円の助成を行っておりますので、5千円から6千円の自己負担で受診ができるようになっております。そのほか節目年齢の方につきましては、さらに500円の助成を行っております。

あと各種健診等につきましても健診の種類によって費用は異なりますけれども、がん検診の費用は大体種類によって8千500円から1万700円程度費用がかかっております。自己負担はこれの1割から2割で約1千から300円で受診できるよう助成を実施しているところですが、また子宮がん検診の21歳、乳がん検診の41歳につきましては無料で受診ができるようになっておりますし、75歳以上につきましてはがん検診が無料となっているような状況です。

1 1 番（松本明雄君） この前も新聞を見ると合志の議員の方が一般質問でされておりました。や

っぱり合志市になると人口が多いですのでパーセンテージが相当、三十何%だったと思います。下がっていましたが、うちは歴代の福祉課長が努力によって3%も押し上げております。また4月の定期異動がありますとまた課長は変わりますが、まあ頑張ってやっていただきたいと思っています。

国のほうはやっぱり目標が相当高いです。それによってやはり重大な疾患を見落とすことなく安く治療ができることを考えておりますので、やっぱり今後、国保を上げないためにはやっぱりそういう努力が必要になってくると思います。皆さまの寿命も上がってきてますので、段々いろんな病気が増えてきております。ですからやっぱり早め早めの早期発見がいいんじゃないかと思っています。

前、ジェネリックのほうも私から提案させていただきましたけど、福祉課がシールまでつくっていただきました。それを貼ることによってこちらから説明することなく薬剤師の方、お医者さんからその薬を使いますということで非常に効果も上がっていることだと思います。この前は、僕より上の女性の方にまちでつかまりました。つかまりましたという失礼ですけど、呼び止められまして何かちょっといろいろ言われるんじゃないかと身構えたところなんですけど、ジェネリックで旦那さんの医療費が何カ月かな、2カ月で3万円ぐらいかかっていたのが半分になりましたということで、非常に助かってますという発言もされてましたけど、本人だけじゃなくてやっぱり町のほうもそれで相当、微妙、少しのことですけど、やっぱりその積み重ねで少しでも安くする方法を考えていったほうがいいんじゃないかと思います。今後小国町において、この前から話が出てましたとおり、忙しい方、専業主婦の方、子育ての方をどうするかを考えていてもらいたいと思います。その発言のあとに僕の方からまた提案したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

町長（北里耕亮君） ジェネリックは引き続き推進をしっかりとしていきたいと思います。最後は質問の中で忙しい方、専業主婦の方、住民健診を受けるためのではなくて。

1 1 番（松本明雄君） 違う方法もありますので。

町長（北里耕亮君） すみません、ちょっと聞き洩らしたので、もう一度、申し訳ありません。

1 1 番（松本明雄君） なら先に僕から提案させていただきます。この方法はスマホドックという方法です。これは2015年からサービス開始しております。そして2018年の2月時点では、今70団体の方が加盟しております。今、自治体では54団体、これにかかる経費は約6千円ぐらいだったですね。やれば向こうのスマホの方と提携して、こちらから資料を出せば向こうの健診した結果を送ってくると、そういう結果になっております。これによってなかなかふるさと健診なんか受けられない方は非常にいいんじゃないかと。これにも補助があつて足立区では43歳から59歳を対象にして3年間ふるさと健診なんかを受けてない方はこれを受けていただいて、自己負担を500円ですむような方法も考えております。ですから、なかなか今さっき言っ

たように、自営の方やなかなか農業の方もそうですけど、雨が降れば行かれるとか、と行っても非常に並んでいるとか、そういうことがやっぱりめんどくさい方はですね、自宅でそういうこともできるという方法ありますので、検討していただいてですね、やっていただきたいと思います。

福祉課長（木下勇児君） 今、松本議員から提案いただきました、スマホドックにつきましては、少しお話聞いてましたので私のほうでも調べてみました。今おっしゃるように、大体5千500円から6千円程度で実施ができるものだと思っております。血液を少量採取して、それによつてのそれを送ってデータ化して、あとは携帯でその結果が見られたり、相談あたりがお医者さんとかとの相談もできるというような内容になっているようです。私が調べたのはちょっと自治体の中で九州では大分県のほうで二つの市で取り組みをしておりましたのでその内容をどんなものか確認しましたが、二つの市で目的が違っておりました。一つの市は、若年層対策として、いわゆる40歳以下の19歳から40歳の方で健診に関心を今後持ってもらうため、御自身の体の体調を知ってもらうためもあるかと思いますが、そういった形での取り組みと、もう一つの市では、先ほど松本議員が言われたように、未受診者の対策として40歳以上の方が対象になって3年間そういった受診をされていない方のために対応するという形の、目的としては大きく二つに分かれているようでした。

小国町としましては、今回30歳を19歳に年齢を引き下げて町で受診ができるような形をしましたので、ぜひまずはこの方法でやってみたいと、町としては取り組んでいきたいと思っております。

また未受診者につきましても、町としては今回国の補助事業を導入して未受診者のそれぞれの形態にあわせた奨励対策を取り組むということも考えておりますので、まずはそういった部分で対応していきたいと思っております。スマホドックにつきましては、確かに仕事や家事・育児などで忙しくて健診に行けないというような場合の形としては対応されてますが、こちらは受診率であるとか、努力者支援の形に対応ができてませんので、あくまでやはり意識づけであったり、奨励の一つの動議づけという位置づけで実施されているようですので、町としてはその辺も含めてちょっと費用と効果を含めて今後総合的に検討してまいりたいというふうに思っております。

11番（松本明雄君） パーセン的には出てないとかいろいろそういうところ、国の施策等もあると思っておりますけど、やっぱり病気を早く見つけるためには効果的ではあると思っておりますので、1年後でもいいし、検討していただきたいと思っております。もう一つは、おうちでドックというのもこの前3月7日のテレビ番組であってました。それは、ばらのとげが刺さったぐらい穴をあけて、それから血を採ってそれを送ると。尿も送ると。それによって人間ドックなみの検査ができると。だからやっぱり忙しい方は特に、そういうことも広報かなんかで教えていけば少しずつ、まあ金額的には2万円ぐらいかかりますけど、それによつても関心のある方はやっていくと思っております。そしてその意向をちょっとネットで調べましたら、相当やっぱり問い合わせが多かったみたいです。

ですからやっぱり健康に対する考え方も、そのぐらいのお金で済めばという考えの方もいらっしゃると思いますので、忙しい方は特にそういう方法も調べて推進していただきたいと思います。

それとふるさと健診の件について、小さいことを言わせてもらいますと、問診票とお金を払うところがあると思うんですけど、そこでやっぱり問診票を書いてきていただくと。お金もやっぱり健診によって金額が変わってきますので、そこでお金を受け取る際、受け渡す際に小銭の関係でちょっと列が並ぶそうなんですよ。だからその辺も創意工夫しながらやっていくとまだ健診率も上がるのではないかと考えております。

もう一つはこの前新聞に出てましたけど、健診を今から受けた方は生命保険会社がそれを提示するだけで10%下げますと、そういうことを4月からやる生命保険会社もあります。ですから、健康な方は車の保険と一緒に、事故率がなければ等級が下がるのと一緒に、保険会社もそういうふうに考えていって段々きてくると思いますので、健診の重要性もどンドンドンドン公表しながら普及をしていただきたいと思います。

福祉課長（木下勇児君） まずおうちでドックにつきましては、先ほど松本議員が言われましたように、こちらも内容としては忙しくてなかなか健診に行けない人の対応としては有効かもしれないと思っておりますが、先ほど言われたように、金額が2万円ほどかかりますので、できるだけ町としては、町の実施する特定健診、がん検診等を利用していただきたいというふうに思っているところです。

それから人間ドックを受診されている方が生命保険料の値引きということですが、これにつきましては、個人で加入している生命保険でありますし、これまででも契約内容によっては人間ドックに対しての助成制度がその保険の中に組み込まれていたり、またはその保険会社が紹介する医療機関であれば割引がきくとかいったもののあるようでございます。それぞれの保険内容を確認していただいて利用できる部分は利用していただければと思っております。

11番（松本明雄君） 町民の方の健康のことですので十分検討してやっていただきたいと思えます。世の中も少しずつ変わってきておりますので、国も町も考え方を変えながら前に進んでいっていただきたいと思えます。

これで終わりたいと思えます。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。3時15分から再開をいたします。

（午後3時03分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時15分）

5番（児玉智博君） 日本共産党の児玉智博です。一つ目は次年度の国民健康保険税に関して質問いたします。

平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることに伴い、市町村は



都道府県に納付金を納めることになるなど国保の財政運営の仕組みが変わります。納付金を納めるために必要となる保険税率を示したものが標準保険税率であります。熊本県は1月29日標準保険税率本算定の結果を公表いたしております。小国町の場合、平成30年度の1人当たりの額は10万5千441円、低所得者の軽減を反映した場合は9万1千181円であります。この額を基礎に小国町で実際の税額が確定していくことになり、最終的に保険税率が改定されることになれば6月の定例町議会での条例改定になると思いますが、まず今後のスケジュールを改めて確認させていただきたいと思っております。

福祉課長（木下勇児君） 執行部の予定といたしましては今説明ありましたとおり、県より平成30年度の国民健康保険事業納付金が示されましたので、現状の国保税で徴収している金額と比較してその差額についてで内部の検討をしているところです。ここまですつきましては、先の全員協議会で議員の皆さん方へ、また国保運営協議会においても委員の皆さん方に説明をしたところです。今後は平成29年度の申告が終了し所得額等がわかってまいりますので、その時点で再度現在の税率で徴収した場合の金額で開きがどのくらいあるか、その辺がはっきりしたところでその差額について税率をどう取り扱うのかの検討になってくるかと思っております。この検討を踏まえまして、5月に国保運営協議会に諮問していくことになろうかと思っております。また同時期には、議会への説明も考えているところです。またそのときに税率の改正が必要であるとなった場合においては6月議会において条例改正についての提案を審議していただくことになるかと思っております。

5番（児玉智博君） 平成28年度の税額に同じ計算をあてはめた場合の額は10万3千510円で軽減を反映した場合は9万745円だということですので、平成30年は県の算定だけで言えば1千931円から436円高くなるということになっております。しかも平成28年度の実際の1人当たりの税額は町独自の一般会計からの繰り入れなどが行われたことにより、予算ベースで7万8千669円、決算額でも8万3千281円でしたから県の算定どおりの額をそのまま付加してしまえばとんでもない負担増になってしまうということになってしまうわけです。一般会計からの繰り入れや基金の活用を含めて町独自の保険税の負担軽減の継続を求めておきたいと思っております。

ここで国民健康保険税の被保険者の実態を確認しておきたいと思っております。厚生労働省によりますと国民健康保険制度が発足した1965年の加入世帯主の職業別割合は農林水産業が42.1%、農林水産業以外の自営業が25.4%、被用者が19.5%、その他が6.4%、無職は6.6%で農林水産業やそのほかの自営業が7割近くを占めておりました。しかし2015年になりますと農林水産業はわずか2.5%になり、農林水産業以外の自営業も14.5%、被用者が34.1%、そのほかは4.8%、そして無職が44.1%と大きく割合が増えているわけでありまして。これは全国状況ですが、保険税を納める被保険者の非常に深刻な状況が表れていると思っております。

さらに小国町は中山間地という地理的条件や高齢化が高いことからより厳しい状況が予想されるわけですが、どのようになっているのでしょうか。

福祉課長（木下勇児君） まず結論から言いますと、制度発足当時の小国町の職業別の割合、これについてはちょっと資料等が見つかりませんで数値等がわかりませんでした。またその後のシステム改修等もありまして、現時点で確認できた一番古いものとしたしましては平成20年度、こちらのほうで数値として説明させていただきたいと思います。平成20年度では小国町は職業構成としましては農林業が10.6%、自営業が17.5%、被用者が30.9%、無職、その他、ここがちょっと一緒になりますけれども41%となっております。最近のデータとしましては平成28年度ですが、小国町の平成28年度は農林業が8.5%、自営業が14.9%、被用者が31.1%、その他が4.8%、無職が40.6%というような数字になっております。そういうことで、全国の先ほど児玉議員から言われました数値で見ますと概ね同じような体系をしております。少し農林業が全国平均よりも農林業と自営業、こちらが全国から見ると2ポイントほど多いのかなど、無職のほうは4ポイントほど少なくなっているというような状況ですので、概ね全体的には比率的には変わらないので、発足当時といいますか、厚生労働省が示した数値と比較すると昭和40年度では農林業の方が約50%、自営業の方が25%、被用者の方が15%、無職、その他の方が10%程度ではなかったかというふうに推測しているところです。

5番（児玉智博君） いずれにしても無職の方が多いいということ、この無職ということと考えられるのは、要するに高齢になった方で年金生活をされている方ではないかと思えます。それで本定例会では65歳以上の方が支払わなければならない介護保険料の引き上げが決定をいたしました。引き上げ幅は一気に3割であります。基準額、これは本人が住民税非課税であっても世帯で課税されている場合で、本人の課税年金収入と合計所得金額あわせて80万円を超える場合がありますが、毎月の額が5千200円から6千800円という信じられないものであります。町全体での負担増は4千700万円です。これだけでも町民の暮らしにとっては大打撃であります。この上、国民健康保険が仮に増税となれば暮らしも地域経済も到底もたないと思えます。このダブルパンチは絶対に避けるべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

町長（北里耕亮君） スケジュール等一番最初の質問から2番目答弁を課長からいたしております。現在の質問の中で介護保険の部分は今回条例改正及び特別会計の当初予算ということでありました。スケジュールの中でも申し上げましたとおりに平成29年度の状況を鑑みながら平成30年度に入りまして国保運営協議会も開催されますし、その状況の中でしっかり議論をしていただきたいと思いますし、その前かあとちょっと時間的には考えますが、議会にも積極的に状況の説明であったり、そういった部分をさせていただければというふうに思っております。そういう部分で今現在のところその開きがどのような状況かという部分、それをどうするかという部分は慎重に考えている途中でありますものですから、ここでその必ず上がるという部分を明言をすれば、そ

の今後の勉強会やそういった部分にも影響を及ぼしますが、5番議員のいつも御意見の中では負担感をどう思うかという質問もあるのはあるんですけども、介護保険のときにも言いましたが、制度の中でやる中ではなかなか財源の問題を考えなければいけません。ほかの議員からの今日は一般質問の中の御質問でもありましたが、やはり財源を考えながら国保についてもまた検討していきたいというふうには思っております。ダブルパンチを避けるべきだと思うがどのように認識しているかというのは、避けられる部分であれば避けていきたい部分はありますけれども、財源の事柄であったり、制度上の問題、そういった部分でこの段階での発言は控えたいと思いますが、勉強会の中や国保運営協議会の答申などを見てまたもし上げることになれば6月にこういった部分は答弁をさせていただければというふうに思っております。

5番（児玉智博君） 非常に不安になる答弁でした。それで、やはり考えていただきたいのは、この介護保険料もそうでしたけれども、この国民健康保険税も、もちろん北里町長になってからはこれまで議会が否決したこともありましたが、長い目で見てみるとですよ、ずっとこう上がり続けてきているわけですね。この1985年、およそもう30何年前、32年ほど前でしょうか。この当時の1人当たりの国保税は3万6千228円だったんです。これが2016年、先ほども述べましたが、決算での1人当たりの税額が8万3千281円ということでこれはとんでもない値上がり、青天井で上がり続けているわけなんです。やはりこのままの状況が続いていけば本当にこの町民の暮らしというのは、特に無職の人たちが加入しているような制度でありますから、そういう部分で負担があまりにもこう上がり続けていくと、特に高齢者の人になってみればもうダブルパンチを受けるといえるのはこれは本当に深刻な話になってまいりますので、今言われましたように、やはり議会にも事細かにそういう報告であったりとか、議会からの、もちろん私だけじゃなくて、この全議員からの意見聴取というのはこれはもう最低限やっていただきたいというふうに思います。

続いて児童生徒の医療費助成について伺います。本定例会では高校3年生までの医療費無料化が決定をいたしました。隣の南小国町とあわせる形で実行することになったわけですが、既に新聞報道もされ、中学校3年生を持つ保護者の方からは医療費助成の対象じゃなくなる前に治せるものは治しておこうと思って歯医者や病院に連れて行ったが、これは慌てることはなかったなど、こういった反響が早くも出ているようであります。実は日本共産党小国支部では、今年に入りまして高校生までの医療費助成と町外医療機関での現物給付を求める署名活動を行っておりまして、現在250筆以上集まっております。高校生までの無料化は実現しますので半分は実現しましたが、もう一つの要求であります町外医療機関での現物給付もぜひ実現をしていただきたいと思っております。

そこでまず実態を確認したいと思います。町外医療機関の受診に対する補助実績はどうなっているか。通院、入院別に、既に確定しております平成28年度の実績をお示しいただきたいと思

います。

福祉課長（木下勇児君） 平成28年度町外医療機関で受診したものに補助した件数としましては全体で2千062件となっております。内訳としましては、通院が2千14件、入院が48件となっております。ちなみに通院は乳幼児で994件、児童等が1千20件となっております。入院につきましては、乳幼児が29件、児童等が19件となっております。

5番（児玉智博君） それではこの入院の実績48件について医療機関別での内訳はどうなりますか。

福祉課長（木下勇児君） 細かい病院名はちょっと省略させていただきますが、小国町で1件、阿蘇市内が3件、阿蘇市、小国町を除く県内が36件、県外が8件となっております。

5番（児玉智博君） やはり、入院になると小国、阿蘇地域以外、つまり多くが熊本市なんかの大きな病院での入院になると思うんです。そしてまた入院すれば、退院するときが主でしょうが一度にまとまったお金が必要になります。保護者の皆さんにしてみればそういうときこそ窓口負担の要らない現物給付化が必要なのではないでしょうか。また4月から高校生まで対象が拡大されれば、約半数の小国町の子どもは町外の高校などに進学するわけであります。熊本市や菊池、山鹿、玉名地域での受診の数も増えてくるのではないかと思います。そして町外の高校に進学すれば生徒はまず親元を離れて生活することになるわけですから窓口無料化の意義は特に大きいと思います。高校生まで医療費無料化が決まったからこそこれはぜひとも早急に実現をしていただきたいと思います。そして高校への進学となると実に広範な地域へ住むこととなりますので、県下全域での現物給付とする必要があると思います。この場合、医療機関への3割分の支払いを国保連に委託することでそれが可能になると思いますが、そのために必要な費用はいかほどになるでしょうか。

福祉課長（木下勇児君） まず入院の現物支給につきましては、窓口での負担をゼロにすることによって、ちょっと少しくクリアしなくてはならない問題も残っているというふうに思っております。一つが高額療養費、入院ですので高額療養費になることが多分にあるかと思います。その限度額、限度額の認定証をまず持って行っていないことにはそこがわかりませんので医療機関としては一番高いところで徴収することもありますので、そういった部分の徹底がしてないとなかなか難しい部分があるかと思っております。

それから費用につきましては、現在町で算定しております、仮に平成30年度に実施した場合については160万円ほどを見込んでいます。

5番（児玉智博君） その限度額認定証のことについて、それはやると決める前からそういうことを心配していたら、それはもう実現できないと思います。やはりこういう保護者の方たちの要求に応えるにはどうすればいいか。それをするというふうになったときには、やはりその乳幼児医療のその窓口無料化にするためのやはりその証明書なんか、医療機関に行くときに持って行っ

ていただくことになると思いますので、その公布の際などにやはりその限度額を超える恐れがある場合は限度額認定証のほうも申請して取得していただきたいということを周知すればそれはクリアできることじゃないかと思います。実際にそうやっている自治体もあるわけですから。まあその辺にも事情を聞いてどうするかということを前向きにこれはぜひ検討していただきたいと思うわけなんです。

それと費用面の160万円についてであります。これはやはり、予算の無駄な部分を削っていけば、これはできてくる額ではないかと思います。昨日の一般会計での反対討論でも述べましたが、やはり一この民間団体、特定の主義主張のもとで結成されております部落解放同盟小国支部への補助金は170万円です。ここの話し合いを進めていって、熊本市みたいにそういう同和団体への直接補助金が必要なくなればすぐにでもそういう小国町内の子育て世帯の、子育て支援のための予算、そういう施策が実現可能なわけです。これはどちらのほう为本当に、福祉の機関として、町の予算の使い方としてやるべきことなのかは、これはもう論を待たないのではないのでしょうか。ぜひ検討を早急に進めていっていただきたいと思います。

今回の高校生の医療費無償化で最後に一言。補助金支給の対象者は今回高校生を持つ保護者になっております。しかし、にも関わらず高校生等の住所が町外にある場合は制度を利用できないことになっております。これでは同じ高校生を育てる町民であっても子どもの進学先や通学形態などにより補助を受けられる人と受けられない人が出てしまいます。行政サービスの公平の観点からも改善を求めておきたいと思います。

この子ども医療費のことについて、何か答弁がございましたら最後にいただきたいと思います。  
福祉課長（木下勇児君） 費用の160万円についての捻出方法については、また当然執行部のほうでの検討になるかと思いますが、あわせてそういう医療機関が受けやすい状況になれば国保の波及効果もあります。それによって国保のほうの財政、金額としてはどのくらいかちょっと見えづらい部分ありますけれども、新年度からは4歳以下についてはその対象としないというような形だったかと思いますが、ですがそれ以上についてはそういう受けやすい体制になることによって国・県からのいわゆる交付金が減らされるといった部分で、また国保のほうにも財政的な影響も少なからずあるということは少しちょっと申し添えさせていただきたいと思います。

それから県外に住民票を動かした高校生についての対応ですが、これについては先般の委員会でも少し議論させていただいたところですが、今後また十分内容を、実態の調査、実際何名の方がそういった対応をされているのかを含めて検討させていただきたいというふうに思います。

5番（児玉智博君） ちょっとあわせて付け加えて、その子どもの医療費助成というのが各都道府県でも補助をしているわけです。もちろん熊本県もやっておりますが、これが3歳までということで、これは全国でもうワースト1、一番低いんですよ。やはりここを県に対してもほかの都道府県並みに、まあせめて就学前ぐらいまで上げてほしいというようなことを、私たち日本共産党

としてもやっているところなんです、ぜひ、県が上げればその分町の持ち出しも少なくなるわけですから、町長も知事に会うこともあるかと思いますが、そういう折に触れて県への要望もやっていって一緒に、それを実現できればいいなと思いますので、これは申し添えておきたいと思います。

次に、旅費についてということで通告をいたしておりますが、公務で出張をした場合、出張した職員等に旅費が支払われることになっております。小国町では一般職、特別職、共通するんですが、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、行動費、宿泊料の七つ、そして一般職に限っては、これは副町長が来るときに確かについたまんまになっているやつだと思うんですが、移転料、移転雑費及び扶養親族移転料の九つがございます。この基本的に勤務時間に行う出張に対して、この日当というものが支払われるわけですが、条例で見えますと、日当は1日につき議員などの特別職では2千円、そして一般職では1日定額1千円が支払われております。ただし一般職の場合、阿蘇市や産山村、そして日田、そして竹田の玖珠九重地域の場合は日当が支払われないという決まりになっているわけです。この日当と言われましても、それがまず何に対する費用として支払われているのか御説明をいただいた上で、昨年度支給された件数と額を、一般職と特別職の職名別にお示ししたいかと思います。

総務課長（松岡勝也君） 日当についての御質問でございます。条例で一般職につきましては1千円と、特別職が2千円ということでございます。日当の解釈ということでございますが、基本的には勤務地を離れて業務にあたるというところに対する日当、その日当の解釈ですが、いろいろ書かれているところがございます。諸雑費または目的地までの交通費、または食事代等にあたる、また精神的な、そういった苦労にあたる費用と、また通信費、電話ですね、そういったところも日当に含めて支払っているというのがいろんな日当に対する解釈いろいろ書いてございますけれども、こういった目的で日当を支払っているというところでございます。御質問の平成28年度の日当の件数、これは一般職と特別職という御質問ですが、まず合計といたしまして1千751件、日数にしますと2千78日分でございます。合計で1千96万4千円。一般職の部分でございます。一般職が件数が1千421件、日数が1千641日分と、で711万2千円でございます。その内、今度は特別職でございます。特別職が330件、日数が437日分と、金額にしまして385万2千円という実績となっております。

5番（児玉智博君） それでは今ございました一般職で711万円と特別職で385万円という額、それと件数があわせて1千751件ということでしたが、その内の出張先の県内、あと熊本以外の九州内、九州外と、この出張先ごとの件数がわかるでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） 平成28年度の内訳出張先ですが、一般職と特別職あわせて、県内出張が1千530件です。熊本以外が、九州内です、288件、九州外の出張が260件でございます。これ一般職とこれも特別職内訳等申しますと、一般職が県内出張が1千249件、熊本以外

の九州内出張が240件、九州外の出張が152件でございまして、内訳が164万1千円というところでございます。特別職につきましては、県内出張が281件、熊本以外の九州内出張が48件、九州外出張が108件となりまして、旅費のうち日当が58万2千円と、これは日当分でございます。

以上です。

5番（児玉智博君） それでは、この日当が旅費として支払われておりますその法的根拠が何になるのか説明をお願いします。

総務課長（松岡勝也君） これにつきましては、普通地方公共団体につきましては地方自治法の第204条の第1項によりまして旅費を支給しなければならないと謳っております。また同法の204条の3項においては、その支給等、支給方法については条例で定めなければならないと規定されておりますので、本町におきましては、条例に定めて、それに基づいて支給しているという状況でございます。

5番（児玉智博君） そうなんですけどその204条ですね、地方自治法204条は、その給料及び旅費を支給しなければならないというふうになって、その別に日当を出さなければならないというふうにはなっていないわけですよ。その旅費の内容はその条例で旅費の額並びにその支給方法は条例でこれを定めなければならないというわけですから、これが法的根拠になるのかというところでは、私は非常に疑問なわけですね。それがちょっと見解の相違というところが少しあるわけですが、やはり、大事なはこの財政が厳しい中で本当に国保税も上げないかん、介護保険料も上げないかん、もしかしたらそのダブルパンチを町民がくらわなければならないかもしれないという、この段になって、住民感覚からみてどうかということをお断りせず検討することだと思います。そこでこの日当なんですけど、特に日帰りの出張ですと勤務時間に出張しただけで給与や報酬と別にお金がもらえるというのが果たして町民の常識からして妥当なことなのか。私はそうではないと思います。町内の民間企業でそういうお金がでるところはないと思いますが、町ではそういう企業など把握しているのでしょうか。ですから、県内の自治体でも日当についてはより厳格な支給をしている自治体もあるわけです。阿蘇市では特例で県内の出張には市長にも一般職員にも日当は支給しないとなっておりますし、合志市は九州内なら支給しないとなっております。また小国町も構成団体になっております一部事務組合や広域連合でも阿蘇広域行政事務組合は県内への出張は支給しておりませんし、熊本県後期高齢者医療広域連合は日当自体出さないと決めております。小国町でも、この今のこの日当の取り扱いの是非について検討したことがあるかどうか、私は確認をしたいわけです。

それで、これ国が出しております2016年12月で各府省等申し合わせということで、旅費業務に関する標準マニュアルというものがあるわけなんですけど、これで日当は何かというと、今さっき答弁もありましたけれども、日当とは、目的地内を巡回する場合の交通費及び諸雑費を賄う

旅費であるというふうになっているわけで、だから私何が言いたいかというと、大体その熊本市への出張というのは公用車で行くじゃないですか。県庁に行くときも公用車で目的地まで行って、そしてまあ諸雑費というのであればちょっと駐車場代が考えられるかもしれませんが、駐車場代は駐車場代でちゃんと町の予算から職員が立て替えた場合も出てるわけですよ。ですからね、やはり私はこういうことに鑑みて、本当にこの妥当性、私はすぐになくせとは言いませんけど、妥当かどうかという検討は最低でも行うべきだと思いますが、行ったかどうかちょっと教えてください。

総務課長（松岡勝也君） これまでも議会の中でもいろんな論議をされたという経緯がございます。そういったことを踏まえまして、条例改正等もしております、日当等の減額も実際平成13年には1千500円から1千円と、先ほど議員がおっしゃったように、阿蘇市、産山、日田市、玖珠九重や、そういった近隣につきましては支給しないとといった改正をしながら少しずつ減額はしているところでございます。また県内の状況等も私いろいろちょっと調べさせていただきましたが、完全にゼロというところも、県内はゼロと、出張の場合は幾らか払うと、そういったところで数字的にはまあゼロから県内の場合は2千200円と、県外の場合が500円から2千600円とか、そういった開きがありまして、町の場合は1千という、それもある程度近いところ以外では1千円支給を今続いているという状況でございますが、阿蘇郡内もちょっと調べてみましたら、郡内でも1自治体が県内ゼロと、それ以外は県内で最高が2千200円と、県外の阿蘇郡内の自治体で1千から2千500円というような実態でございました。そういったところからしまして、日当の取り扱いについては、やはり熊本県も国へもいろいろ毎年給与、ボーナス、諸手当や時間外のあり方とかいろいろ県を通じて調査もでございます。やはりこうした日当等についても、やはり県下いろいろ調べていく中、やはりそういった慎重に、見直していく時期がくると思いますが、いろいろなこれまでの経緯を踏まえまして、やはり慎重に論議して状況を見据えていく必要があるかなというふうに思っております。

5番（児玉智博君） その県内の状況、もちろんその状況というのは大事なんですが、やはりその出される予算について、これは何々の費用として出しているんだというような、誰が見ても納得するようなそういう理由付けがあるなら私は、例えそれはよその自治体がやめても出すべきだと思いますよ。でもその交通費や雑費とか、ほとんど公用車でやっているじゃないですか。交通費もかからないし、諸雑費って言ってもその駐車場代ですよ。コインパーキング何かに停めたお金もちゃんと予算から返しているわけですから、じゃあその諸雑費というのが何ぞやというのを、やはり少なくともそれが、1千円、あるいは特別職であれば2千円、その根拠が示されなければやはり町民の方たちは納得しないんじゃないかというふうに思います。ぜひ、これまでも検討で改善を重ねてきたということでもありますけど、今後もぜひ検討を重ねていただきたいと思います。

そして最後に、まちづくり条例についてということで通告をいたしておりますが、現在、黒淵



の犬防田周辺にメガソーラーが建設をされております。事業者は東京都のサンエイワーク、日本テレビの100%孫会社であります。二つの校区あわせて32ヘクタールが開発されており、まもなく年度初めには完成するようです。この開発では第2校区、約29ヘクタール部分は通称親台という場所で、以前は採草地や畑地、牛の放牧に利用されていた農振地が大部分になっております。このためシイタケの原木栽培をしながらメガソーラー発電を行うという、いわゆるソーラーシェアリングを行うということでもあります。議会も今月初めに現地に足を踏み入れましたが、大規模に整地をされて、私も、この開発前であったりとか、着工後見ておりますけれども、随分まあ地形も整地されていて様変わりをするような状況でありました。まずこの開発について、町がこれまでどのように関わってきたか御説明をお願いします。

政策課長（清高泰広君） お答えいたします。太陽光発電につきましては、小国町のまちづくり条例の審議対象になっておりますものですから、昨年8月に小国町のまちづくり条例の申請がออกมาして、それを受け付けまして、失礼しました、一昨年です。失礼しました。一昨年の8月にまちづくり条例ができて審議をいたしまして、昨年の2月に協議終了しております。これちょっと時間かかったわけは御存じのように、小国町まちづくり条例は事業者から事業計画書を提出していただいて、それを協議するというございます。ただまちづくり条例自体には、これあくまでも事業協議終了ということで許認可の権限もございません。逆に言いますと、非常になかなかまちづくり条例でいろんな規制をかけることは難しいものですから、まずは既存のいろんな法令の状況、許認可の状況を確認するというございます。今回の場合でしたら農地関係の許認可、そしてもう一つは林地関係ですね、林地開発等、こういった許認可の状況、これを関係機関、県もあわせて関係機関と連携を取りながらその許認可の状況を見ながら大体許認可が出そうな時期になってきてから町としましてもお願いしてあります大字まちづくり協議会の開催をお願いしましたし、その後まちづくり審議会に諮問しまして答申いただきまして、その結果として協議終了通知を出したわけでございます。

5番（児玉智博君） 一つ確認なんです、まちづくり条例に基づくその審議というのが一昨年、おととしの8月ということでありました。ではその今答弁がありました農地や林地に関する各関係機関との協議ということであれば、おそらく産業課が農業委員会事務局も兼ねておりますので窓口になっていると思いますが、そこに事業者から話が来たのは8月より前なのかあとなのか。答弁をお願いします。

産業課長（澁谷洋典君） この今、清高課長が言いましたように、農地関係の許認可、林地関係の許認可ということで、この土地は農地の部分につきましては第一種農地という農地に区分される農地になります。ですからこの開発行為についてはかなり以前から話はあっておりまして第一種農地ということで、当然転用ができない農地ということで、今回ソーラーシェアリングの中では営農型ということで農業委員会のほうで許可が出ております。ですから、その申し出があった

のはその8月より前だと思います。

5番（児玉智博君） 一昨年8月よりも前に情報としては町が得ていたということで確認をしたい  
と思います。まず、この大前提としてこの開発は法律上正式な手続きの上で始まったということ  
は抑えておきたいと思います。去年8月ですね、ですから、審議会の審議があつて1年後、約1  
年後ということになると思いますが、杉平室原地区では親台から流れる幾つもの沢の水が濁ると  
いう異変が発生をいたしました。この水は生活用水や農業用水として利用されているため、住民  
と業者間では現在も話し合いが重ねられている状況であります。今回、私が指摘したいのは、  
この地域の大部分の住民は沢が濁って初めて開発のことを知ったということです。ある方は、最  
初は森林組合が作業道でも入れているから濁ったくらいにしか思っていなかったというくらい、メ  
ガソーラー開発自体寝耳に水だったということでもあります。確かに、その前の年にまちづくり条  
例に基づいた説明会がJ A阿蘇小国郷中央支所で開かれていたわけではありますが、杉平室原地  
域に周知されていなかったわけでもあります。これはなぜならまちづくり条例の施行規則に定めら  
れた住民説明会がすべて事業者任せになっているからだと思います。このため今回の場合、チ  
ラシをポストインする形で説明会が告知されたわけではありますが、肝心の一番影響を受けること  
になる地域にはチラシが配られずに事前説明を受けることすらできなかったわけでもあります。これ  
が何でこういうことになってしまったのかはわかりませんが、まちづくり条例の町長との事前協  
議の前提となる説明会がこんないい加減に行われているのに、その協議に応じて許可を下した町  
長の責任は重いと指摘しなければならないと思います。それでこういった大規模開発というの  
はよそから来た業者が行う場合が多いと思います。地元の事業者であれば噂などで情報が広  
がることもあると思いますが、よその事業者で今回のような瑕疵があつてしまえば、住民は  
全く蚊帳の外のまま開発が進むことになるわけでもあります。そこでこのまちづくり条例に  
審議会あるいは説明会の段階での周知義務を町やまちづくり審議会が負うべきではないかと思  
いますが、いかがでありますでしょうか。

政策課長（清高泰広君） まちづくり条例では事前協議を提示する前に事業者は地元への説明、地  
元という言い方じゃなくて関係者への説明をするようにということで義務づけております。ただ  
これにつきまして具体的にどこまでを関係者とか、そういった条例の中では謳っておりませ  
ん。これは開発の種類によって、非常にケースバイケースのところがありますものだから、そこ  
は謳ってございませんで、それと事業者が逆に協議書を出す前ですので事業者の責任にお  
いて住民に説明をするということに位置づけておりますものだから、非常にその部分でどこ  
までが説明範囲かというのは曖昧なところが正直ございませんで。そういった意味で町とし  
ましては、大規模な開発案件あたりを大字まちづくり協議会を開催していただいて、でき  
るだけ地元で情報が流れる形はやっているつもりでございませんで。ただ大字まちづく  
り協議会も町のほうから開催をお願いする形ですので、開催されますという周知を今  
のところ多くの方に、そういう形をとっております。

たものですからですね。そういった案件が住民の方にうまく伝わらないというケースが今回の場合出てきましたものですから、少しそこは考えなければいけないなどは思っています。

町長（北里耕亮君）　ただいま課長が答弁いたしましたように、考えるべきところがあるのかなというのは感じております。この黒淵の案件以外にも町のほうでも今現在進行中の部分もあるでしょうし、なかなか大規模な開発というのは各それぞれの許可関係の許可が通ればと、先方のやりたい側はすべき手続きは行っているからやっていますという淡々と言われるケースが多ございます。ただ他町村にはない条例が小国町にはあるわけでございますが、それも今御意見があっているような完全なものではない部分をより完全なものに近めていくことが行政の仕事かなと思っておりますので、その規則の改正を、文言をどう定めるかというのは今後の検討であります、関係者というの、今課長がいったように、じゃあどの辺までかとか対象者、それを周知を周知しているのか、同意という非常にこれはそのはっきりしたものにするか、でも同意となると、いろいろな理由じゃない部分での反対とかいう部分もあったり、様々こう考える部分もありますが、それは個別の案件でありますけれども、前向きに規則の整備をもう一度ちょっと改めて考える時期にきているのかなというのは思っているところであります。

5番（児玉智博君）　今回の場合で言えばどこまでがその関係者かというのが微妙だというふうにおっしゃったんですけど、私は黒淵一部の城村ですけど、うちにはその案内のチラシが入ってたわけですよ。はっきり言って、その城村には親台から水は流れてきませんし、影響はないわけですが、でもそういうところにも黒淵、おそらく黒淵の中だからということで配ったんだと思います。にもかかわらず一番影響があるやはり、その杉平室原には配られてなかったから、本当にもう水が濁ったときには何でだろうかというような、そのメガソーラー開発というのは全くこう結び付かなかったわけですよ。やはり、これはもちろんその事業者に瑕疵があるのかもしれないです。ただ事業者といってもよその人ですから、その地域の実情なんていうのわからないわけですよ。そこはやっぱりその制度として例えばだから私がさっき言ったような町がその告知義務、周知義務を負うことで何にも知らない間にこのとんでもないような開発が行われていて、それをあとになって知るといようなことがあることが私はやっぱりその住民自治としても、やはり民主主義としてもおかしいんじゃないかと思うわけですよ。それで今回親台の下にあります杉平あるいは室原地域というのは土砂災害警戒区域のレッドゾーンあるいはイエローゾーンに指定されている場所なんですよ。親台からこう流れてくる沢には砂防ダムがつくられているような、やはりそういう土砂災害の危険性が非常に高い地域なんですよ。最近豪雨による災害も多いからやはり梅雨の時期とか、まとまった雨が降る時は、やはりその逃げる、避難する時期を逃さないようにということで非常にこの神経を研ぎ澄ませて生活されている方がいらっしゃるわけです。そういう人が、ただでさえ危険な場所なのにそんな本当土肌が何十ヘクタールもむき出しになるような開発が行われるのが、これがまだ開発が始まる段階に知らせていければと、何かこう動

くこともできたんじゃないかと非常に忸怩たる思いを抱かれています。やはり今後もこういうメガソーラーとか大規模開発は小国町でもやはり可能性があるわけですから、この次、またその次に同じようなやはりそういう悔しい何も知らされないでできてしまってから知らされるというような、本当そういう悔しい思いをなさる人が出てこないように、今ほどですね、前向きに検討されるということで言われましたが、こちらもなるべく早く改善をいただきたいということを重ねて申し上げまして質問を終わりたいと思います。

議長（渡邊誠次君） それでは予定をしていました6人の一般質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） 日程第2、「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

議会運営委員長及び総務文教福祉常任委員長並びに産業常任委員長並びに開発センター建替え検討特別委員長並びに議会活性化推進特別委員長並びにゆうステーション周辺整備特別委員長並びに広報特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務文教福祉常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「開発センターの建替えに係る検討について」及び「議会活性化推進に係る検討について」及び「ゆうステーション周辺整備に係る検討について」及び「議会広報に関する件について」、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

したがって委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

それではお諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件はすべて議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じ、これをもって平成30年第1回小国町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（午後4時13分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（3番）

署名議員（9番）

## 会 議 の 顛 末

### 1. 会議録署名議員の指名

3番 北 里 勝 義 君

9番 熊 谷 博 行 君

### 1. 会期の決定

今期定例会の会期を 3月8日から 3月19日までの12日間とする。

1.	議案第 2 号	小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について 平成 30 年 3 月 8 日 原案可決
1.	議案第 3 号	小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について 平成 30 年 3 月 8 日 原案可決
1.	議案第 4 号	小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 平成 30 年 3 月 8 日 原案可決
1.	議案第 5 号	災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例について 平成 30 年 3 月 8 日 原案可決
1.	議案第 6 号	小国町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 平成 30 年 3 月 8 日 原案可決
1.	議案第 7 号	小国町乳幼児医療費助成に関する条例及び小国町児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について 平成 30 年 3 月 8 日 原案可決
1.	議案第 8 号	小国町高校生等医療費助成に関する条例について 平成 30 年 3 月 8 日 原案可決
1.	議案 9 号	小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例について 平成 30 年 3 月 8 日 原案可決
1.	議案第 10 号	小国町介護保険条例の一部を改正する条例について 平成 30 年 3 月 8 日 原案可決
1.	議案第 11 号	小国町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例について 平成 30 年 3 月 8 日 原案可決
1.	議案第 12 号	小国町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について 平成 30 年 3 月 8 日 原案可決
1.	議案第 13 号	小国町公の施設の管理指定について（学びやの里（木魂館及びその周辺施設、北里柴三郎記念館）） 平成 30 年 3 月 8 日 原案可決
1.	議案第 14 号	町道路線の認定について 平成 30 年 3 月 8 日 原案可決

1.	議案第 15 号	平成 29 年度小国町一般会計補正予算（第 7 号）について 平成 30 年 3 月 8 日 原案可決
1.	議案第 16 号	平成 29 年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について 平成 30 年 3 月 8 日 原案可決
1.	議案第 17 号	平成 29 年度小国町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について 平成 30 年 3 月 8 日 原案可決
1.	同意第 1 号	小国町教育委員会委員の任命について 平成 30 年 3 月 8 日 同 意
1.	議案第 18 号	平成 30 年度小国町一般会計予算について 平成 30 年 3 月 15 日 原案可決
1.	議案第 19 号	平成 30 年度小国町国民健康保険特別会計予算について 平成 30 年 3 月 15 日 原案可決
1.	議案第 20 号	平成 30 年度小国町介護保険特別会計予算について 平成 30 年 3 月 15 日 原案可決
1.	議案第 21 号	平成 30 年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について 平成 30 年 3 月 15 日 原案可決
1.	議案第 22 号	平成 30 年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算について 平成 30 年 3 月 15 日 原案可決
1.	議案第 23 号	平成 30 年度小国町坂本善三美術館特別会計予算について 平成 30 年 3 月 15 日 原案可決
1.	議案第 24 号	平成 30 年度小国町簡易水道特別会計予算について 平成 30 年 3 月 15 日 原案可決
1.	議案第 25 号	平成 30 年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について 平成 30 年 3 月 15 日 原案可決
1.	議案第 26 号	平成 30 年度小国町水道事業会計予算について 平成 30 年 3 月 15 日 原案可決
1.	請願第 1 号	小国郷の通学環境改善に関する請願書について 平成 30 年 3 月 8 日 不採扱

《議案外》

平成 30 年 3 月 8 日

1. 報告第 1 号 専決処分事項の報告について  
(報告第 1 号：公共工事請負契約金額の変更について  
(町道小原田寺尾野線道路改良工事) )
1. 小国町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
1. 議員派遣の件について

平成30年3月16日

1. 閉会中の継続審査の件

議会運営委員会  
総務文教福祉常任委員会  
産業常任委員会  
開発センター建替え検討特別委員会  
議会活性化推進特別委員会  
ゆうステーション周辺整備特別委員会  
広報特別委員会

に付託

《行政報告》

平成30年3月8日

1. 戦没者追悼式について
1. 消防操法大会について

《一般質問》

(1日目)

1.	まち・ひと・しごと創生について	P 1～7
1.	小国高校の進学向上について	P 7～11
1.	冬の除雪について	P11～17
1.	保育園入園児の状況と課題について	P17～18
1.	小国町の財政状況について	P19～23
1.	高齢者福祉について	P23～26
1.	公営住宅政策について	P26～30
1.	復興まちづくり計画について	P30～35
1.	町の雇用対策について	P35～39
1.	住民健診について	P39～43
1.	国民健康保険について	P44～46
1.	乳幼児・児童医療費補助について	P46～49
1.	旅費について	P49～52
1.	まちづくり条例について	P52～55



平成 30 年

第 1 回総務文教福祉常任委員会会議録

小 国 町 議 会

小 国 町 議 会 平 成 3 0 年 第 1 回 総 務 文 教 福 祉 常 任 委 員 会 会 議 記 録	
日 時	平成 30 年 3 月 9 日 午前 10 時 02 分開議 午後 2 時 40 分閉会
場 所	小国町隣保館
出席委員 及び議長	高村 祝次 大塚 英博 北里 勝義 児玉 智博 穴見まち子 松崎 俊一 渡邊 誠次
事 務 局 職 員	小田 宣義 穴井 桂子
説 明 員	別紙座席表のとおり
会議に付 した事件	議案第 18 号 平成 3 0 年度小国町一般会計予算について
会 議 の 経 過 概 要	平成 3 0 年度に係る予算についての審議を行う。 所管課：会計管理室・議会事務局・監査委員事務局・総務課 政策課・税務課

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。  
総務文教福祉常任委員長

# 平成30年 第1回 総務文教福祉常任委員会

平成30年3月9日(金) 午前10時00分～  
小国町隣保館

				小田 議会事務局長	穴井 書記
田邊 まちづくり係長	長谷部 環境モデル都市推進係長			松本 管財係長	永江 総務係長
白浜 政策課審議員	長 地籍係長			佐藤 総務課審議員	中島 財政係長
清高 政策課長	橋本 税務課長	北里町長		松岡 総務課長	藤木 会計管理室長
	北里			松崎	
	児玉			穴見	
		議長 渡邊	委員長 高村	副委員長 大塚	

## 議事の経過 (h. 30. 3. 9)

委員長（高村祝次君） おはようございます。

一昨日は、非常に温かい雨が降って、本日はみぞれまじりの雨が降ってございましたけれども、非常に気温の変化の激しい季節になってきました。東京のほうでは大雨が降っているというようなことで、また国会においてはまだ森友問題が非常に過熱化しているというようなことで、大変な政局の運営じゃないかなというふうに思っているところでございます。

本日は、総務委員会というようなことで、それぞれ関係各課の課長、係の担当の職員の方々の出席をいただいております。開会に先立ちまして、北里町長より御挨拶をお願いしたいと思います。

町長（北里耕亮君） おはようございます。

平成30年第1回の総務文教福祉常任委員会ということで開催されました。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

昨日、総務文教福祉常任委員会に付託をされました平成30年度の予算でございます。いろいろな御意見を賜りたいというふうに思っております。

本日出席は、議会事務局、会計管理室、総務課、税務課、政策課、それぞれの課長、審議員、係長ということでございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

委員長（高村祝次君） ただいま出席委員は6人です。定足数に達していますので、総務文教福祉常任委員会を開会いたします。

(午前10時02分)

委員長（高村祝次君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりであります。

本日は、3月8日の本会議で本委員会に付託されました、議案第18号 平成30年度小国町一般会計予算について、議案第19号 平成30年度小国町国民健康保険特別会計予算について、議案第20号 平成30年度小国町介護保険特別会計予算について、議案第21号 平成30年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第22号 平成30年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算について、議案第23号 平成30年度小国町坂本善三美術館特別会計予算についてとなっております。

皆さま御存じのとおり、総務文教福祉常任委員会は、大変広い分野になっておりますので、本日と12日の2日間の審議になります。

付託されました案件につきましては、12日の審議終了後に採決したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日の担当所管につきましては、会計管理室、議会事務局、監査委員事務局、総務課、政策課、税務課の各課長、審議員及び担当係長の出席をお願いしております。

では、本常任委員会に付託されました議案第18号、平成30年度小国町一般会計予算を審議いたします。

議案第18号について説明を求めたいと思いますが、各所管に属する当初予算についての総括説明があればお願いいたします。併せて、資料等があれば配付をお願いいたします。

各課長のほうから説明をお願いいたします。

議会事務局長（小田宣義君） 皆さん、おはようございます。

議会費並びに監査費について御説明を申し上げます。

予算書は29ページをお願いいたします。議会費でございます。本年度は支出額が8千361万8千円ということで、昨年より894万1千円の増となっております。この主な原因といたしましては、議会の議員さんの研修助成金120万円の増額が主な原因です。あと残りにつきましては、職員の監査費で計上していた人件費関係を議会費に組み替えておりますので、少々高額になっております。

支出内訳につきましては、議員12名の報酬、議員の給与、職員手当、共済費等が7千644万1千円ということで、議会費全体の約91.4%を占めております。

以上で、議会費についての説明を終わります。

続きまして、監査委員費になります。

予算書は50ページをお開きください。監査委員費です。支出が150万円です。昨年より863万円ほど減額になっております。先ほど申しました職員の人件費関係の組み替えが主な減額の要因でございます。

支出の内訳といたしましては、監査委員の報酬2名分、代表監査委員が年報酬で30万円、議会の選出監査委員が年報酬で23万円の53万円、これ以外では監査に係る経費や負担金が主な支出となっております。監査におきましては、毎月の例月出納検査、決算審査、定期監査が主な仕事になります。昨年の実績を見てみますと、この例月出納検査、決算審査、定期監査で年間だいたい48日の検査を行っていただいております。

以上で、議会費と監査委員費の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

総務課長（松岡勝也君） おはようございます。

総務課に属する分の平成30年度一般会計の概要説明をさせていただきます。

平成30年度につきましては、全体的には昨日、一般会計が51億3千200万円ということで、そういった全体的な予算が膨らんでおりまして、総務課に属する部分につきましても、全体的に32%ということで、町の一般会計の割合を示しているというような状況でございます。

総務課に属する款と目の主なところをまずお話しまして、それから歳入に入りたいというふうに思っております。

予算書が30ページからになります。30ページから総務課の一般管理費、そのほか続きまし

て財産管理費が33ページ、その後、公平委員会費、その後、交通安全費、諸費、40ページが電算施設費、45ページからが社会保障税番号制度費、49ページが選挙費、今度は平成31年度に県議会議員選挙がありますので、新しく県議会の選挙費を計上しております。49ページが統計調査費、82ページからが消防費でございます。消防費につきましては、非常時消防費と消防施設費、83ページからが災害対策費、103ページからが公債費、繰出金、104ページが予備費、それと新しく45ページに庁舎等の建設費を今回31年度に新たに目を作ってあります。

それでは、30ページから目を追って説明させていただきます。一般管理費でございます。平成30年度は2億9千431万9千円ということで、対前年度比964万9千円ということで、増額になっております。主な要因としましては、職員給の増、退職手当金の負担金の増、また総合法令の管理システム関係の委託料の増が主なものでございます。総務の一般管理費につきましては、職員等の給料、また共済費、そのほか庁舎の使用料、役務費、そういった委託費等が主な一般管理費の内容となっております。

続きまして、33ページでございます。財産管理費でございます。3千406万2千円、対前年度比1千43万円と、増額になっております。主な要因としましては、町有林の保全管理委託が主な増でございます。今回、30年度では間伐、下刈り、藪切り等を入れまして、15.1ヘクタールの町有林の保全を行っていきたいと考えております。財産管理費の次のページ、34ページでございます。34ページの中で、委託料で出ております町有林保全管理委託料1千530万円、これがその分でございます。

続きまして、37ページでございます。公平委員会、これは昨年と変わらず1万3千円でございます。これは公平委員会の事務委託に係る負担金でございます。

続きまして、交通安全費でございます。267万1千円ということで、38万4千円増額になっております。これにつきましては、昨年の繰越金に対する負担金の増ということで、昨年は減額しておりましたけれども、本年度は一昨年の予算に戻ったということで、増額になっております。主なものは、交通指導隊の報酬が主なものでございます。それと、小国地区の交通安全協会の負担金ということでございます。

次に、7の諸費でございます。2億2千169万4千円、対前年度比954万円減額となっております。主なものとしましては、小国公立病院の繰出金、または交付税措置に係る公立病院の交付金の減額が主なものでございます。諸費につきましては、37ページの下の方にありますように、負担金が多い支出でございます。阿蘇広域行政事務組合の負担金1千165万4千円、続きまして、38ページの負担金等で、先ほど申しました公立病院の負担金関係、また地域活動交付金、そういったものが主な諸費のものでございます。

次でございます。40ページです。電算費でございます。2千448万3千円、対前年度比128万4千円の減となっております。主なものとしましては、使用料及び備品購入の減が主なも

のでございます。電算費といたしましては、庁舎内の電算システムの委託料、使用料、負担金、これが主な電算費の占めるものでございます。

続きまして、45ページでございます。社会保障税番号制度費274万3千円、対前年度比46万6千円の減となっております。主な要因は、委託料及び負担金等の減が主なものでございます。今現在、30年の2月末現在のナンバーカードの申請状況ということで、申請が839件出ております。カードの交付件数が727件というふうな状況でございます。

続きまして、17の庁舎等建設費ということで、これが新しく30年度予算のほうで目を設けさせていただいております。3千900万円でございます。これにつきましては、委託料2千200万円、庁舎の耐震設計業務委託料2千100万円、及び庁舎改修工事設計業務委託料ということで100万円でございます。また、工事請負費といたしまして1千700万円、庁舎改修工事費1千700万円、上のほうの委託料は庁舎の耐震を進めていかねばならないということで、その委託料、設計関係でございます。17の工事請負費の1千700万円につきましては、コミュニティ棟の建設に伴います庁舎等の防火関係の改修工事、またつなぎの部分の工事が主なものでございます。

続きまして、49ページでございます。選挙管理費64万9千円、これは対前年度比は変わっておりません。主なものは、選挙管理委員の報酬が主なものでございます。

次は、新しく県議会議員選挙費136万6千円ということで、平成31年度予定の県議会議員選挙に伴います経費を計上しているところでございます。

49ページの一番下の欄の統計調査総務費38万3千円、対前年度比7万4千円ということで、増えております。本年度、工業統計の調査、または住宅土地統計の調査員をお願いして進めていくということでございます。

続きまして、ちょっと飛びまして、次は82ページでございます。消防費でございます。目で非常備消防費ということで1億6千229万1千円、対前年度比1千380万3千円ということで、増額の理由といたしましては、阿蘇広域消防本部の消防車両購入ということが30年度予定されております。その負担金が増ということが主な増額の要因でございます。非常備消防費につきましては、消防団の報酬費390名、これは基本団員及び機能別消防団員の合計390人ということで、機能別消防団員の予定として40名の予算の中で現在計上させていただいております。そのほか83ページの先ほど申しました阿蘇広域行政事務組合消防本部への負担金1億2千991万5千円と、その下の熊本県消防補償等組合負担金860万8千円というのが主な費用となっております。

次、83ページの中程の消防施設費でございます。1千106万6千円、対前年度比685万6千円ということで、主な要因といたしましては、消防防火水槽の設置を新たに30年度予定しております。これは西里の樋ノ口地区を予定していたしております。これが主な増額の理由でござ

ございます。

続きまして、次の3の災害対策費でございます。1千238万7千円、対前年度比621万9千円の減となっております。この主な減の理由といたしましては、復興まちづくり計画の策定の減、また防災マップ作成委託料の減でございます。全体的に減となっておりますが、新たに指定避難所の機能強化の支援の増と、また全国瞬時警報システムJ-ALERTの新型の受信機購入が増となっております。84ページでございます。先ほど申しましたように、15の工事請負費ということで、指定避難所の強化支援事業ということで300万円、その下の18の備品購入費ということで全国瞬時警報システム新型受信機の購入250万円が新たに増ということでございます。その下の負担金補助及び交付金ということで、隣地安全対策立木等の撤去事業補助金100万円を本年度計上させていただきたいと思っております。

続きまして、103ページでございます。公債費でございます。1の元金でございます。本年度、4億4千526万9千円といたしまして、対前年度比1千893万2千円の増となっております。主な増額の理由は、過疎対策事業債の増及び臨時財政対策債の増が主な要因となっております。

次に、利子でございます。2千766万1千円、対前年度比、マイナスの614万3千円でございます。主な減の理由といたしましては、臨時財政対策債の借り入れの見直しによります減が主なものでございます。

次、一番下の諸支出金ということで、繰出金でございます。3億7千91万5千円、対前年度比2千751万2千円でございます。繰出金の主な要因といたしましては、介護保険特別会計の繰出金及び農業集落排水事業特別会計の繰出金、これが繰出金の主な増という要因になっております。

続きまして104ページ、予備費でございます。本年度500万円、昨年も500万円ということで、同額の予備費を計上させていただきたいと思っております。

それでは、歳入の説明をさせていただきたいと思っております。

14ページに戻っていただきたいと思います。14ページからが歳入になっております。

総務課に関係するところといたしましては、次の16ページの上から2つ目の地方交付税でございます。23億4千100万円ということで、対前年度比、プラマイゼロということでいたしております。説明書きでは、普通交付税が21億4千100万円ということで、昨年より100万円増を見込んでおります。これは公債費の増ということの関連で100万円増額ということであります。特別交付税につきましては、昨年より1千万100万円下がった2億円ということで、プラスマイナスの見込みは変わってないというところの決算を考えております。

次、17ページの使用料及び手数料ということで、1番の総務使用料でございます。主なものとしましては、土地の使用料、公有地の使用料でございます。これが300万円でございます。



主なところといたしましては、三共牧場及び小国警察署の借地料、西村の旧大根洗い場の借地料、森林組合の事務所等が主な使用料の分でございます。

続きまして、19ページでございます。国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金といたしまして、一番上の社会保障税番号制度補助金100万円が主なものでございます。

続きまして、20ページでございます。この中では県の負担金補助というところで、主なものといたしましては、総務費県補助金でございます。この中では人口動態調査事務補助金、熊本県の権限移譲事務市町村等交付金、その部分が20ページの県補助金関係でございます。

次、22ページでございます。一番下のほうで、県支出金の県委託金でございます。総務費委託金、統計調査費委託金でございます。工業統計調査、住宅土地統計調査委託金、農林業センサス関係の委託金が総務課に属する分でございます。次のページの経済センサス調査、これも同じものでございます。次、23ページ上の続きで、選挙費委託金、これも総務課に属するものでございます。

次、23ページの財産運用収入、利子及び配当金ということで、一番上の財政調整基金積立金利子収入ということで248万円でございます。

続きまして、24ページでございます。財産売払収入、不動産売払収入ということで1千230万1千円でございます。これは町の直営林の立木売払収入1千230万円を見込んでおります。その下の南北共有林の売り払いは頭出しで1千円上げさせていただいております。

次、24ページの基金繰入金でございます。これは国から財政調整基金の繰入金ということで8千883万7千円を30年度予算の財政調整基金から繰り入れる予定をしております。そのほかネットワーク事業基金の繰入金1億円、次、公共施設等整備基金繰入金1千800万円、小国町職員等退職手当基金繰入金、これが1千62万円、6番目の悠木の里づくり事業基金繰入金40万円が主な総務課の関係の予算で関連するものでございます。

次、25ページでございます。上から2つ目の繰越金5千万円でございます。前年度と変わらず5千万円を計上いたしているところでございます。

続きまして、26ページの雑入でございます。主な総務課に属する分ということで、上から6行目の公有建物災害共済金、これは一応今のところ、頭出ししております。その下の3行下の熊本縣市町村振興協会市町村交付金300万円、26ページの下の方から3行目、派遣職員給与負担金300万円でございます。

続きまして、27ページでございます。総務課に属するものということで、27ページの3行目、森林総合整備事業補助金220万円、これは町有林の施業に伴います補助金の歳入を見込んだところでございます。

次、27ページの町債、臨時財政対策債1億6千万円を本年度予定をいたしております。そのほか町債につきましては、総務債、民生債、農林水産業債、商工観光債、土木債ということで、

過疎債ソフト並びに過疎事業債等を含めまして、土木事業債、道路事業債等を合わせまして、起債のほうを次のページ、28ページまで今回の30年度事業につきまして、消防債、教育債、災害復旧債ということで、事業債を本年度4億7千610万円、対前年度比5千740万円の増額ということで事業費の一般財源に充てる起債でございます。

以上で、総務課に属する分の歳入歳出の概要説明を終わらせていただきます。

政策課長（清高泰広君） おはようございます。それでは、政策課関連の予算について説明させていただきます。

歳出から説明させていただきます。

まず、35ページから36ページ、37ページまでですが、企画費でございます。本年度1億1千8万7千円ということで、企画費は大きく5つの予算が含まれております。まず、地域おこし協力隊に必要な経費ということで、協力隊の報酬、それから活動費あるいは生活費ということで約1千720万円の予算がこの中に含まれております。

2番目が移住定住関係、木魂館の田舎暮らしの窓口を中心に移住定住対策を行っておりまして、これに対して260万円の予算、続きまして公共交通関係ということで、バス運行と乗合タクシー、合わせまして5千32万1千円の予算となっております。それと、ふるさと納税対策関係が3千500万円、そのほか各種の委員の報酬とか、地方創生推進関連の事業として490万円が予算に上がっております。

節ごとに説明していきますと、まず報酬のところでございますが、先ほど言いましたように、地域おこし協力隊の報酬985万2千円でございます。それと、報償費のところでは、ふるさと寄附金の謝礼ということで3千161万5千円計上しております。

次、36ページでございます。委託料としまして、乗合タクシー運行委託料が1千656万円、それと移住定住関係の業務の委託ということで100万円。使用料としましては、地域おこし協力隊の住宅使用料が270万円計上しております。

負担金補助及び交付金の部分では、大きいのはまず地方バス運行等特別対策補助金として2千950万円、その下にいきますが、小国郷の地域公共交通整備事業の補助金400万円、これは小国郷ライナーに対する補助費でございます。それと、地方創生推進交付金阿蘇地域広域連携事業に対する負担金を167万7千円計上させていただいております。企画費は主なものはそういったものでございます。

続きまして、44ページから45ページにかけては、環境モデル都市推進費でございます。ここは環境モデル都市として低炭素化社会づくりとか、あるいは省エネルギーの推進とか、そういったことの啓発のための事業として組んでおりまして、環境にいいこと推進会議の開催及び負担金補助としてエコハウスの設備の補助金100万円を計上させていただいております。

続きまして、飛びますが、77ページ、ここは地域エネルギー費でございます。これは商工費

の中に入っておりますが、ここで大きなものは今、町内で4つあります急速充電器の維持管理の費用ということで、またこの大きいのがEV急速充電器の保守委託料126万8千円でございます。

以上、歳出を説明させていただきました。

続きまして、歳入を説明させていただきます。

歳入としましては、20ページの下段のほうでございます。県支出金、県補助金、総務費県補助金で上から2つ、土地利用規制等対策事業費補助金4万7千円、それと熊本県地方バス運行等特別対策補助金400万円でございます。

続きまして、24ページでございます。16寄附金、寄附金、一般寄附金、一般寄附金ということで、ふるさと納税、ふるさと寄附金が3千500万円、それと企業版ふるさと寄附金として100万円を予定しております。

続きまして、26から27ページの諸収入、雑入、雑入でございます。雑入の節の下から3行目ですが、充電器利用権利金、これは先ほどの急速充電器の維持費を権利金という形でいただいて116万8千円、それと一番下に地域経済応援ポイント収入50万円ということで、これは総務省の行っています事業で、ふるさと納税と同じような仕組みでマイナンバーカードを利用することとして、小国町からポイントを差し上げて、それで町内の産品を買っていただく仕組みを来年度も続けていく予定としております。

以上、政策課関係の説明を終わらせていただきます。

税務課長（橋本修一君） それでは、税務課関係の予算の説明をいたします。

歳出から説明をいたします。38ページをお願いいたします。

目の8地籍調査費でございます。主なものは、39ページの委託料の地籍調査業務委託料でございます。1億6千841万円でございます。本年度の調査地区は上田地区の6.79平方キロメートルと、北里地区の1.9平方キロメートルを予定しております。黒淵地区は平成29年度で現地調査は終了いたしました。今後の予定ですが、上田地区の南小国町との町境、また北里、西里地区の九重との町境と、周りから占めていくといいますか、周りから取り組んでいって、中心部に向かって下りていくというような計画としております。

現在の地籍調査の完了分の進捗率は、29年度末でございますが、58%ほどとなっております。この予算どおり、国からの補助が付けば、昨日の29年度の補正分と合わせると進捗率が69%となる予定でございます。ただ、近年、要望額どおり、国からの補助がちょっと付きにくくなっておりますので、そういう状況でございます。

続きまして、46ページをお願いいたします。徴税費の税務総務費でございます。また、47ページが賦課徴収費でございます。町税の賦課徴収に係る通常の事務経費になります。本年度は臨時的な経費はございません。

次に、歳入を説明させていただきます。14ページをお願いいたします。

町税です。まず、上のほうから町民税です。個人町民税、現年度分が1億9千300万円で、対前年度の予算より1千万円の増、また法人町民税ですが、現年度分が2千610万円で、対前年比200万円増で計上しております。これらの増は、29年度の決算見込額等をもとに増額で計上しております。

次に、固定資産税でございます。現年度分が2億6千100万円、対前年比1千万円の減となっております。今年が平成30年度が評価替えの年でございます、この減は家屋の経過年数による減が主な要因でございます。

次に、軽自動車税です。軽自動車税の現年度分が2千610万円で、対前年比100万円、またたばこ税が4千900万円、これはマイナスの200万円です。入湯税は1千400万円で同額で計上しております。これらも前年度の決算見込額等をもとに算定をしております。

次に、18ページをお願いいたします。総務手数料でございます。税務課関係は総務手数料の一番上の台帳等閲覧手数料、また町税等督促手数料、一つ飛んで、その他証明手数料になっております。

続いて、20ページをお願いいたします。20ページの下の方ですが、県補助金で総務費補助金の中の3番目の地籍調査費事業費補助金、これは国が50%で県が25%、合わせて75%でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。22ページの一番下のほうです。県委託金でございます。個人県民税徴収事務取扱委託金900万円、これは町民税と県民税合わせて税も徴収しておりますので、県のほうから委託金が来るものでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。25ページのちょうど中段ですが、諸収入で町税延滞金、また27ページがまた中段ですけど、滞納処分費として計上しております。

以上で、税務課の関係の予算の説明を終わらせていただきます。

会計管理室長（藤木一也君） おはようございます。

それでは、会計管理室の予算について御説明をさせていただきます。

歳出から御説明させていただきます。41ページの一番下のほうになります。

款の2総務費の目の11会計管理費でございます。会計管理費につきましては、すべて事務費でございます。本年度予算額は93万7千円で、前年度と比較しまして43万8千円の増額となっております。これにつきましては、13の委託料、口座振替データ伝送業務委託料43万8千円を新たに計上しております。これは税や料等の口座振替による収納に関しまして、金融機関とのデータ授受を現在はフロッピーディスクとかDVDで行っておりますが、それをインターネットで一括伝送処理で行う業務を委託するものでございます。

その他の予算につきましては、前年度と変わっておりません。

続きまして、歳入ですが、25ページをお願いいたします。

款の19諸収入の目で預金利子でございます。歳計現金預金利子2万円です。これにつきましては、普通預金の利子収入分でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

委員長（高村祝次君） ここで、暫時休憩いたします。10時55分から再開いたします。

（午前10時44分）

委員長（高村祝次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

総務課長（松岡勝也君） すみません。先ほどちょっと説明で、間違った説明と追加がございましたので、説明させていただきます。

歳入の部分で、私、16ページの地方交付税の内訳でございます。16ページの右のところ、普通交付税21億4千100万円ということで、100万円の増ということでちょっと言って、1千万円の増でございました。その分を特別交付税が1千万円減っているということで、対前年度比はプラスマイナスゼロということでございます。すみませんでした。

それと、一つ付け加えさせていただきます。総務の先ほど属する分で、社会保障税番号制度の中で、減額になっておりますけれども、主な減額の要因といたしましては、個人番号のカード交付事務につきまして、平成30年度から住民課で交付の事務を行うということで、実質行っておりますけれども、交付の予算的にも負担金の交付を予算上も移っております。それが48ページでございます。48ページの総務費の戸籍住民登録費ということで、一番下のところで19の負担金及び交付金というところがございます。そこで個人番号カード関連の事務交付金ということで、こちらのほうで上がっております。そういった関連も含めまして、予算がこちらに移った関係で減額ということでございます。

付け加えて、訂正と御説明を終わらせていただきます。

委員長（高村祝次君） それでは、歳出からやっていきたいと思えます。歳出は29ページ、それでは29ページから質疑のある方はお願いいたします。議会費、ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） それでは、30ページ、総務費まで、31ページまでいきます。

8番（松崎俊一君） ここでの質問でいいかどうか分かりませんが、小国町役場が安全衛生法というですかね、あれによる50人以上の事業所になるのか、なるなら何かいろいろストレスチェックをなさいますとか何かいくつかの、法律的にしなければならないものがあってみたり、そのへんの予算が含まれているのかをちょっと聞きたい。

総務課審議員（佐藤則和君） 御質問の回答でございますけれども、ストレスチェックが32ページの上から9行目ぐらいにストレスチェック検査委託料というのが上がっております。また、そ

れと30ページになりますけれども、戻りまして30ページの総務費の報酬の産業医報酬36万円ということで、一応産業医を確保するように、質問に答えますと50人以上の職場ということで、安全衛生法上そういった産業医と契約を交わす必要がございまして、安全衛生委員会を年に、今年から、これから病院の先生と協議しまして、3回から、多くて4回ほど、そういった労働条件のチェック等を行う必要があると感じております。

8番（松崎俊一君） 今、やっぱり職場がストレスが多いとか、それからあとパワハラからセクハラ、いろんなハラスメント、そういったものの取り組みも必要になってきていると、以前より増してストレス社会になってきているというようなこともありますので、そのへんの取り組みを、そういった法律に基づいて、しっかりやってもらいたいというふうに思います。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

5番（児玉智博君） 31ページの委託料の法律顧問弁護士委託料についてなんですが、年60万円ということで、これまでのこの議会の質疑の中で60万円というのは非常に安い値段でやってもらっているという答弁がありました。その60万円が安いというのは何で分かるんですか。

総務課審議員（佐藤則和君） 弁護士の委託料につきましては、今年も60万円ということで計上させていただいています。一応この数字につきまして、昨年ちょっと南小国町の状況等も調べさせていただきまして、南小国町がちょっと正確には覚えていませんが、50万円程度の四十数万円の契約を結ばれていたということはちょっと今覚えておりますが、そのへんで人口比とか、相談件数とか、いろいろ考えて、南小国町はちょっと住民の無料法律相談等と一緒に契約されていたものですから、その内訳がちょっとはつきり分かりませんが、人口比等、小国町と両方比較しましたところ、ある程度順当な価格ではないかということは確認はしております。

5番（児玉智博君） 何か人口比とか、なかなか難しい比較のやり方だなと思ったんですけど、小国町の場合は報償費で住民の相談費はまた別に計上しているのに、南小国町はそれと合わせた契約でという四十数万円ですか、ということであれば60万円は高いんじゃないかというふうに思います。安く契約してもらっているというのであれば、少なくとも私は随意契約でもいいけれども、やはりいくつかの見積りを取った上で、それは随意契約で何社の見積りを取ったけど、一番安く応札してくれたのがここだから、60万円は安いんですというのであれば、それはもう事実をもった説得力になると思うんですけども、やはり会計法では随意契約の場合は見積りを取りなさいとなっていて、なるべく2つ以上の見積りを取るよというふうな会計法でもなっていると思うんですが、小国町は恐らくこれまでそういうことをしてきてなかったんだと思うんですが、やはり私はそのやり方はおかしいと思います。同じ条件を提示した上で、じゃあいくらで引き受けてくれますかというような見積りを、できれば私は今までやってきた経緯もあるので、もちろんその人も見積りを出してもらって結構だと思うんですが、やはり日常的に相談をすると

ということになれば、やはり電話よりも事務所に行って相談を受けてもらうこともある。気軽にできたほうがいいでしょうから、阿蘇市であったりとか、あるいは県をまたいで玖珠地域、まあそういうあたりから何社か見積りを取るべきだと思いますが、そうした考えはありませんか。

町長（北里耕亮君） 他町村が他町村の顧問弁護士さんにどれぐらい相談をしているかは、ちょっと把握はしておりませんが、小国町としてはかなりこの現在の弁護士さんに顧問契約をしている関係上、行政的な相談であったり、行政に関わる町民からの相談を行政が代わりにするというケースも数多くあります。小国町出身ということもありまして、そういう背景から状況をつぶさに把握をされている部分でありますし、事務所は熊本市内にはありますけれども、一番相談しやすい間柄だというふうに思っておりますので、今のところ方針としては現在の状況で進めさせていただきたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 相談しやすい間柄というのが、それは町長個人が相談しやすい間柄なのか、職員が全員、何か気心が知れて相談しやすいのか、どれなのかよく分かりませんが、やはり私が言っているのは、会計法に基づいたやり方で、やはり私は少しでも行政の契約というのは効率性というのが大事だと思います。それはなぜかというと、行政の契約で支払う歳出の裏付けとなる歳入は、それは住民の税金だからです。1円も無駄にしてはならないと。そういう意味において、やはり同じ条件で契約するのに、少しでも、安かろう悪かろうじゃ駄目ですけど、やはりある程度のその条件を提示した上で、それをいくらで引き受けてくれるかということを見積りを取るのは、私は大事なことだと思います。そもそも行政の契約の大原則としては競争入札です。競争入札に付すべきじゃない場合に、相手を指名して随意契約というのをしてもいいですよというふうになっていて、でも随意契約でもなるべく2つ以上の見積りを取りなさいと、それは国会が決めた会計法でなっているんですから、やはり私はそれに法治国家である以上従うのが、それがやはり自治体のあるべき姿だと、求められている姿だと思いますが、それを排除してでも貫くべき、この何かがあるのかというふうに、やはり私はこれは誰も納得しないと思いますよ。

町長（北里耕亮君） 手続上は随意契約の部分で、それに属さない部分、その書類上の部分はしております。2社以上という部分もあるとは思いますが、先ほど言ったように、一番小国町の状況を把握されている部分であると思っておりますし、今現在のところはこれでいかせていただきたいというふうに思っております。何か今現在も不都合があるというふうには私も思っておりませんので、小国町行政としてですね。そういうふうに思っておりますので、手続上もこれでいかせていただきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） 別に、だから今の顧問弁護士が駄目だとは言っていないんです。それは随意契約の相手にすればいいわけであって、そこで競争原理が働けば、これはもう毎年毎年60万円とかいうわけじゃなくて、やっぱりその見積りを取るなら、今の弁護士さんもっと安い価格で応

札してくれる可能性もあるわけですから、それをだから不都合というのであれば、やはり私はこれは会計法上に沿わない不都合というのが今の状況に生じていると思いますよ。

町長（北里耕亮君） 顧問弁護士が、そういう部分をしなければならぬか、ちょっとこの部分は特殊ではないかなというふうにも思っております。ただ、必ずしもここで私がそこまで、いや絶対しませんという部分もないんですけれども、これからの検討にもなるのかなとも思いますが、どうですかね、弁護士というのを2社以上のという部分で、そういうやり方もあるのかという部分がちょっと悩みどころだとは思いますが。

価格競争だけになってしまうような恐れもないかなと思いますし、その顧問弁護士という、法律相談という範ちゅうであれば、果たしてそういう部分でじゃあ次にどこと比べるかというのものなかなか迷いどころかなとも思います。今のところ、この平成30年度の予算はこれで、御意見は御意見として承りますけれども、これを変更するというには私としては至らないというふうに思いますので、これでいかせていただきたいというふうに思います。

委員長（高村祝次君） ちょっと私から執行部に質問いたしますけれども、だいたい弁護士は顧問弁護士は別ですけども、一般に弁護士に相談に行ったら、1時間、30分とか、いくら取られると思っておりますか。

町長（北里耕亮君） 30分、5千円というふうな一応の決まりがあったかと把握しておりますが、正確ではありませんけれども、そういうふうに把握しております。

委員長（高村祝次君） だいたい私はよく弁護士に相談に行くと、だいたい基準は30分が5千円、1時間が5千円、そこは1時間が30分でも1時間になっても5千円というのがどうも基準のようです。ですから、顧問弁護士になると、そこらあたりはどういう計算をするか知りませんが、市内から小国町に出張してくるなら、恐らく1回が5万円ぐらい取るのではないかなというように、案件について変わってくると思いますけれども、私が知っている弁護士はそのくらいは徴収されます。まあそういうことで、高い安いは一概に難しい問題じゃないかなというふうに私は思っております。

町長（北里耕亮君） 各課それぞれの行政の法律相談は、建設課であったり、福祉課であったり、もちろん総務課であったりという部分を一応集約して総務課が相談をする場合は、熊本市の弁護士事務所に行く場合もあります。もありますというか、そちらのほうが多いかも知れません。そして、月1回、町民向けの法律相談においでになりますので、そのときにも弁護士が来ますから、その折に相談をするというケースも大変ございます。回数は他町村と比べてという部分では、先ほど言ったとおりで、そこは分からないんですが、かなり回数も多いし、相談の機会をいただいているというのは、行政としては支援をしていただいているというか、金額を払っておりますので、その分のお仕事はしていただいているというふうには把握しております。ただ、御意見があったように、河津弁護士でありますけれども、河津弁護士だけが弁護士ではないのは確かにあ



ります。そういう部分ではあるんですが、ただやっぱり今までの蓄積といいますか、町の状況がある程度把握をされておりますものですから、今はこういう形で顧問弁護士の契約をさせていただいておりますが、今回の平成30年度はこれで行かせていただきたいと思っておりますけれども、それ以後はいろんな総合的に考えて、相見積りという部分もあるかも知れませんが、私は顧問弁護士というのはやっぱりそのつぶさに状況を深く知り得た方でないとできないのではないかなというふうに思っておりますので、平成30年度はこれで行かせていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

5番（児玉智博君） 町の状況はそれは民生委員とか司法書士とかじゃないんですから、弁護士というのはですね。まあ司法書士もそうですけど、やはり町の実情に応じて、町の実情がこうだからといってから、法律を曲げることはできないわけですよ。やっぱり弁護士というのは、法律に精通しておいて、あとはその町の状況とかを伝えるのはやっぱり相談する側がやはり伝えて、それを聞いた弁護士はそれをじゃあ法律に照らしてどうかというのを判断してもらうのが弁護士だと思いますので、あまり町のことをよく知っているからとか、そこに捕らわれすぎるのも、係争中の事件があるから今回は前のままでというのは、そういう実情があれば私も理解するところではありますが、私はそうじゃないかなと思います。

町長（北里耕亮君） 今回はという部分を言わせていただきましたけれども、御意見は分かると思いますので、今後また様々な角度から考えていきたいと思っておりますが、今回はこれで行かせていただきたいというふうに思っております。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

ないようでしたら、32ページから33ページの中の文書広報費は情報課管轄ですので、その下の財産管理までをお願いいたします。

3番（北里勝義君） 32ページの委託費の中で、公会計整備業務委託料ということで205万円ですかね、今年度も計上してありますが、この公会計制度については、国が示している移行期間が概ね3年から5年ということで示してあるかと思っております。今の予算編成に財務四表ですかね、貸借対照表あたりが加わってきて、それを予算編成に活用しながらやるという制度だというふうに私は思っておりますけれども、この移行はいつ頃、移行させていくのか、そこらへん分かればお尋ねしたいと思います。

財政係長（中島高宏君） 公会計の移行ということで、国のほうで平成27年度から29年度の間、に統一的なモデルでの公会計の財務諸表を作るように通知がっております。これについて、平成29年度分から全国統一のモデルでの財務諸表を作るということで委託を29年度からしているところです。成果品につきましては、今委託をしていますので、28年度分を29年度に委託しておりますので、成果品については今月末に28年度分の財務諸表ができるということになっております。

3番（北里勝義君）　じゃあそのモデルがいくつかありますよね、総務省モデルとか。あれはやっぱり総務省モデルでやっているんですかね。

財政係長（中島高宏君）　はい。総務省モデルというのが昨年度まで、うちが採用しているモデルなんですけど、29年度委託した分から統一的なモデルということで変更をしております。それについては、固定資産台帳を整備した上でのモデルということで変更しているところです。

3番（北里勝義君）　これと、そういう公会計の整備と併せて、国が示しているのが人材育成の支援、専門的な会計制度ということで、そういった人づくりについての支援も国はしているかと思えます。例えば、長期的な研修ということで、自治大学校だとか、市町村アカデミー、そういったところで職員の研修というのをして、そしてこの財務四表というのをやはり予算編成に向けて活用できる職員を育てていくというようなことで、そういう支援があったかと思えます。それで、職員が研修に行かれているのかどうかお尋ねしたいと思います。

総務課長（松岡勝也君）　自治大学校につきましては、昨年度初めて研修は1名、うちの係長が行っておりますけれども、まだ公会計と人材育成の関連する、財政と人材育成を兼ねたそこまでつながった研修まではまだ至っておりませんので、やはり自治大学校にある程度つながって研修が続いていけば、やはりそういった形にはつながっていくかと思えますが、今の段階はまだ公会計制度が公表しなければならぬというところで、形を変えて統一モデルで今作っておりますけれども、今後はそういったところまでつながっていく必要はあるかなとは思っております。

委員長（高村祝次君）　ほかにございませんか。

ないようでしたら、34ページ、35ページ。

8番（松崎俊一君）　35ページ、企画費の地域おこし協力隊について、5人予算が組んでありますけど、何か確か3年とかいう任期があっていたりとか何かありますよね。そういうのを含めて、任期と、それからどこで何をするのかぐらいが分かりましたら、お願いします。

政策課長（清高泰広君）　町おこし協力隊につきましては、現在、本年度は4名おります。4名のうち1名が3年目を迎えますものですから、現在は3名になります。それで、あと新しく2名ほど募集したいなと思っておりますのでございます。ですので、今回の予算は5名分で予算を計上させていただいております。現在の協力隊3名のうち1名は情報課に籍を置いていまして、観光を中心とした地域づくりに配っていただいております。1名は非常にデザイナーとしても活躍されている方でございますので、引き続きそういうブランディングとかデザインの部門で町のいろんな事業に関わってもらいたいと思っております。もう1名は学びやの里木魂館に籍を置いておまして、田舎暮らしの窓口の中でも特に仕事づくりとか、そういった情報収集のためにやってもらおうと今考えております。それと、そういったあといろんな特産品開発とか、そういったものに頑張ってもらいたいと思っております。

今回、2名ほど募集する方は、1名は今後の小国町の農作業を協力していただける人を1名、

それともう1人は林業関係の担い手、林内の作業とかの担い手になるような方を1名作り上げていくようなことを今年はやっていききたいなと思っているところでございます。

8番（松崎俊一君） デザイナーの方はその根拠というか、どのへんで事務を執るというか、やっ  
ていくのか。それから、農業関係と林業関係は、どのへんに配置されてどういうことというのは、  
農林業は分かりますけど、配置のほうをちょっと。

政策課長（清高泰広君） デザイナーの方は、一応政策課に籍を置いて、そこを起点にいろんな事  
業所と協力して活用していただく形になります。農作業のほうは、今度、上田に農業法人ができ  
ますものですから、もし人がいれば、農業法人の手伝いとか、そういったことで農作業を、地域  
の農業を支えていく人になっていってもらいたいと思います。それと、もう1名、林業は、でき  
れば森林組合と協力しながら、将来は森林組合での林内の作業者の一人として育てていくことを  
考えております。

5番（児玉智博君） 今のに関連なんですけれども、一つは地域おこし協力隊というのは、最終的  
にその地域に居住してもらおうというのが望むべきゴールということ聞いていますけれ  
ども、その上田の農事組合法人で主にその3年間仕事をしながら、その3年が終わった後は、上  
田の農事組合法人が雇用するだけの力があるのかというか、そういう見通しがあるのか、あるい  
はその人が独立して新規に就農しなさいというのを前提とするのか、それかもう3年終わったら  
お好きにどうぞということなのか。それと、もう一つが、林業のほう、もう今既に森林組合の新  
規の職員は一定の期間が定まってはおりますけれども、町が給与を、それは産業課のほうですけ  
れども、出しているわけですね。それが今回はもう要するに、それが町が出すんじゃなくて、  
それを国に負担させるような形ですよ。要は、雇用はするけれどもという、だけどなかなか人件  
費も大変だから3年間は国が見てくれるからというような形ですね。それであるなら、それが  
いいんですか、それが国の制度としては。それだったら、もう何かみんな小国町の事業所に募集  
して、3年間は国が出しますよというような形で呼びかけたら、それは結構手を挙げるところも  
出てくると思うんですけど、それが果たして制度的にいいことなのかなというのを、今聞いて思  
いましたので、教えてください。

政策課長（清高泰広君） まず、3年間、地域おこし協力隊として活動した後は、もう基本的には  
小国町にそのまま残って頑張っていたきたいというのが基本でございます。この前からちょっ  
と地域おこし協力隊の報告会もここでやりましたけれども、そのときも4人とも、3年間の後も  
できれば自分たちで自分の仕事を見つけて地域で頑張っていきたいということを言われています  
ので、それは期待したいと思っております。

続きまして、農業の方ですが、一応方向としてはやはりもう特に上田の農業法人は、将来の高  
齢化に伴って農作業ができなくなってくる世帯が多くなることを見越しての法人ですので、でき  
ればそこで3年の間にスキルを身に付けて、法人のオペレーターとして将来の雇用していけるよ

うな体制、そのためには法人側も農業が米作中心ですので、米作以外の冬場の仕事とか、そういったものを3年間のうちに作り上げていきながら、将来的に法人として雇用していけるような形につなげていけたらと思っております。ただ、本人自体が小国に来てやられる中で、そういう農業の新しい可能性を見つけて、自分は別の部分で農業をやりたいという話が出てくれば、またそこでちょっとお話しする形になると思います。

あと、何でもかんでも人材の雇用ができるかということ、やはりそこは地域おこし協力隊ということで、ある程度、地域の特性に応じたいろんな活動ができる者しか協力隊として認めてもらえないと思いますので、すべての何でも地域で働くから雇用するということはちょっと難しいと思います。実際に小国町以外でもそういった、今言ったような農業とか林業とか、そういったことを中心として地域で活躍する人材を協力隊に求めているケースはほかの地域でもあります。

5番（児玉智博君）　じゃあ最後確認なんですけれども、もちろんこの森林組合とか、あるいは農事組合法人とか、活動の場はそこにあるとしても、指揮命令系統としてはどういうふうになるのかということ。

政策課長（清高泰広君）　一応所属はあくまでも小国町役場の特別職の職員という位置付けでございます。

委員長（高村祝次君）　ほかにございませんか。

副委員長（大塚英博君）　地域おこし協力隊というのは、交付税という国からのお金があるが故に、簡単に受け入れやすいという点がありますけれども、本来はプロジェクトみたいな形で地域を興すそのものだと思うんです。例えば、そういう地域おこし協力隊でなくても、よそから小国町に入ってきて事業を起し、そしていろんな開発をするという方も、これは地域おこしの人だと思います。あくまでその方には補助金はない、あくまで地域おこし協力隊という名のもとで、そういうふうな例えば極端に言うと、楽というか、3年後には自分でまたほかのところに行くだろうという、本当の意味での地域おこし協力隊というのが、ある程度の自分の中のポリシーというか、プロジェクトというのを持っていなければ、その中で人を集める、それだけのリーダーシップを取れる人でなければ、それは地域興しはできないと思います。その方がそこに灯を付けて、その地域を興していくというのが本来の目的じゃないかなと思うんですけれども、今の流れから見たときには、ただ交付税措置にあるが故に、ただ単なる人の、例えば人件費という形でおんぶされているところがあるのかなと、私はそのところをもう一回、やっぱり本当のプロジェクトを持って地域を活性化させる、そういう人材という人を私は選定していただきたいと思いますけど。

町長（北里耕亮君）　小国町は、地域おこし協力隊、総務省の事業を取り入れて、地域おこし協力隊を委嘱をしております。本来、先ほどから話題の、国としてはやはり地域活性化、地方に都市部の人材を投入して集落の維持であったり、きずなをより深くしたり、様々なことを興したりと

いう部分であろうと思いますが、先日、この場所で地域おこし協力隊の方が、4人の方が発表されましたが、それぞれミッションというか、目標をもって行っております。そういった部分の報告会もありました。これは地域おこし協力隊の隊員だけが自分のやりたいことを我がことのようにやる部分では、小国町に来ていただいた意味合いがあまりないので、小国町が欲している、要望している、そういった事業、例えば移住定住をもう少し頑張ってやることや、例えば産業の特産品を作ったり、そういった部分のパッケージのデザインとか、ポスターであったり、そういった部分。例えば、ジャージーの牛乳のパックを今回作ったわけでございますけれども、そういった部分の実績も非常に一定の評価もいただいている部分で、出ております。ですので、目的はある程度、町が欲することと、隊員がやることが、合致している部分も大いにあるのではないかなというふうに思っております。そして、平成30年度の林業の部分と農業の部分も、目的ははっきりしておりますので、より明確ではないかなというふうに思いますので、そのあたりは温かく見守っていただければというふうに思いますし、議会議員の皆様方も、もうこういった事柄や事業を地域おこし協力隊にやってほしいとか、そういった部分がもしあれば、また意見を参考にさせていただきたい部分もありますものですから、おっしゃっていただければ、それがすべてできるという部分ではないかも知れませんが、意見の一つとしては承りたいと思いますので、お願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（高村祝次君） 今、町長が言われたことで、先ほどから農業分野という話も言われますけれども、非常に畜産農家あたりは後継者がいないということで、特に嫁さんがいないところが何軒かあって、そういうところはもう先が俺で終わりだという感触をもっておられます。ですから、できたら3年もあれば十分搾乳をやったりとか、牛飼いはできますので、ぜひそういう方がいるなら、町の職員として根付いてくれる人がいれば、ぜひ畜産関係にも派遣をしていただきたいという思いがしております。実際、ヘルパーとかおりますけれども、なかなか募集しても来てくれる人がいません。実際は組合の職員とか言って雇用すれば来ますけれども、ヘルパーとかいう言葉自体が悪いのか分かりませんが、これは小国だけじゃない、全国の畜産農家組合の方々ももうヘルパーでは来てくれないと、だから組合で採用するというと人が集まりますというようなことで、ぜひ町がそれをやっているということを聞けば、また人が多く集まるのではないかなという思いがしておりますので、ぜひそういうほうにも目を向けていただきたい。ただデザインを開発したとか、いろいろ町で空き家対策にやったとかいうことじゃなくて、現実、やはり特産品とかいう中を作るには、一番生産現場に人がいない限りは、特産品も何もできないという思いがしておりますので、ぜひそういう方がおられたら、どしどし5名に限らず、10名でも20名でも受け入れてやってもらいたいという思いがしております。

以上です。

町長（北里耕亮君） 最初、当初この地域おこし協力隊の制度があったときには、あまり生業の業に入ってというのは認められていなかったわけではないんですが、あまり例がありませんでした。今年度から他町村との調査といいたいまいしょうか、地域おこし協力隊サミットなるものもありまして、そういった動向を見てみますと、実際の生業の部分に明確な目的がある、生業の例えば林業、農業とか何とかというようなところに実際入っている隊員が九州内でもいらっしやったということがありまして、平成30年度はこういった部分に取り組むわけでございます。ただ、制度上の部分をもう一回お話をしますと、これは100%の国の交付金ではありません。もちろん特別交付金で戻ってはきますけれども、もう一度、その制度をもう改めてでございますけれども、もう完結に言いますので、ちょっと答弁をいたさせます。

まちづくり係長（田邊国昭君） 地域おこし協力隊の制度について、改めて説明させていただきます。平成21年度より国が始めた制度で、小国町でも平成27年度から地域おこし協力隊の制度を利用しております。制度としては、特別交付税の対象ということで、年額、隊員1人につき400万円を上限として活動が認められています。400万円のうち200万円を給料として、報償費として支払うことができまして、残りの200万円を活動費の上限ということになっております。その制度を活用して、業務内容についてはほとんどの部分でその地域、自治体の裁量に総務省のほうとしては任せたいという方針を最近活用しておりまして、平成28年度で既に隊員が全国で3千600人を超えているということになっております。

町長（北里耕亮君） 失礼いたしました。かなり制度上は人件費というか、そういう部分も優遇といいたいまいしょうか、制度上は温かい制度かなというふうに改めて思いました。先ほどの御意見は、意見の一つとして、その畜産業の部分、課題といいたいまいしょうか、そういった部分も意見の一つとして承らせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

5番（児玉智博君） 今の町長が、給料は全額じゃないというふうにおっしゃったということは、新たに雇用する人にはさらに町が一般財源から出すということによろしいですか。

町長（北里耕亮君） その額をですね。

5番（児玉智博君） 分かりました。

それと、報償費で、35ページに出ております、ふるさと寄附金謝礼についてですけれども、去年の4月に返礼品は3割以下とするようにという総務大臣の通知が出ていて、それは多分今も生きているかと思うんですけれども、今回のこの謝礼の部分は何割ぐらいの返礼で予定されていますか。

まちづくり係長（田邊国昭君） ふるさと納税の返礼品についての説明を行います。

ふるさと納税は、返礼率ということでお礼の品としてお返しするものを上限3割というふう

しておりますので、小国町でも品物の値段としては上限を3割ということで設定しております。それ以外の送料と手数料について含めたときには、ふるさと納税額のほしい5割近くまでいくことはありますが、返礼品代、物の値段としてはほしい3割を上限としたところで設定しております。

委員長（高村祝次君） いいですか。ほかにございませんか。

ないようでしたら、36ページ、37ページ。

3番（北里勝義君） 36ページの19の負担金補助及び交付金の中で地方創生推進交付金阿蘇地域広域連携事業負担金ということで出ております。いただいた資料の中で、実行委員会をつくって、その実行委員会が事業主体になるかと思うんですが、もう少しその実行委員会のメンバーだとか、それから事業内容、それと負担金ですから総事業費あたりがあるかと思うんですが、そこらへん分かれば説明をお願いしたいと思います。

まちづくり係長（田邊国昭君） 地方創生推進交付金を活用しております平成29年度、そして平成30年度の内訳について説明いたします。

まず、平成28年度に地方創生加速化交付金で行いました阿蘇地域の連携事業で行った農林業の担い手育成事業を、平成29年度からは地方創生推進交付金ということで3カ年間計画しております。平成29年度、平成30年度、平成31年度の3カ年間は、地方創生の推進交付金ということで、阿蘇郡市の町村が連携して農業分野、林業分野、移住定住分野ということで推進交付金を活用しております。

実行委員会を立ち上げておりますが、それぞれ事務局は阿蘇地域振興局の中に事務局を置いておりまして、小国町役場の中では実行委員会のメンバーとして、政策課長、産業課長に実行委員会のメンバーとして入っていただいております。

平成29年度と平成30年度は、同じ額で全体の予算となっております、合計の金額は農業分野で阿蘇地域全体で535万円、林業分野で500万円ということで、全体の事業費を組んでおりまして、その中で地方創生の推進交付金を2分の1活用させていただいております。

委員長（高村祝次君） それでは、私から質問したいと思います。

36ページの負担金補助及び交付金の中に、小国町ががんばる地域支援補助金という文言がありますけれども、文言自体ががんばる地域支援補助金、恐らく小国の方はみんなそれぞれ地域で頑張っていると思います。この言葉はずっともう何年か言葉は変わらないでやっていると思いますけれども、今回は何組の地域にあげるわけですか。

まちづくり係長（田邊国昭君） 平成30年度で予定してあるのは、がんばる地域支援補助金、3組を予定しております。

委員長（高村祝次君） どういう、3組の内訳、内容、どういうことを地域で頑張っている方に補助するわけですか。

まちづくり係長（田邊国昭君） 現在予定しております平成30年度の団体としては、黒淵387会、そして楽夢下城の2組と、もう1組、町内でコミュニティー活動の団体が申請を行う予定であります。

委員長（高村祝次君） この補助金をやらないと、会が運営ができないということじゃないかなと私は思うわけですよ。もうこの町の補助金をやらなかったら、もう会は運営できませんというようなことで、やはり地域でそれぞれ集落でいろんなことを計画して捻出も考えて、地域を守っていこうということを考えて、地域それぞれやっているとします。やはりある程度、この3年なら3年とかいうことを区切らないと、長々とやっていて、なかなか地域興しもできない、補助金をくれないともう駄目ですというようなことじゃ、私は意味がないと思います。ですから、やっぱり頑張っているところは補助金ももらわないで頑張っておりますから、そこらあたりをやはり新たに3年なら3年やったら、もう切ってそしてまた新たにところにやりますとかいうことなら分かりますけれども、永遠にやることについてはがんばる補助金じゃないと思う、ただ単なる補助金であって。そこらあたりの考えをお聞かせいただきたいと思います。

政策課長（清高泰広君） この小国町がんばる地域支援事業補助金、実は昨年まではこれに小国町地域組織活動補助金と二つございました。新年度はこれを両方一つに合体して、いわゆるもう地域で頑張っているところを支援しますという形にしたわけでありまして。先ほど出ました2団体につきましても、団体の活動の支援ではございませんで、両方がイベントを行っておりますので、そのイベントに対する補助金でございます。現在のところ、この予算で想定しているのは、あと1地域ぐらいどこか、そうやって自分たちの地域でこれからやっていきたいというところを、地域興しというか、地域づくりのための活動をやりたいところの枠を一つ空けてありますので、そこにどなたかどういったコミュニティー団体が出てくるか知りませんが、そういったところが手を挙げていただければ、そこに対しての補助ということで考えております。

それともう一つ、今言われたように、今まであった地域組織の補助金については、もう少しずつ今までは運営的なところにも補助金を入れてきておりますが、その部分は縮小して、どんどん各団体ともそういった補助金は減らしていく方向に進んでおります。

委員長（高村祝次君） やはりイベントをやるということで、もうほとんど祭りのような感じでイベントをやりますけれども、そのイベントに集落のそのグループだけぐらいの方が何人イベントに参加しているのか。それが小国外から観光客がそのイベントをやることによってどのくらい来ているのか、やっぱりそこらあたりを追求していかないと、補助金を流しても意味がないと思います。やはりそれを町が例えばこの補助金をやって、年々お客さんが増えてきたということになれば、それは補助金をやる価値はありますけど、毎年やっても人口は減っている中で、だんだんだんだんよそから来る人はいないということになれば、やはりある程度やったら、もう切っていくということを考えてかいないと、私は本当に税金の無駄遣いじゃないかなという思いがしてい



ます。やらないならできないなら、もうやめてくださいというくらいの思いがないと、ただイベントをやります、イベントをやります、もう実際に秋祭りでそうですけれども、よその方々が何人来て、年々増えていますということならいいですけれども、よその方がだんだんだんだん減ってきたというなら、あまり意味がないです、税金を使っても。私はそう思っております。それは今後の課題として、ぜひ考えてやってもらいたいと思います。もう今年は予算を組んでありますので、これは大事に出すようにしてもらいたいと思います。

それから、小国町空き家改修事業補助金と75万円あります。前のページも空き家活用奨励金とありますけれども、どのくらいの方がその空き家に入って、今までも空き家改修をやって、それは全部埋まったのか、埋まってないのか、そこらあたりのことを教えてもらいたいと思います。私は何でそういうことを聞くかという、こういう空き家に入って耐震はありますかとか、空き家に入ってもし地震があつて、空き家に入ったばかりに地震で壊れたとかいったときに、やはりそうなる何のために空き家改修したのか。空き家を改修するなら、それなりに古い家ですから、耐震も考えてやっていかないと、私は地震が来てから壊れましたとかいうようなことじゃ、非常に小国のイメージが悪くなるのではないかなという思いがしております。やはりやるならやるで、しっかり安全な建物を造ったら、そこに必ず人が入るような、ちゃんと埋まるような空き家改修をやってもらいたいというふうに思っております。今、何件、今まで改修をやって、それが何件入っていただいているのかお尋ねいたします。

まちづくり係長（田邊国昭君） 移住定住政策の中で取り組む空き家バンクについてお答えします。

平成27年度の途中から行っております空き家バンク制度に、現在のところ、登録の件数が32件あります。そのうち22件に既に入居していただいております。空き家バンクを通して、移住者が入居された場合は、空き家改修補助金を活用できるということになっておりまして、活用件数、実績としましては、平成27年度に1件、平成28年度に3件、平成29年度には2件、空き家改修補助金を活用していただいております。

改修の内容としては、ほとんどが水回りの工事を行うことが多くなっております。空き家となって期間が長いもの、傷んでいるところで水回りが多く、台所、風呂場、トイレの改修を行うのが今までのほとんどでして、耐震ということで空き家の改修に対する補助金を支払ったことは今まではないです。

委員長（高村祝次君） やはりそういうところは、下水道工事とかが終わっている黒淵とか下城田原とか、西里地区ならいいんですけれども、そういう地区外は下水道はまだ改修は合併浄化槽とかが整っていないと思うんですよ。恐らくこういう金額じゃできないと思うんですよ。やっぱり都会から来られた方が、やっぱり一番思っておられところは下水道が完璧に整っているかというようなことじゃないかなと思いますけど、そこらあたりはどうですか。

まちづくり係長（田邊国昭君） 今のところ、この空き家改修補助金の中で水回りの改修工事を行

ったことが多いんですが、合併浄化槽を設置したというところがありませんで、農業集落排水が来ている地区以外の方は、まだくみ取り式のまま、空き家に入って入居されている方がほとんどかということになると思います。

委員長（高村祝次君） 暫時、ここで休憩いたします。午後の部を1時から再開いたします。

（午後0時01分）

委員長（高村祝次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

委員長（高村祝次君） 37ページまでありませんか。

5番（児玉智博君） まず、この中で一番ちょっとなんじゃこりゃと思ったやつが、光ファイバー引込新設業務委託料です。この配付資料のところによりますと、地域おこし協力隊の住居整備に伴う光ファイバー引込業務委託ということで、一応一般財源が100%ということです。これはうちは一番最初のときにやりましたので、そのときはもう引き込みなんかも全部国の補助対象だったので、最初頼んだ皆さんは全然負担していないと思うんですけど、その後、そのときを逃してしまったら、その負担が発生しているということで、新築されたところなんかはされているわけですけど、一般職員も新設する場合は町が負担しているんですか。

まちづくり係長（田邊国昭君） 委託料の中にあります光ファイバー引込新設業務委託料4万円を計上させていただいております説明を行います。

積算の根拠として、地域おこし協力隊の住居を整備する際にとということで、もし空き家に地域おこし協力隊が居住する場合、光ファイバーの線を引いていなかったときに、線を引いてくることが考えられますので予算を計上しております。普通のアパートに入居するなどの場合は必要ないんですが、平成30年度で2名の新しい地域おこし協力隊の雇用を考えておりますので、もし空き家などで長く空いていたもので、光の線が来ていなかった場合に、線を引いてくる工事が考えられるということで予算を計上させていただいております。

5番（児玉智博君） 一般職員が例えばじゃあ空き家に住むとかした場合も、そういうことをするのかと。

まちづくり係長（田邊国昭君） 失礼しました。地域おこし協力隊に対してだけです。一般の職員に対しては使うようにはなってないです。

5番（児玉智博君） じゃあ普通、そういう自分が住むところなんかを確保する場合は、そういうことは自分ですると思うんですよ。光ファイバーを引くか引かないかというのも、だいたいそんな光ファイバーがなければ住めないわけでもない話じゃないですか。一般職員にはそういうことはしてないのに、なぜ地域おこし協力隊はそういうのをする必要のあるのかということを確認したいんですが。

まちづくり係長（田邊国昭君） 地域おこし協力隊の制度の中で、活動費として認められている予

算の中で、生活に対する部分で住居に対する整備を行えるようになっていきますので、その対象になるということで、地域おこし協力隊に対してのみ、この委託料を認めております。

5番（児玉智博君） それだったら、町が何も委託するんじゃなくして、その借りた人がそれぞれ自分で手続きをして、その人とNTTなのか、その事業者との間での契約をする話なんじゃないですか。その領収書を提出して、これは国の制度で認められている経費ですということで精算すると、そのやり方が普通じゃないかと思いますよ。だって、地域おこし協力隊の人の家賃も町が家主さんとの契約をするんじゃなくて、協力隊の人が自分で契約をして、自分で恐らく支払って、その領収書で家賃代として請求しているはずですけども、違いますか。

まちづくり係長（田邊国昭君） 制度としては、確かに住居費用などは個人が不動産業者などから住居を手配して、家賃を一回払ったものの領収書を役場に提出して精算する形で行っております。光ファイバーについては、町の費用で費用を一旦負担して、町から委託業務としてNTTに業務を委託する形で行っております。

政策課長（清高泰広君） このことにつきましては、実は情報課のほうでまとめて業務として出していますものですから、ちょっとそこを精査してから、後で報告させていただきたいと思います。

5番（児玉智博君） それでは、後でちょっとそれは精査してください。

それと、乗合タクシー運行委託料について伺いたいんですが、これはまず第1点として、もう南小国町は乗合タクシーをやめて、タクシー券を確か1人頭、年間50万円だったと思いますが、配布するというやり方に、額が違うかも知れませんが、変わっております。だから、町としては、じゃあその足りなくならないように、何人かで乗り合わせていって、1つの券を使えば、回数的に多くできますよなんていうことも案内しているらしいんですけども、それを去年始めたばかりだと思いますので、南小国町の効果がどれほどだったのかとか、かかる費用がどうなったのかというのは、まだ今から、多分そういう公共交通会議なんかで情報を共有していく形になると思うんですが、小国町内の中からは小国も南小国町のやり方にしてくれればいいのかというようなことを言う方がいるんですね。じゃあその理由は何ですかとちょっとお尋ねしたところ、実は私は買い物で南小国町のドラッグストアなんか結構行くんだけど、乗合タクシーを利用してだと、その行く術がないと。だから、普通のタクシーに乗っていくしかないんですよということを言われていたんですね。やはりその単位として、小国郷という枠組みで公共交通会議もしているわけですし、だからそれはなぜかという、小国と南小国町を一つの地域であるという捉え方をして、そういう枠組みでやっていると思うんですね。南小国町が乗合タクシーを運行していたときも、南小国町の人が公立病院とか小国の地域に乗合タクシーを利用して来ることができていたんですけども、その当時から小国町の人が、南小国町に乗合タクシーを利用してという術がなかったわけなんですけれども、一つはやっぱり今年度も乗合タクシーを続けていくわけですが、そういう南小国町のほうへの買い物であったりとか、あるいは通院はあそこは病

院が送迎しているから通院という目的はあまりないのかもしれないですけど、とにかく用事がある際に乗合タクシーを利用して南小国町にも行けるようにはするべきじゃないかと思うんですが、そういった検討はされていますか。

政策課長（清高泰広君） まず、南小国町のタクシーの補助につきましては、今年の10月からということで、若干データはいただいておりますけれども、まだまだもう少し様子を見たいなと思っております。もともと乗合タクシー自体がバスの代替ということで、周辺の人たちが小国町内に来るということを想定して今まで制度を作ってきておりました。そういった意味では、これまでも先ほどおっしゃったように、南小国町へ向かう便というのは今まで想定していなかったもので、実は今のところ、そういう乗合タクシーを南に伸ばすというのは、ちょっとまだ今のところは考えていません。ただ、反面、この町内の中である程度ぐるぐる回るような便もないと、なかなか高齢者の方はここまでは来たけれども、これから先の移動の手段がないということで、非常にやっぱりそこらあたりは今後、検討課題として捉えております。

それと、公共交通会議ということで、両町で乗合タクシーをやってきておりましたが、昨年からそういった感じで、ちょっと南小国町がタクシーの使い方を変えたものですから、ちょっと今のところ、うちはまだ乗合タクシーをメインとして考えていますものですから、ちょっと町内で、町内のタクシー事業者といろいろとそこらあたりは意見交換を行っているところで、公共交通会議の中で乗合タクシーと既存のタクシー、今の南のタクシー事業は、お互いに報告はし合うけれども、今後一緒にというのは今のところまだ議論としては出てきておりませんので、今後の課題になるかなとは思っております。

5番（児玉智博君） 分かりました。

それと、この同じ委託料の中で、移住定住業務委託料というのがあります。最初、課長の説明では、移住定住関係で260万円予算があるというふうなことが、一番最初、企画費の中で移住定住関係が260万円ありますということでした。では、この移住定住はこのほかに、多分さっき言われたような空き家改修なんかも入れていると思うんですが、全部教えてもらっていいですか。

政策課長（清高泰広君） まず、報償費の空き家改修補助金が45万円。それと旅費の中に32万円程移住相談会あたりを行っています。それと、需用費の光熱費、これはお試し暮らし住宅を持っておりますのでその光熱費を。それと、使用料及び賃借料のところ、先ほど言った移住相談会あたりに出掛けるときの有料道路の通行料、それと駐車場とか。これが通行料と駐車場を合わせて5万円。それとあと、空き家改修補助金として70万円、合計で260万円ということなんです。

5番（児玉智博君） 移住定住で260万円という額が大きいのか小さいのかというのは、それぞれ議員一人一人でも意見が変わるところだとは思いますが、これまでにそもそも私が移住というふう聞いたときに、何かうんという違和感があるので、何でだろうなと思っていたんですが、

移住という言葉を私の辞書で、私の辞書というのはナポレオンみたいな意味じゃなくてから、小学館の大辞泉という辞書なんですけど、それを引いてみたら、移住というのは主に開拓や商売のために海外に移り住むことと、それが移住なんだということです。だから、国内で移り住むのはそれは移住とかいう大げさなことじゃなくて、引っ越しとか、ちょっと行政的にいえば転居とか転籍ということになると思うんですよね。要するに、それが何か国が言い出したことなのかもしれないですけど、移住というのが、これを行政が使うのはどうかなという気がするんですけど、まあそれはいいとして、やはり260万円、そういうのを1年間で使用して、果たしてそれがどれほど効果があるのかというのが問題だと思うんですよ。一方で、やっぱり年々人口の流出というのが起きているわけで、例えば高校を卒業して大学進学とか就職とかいう中で、小国を離れると。親もそこに付いていく場合なんかもあると思うんですよ。それが人口のそういう流出があって、この移住定住の取り組みをして、何人か入ってくるのかもしれないですけど、じゃあ果たしてそれが差し引きどうなっているのか。だから、入れるほうには一生懸命対策をとるわけですけど、なかなかじゃあ出て行く分で、どういう取り組みをしているか。だから、子育て支援とかもしているわけですけど、そこで一つ確認したいのが、小国町がこの移住定住の取り組みを始めてから、だいたい何人ぐらいが移住してきて、また今のところ、もう明日には出て行くかもしれないですけど、今のところ定住を今日現在している人が何人ぐらいいるのかを教えてください。

まちづくり係長（田邊国昭君） 町が取り組む移住定住政策の中で、移住者の実績についてお答えします。平成27年度から事業として取り組んでおりまして、平成27年度が46世帯、85名の方が移住してこられております。平成28年度は30世帯、54人の方が、そして今年度、平成29年度は途中なんですけど、今、世帯数で14世帯の方が小国に移住してきたという実績までは、平成29年度は数字を把握しております。この数字は、小国暮らしの窓口を通して移住の手続きを行って、小国町内に住民票を移したという数でカウントを行っておりますので、単に仕事の関係などで引っ越してこられた方などは含めず、人数の集計は行ってっております。

その前に質問にありました人口減少対策になるかどうかとすると、社会減の数には追いついておりませんが、もう一つの理由で取り組んでおります地域の活性化というところでは、山村の集落などに家族で移住してこられた方などがいらっしゃいますので、なかなか高齢者ばかりの集落などに子どものある世帯が入居してこられて、活気があるなどというふうには言われております。

定住を行った人数とは別に、定着ということで、これからさらに転居して出て行った人数などについては、正確な数字がまだ集計されておられません。ちょっと時間をいただければ調べたいと思います。

5番（児玉智博君） 85名と54名ということで、何か減っていているわけですよね。これはもう要するにブームみたいなものなんじゃないかと思うんですよ。やっぱり雑誌とか、そういうメディアが取り上げれば、何か一時わあとなるけれども、46、30、14という、何か見事

に右肩下がりになっているような気がします。やはり全くこの取り組みでは今までは一定の成果が、今、数字を聞いた限りではあるんですが、やはりこれもなかなか町の取り組みというよりも、社会的なブームに結構左右されるのかなというような印象も受けておりますので、実際、260万円というふうに言われましたけど、その地域おこし協力隊の人をその専任でそちらに配置していたりするので、実際はもうちょっと本当に倍ぐらいの額を掛けているような印象を受けているんです。ただ、29年がどうなるのかとか、あるいはもう定着せずに、出て行った人がどれくらい出てくるのかというところでは、なかなか単年度でその成果を図ることも難しいかと思っておりますので、ある程度注意して、この取り組みをまだ同じように今後も続けていっていいのかというようなのは、常にやっぱり担当者間で検討していただきたいというふうに思います。

まちづくり係長（田邊国昭君） おっしゃるように、移住定住は国も進めておまして、大きく取り上げていた時期もあって、そのときに小国町内にも移住してこられた方の人数が多かった時期、そして減っていているという実感を私も感じます。今まで取り組んでいたU・I・Jターンでいうと、Iターン、町外からの移住者に対してという部分を少し見直していきたいなというふうに考えております。その中で、今回、委託料として移住定住の業務委託などを組んで、新たに取組みたいと思っておりますのが、Uターンに向けてということで、新しい方針を打ち出したいと思っております。小国を離れて長い期間を過ごされた方、もしかして小国にUターンのことなどを考えたことがあるか、それか考えるきっかけになるようなことができないかということ平成30年度で動きを起こしていきたいと思っております。

副委員長（大塚英博君） 今の関連ですけれども、この移住定住業務委託という委託はどちらのほうに、確認ですけれども、するんですか。

まちづくり係長（田邊国昭君） 平成30年度の予算として、予算が可決しましたら、新年度4月に入りまして新たな業務委託ということで、それから業務委託先を募集する形になるかと思えます。形としては、今行っておりますが、小国暮らしの窓口の業務がそのままできるような形で、業務をできるところを業務委託を行っていきたくと思っております。

副委員長（大塚英博君） 学びやの里ではないんですか。

まちづくり係長（田邊国昭君） 今のところ、そこが有力かとは思いますが、まだ新年度になってから業務内容を詰めて、業務委託の方法を考えたいと思えます。

副委員長（大塚英博君） 今、学びやの里では、地域おこし協力隊が移住定住の窓口になっているかと思えます。

先ほどの関連ですけれども、移住と永住というのは若干違うと思うんです。移住というのは、短期間の移住もあるだろうし、要するにそういうところにおいては、今、町にある不動産業者の業務とよく似ているところがあります。要するにそういうふうな空き家というものも不動産業者は確保しているはずで、そういう中で、特別に学びやの里の方々がそれを積極的に促進をする

という形であれば、やっぱりそのデータというか、そういうものもやっぱり本当に私は学びやの里が一番窓口でいいと思うんですけども、その業務に携わるときには、本業としてそれができるかなと思って気にしているわけでございます。その中で、大事なところでございますので、やっぱり不動産業者とか、そういうふうなものと連携を取りながら、新たな永住に向けた窓口というか、それも一つ手がけてほしいなというのと、もう一つは、これはほかの住民課とか、ほかの福祉課にも関連するんですけども、今一番大事なのは高齢者福祉住宅、要するに高齢者の住宅というものに対しての空き家の提供というのが非常にこれから課題になってくるかと思えます。そういう中で、今あくまで移住というものに原則として取り上げている問題を、これは小国の町内の中で空き家を利用するというやり方の中でこの方針を変えられたら、私はそれに対して積極的に空き家を募集するというか、そういうものにこちらから動いて行って、空き家のデータを集めれば、私は小国の在の人たちが住むところがなくて、よそに行かなくても、そのところがその関連性についてどう思われるかお聞きしたいと思います。

まちづくり係長（田邊国昭君） まず、移住定住業務で不動産業者との連携という話なんですけど、空き家情報などについては不動産業者とどうしても物件にはダブリがありますので、不動産業者と連携を行っております。

それ以外の空き家の物件を活用しての高齢者の福祉への活用という部分まではまだ至っておりません。今後、取り組む業務の中で考えていきたいと思えます。

副委員長（大塚英博君） ぜひ幅広い範囲の中で、それを今せっかくだけいる地域おこし協力隊でございまして、そういうのもやっぱり幅広く捉えていただければと思います。

まちづくり係長（田邊国昭君） 今後の業務として取り組んでいきたいと思えます。

委員長（高村祝次君） ほかにございせんか。

5番（児玉智博君） それでは、お尋ねしたいのは、小国郷地域公共交通会議負担金等とこの部分で、いわゆる小国郷ライナーということで、本定例会に請願が出ておまして、それはもう皆さん御案内のとおりです。通学なんかにも利用できるようなその運行形態をとということでありました。それで、執行部のほうにも要望書という形で出ておりますので、今回この予算審議において、考えなんかをお聞かせ願えればと思っております。やはり、さっき人口減少対策の中で、この移住定住というのは、今まで一定の移住者が入ってきて、そこで人口が85名、そして54名と、増えてきた事実も一つ、今後、定住に結びつくかどうかという課題はあるにせよ、あったとは思いますが。ただ、一方でやはり中学校卒業あるいは高校卒業なんかを機に、流出する人口がこれよりも、54名よりも多い人口がやはり動いているというふうに思うんですよね、だいたい。そういう中で、やはり請願した理由にも書いてありましたように、やはり小国から通学できるということで、その一定の人口減少の歯止めの一歩になるんじゃないかというようなことが書かれていましたけれども、私はそれは一理あるんじゃないかというふうに思うわけです。そういう中で、

やはり限られた予算ではありますが、これは私はやっぱり小国郷ライナーの便数を増やして、通学もできるような形にしていくということ、これをやはり真剣に検討していくことはあっていいんじゃないかと思うわけですね。ですから、今、産交バスに公共交通会議から、その運行の委託という形になっておりますけれども、それに縛られることなく、やはりほかの方法で、例えば大型じゃないにしろ、例えばハイエースであったりとか、もうちょっと見込みが少なければ、もっと小型の車両を使ってでもという形にしていけば、別に産交バス以外でも、もしかしたらそういう別のタクシー会社とか、そういう運送会社への委託なんていう、その可能性も真剣に検討を進めていけば知恵も出てくると思うんですよね。やはりそういった検討をしていく必要があるんじゃないかと思いますが、当然それは公共交通会議での話になりますけれども、それを構成する小国町としては、検討はするつもりはあるのか確認したいと思います。

政策課長（清高泰広君） まず、小国郷ライナーをスタート時点での考え方としては二つありまして、一つはやっぱり高齢者を中心とした、いわゆる交通弱者の方の交通、特に通院とか、そのあたりを念頭においておりました。それともう一つは、やはり今度は逆に観光客で熊本市内から来られる方の利便性を高めるためと、この二つを想定しての、ずっとこれまでの協議でしたので、いわゆる通学とか通勤とか、そういったほとんど毎日必要な便は想定しておりませんでしたものですから、まずは小国郷ライナーの目的自体をもう一回ちょっと、今のようなことを考えるならば、そのあたりからもう一つ考え直す必要が出てくると思っております。

それと、先ほどおっしゃったように、公共交通会議の中で一応これをずっと話を進めてまいりましたのは、南小国町と話しながら考えていきたいなどは思っております。

それと、あと車の大きさとかいう話もございましたが、実はあまり車の大きさよりも、やっぱり掛かる経費としては人件費なものですから、車を小さくしたからといって途端に安くなるような話じゃないものですから、非常にやっぱりそこは悩ましいところがございます。もう一つは、やはり期間によっては、結構まとめて利用されたパターンも今までにありますものですから、あまり小さなタクシーを動かしてということも出てきますし、そうなってくると例えば予約制にするとか、いろいろ話も出てくるもので、検討の課題には、今回、町の要望として出てきておりますので、検討はしていきたいと思いますが、やはりなかなかハードルとしては高いんじゃないかとは思っております。

町長（北里耕亮君） 課長の答弁と重なる部分もありますけれども、町にも要望が出ておりますので、もちろん真摯に受け止めさせていただいて、要望時も私も対応を自ら出させていただきました。そのときにも先方の相手の方に、すぐできますとか、これはこうしますとかいう部分は言える部分でもありませんし、少し口調の中では課題も多いというような部分のニュアンスも言いました。ただいま課長が答弁しましたように、もう一切検討しないという部分ではないですけれども、引き続き昨日の議会の中での意見交換の中でも話題にありました財源という部分も大きく



ありますし、対象者という部分がこれから増える可能性もあるとは思いますが、公金を投入するという部分において、その額の割合の占める部分、昨日は算出では2千万円以上という部分はありましたが、それはその数字だけがまた走っていくのもいけないのかなというふうに思います。工夫によって何か財源は下げられて、1便でも増えるようなという部分もあるかと思いますが、答弁としては課題はちょっとやっぱり大きいのかなというふうには思っております。引き続きの検討になるかとは思っております。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

ないようでしたら、38ページ、39ページの下のほうの防災情報施設費は、情報課の所管です。そのほうは抜かせていただきます。

8番（松崎俊一君） 地籍調査ですね、39ページ。平成29年度のほうで話題になりました補正予算があって、今回の予算は繰り越しですか、入れますと3億円を超えるぐらいの金額。何班でどのくらいとか、今のスタッフで大丈夫なのか、そのあたりをちょっと教えてください。

税務課長（橋本修一君） 今言われるように、29年度の補正分と、今度の30年度の今予算としてある金額としますと3億円ぐらい入ります。ちょっと先ほど言いましたように、新年度の当初の国の事業採択といいますか、それがちょっと満額が付かないような状況でございますが、仮に満額ついたとしても、体制はもう業務委託をしておりますので、何班体制とか、そういうところでは今ございませんので、業務委託の中でもし3億円付いて、ものすごく面積が広いという場合は、2地区に分けて契約するとか、そういった方法はとりたいと思いますけど、以前みたいに3班体制でいくとか、そういうのじゃなくて、もう業務自体を委託しているというような状況でございます。

3番（北里勝義君） 先ほど、今、地籍調査の質問がございましたけれども、私も1点だけお尋ねいたしたいと思います。先だってから住民の方から、地籍調査が終わったところなんです、筆界未定があったということをお聞きしました。まず、この筆界未定あたりがどの程度出てきているのか、割合的にですね。分かればちょっとお尋ねします。

税務課長（橋本修一君） 割合といいますか、数は少ないと思います。そんな1割も2割もあるわけではないと思います。どうしてもAさん、Bさんの土地の境界をしていただいて、そこに線を引いてするものですが、Aさん、Bさんのどうしても話が折り合わないときは、もうしょうがなく筆界未定という地籍調査の成果になりますと、先ほどの御質問の割合的というのは、ちょっと何割というのは数字は分かりませんが。

3番（北里勝義君） その場合、私が聞いた人の話は、境の人が町外の人で、再三立ち会いをお願いするけど、もう来てがなかったということで、筆界未定になっていると。中で、自分としては、再三また要望していきたいという中で、この地籍事業がある間は、もしそこが確定できれば町の

事業として出せるのか、それともあとはもう筆界未定になった場合は、もう自分で全部やらなくちゃならないのか、それはどんなですか。

税務課長（橋本修一君） 筆界未定になった場合、やっぱりその年で事業は終わりますので、あとはもう個人個人で筆界をして図面を法務局に提出するというふうに、もう事業としてはできなくなります。個人個人の経費になると思います。

3番（北里勝義君） そうした場合、最終的に地籍事業が終わって課税にしてくる場合に、そういう筆界未定の場合は地籍が確定されないですよ。課税はどんなふうになるんですか。

税務課長（橋本修一君） 課税は、その場合は今現在の登記面積で課税をします。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

ないようでしたら、40ページから41ページ、会計管理費まで。ございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） はい。ないようでしたら、42ページは違いますので、44ページ、環境モデル都市推進費からですね。それから、45ページ。

8番（松崎俊一君） 環境モデル都市推進費ですね。これは北里町長のいわば実績になるのかならないのかという部分もあると思いますが、地域住民に対する啓発ですか、理解してもらおう。外側もそうでしょうけど、内部の方々に理解してもらおうという意味において、この予算でどのような予算が組まれているのか、またどういうふうに啓発をしていくのかをお願いします。

政策課長（清高泰広君） まずは、方針の中に環境にいいこと推進会議というのを設けて、ここでいろんな話題を提供することをやっています。あとは、去年は環境省の補助事業をもらいまして、そういった環境、低炭素化づくりとか省エネの番組とかをつくっております。あるいは過去には環境モデル都市のフォーラムとか。本年度は特にそういった啓発などの予算は今のところ組んでおりませんが、広報とかCATVを使って啓発をしていきたいなと思っております。あと、この前の勉強会でちょっと御説明しましたが、6月の補正予算あたりが少し環境モデル都市の予算を組ませていただいて、そこらあたりを推進のソフト事業として使っていきたいなと思っております。

8番（松崎俊一君） 係長レベルで地域住民の方々の理解度と申しますか、どのくらい知っているかとかいうところの感覚はどんなふうに思われるかということと、今、地熱関係が結構、再生可能という意味で、発電とか、それに伴ういくつかの地域振興と進んでいくと思いますけど、そのあたりと絡めて、どういうふうに思われるかちょっと教えてください。

環境モデル都市推進係長（長谷部大輔君） 地域住民の方への浸透については、例えばハード事業なりはそちらのボイラーだったり、木魂館のボイラーだったりを入れて、あそこに入っているなということを知っていただけているかなと思いますが、そのほかの面でじゃあ本当に環境に配慮した生活が自分たちのものになるのかといった身近さというところでは、まだ弱いのかなと思っ

ております。地熱や、またバイオマスを活かすといった面においても、一人一人の方と直接関わらないというか、そういう面がありますので、そういった地熱バイオマスを活かすという部分は当然進めていきますが、昨年も行いましたように、セミナー等はそのセミナーの内容が、もちろん最終的には温暖化を止めるというものにつながるのですが、その前段として、これはやったほうが皆さんの生活も少し経済的にいいですよとか、家を改修するのもCO<sub>2</sub>を減らすからという目的はありますが、それ以上に長い目で見たときには、家の耐久力も上がるし、健康にもいいといったように、生活に根差したところでプラスになるんだというところを来年度も伝えていきたいと思っております。先ほど課長からもありましたが、今年度は国の補助金を取りまして、そういった事業を行いました、一応同様の事業がまた出ますので、それは是非とも手を挙げて次年度以降も生活に近いところの啓発活動を進めていきたいと思っております。

8番（松崎俊一君） しっかり取り組んでもらいたいと思います。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

それでは、46ページ、47ページ。

5番（児玉智博君） 町長の施政方針にもありましたが、賦課徴収費についてです。今年度も要するに滞納対策として阿蘇地域での併任徴収を行うということが、税務課の部分でしたが、それがあったと思います。実際、小国町内ではその併任徴収でだいたいどれくらいの件数で、何件ぐらい、29年度は行われているんですか。

税務課長（橋本修一君） 昨年度の実績でございますけど、昨年は搜索に1件行きましたのは、その搜索ですね。1件行っております。

5番（児玉智博君） ということは、小国町内では1件しか行われてないということで、非常にもうやはりなかなかそういう悪質な滞納をされている人は限られてきているということだと思えます。能力があるのに払わない人がですね。じゃあ逆に、小国町の職員で、ほかの市町村から辞令を受けて出掛けていったのは何件ぐらいあるか把握されていますか。

税務課長（橋本修一君） 2件ほどあったと思いますが、その件数はちょっと後で確認はしますけど、その町がほかの町村に搜索の手伝いというのも、件数はかなり以前に比べれば少なくなっています、去年は多分2件だったと思いますが、そこは確認をまたいたします。

5番（児玉智博君） もうだったら、この併任徴収というのはやめたほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

税務課長（橋本修一君） 併任徴収はやっぱり徴収という専門の業務でございますので、町だけでなく、もちろん搜索という実際の動きもありますけど、併任徴収というところで阿蘇郡内の市町村が集まって、いろんな事例を発表したり、搜索案件を相談したりとか、そういった交流といいますか、やり取りでノウハウを把握したり、また手法、こういったときはどういった方法でいかとかいう、そういうネットワークみたいな感じで、お互い掴み合って徴収をやっているの

で、いざ何か案件で捜索とか、先ほど言いましたけど、また合同公売会とか、いろんな面で協力ができますので、これはもうぜひ今後も続けていきたいと思っております。

5番（児玉智博君） 今言われたようにノウハウの共有とかいうのは、別にそんな阿蘇郡市みたいな狭い範囲でやるんじゃないかと、多分もうちょっとそういうセミナーであったりとか、県が主催するような研修会というのも行っているんじゃないかと思うんですけども、そしてやはり合同公売会とか言うけど、結局こんな出掛けていくほうも、正確ではありませんけれども、2件程度という、そういう少ない中で、合同公売会だって、そんなに開くことはできないと思うんですよ。だったら、やはりそういう差し押さえたものがあれば、今はもうやはりネットオークションが、そういう専門のがありますので、そういうので売り払っていけばいい話であって、やはりもう限られた職員数で小国町がやっているのに、わざわざ来てもらうよりも、出掛けていく数が多いようなやり方というのは、もうやめたほうが、そんなに徳がないような気がするんですけども、いかがですかね。

税務課長（橋本修一君） これはやっぱり例えば税務課でも徴収係は2人今おりますけど、いざ何かあるときは人数的に必要なこともありますし、もうこれをやめるといふか、そういった感じになると、非常に業務的にも厳しいものがあると思います。まず、徴収というそういうメンタル的にもものすごく厳しい係の、仕事の場所でもありますし、お互い各市町村の方は、阿蘇郡内の市町村の方ではございますが、先ほど言ったように、いろんな案件を共有したり、意見をいただいたりと、逆に言うと励まし合って頑張っているような状況でございますので、研修会は研修会でもちろんいろんな税法上の研修会は行きますけど、この併任徴収という制度といいますか、これは本当に私たちが実際徴収を行っている中で、本当に非常に助かっているといいますか、頼りになる組織でございますので、やめることは考えておりませんけど。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

副委員長（大塚英博君） 賦課徴収費のことなんですけれども、今、空き家がどんどん出てきた中で、固定資産税、住居、そういう固定資産税というものが未納になっていく、非常に出てくるのかなと思います。そんな中で、聞いた話によれば、結局はもう納税義務者という方の不在というか、非常に調査というものが、非常に厳しくて、実際そういう固定資産税を見逃すというか、本当は見逃してならないんだけど、全然分からない状態になっている方というのはどのくらいあるんですが、それは。

税務課長（橋本修一君） 納税義務者が分からないところは、ありませんといいますか、住所が確かに郵便を出しても返ってくるとか、そういうのはありますけど、件数的には何件というか、具体的な数字はちょっと、ほんの数件でございます。1回、たとえば納付書を出して、宛先不明で返ってくるのが2、3件であったりとか、ですから、どうにか行き先とか、亡くなった場合は相続人を捜してお願いしたりとか、そういうことはやっておりますけど、全く分からない場合は税法

上は公示送達といいまして、町の掲示板に公示送達するというような制度もありますので、そういうのを活用しております。

副委員長（大塚英博君） 今、相続というか、遺産相続とか、そういうふうな問題においては、そのまま野放しな状態でずっといく可能性というのが非常に高いもので、さあいざとなったときに、そういう方たちがどこにいるかが全く分からないというのも、多分これから出てきていると思うんですよ。そういう中で、この固定資産税の徴収というのは、本当は早いうちにその取り立てじゃないんですけれども、そのあれをしないと、結局は長くなれば、もう取り立てができなくなってしまうという可能性もありますので、そこのところはしてもらいたいと思います。

税務課長（橋本修一君） 言われるように、亡くなって相続の方が小国にいないくて、よそのところとか、いろいろ件数が今からどんどん多くなってきますので、そこらあたりはなるべく死亡届が出たときに、相続の届けをしていただくようにとか、そういった方法はとっていますけど、実際、相続の方が、というのはいろいろ税法上で戸籍とかいろいろ調べて、相続人の方の住所とかは把握はしております。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

ないようでしたら、49ページの選挙管理委員会費から、50ページの監査委員費までをお願いいたします。

5番（児玉智博君） 選挙費の県議会議員選挙費に関連して伺います。今度の県議会議員選挙で、報道によりますと、合志市選挙区が定員が1名増えるというような報道がされておりましたけれども、3年前の選挙が行われる前は、阿蘇郡区と阿蘇市を一つにするとか、あるいは何か小国郷と阿蘇市が一つになって、あと南郷のほうで一つとか、いろいろそういう形で区割りの話が出てきていたかと思いますが、もう今度の選挙は従来どおりで執行されることがもう決まっているということでしょうか。

総務係長（永江和広君） 区割りにつきましては、県の選管とお話をさせていただく機会がありまして、そのときお尋ねしましたら、県議会があるたびにそういう協議をなされているということで、まだ最終決定までには至っていないというふうな形では聞いてございます。あと、今回計上させていただいている予算につきましては、例年4月の上旬には選挙があるということから、前年度3月から準備等が必要になりますので、その分のポスター掲示板とか、それに関する設置とか、そういうものについてのみ計上させていただいております、本体部分といいますか、残りの部分は31年度予算として計上させていただくというような予定にしております。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

ないようでしたら、ここで暫時休憩をいたします。2時10分から再開いたします。

（午後1時59分）

委員長（高村祝次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時10分)

委員長（高村祝次君） 50ページまで、監査委員費まで終わりましたので、次は77ページの。まちづくり係長（田邊国昭君） 先ほど質問のあった企画費の委託料について調べてきまして、説明させていただきます。36ページにありました企画費の委託料の中にあります光ファイバーの引込新設業務委託料についてですが、地域おこし協力隊の住居のための光ファイバーということで、光ファイバーの業務委託は情報課のほうで町関連のものをまとめて発注しておりまして、建設課の町営住宅などと一緒に工事を行っていただいて、業務委託料はまとめて契約していただいておりますので、その中から政策課でこちらの地域おこし協力隊の分についてのみ、引込新設業務委託料という形で支払をする方になっております。

5番（児玉智博君） だから、そのまとめてというのは、要するに町の財産、町営住宅とかは町の財産で、町が管理しているから情報課を通じて発注するというのは理解ができるわけですよ。ただ、地域おこし協力隊の人は町営住宅とか町の財産には入らないですよ。民間の空き家だったり、民間の人が所有する空き家に入るわけですから、その工事を町が発注、委託契約することが適切なのかというのが疑問なので、ちょっとそれにお答えいただけるなら、説明をお願いします。

政策課長（清高泰広君） 基本的に、協力隊の住居は町が借り上げて協力隊が使用するという形にしているんです。実際問題は、賃料については協力隊が建て替えた後に町のほうに請求する形にしておりますが、このネットにつきましては情報課のほうでまとめて発注する中にもう入れ込んでもらっておりますものですから、情報課から各担当課が振り分けられた分を払う形としております。

委員長（高村祝次君） ほかはいいですか。

それでは、77ページの地域エネルギー費、これは政策課ですけれども、77ページにいきます。77ページの地域エネルギー費、質問ございせんか。ありませんか。

ないようでしたら、82ページの消防費。83ページまでいきます。82ページから83ページ、消防費。

5番（児玉智博君） 消防費の報償費の消防大会の賞品代で45万円ですが、賞品というのは今どういったものが渡されているんですか。

総務課審議員（佐藤則和君） 消防大会の賞品代と書いてありますが、すみません、これはちょっと説明が悪うございまして、実質は賞品代は5万円でございます、これは報償費になっておりまして、すみません、ちょっと表示がまずうございまして、40万円は郡大会に出る、町の代表になりました操法大会のチームへの報奨金ということになっておりまして、すみません、大変これは表示がまずうございました。よろしく願いいたします。

委員長（高村祝次君） ほかにございせんか。

副委員長（大塚英博君） ここに消防機材というのが入って、一応50万円というのがあるのは、これはあくまで団のほうから申請があったものだと思うんですけども、いろんな施設においては、消防点検とか定期点検みたいな形で、委託料みたいな形でとられているのがあるんですけども、それとは全く別なんですけれども、この前の殿町火災のように、さあいざとなったときに、ホースが破れていたとか、そういうふうなのを見かけました。各部落においてその総点検という中で、中まで水を通して、そこまで見ているかどうかは分かりませんが、いざとなったときに、消防ホースが破れた状態というのを多分たくさん見かけるんじゃないかなと。そういう中で、点検ということをしたときに、一応申請があった部分だけがここに多分上がっていると思うんですけども、そのところを本格的な点検という中で、消防のほうで再点検みたいな、そういうところをチェックするというか、それで新たに新規にどのくらいかかるだろうかというのを上げていただいてもいいんじゃないかなと。そして、何があってもそういうふうな基本的なことだけは守っているよという点検、やっぱり消防点検と一緒に、その施設点検というものを確実にしていかないと、やっぱりホースが破れた状態というのはいくらも完璧に使える状態ですから、そのところを再点検していただきたいと思う。その点はどうですか。

総務課審議員（佐藤則和君） 消火栓等の点検は年に数回、消防団のほうにお願いはしているところでございます。御指摘のとおり、消火栓は蓋を開けてひねれば、出るか出ないか、汚れがあるかとか、そういった点検はすぐできますけれども、消防ホースに全部水を通すまでの点検をやっているかという、やっているとところもあれば、やっていないところもあるのではないかと思いますので、そこらへんはもう一回周知徹底しまして、もう一回そういった呼びかけをしまして、点検の周知徹底をしたいと思います。御指摘ありがとうございます。

副委員長（大塚英博君） それはもう早いうちにお願いしたいと思います。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

ないようですので、103ページの公債費、104ページの予備費までいきます。

3番（北里勝義君） それでは、公債費についてお尋ねをいたしたいと思います。公債費と、それから今回、地方債とのバランスですね。国はプライマリーバランスとか、そういう言い方をして財政健全化の指標としておりますけれども、今年度においてはバランスからいけば、地方債のほうが多くなって、極端に差し引けば赤字ということになるんですよね、バランス的にいけば。今まで27年からずっと当初予算の中で黒字でずっとやってきたかと思います。28年度においては、当初予算は黒字で計上してありましたけれども、災害等が起きて補正予算が増えて、それが赤字に逆転をしているわけでございますけれども、今回、当初予算から赤字というような、僅かですけれども、なっておりますけれども、やはり災害関連あたりの予算が多いということでしょうか。

財政係長（中島高宏君） 地方債と公債費のことなんですけど、予算を編成するにあたりましては、

公債費のほうが、もちろん償還金が多くなると起債が増えていく一方ですので、そのあたりは十分編成作業のときに考慮してやっているとあります。ただ、30年度の予算編成につきましては、どうしてもすぐにやらなくてはならない事業が、庁舎の耐震化であったり、ゆうステーションの周辺整備あたり、計画的にやっておりますけど、どうしても30年度に事業が重なった部分が出てきております。それについては過疎債を借りまして、交付税措置があるものを借りるように考えておりますが、議員のおっしゃるとおり、地方債のほうが公債費より多いというのは、財政上よくありませんので、31年度以降は公債費のほうが高いように調整しながら予算編成をしたいと考えております。

3番（北里勝義君） やはりそういったバランスというのは、やはり大事かと思うし、予算編成において、そういったのは財政健全化の指標にもなっていくわけですから、今答弁いただいたとおり、考え方がしっかりしていればあれするし、今回やむを得ない部分もあるのかなというふうには思っております。分かりました。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

それでは、歳出の分が全部終わりましたが、質疑漏れはございませんか。

8番（松崎俊一君） すみません。一つだけ教えてください。

消防関係で、84ページの工事請負費の指定避難所機能強化支援事業、これがトイレの洋式化とかいうやつですね。これは場所はどこか教えてください。

総務課審議員（佐藤則和君） 指定避難所のトイレの洋式化につきましては、平成29年度より蓬来小学校を実施しております。あとの分につきましては、万成小学校、旧西里小学校を次期として予定しておりますが、あと下城小学校とか、下城小学校体育館もありますので、バランスを見ながら、そのうちから選定をしてみたいと考えております。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

なければ、歳入に入っていきたいと思えます。歳入は、14ページ、町民税から。

5番（児玉智博君） それでは、個人町民税について質問します。今現在、小国町の住民税非課税世帯は何世帯ぐらいあるんですか。

税務課長（橋本修一君） だいたい、小国町の世帯が3千ちょっとぐらいありますけど、1千世帯ぐらいが、3分の1ぐらいが非課税世帯です。

5番（児玉智博君） 1千世帯ほどということ、そのうち所得ゼロ世帯というのは分かりますか。

税務課長（橋本修一君） 所得ゼロ世帯の世帯数ですね。数字はちょっと今調べてみないと分かりません。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。14ページから15ページ。ございませんか。

ないようでしたら、16ページの交通安全対策特別交付金まで、ありませんか。

ないようでしたら、17ページの総務使用料の公有地使用料、旧万成小学校使用料、その下の



ほうの法定外公共物使用料、ございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(高村祝次君) それでは、18ページの総務手数料、台帳等閲覧手数料、町税等督促手数料、その他証明手数料。

続きまして、19ページの社会保障税番号制度補助金、社会保障税番号システム整備補助金、それから地方創生推進交付金まで、ございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(高村祝次君) 次に20ページ、自衛官募集事務委託金2万円、それから土地利用規制等対策事業費補助金4万7千円、熊本県地方バス運行等特別対策補助金400万円、地籍調査事業費補助金1億3千47万7千円まで、ございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(高村祝次君) はい。ないようでしたら、22ページの災害復旧費県補助金で、指定避難所等機能強化支援事業175万円、それから県支出金の個人県民税徴収事務取扱委託金、学校基本調査、工業統計調査、それから住宅土地統計調査委託金、農林業センサス。

続きまして、23ページの経済センサス、県議会議員選挙委託金、ございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(高村祝次君) はい。それでは、23ページの財政調整基金積立金利子収入、その下の減債基金積立金利子収入、飛んで悠木の里づくり事業基金積立金利子収入、庁舎建設基金積立金利子収入、地域福祉基金積立金利子収入、飛んで飛んでネットワーク事業基金積立金利子収入、公共施設等整備基金積立金利子収入、職員等退職手当基金積立金利子収入、上球磨森林組合出資配当金、小国町森林組合出資配当金まで、ございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(高村祝次君) はい。次は、24ページ、ここは奨学金事業基金繰入金だけが違います。

それと、その上の農林水産業費寄附金が違います。そのほかは所管です。ありませんか。

8番(松崎俊一君) ふるさと寄附金について、このくらいの予算立てでいいのか、それからよかったら今年の実績はどのくらいになりそうなのか、それからここ2、3年で増えているのか、あるいは少し減り気味なのかどうか、そのあたり。それから、ついでにどういった町の商品というんですかね、返礼品の要望が多いのか、そのあたりをちょっと教えてください。

まちづくり係長(田邊国昭君) 歳入の予算で、ふるさと寄附金についてです。3千500万円の歳入の予算を組んでおります。金額の根拠は、ふるさと寄附金、ふるさと納税の返礼品、そしてその他事務手数料などで必要な歳出の額と同じ額を歳入の額も3千500万円ということで金額を組んでおります。

ふるさと納税の寄附金額、現在までの推移ということで御説明いたします。返礼品のシステム

などを新しく導入して平成27年度から力を入れておりました、平成27年度に5千706万5千円の寄附額がありました。平成28年度、若干金額は下がりましたが、5千312万2千円の寄附額でした。今年度、平成29年度は12月31日、昨年末での集計なんですが、金額的には3倍以上増額しております、1億6千244万4千円の金額が12月末時点で寄附額があります。ただし、この金額は大口のふるさと納税の寄附額の方がいらっしゃいましたので、その方の金額を引いたところでは、昨年を下回る額になるかと思えます。28年度を下回る29年度の額になるか、このまま29年度末まで終わってしまうのかなというところで、金額的には下がっていくような状況になっております。

返礼品についてですが、小国町の特産品をふるさと納税の返礼品としてそろえておりますが、その中で今のところ人気なものは肉類ということになっておりますが、肉類に関しては最近、返礼品のメニューが減っていておりますので、肉類に関しては今後新しいメニューを考えて、返礼品のメニューをまた増やしていきたいと思っております。それ以外にも力を入れる点では、米と木工製品関係のものに力を入れて返礼品を増やしていきたいと、平成30年度の取り組みを予定しております。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

それでは、26ページ、諸収入の中の雑入、コピー使用料、公有建物災害共済金、それから南北共有財産管理費負担収入、熊本県市町村振興協会市町村交付金、公有自動車損害共済解約返戻金、災害対応型自動販売機設置手数料収入、自動販売機電気料収入、それから市町村振興事業補助金、下のほうの派遣職員給与負担金、26ページ。27ページが、森林総合整備事業補助金、充電器利用権利金、滞納処分費、それから町債です。ございませんか。

7番（穴見まち子君） 中学校寄宿舎宿泊負担費とありますが。

委員長（高村祝次君） そこは違います。教育関係です。ございませんか。

続きます、28ページが町債です。ございませんか。

歳入について、質疑漏れはございませんか。

歳入歳出それぞれ、質疑漏れはございませんか。

副委員長（大塚英博君） 27ページの充電器の利用権利金というのが雑入の中にあります。116万8千円ということです。これは今、充電器を置いているところの収入、権利金ということですか。

環境モデル都市推進係長（長谷部大輔君） はい。おっしゃるとおりです。町内4カ所あります充電器の権利金です。

副委員長（大塚英博君） 昨年は1千500万円ぐらい予算の中にはあったと思うんですけど、1千100万円というふうに、非常に400万円ぐらい減っているわけですけども、この中の箇所の中で、やっぱり一番収入があまりないところの場所というのは把握されておりますか。

環境モデル都市推進係長（長谷部大輔君） 昨年が150万円、今年がだいたい110万円なんですけど、減額の理由が庁舎前の充電器が今年度の12月から翌年度の12月まで使えなくなってしまったので、かかる費用も今ストップしていますけど、当然いただく費用もストップしてしまうので、その分が減額しているというところなんです。その上で、それぞれの箇所ごとで入ってくる収入というのは、実はそんなに変わりませんで、ゆうステーションのみがその充電サービスというところとの契約形態がほか3カ所、役場、杖立、岳の湯と違いまして、いただく金額というのが少ないです。ただ、利用自体はゆうステーションが最も多いというふうになっております。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

では、これをもちまして質疑を終了いたします。

以上で、本日の担当課に属する議事日程は全部終了しました。

これにて、平成30年第1回総務文教福祉常任委員会を終了いたします。

12日の担当課は、住民課、福祉課、保育園、教育委員会となっております。

どうもお疲れさまでございました。

（午後2時40分）

平成 30 年

第 2 回総務文教福祉常任委員会会議録

小 国 町 議 会

小 国 町 議 会 平 成 3 0 年 第 2 回 総 務 文 教 福 祉 常 任 委 員 会 会 議 記 録	
日 時	平成 30 年 3 月 12 日 午前 10 時 02 分開議 午後 4 時 56 分閉会
場 所	小国町隣保館
出席委員 及び議長	高村 祝次 大塚 英博 北里 勝義 児玉 智博 穴見まち子 松崎 俊一 渡邊 誠次
事 務 局 職 員	小田 宣義 穴井 桂子
説 明 員	別紙座席表のとおり
会 議 に 付 し た 事 件	議案第 18 号 平成 3 0 年度小国町一般会計予算について 議案第 19 号 平成 3 0 年度小国町国民健康保険特別会計予算 について 議案第 20 号 平成 3 0 年度小国町介護保険特別会計予算につ いて 議案第 21 号 平成 3 0 年度小国町後期高齢者医療特別会計 予算について 議案第 22 号 平成 3 0 年度小国町地方改善施設住宅新築資金 等特別会計予算について 議案第 23 号 平成 3 0 年度小国町坂本善三美術館特別会計予算 について
会 議 の 経 過 概 要	平成 3 0 年度に係る予算についての審議を行う。 所管課：住民課・福祉課・保育園・教育委員会 審議の結果、平成 3 0 年度一般会計及び特別会計予算につ いて、原案可決となった。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

総務文教福祉常任委員長

# 平成30年 第2回 総務文教福祉常任委員会

平成30年3月12日(月) 午前10時00分～  
小国町隣保館

					穴井 書記
小野 隣保館長	前田 住民係長	永江 健康支援係長	宇都宮 子ども未来係長	後藤 学校教育係長	宮本 社会教育係長
石原 住民課審議員	小林 福祉課審議員	加祥 地域包括支援センター 長	河津 福祉係長	児玉 保育園長	秋吉 教育委員会事務局次 長
生田 住民課長	木下 福祉課長	北里町長		麻生 教育長	横井 教育委員会事務局長
北里					松崎
児玉					穴見
		議長 渡邊	委員長 高村	副委員長 大塚	
小田 議会事務局長					

## 議事の経過 (h. 30. 3. 12)

委員長（高村祝次君） おはようございます。土曜日は中学校の卒業式、また昨日は阿蘇郡各地で野焼きが行われました。非常にそういった中、朝晩まだまだ冷え込んできますので、体には十分に気を付けていただきたいと思います。本日は、福祉課、住民課、教育委員会、それぞれ所管するところの委員会ですけれども、やはりこの委員会が今後小国町の一番重要な会じゃないかなというふうに思っているところでございます。

それでは、開会に先立ちまして、北里町長に御挨拶をお願いしたいと思います。

町長（北里耕亮君） おはようございます。

平成30年の第2回総務文教福祉常任委員会ということで総務委員会の2日目でございます。お忙しい中、ありがとうございます。さて、お手元にありますとおりに、去る3月8日、本会議において、それぞれ一般会計予算、そしてそれぞれの特別会計予算を付託をされている状況の中での委員会でございます。1日目に引き続き、様々な御意見を賜りたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

委員長（高村祝次君） ありがとうございます。

ただいま出席委員は6人です。定足数に達していますので、ただいまから総務文教福祉常任委員会を開催いたします。

(午前10時02分)

委員長（高村祝次君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりであります。

本日は、3月8日の本会議で本委員会に付託された議案第18号 平成30年度小国町一般会計予算について、議案第19号 平成30年度小国町国民健康保険特別会計予算について、議案第20号 平成30年度小国町介護保険特別会計予算について、議案第21号 平成30年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第22号 平成30年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算について、議案第23号 平成30年度小国町坂本善三美術館特別会計予算についてとなっております。

委員会の審議も本日は2日目となっております。付託された案件につきましては、本日の審議終了後に採決したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日の担当課につきましては、住民課、福祉課、保育園、教育委員会の各課長、審議員及び担当係長の出席をお願いしております。

はじめに、本常任委員会に付託された議案第18号 平成30年度小国町一般会計予算を議題といたします。議案第18号について説明を求めたいと思いますが、各所管に属する当初予算についての総括の説明があればお願いいたします。併せて資料等があれば配付をお願いいたします。

住民課長（生田敬二君） おはようございます。

はじめに住民課から説明をさせていただきます。着座にて説明をいたします。

委員長（高村祝次君） 全員着座で説明をお願いいたします。

住民課長（生田敬二君） それでは、住民課、まず歳出から説明をさせていただきます。

予算書の13ページの総括表をお開きください。この中で住民課の所管といたしまして、項目名は出てまいりませんが、第2総務費の中の3つの目、第3民生費の中の3つの目、第4衛生費の中の3つの目と款9教育費の中の1つの目、以上、4つの款、10の目にわたって予算計上をさせていただきます。

住民課所管の歳出予算総額としまして、およそ2億3千600万円ほどでございます。歳出総額に占める割合としましては約4.6%、また対29年度の当初予算でおよそ8千500万円ほどの減額と、26.5%の減というふうになっております。

それでは、目ごとにその概要を説明させていただきます。

42ページをお願いいたします。上段、行政相談費でございます。予算額85万8千円、こちらは無料法律相談、消費生活相談、行政相談事業に係る費用の予算でございます。前年度比で47万円ほど減額となっておりますけれども、消費生活相談の報酬額の減が主な原因です。今年の3月から南小国町との広域連携ということで、本町で火曜日、南小国町で木曜日の相談所設置という形になっております。週2日が1日となりまして、その分の報酬額が減額をされているというものでございます。広域連携につきましては、両町の住民の方は南北どちらに行っても相談ができるという形の体制を取っているところでございます。

続きまして、43ページの下段から44ページにかけて住民支援費でございます。こちらの主なものとして、金婚・ダイヤモンド婚・米寿・百歳等達者等の表彰に関する経費、また、男女共同参画社会推進の関連事業の経費、パスポート業務に係る費用、保護司会等の住民支援団体の負担金補助金等となっております。こちらも昨年度でいいますと239万円ほどの減額となっております。実は、今回、昨年まで計上しておりました婚活支援対策事業が計上をしてございません。平成27年度から29年度まで事業を行ってまいりました。その中で3年間が経過しましたので、今一度そのちょっと運営方法というか、効果とかを検証して今後に生かしていきたいということで、30年度においては、当初においては計上をしてございません。

それから、47ページ、48ページをお願いいたします。戸籍住民登録費です。こちらは戸籍住民登録、印鑑登録業務等に関わる予算でございます。物件費としまして、各業務システムの使用料であるとか、保守料等となっております。

55ページの中ほど人権政策費でございます。330万9千円です。こちらは人権啓発に関する業務の経費として、主なものとしては、印刷製本費の人権カレンダーの政策費を60万円、また部落解放同盟小国支部への補助金170万円等となっております。

続きまして、55ページ、56ページをお願いいたします。隣保館運営費でございます。73



5万3千円ということで、隣保館の管理、運営に係る経費の予算計上でございます。隣保館内で実施する各種講座、教室等の費用であるとか、人権フェスティバル等に係る費用でございます。施設の維持管理費に関する支出、光熱水費等ですけれども、若干増額計上をされているところがございます。また、隣保館の運営に係る費用につきましては、歳入で地方改善事業費補助金702万5千円ほどが出ておりますが、そちらでほぼ賄われているものとなります。

続きまして、59ページの下段から60ページにかけまして、児童館運営費でございます。48万1千円、こちらはこの併設されております隣保館の運営に関する予算でございます。各児童向けの各教室やイベント等に関するものです。

62ページの中段をお願いいたします。保健衛生費、予防費ありますが、2千500万円のうち12万円ほどが消耗品費、役務費等の中にありますけれども、狂犬病予防に関する費用、地権管理に関する費用がこの中に含まれております。

62ページ、下段、環境衛生費でございます。1千528万8千円、主なものとしましては、廃棄物の不法投棄防止、河川水質検査、また浄化槽補助金の環境衛生に関する費用の計上でございます。なお、浄化槽関連の予算につきましては、平成29年度までは建設課所管となっておりますけれども、30年度から住民課の業務ということで事務移管をされておりますので、報告をさせていただきます。

次に、63ページ、清掃総務費です。1億6千904万2千円、対前年で9千179万円ほどの減額となっております。ごみし尿の一般廃棄物の処理についての広域行政事務組合への負担金としての予算計上となります。昨年から9千170万円ほど減額となっておりますけれども、主な減の原因といたしましては、北部清掃施設費、昨年までは最終処分場の閉鎖工事関係の予算措置がありましたものですから、こちらで6千700万円ほどの減額と、あと清掃施設運営費負担金で2千400万円ほどの減額となることによるものでございます。

それから、ちょっと飛びまして教育費です。96ページでございます。こちら集会所運営費、予算額98万5千円でございます。倉原教育集会所の施設の維持管理費用の予算計上でございます。こちら少し36万円ほど増額となっております。施設の照明器具、照明設備の老朽化に伴い、ちょっとLED照明に改修をしようということで、修繕費の増が主な要因となっております。

なお、住民課所管業務の各委託料、補助金、負担金等につきましては、お配りをしております予算資料に住民課資料1でございます、記載されておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

続きまして、歳入、住民課所管となるものの項目のみを説明させていただきます。

17ページ中段の民生使用料、地方改善施設使用料、倉原の改善住宅の使用料でございます。

18ページ中段の総務手数料の自動車臨時運行許可手数料から各窓口手数料が掲載しております印鑑登録証交付手数料までが住民課のものでございます。

それから、同じく18ページの衛生手数料、こちらは犬の登録等に関する手数料33万円、その他手数料2千円でございます。

19ページ中段でございます。衛生費補助金です。循環型社会形成推進交付金229万8千円、先ほどちょっと御説明しましたけれども、合併浄化槽の新規設置や転換等に関する国からの補助金約費用額の3分の1程度の計上でございます。

20ページの上段です。総務費委託金、中長期在留者住居地届出等事務委託金22万円でございます。外国から本町に居住する方の届出に関する事務委託金でございます。

20ページ下段でございます。総務費県補助金、総務費補助金の人口動態調査事務補助金、それから消費者行政に関する補助金が1万2千円、また17万6千円がございます。

21ページの上段です。民生費県補助金の中の地方改善事業費、隣保館運営に関する補助金70万2千5百円でございます。先ほどの隣保館運営費に充当をされるものでございます。

21ページ中段にあります保健衛生費補助金、浄化槽設置整備事業補助金229万8千円でございます。先ほどの浄化槽関係に関する県からの補助金で、こちらも3分の1程度の計上となっております。

23ページ上段でございます。社会福祉費委託金、人権啓発活動地方委託事業の委託金8万4千3百円でございます。こちらは人権カレンダーの製作費と今年が人権の花運動ということで、各市町村の持ち回りの事業、法務省の事業ですけれども、ございまして、こちらに係る費用が26万円、新たに計上をさせていただいております。

25ページの上段でございます。特別会計繰入金の中の地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計の繰入金12万6千円でございます。これは特会の余剰金を繰り入れるものとなっております。

歳入項目は以上でございます。

簡単でございましたけれども、住民課所管の概要説明をさせていただきました。御審議方よろしく願いいたします。

福祉課長（木下勇児君） おはようございます。着座で説明させていただきます。

福祉課所管の平成30年度一般会計予算について説明させていただきます。

まず全体概要ですが、福祉課所管の予算額は民生費が約7億4千950万円、衛生費が7千860万円、諸支出金が2億7千510万円となっており、合計で11億340万円となっております。一般会計全体予算額の21.5%にあたります。また、前年度と比較しまして約1千730万円の減となっております。これの主な要因といたしましては、昨年実施された臨時給付金、この予算がなくなったことが主な要因となっております。

それでは、歳出から順を追って説明させていただきます。

予算書の50ページをお願いいたします。下のほうの款の3民生費、項の1社会福祉費の目の

1 社会福祉総務費です。この目は、社会福祉全般ということで、福祉課の職員給または地域の見守りや地域支援などの地域福祉を行っていくことを目的としているところです。昨年度と比較しまして3千600万円の減となっておりますが、これは先ほど申し上げました、臨時給付金の予算がなくなったことに起因するものです。1の報償費に民生委員・児童委員25名、福祉協力員51名の報酬などを計上させていただいております。

51ページの下のほうに委託料としまして、地域福祉活動計画策定業務委託料276万5千円を計上しております。これは町の福祉政策の根幹となる計画で、平成31年度からの5カ年計画を策定するものです。

52ページに19の負担金補助及び交付金で、民生委員協議会や社会福祉協議会への補助金が計上されております。

続いて、目の2障害者福祉費です。こちらは障害者総合支援法に基づき、様々な障害者福祉のサービスを行っております。

53ページ上段の扶助費の障害福祉サービスにつきましては、実績を考慮して予算計上しております。障害区分が上がることによる負担化増などで費用が伸びてきている状況です。また、障害児通所につきましては、利用する児童の増加による増額を見込んで予算計上させていただいております。

続いて、3の国民年金事務費です。こちらは国民年金の市町村受託事務経費として計上させていただいております。なお、今年度より人件費につきましては、次の高齢者福祉費へ移しております。

次に目の4老人福祉費です。こちらは老人福祉関係の予算でして、職員給と54ページの19の負担金補助及び交付金で、老人クラブや敬老会事業への補助が計上されております。20の扶助費で老人保護措置費が計上されております。2月時点で小国町の措置者は悠和の里に入所している方が29名、館外の施設に入所されている方が9名となっております。

次に5の医療費一部負担金です。こちらは重度障害者と先般条例を可決していただきましたが、乳幼児児童高校生等の医療費に対する本人負担の助成をする部分です。実績等を加味して予算計上させていただいております。なお、今年度の新設された高校生等の医療費につきましては、対象者を170人と見込んでいます。予算につきましては、なかなか実績が難しいものですから250万円を見込んで今回計上させていただいております。

次に55ページ、7の後期高齢者医療事業費です。こちらは保険者である後期高齢者医療広域連合への小国町の負担分として事務費と療養費分が計上されております。

続いて、57ページをお願いします。項の2児童福祉費、1の児童福祉総務費です。こちらは19の負担金補助及び交付金で、小国幼稚園に対する給付費が計上されております。20の扶助費では、児童手当が9千200万円を計上しております。こちらは0歳児から中学生までのお子

さん1人につき年齢によって月額1万円から1万5千円を支給するものとなっております。実績により、全体的な減額となっております。

次に少しページが飛びますが、60ページをお願いします。4の衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費です。主なものは、61ページの委託料としまして各種がん検診、国保の特定健診以外の住民健診や妊婦健診、乳幼児健診費用が計上されております。無料クーポンや節目年齢の方への助成を行い、受診率とその後の保健指導の指導率向上に力を入れていきたいと思っているところです。

次に62ページの2の予防費をお願いします。委託料に4種混合や肺炎球菌、日本脳炎など各種予防接種やインフルエンザ予防接種などの費用が計上されております。

次に飛びまして102ページの一番下をお願いします。目の3住まいの再建支援事業費といたしまして、今回新設されたものですが、熊本地震復興基金事業により、大規模半壊の被災を受けた住宅の建て替えに伴って引っ越し費用として10万円を補助するものです。こちらは県の補助金の熊本地震復興基金交付金により全額10万円が町に補助されるものです。

103ページに12の諸支出金、特別会計繰出金としまして、その中に国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の繰出金をそれぞれ特別会計へ支出額を計上させていただいております。

以上で歳出の説明を終わります。

歳入に移ります。

16ページをお願いいたします。16ページ一番下の11の分担金及び負担金の1の民生費負担金、区分が老人福祉費負担金1千56万円となっております。こちらは小国町が措置している老人ホーム入所者及び扶養義務者の入所負担金となっております。

次に17ページの衛生費負担金の養育医療保護者負担金、こちらも福祉課の所管です。12の使用料及び手数料、2の民生使用料、こちらに福祉センター悠ゆう館の使用料、ふれあい広場照明使用料が福祉課の所管となります。

次に18ページをお願いします。18ページ、国庫支出金の国庫負担金の1民生費国庫負担金から19ページの3の衛生費国庫負担金までが福祉課の所管となります。主なものは、障害者自立支援や医療給付、障害児支援や児童手当、保育給付費や国保の一般会計から繰り入れる法定繰入に対して国が2分の1負担する保険基盤安定負担金などが計上されております。

同じく、19ページの13の国庫支出金の目2民生費国庫補助金の中ほど、保育の質の向上の研修補助金を除く部分が福祉課の所管となっております。目3衛生費国庫補助金につきましては、下の段の女性特有のがん検診事業費補助金が福祉課の所管となります。

20ページをお願いします。民生費委託金に国民年金事務委託金を計上させていただいております。

次に14の県支出金の県負担金の1民生費県負担金から3の衛生費県負担金までが福祉課の所管となります。こちらも国の負担金と同様の項目が計上されているところです。

次に21ページの県補助金の目の2民生費県補助金の1の社会福祉費補助金から3の衛生費県補助金までで区分の社会福祉費補助金の6段目に地方改善事業補助金と児童福祉補助金の2段目に多子世帯子育て支援事業交付金、5段目の地域子育て支援拠点事業及び一時預り事業補助金と衛生費の補助金の一番上の浄化槽設置整備事業補助金、これを除く部分が福祉課の所管となっております。主なものは、社会福祉費で重度障害者や乳幼児医療費助成補助など、児童福祉費で子育て支援関係、衛生費で健康増進事業などの補助金が計上されているところです。

次に22ページの中段に目の7災害復旧費県補助金、一番下の住まいの再建支援事業が、先ほど言いました10万円の補助になっております。

次に25ページをお願いします。下のほうの19の諸収入、3の貸付金元利収入の1災害援護資金貸付金元利収入、こちらも福祉課の所管となっております。

次に26ページをお願いいたします。19の諸収入、5の雑入で5段目の悠ゆう館施設負担金収入、それからそのまた7つ下になりますが、地域生活支援事業負担収入、下から2番目の高齢者等活動支援促進施設負担収入、27ページに移りまして、上から6段目になりますが、地域福祉計画推進社協負担収入などが福祉課に所管するものになります。

なお、福祉課資料8といたしまして、工事、委託、補助金、負担金調書ということで提出をさせていただいております。参考にさせていただければと思います。

以上で説明を終わります。

保育園長（児玉敦子君） おはようございます。着座にて説明させていただきます。よろしく願います。

それでは、保育園費の歳出予算から説明させていただきます。

予算書の57ページ下段になります。宮原保育園、北里保育園、下城保育園、子育て支援拠点と休園しております蓬萊保育園に関わる予算です。款の3民生費10億5千984万3千円の中の項の2児童福祉費4億1千245万2千円、目の2保育園費2億7千601万8千円は、民生費の約26%、町全体の約5%になります。29年度より2千722万7千円の増額となり、約10%の増になっております。平成30年度の予算のうち、人件費は保育園費全体の85%となっております。

主な歳出を御説明いたします。

節の1の報酬です。非常勤職員報酬は、保育士5名と給食職員6名です。給食職員のうち1名は障害者雇用となっております。

次に58ページ、節の7賃金の中の臨時保育士賃金ですが、平成30年度は入園児数が増えることに伴い、臨時保育士14人分の2千579万8千円を計上させていただきました。平成29

年度当初予算では、臨時保育士8名を計上いたしましたが、園児数増加に伴い、補正により2名増員して10名の臨時保育士を雇用いたしました。平成30年度は臨時保育士の処遇改善とゼロ歳児、1歳児、2歳児の入園増加に伴う受け入れのための増員のため、1千224万円の増額となっております。平成29年4月当初の園児数が156名に對しまして、平成30年度は4月当初183名の予定で27名増加になります。また、保育士確保のための処遇改善として、臨時保育士の資格のある臨時保育士、月額6千800円から7千500円の700円アップ、資格のない臨時保育士6千100円から6千500円の400円のアップをお願いするものです。

次に節の9です。旅費に32万円計上しておりますが、民生費国庫補助金、保育の質の向上のための研修事業補助金として上限額14万8千円が歳入予定となっております。子ども向けの保育研修とともに、保護者支援のための研修も増えているところです。また、保育士資格を持っていない保育補助職員のための子育て支援員研修、保育士の専門性を高めるスキルアップ研修などを計画していきたいと思っております。

節の11需用費の中の修繕費ですが、平成30年度は420万円を計上しております。内訳といたしまして、宮原保育園の園児用トイレ和式5台を洋式に改修工事をするのと、屋根の雨漏りの一部修繕、外壁一部修繕です。

59ページになります。節の13委託料の中の委託児童運営費ですが、南小国町に委託しております2歳児1名、12カ月分の施設給付費、委託料をあげております。9万3千400円掛ける12カ月分、111万6千480円になります。

次に節の18備品購入費になります。宮原保育園給食室の冷凍冷蔵庫を新規購入分69万円を計上しております。

続きまして、歳入の説明を行います。

17ページの上段になります。款11の分担金及び負担金、項の2負担金、目1の民生費負担金、節2の児童福祉費負担金、保育料となります。現年度分保育料負担金として2千310万円を見込んでおります。園児増加により29年度より310万円の増を見込んでおります。また、滞納繰越分の保育料負担金として29年度分の収納状況を考え、10万円を計上しております。平成29年度より5万円減の見込みです。

19ページ中段になります。款13国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金の節の1民生費補助金、子ども子育て支援体制整備総合推進事業の中の保育の質の向上のための研修事業補助金14万8千円です。研修に関わる旅費及び参加費等の2分の1の補助となっております。

次に、子ども子育て支援交付金の中の地域子育て支援拠点事業補助金として307万5千円、一時預かり事業補助金50万2千円が含まれております。国3分の1、県3分の1、市町村3分の1の補助額となっております。また、保育対策総合支援事業補助金の中の家庭支援推進事業と

して2分の1の額の190万円を見込んでおります。

次は21ページ上段になります。款の14県支出金、項の2県補助金、目の2民生費県補助金、節の2児童福祉費補助金の中の多子世帯子育て支援事業交付金20万円を予定しております。18歳未満の子どもさんを扶養している世帯の第3子以降で3歳未満児を対象に県と市町村で保育料2分の1ずつ負担するものです。次に地域子育て支援拠点事業補助金307万5千円と一時預り事業補助金50万2千円を見込んでおります。

26ページ上段になります。款の19諸収入、項の4受託事業収入、目の1民生費受託事業収入、節の1保育園費受託事業収入136万2千円です。これは町外の保護者の就労が小国町にあり、送迎などの都合で小国町の保育園希望の児童のための保育を受託する施設給付費です。南小国町から4歳児1名、3歳児2名、2歳児1名、1歳児1名の5名、136万2千円を予定しております。年齢が上がるごとに基本の施設給付費の単価が低くなる仕組みになっておりまして、前年度から305万4千円減額になっております。

次に雑入の7段目の一時預り事業負担費ですが、15万円を予定しています。月に12日を限度に1日利用で給食込みで2千円、半日給食込みで1千円としています。平成29年度は2月締めで延べ181名利用で、29万円の負担額となっております。

以上で保育園費の説明を終わります。よろしくお願いたします。

教育委員会事務局長（横井 誠君） それでは、教育委員会事務局の予算について説明させていただきます。工事委託、補助金、負担金につきましては、先日予算資料として配付させていただいておりますので、参考にいただければと思います。

まず、全体額から説明させていただきます。予算書2ページから説明させていただきます。歳入でございまして、教育委員会事務局に係る款名としましては、12の使用料及び手数料、13の国庫支出金、14の県支出金、15の財産収入、17の繰入金、19の諸収入でございます。収入の合計は、4千316万9千円で、対前年度比97.2%でございます。

次に、6ページが歳出でございます。9教育費3億3千396万6千円のうち、集会所運営費98万5千円を除いた3億3千298万1千円と12の諸支出金3億7千91万5千円のうち986万1千円でありまして、歳出の合計が3億4千284万2千円となり、対前年度比は99.6%になっています。また、町全体予算の約6.7%となっております。

それでは、まず支出の内容から説明させていただきます。変わった部分を中心に説明させていただきます。84ページからお願いします。84ページの教育費からでございます。84、85ページの目名、教育委員会費166万8千円につきましては、前年度から11万4千円の減額になっておりますが、9の旅費、費用弁償などが減額になっているもので内容的には大きな変更はございません。

次の目、事務局費6千950万9千円につきましては、前年度から1千121万5千円の減に

なっておりますが、職員数の減によるもののほかは前年度と大きく変わっているところはございません。

次に86ページの国際交流指導費321万2千円については、語学指導委託料が主なものですが、この分についても前年度とは大きくは変わっておりません。

次に小中高連携事業推進費664万円につきましては、13委託料としまして、ゆうネットサーバー保守管理等業務委託料50万円を計上しています。この分につきましては、学校の校務で必要なサービス管理である出勤簿、出張、学校日誌、休暇等の申請、承認事務のほか、行事予定、連絡事項、施設整備の予約等をこのシステムにより行うことにより、事務の効率化、事務負担の軽減のほか、職員間の動静把握がしやすくなることができるようになり、子どもと向き合える時間の増加にもつながるものとして計上させていただいております。

87ページの幼稚園費の教育振興費5万円につきましても変わりはございません。

次に小学校費の学校管理費9千38万1千円でございます。29年度に引き続き、2年生は30人学級としての対応を行い、臨時教職員1名分を計上させていただいております。

また89ページの14使用料及び賃借料では、古くなった児童用パソコン40台をノート兼タブレットに機種変更して入れ替えるためにパソコンリース料158万4千円を計上しています。

また、その下の18備品購入費の各教科教材・校具用備品133万6千円の中には、無線LAN機器費としまして96万円が含まれています。同じく備品購入費の一番下には、1、2年生用の机・椅子購入費としまして241万2千円を引き続き計上させていただいております。なお、この予算によりまして、小学校児童の机・椅子の整備は完了することになっております。

次に89ページ、90ページにかけてございます教育振興費367万6千円につきましては、20の扶助費が多少増額になっているものです。

90ページからの中学校費の学校管理費3千291万8千円につきましても、91ページの下の方にあります、14使用料及び賃借料としまして、小学校と同様に古くなった生徒用パソコン40台をノート兼タブレットに機種変更して入れ替えるためにパソコンリース料168万6千円を計上しています。

次の92ページの上の方にあります、18備品購入費の各教科教材・校具用備品400万円の中には、無線LAN機器費として288万円が含まれています。

92から93ページの教育振興費507万7千円につきましては、大きく変わっているところはございません。

次の93から94ページにあります寄宿舎居住費1千411万1千円につきましても大きく変わっているところはございません。なお、平成30年度におきましては、29名程度の入舎生数で計画しております。

次の94、95ページの社会教育総務費1千7万9千円につきましては、施政方針の社会教育



のところにありますように、小国町の遺産としての歴史や自然、文化、人物等を素材としました教材開発に取り組むための費用としまして、1 報酬の中に歴史遺産教材開発編集委員会報酬6万3千円、同じく検討委員会報酬10万8千円を計上させていただいています。

95ページの下の方の公民館費107万2千円につきましては、主に文化祭や成人式に関する予算でございますが、ほぼ本年度と同様の予算を計上させていただいております。

次の96ページの下の方からの文化財保護費80万5千円につきましては、内容的には大きく変わっているところはございません。

次の97ページ、交流多目的施設費572万9千円は、小国町図書室に関する予算でございますが、内容的に大きく変わっている部分はございません。

次に98ページからが保健体育総務費732万8千円でございます。小学校運動部活動の社会体育移行の試行年度としての予算としまして、8 報償費の一番下に小学校社会体育指導者謝礼46万1千円、また12の役務費の中に、スポーツ障害保険料3万7千円を計上させていただいております。また19負担金補助及び交付金の一番上にあります総合型地域スポーツクラブ補助金は、平成29年度までは小国ドームの管理業務を含んだ額を計上していましたが、平成30年度からは補助金と管理費用を明確にするために別々に計上させていただいております。補助金としましては110万円を計上させていただいております。ドーム管理費用につきましては、次の体育施設費の中で計上させていただいております。

99から100ページの体育施設費につきましては、今説明させていただきましたように、小国ドームの管理用としまして、1 報酬の非常勤職員報酬125万1千円と12 役務費の社会保険料等21万3千円を計上させていただいております。

次に100ページ、101ページが給食センター費として6千439万9千円を計上させていただいております。内容的には昨年度と大きく変わるところはございません。

それから、歳出の最後になりますが、103ページをお願いします。一番下のほうに特別会計繰出金としまして、坂本善三美術館特別会計繰出金986万1千円を計上させていただいております。

歳出についての説明は以上でございます。

次に歳入の説明をさせていただきたいと思います。

19ページからでございます。19ページの国庫補助金の中に一番左側に7 教育費国庫補助金とございますが、小学校費補助金としまして特別支援教育就学奨励費補助金7万9千円、また中学校費補助金としまして、へき地児童生徒援助費補助金172万5千円、この分は中学校の寄宿舎に関するものでございます。

またその下に小学校と同じく特別支援関係の補助金11万4千円がございます。

それから22ページになります。真ん中ほどに6 教育費県補助金としまして小学校費補助金、

水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金18万3千円、その下には社会教育費補助金としまして、地域改善対策奨学資金事業市町村返還事務費交付金3万2千円、またその下には保健体育費補助金としまして、児童生徒のスポーツ環境整備事業補助金12万2千円がございます。最後の部分は小学校運動部活動の社会体育移行に要する費用の補助金でございます。

次が23ページの中ほどにあります県委託金としまして、給食費委託金、支援学校給食委託金305万円がございます。

23ページの財産運用収入の真ん中ほどに奨学金事業基金積立金利子収入としまして1万円でございます。

次24ページをお願いします。基金繰入金としまして奨学金事業基金繰入金342万円を計上してございます。

次の25ページになりますけれども、一番下のほうに貸付金元利収入としまして奨学金貸付金元金収入当年度分が118万8千円、過年度分が50万円を計上させていただいてございます。

26ページをお願いします。雑入としまして上から2番目、3番目にございます中学校寄宿舎宿泊負担金104万5千円、それから、体育施設自動販売機収入30万円、それから、下から7つ目になりますけれども、太陽光発電売電料35万円。

27ページになりますが、上から2つ目の小国郷特別支援連携協議会負担金2万5千円がございます。

また同じく27ページには、給食収入としまして学校給食収入現年度分が2千828万4千円、滞納繰越分として1万円を計上してございます。

それと申し訳ございません。8ページをお願いします。債務負担行為としまして一番下のほうに4つございますけれども、学校児童用パソコンリース料から一番下にございますAEDリース料、この4つを債務負担行為としてあげさせていただいております。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

委員長（高村祝次君） ここで暫時休憩いたします。11時05分から再開いたします。

（午前10時57分）

委員長（高村祝次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

委員長（高村祝次君） それでは、これより議案第18号について質疑に入ります。

歳出からページを追っていきます。先ほどから平成30年度から環境衛生の中にある浄化槽補助金関係もこの委員会の所管になっております。

では42ページの行政相談費からお願いいたします。43ページ、ございませんか。

ないようでしたら、47ページ、戸籍住民登録費、ありませんか。48ページまでですね。

ないようでしたら、50ページの民生費の社会福祉費、51ページまで。

5番（児玉智博君） 民生費の社会福祉総務費ということで、さっきからちょっと、休憩時間にもお話ししたんですけども、生活保護ですね、基本的にその生活保護の判定というのは福祉事務所が行いますので、小国町としては相談窓口という対応になるということだと思いますが、ただ基本的に今非常に年金も安くなっている中で、生活保護基準以下の暮らしをしている人が大勢いるということが社会的な問題になっています。厚生労働省もそれを認めて、資産も考慮した上でも生活保護基準の人が生活保護を受給できている率というのは、補足率が30%ということなんですよね。それで先ほど確認したら、小国町の生活保護世帯が47世帯ということで、この今委員会も金曜日のときに税務当局に確認しましたところ、非課税世帯が全世帯の3分の1近くが非課税世帯ですというような中で、小国町の所得というのも非常に低所得世帯が多いと思いますし、47世帯というのが果たして補足率にしてどれくらいかというのはなかなかその町も把握するのは難しいとは思いますが、ただ、私としては、やはりもちろんその相談に来た方は福祉事務所のほうにつないでいるというお答えでしたけれども、そういうなかなか、その生活保護の申請に行くことも非常に後ろめたいというか、そういう恥ずかしいというような意識が、多分おそらく町民の中にもあると思うのですよね。そこでやはり大事なのは、生活保護というのは、その憲法に基づいた権利なんだということであつたりとか、そういう苦しい状況にあつたら相談に来てくださいといったような、そういう広報活動を行っていくというのが非常に大事なんじゃないかというふうに思うのですが、そういった点で福祉課としてはどういうふうな取り組みをしようという考えがあるかどうか、伺いたいと思います。

福祉課長（木下勇児君） 児玉議員の言われる部分、わかる部分もあるんですが、町としてはこれまでについては特段そういった広報を、周知活動を行ってきましてはおりません。もちろん相談であつたり、それは間に誰かが入ってくれても場合にはうちからも出向いていってでもお話を聞くというような情報があれば、そういった体制はやってきておりますけれども、広報については、ちょっと検討させていただきたいと思います。どういった形でちょっと周知を、どのようなやり方であるのかがちょっと私も何か今ぼんやりとしか何かできないので、少し内部でそういった周知のあり方というか、ちょっと検討させていただいて、内容を煮詰めてから実施の方向を考えたいというふうに思います。

5番（児玉智博君） 相談窓口というのは、いやその生活保護相談窓口という意味じゃなくて、そういういわゆる暮らし全般に関わる相談というのが、それはもう住民課でもやっていると思いますし、その社会福祉協議会であつたりとか、あるいはグリーンコープですかね、関田に窓口というか事務所ありますけれども、そういうところでもいろいろ生活の困窮であつたりとか、そういう相談の窓口も開いていると思うのですよね。そういうところで相談にあたる人とのいわゆるその生活保護行政との連携であるというようなことは今はなされているんですか。

福祉係長（河津佐和子君） おっしゃるとおり先ほどから生保の御相談のお話があつておりますけ

れども、まずちょっと前のお話をしますと、相談窓口は福祉課になっておりまして、なかなか児玉議員がおっしゃるように、こうみんなが机にびっしり座っている中で相談に来られるというのはなかなか勇気があることですので、まずお電話が必ずありますので、その際にこちらに出向くとおっしゃった場合はこちらで別室でお話を伺いますし、まあ車がないという方もいらっしゃいますし、ちょっと体が悪いという方については必ず伺っております。あとは窓口が福祉課ではあるんですけども、お話をよく聞いてみると、やっぱり介護とか、ほかにいろいろ困ったことがたくさんいらっしゃる方が多いので、関係の職員を同行して、包括の職員であったりとか、介護の関係とか、職員と一緒に伴っていろいろ相談に出向いたりすることもあります。また社教とも連携をしまして、必要であれば悠愛の職員もちょっと同行していただいてお話を伺ったりしているところです。

以上です。

委員長（高村祝次君） 5番議員、今の件は一般質問でお願いしたいと思います。

ほかにございませんか。

ないようでしたら、52ページ、53ページ。

8番（松崎俊一君） 8番松崎です。社会福祉費の社会福祉協議会の補助金、積算の根拠というか、どのような内容、またどのような費用に充当されているのか。そのあたりちょっと聞きたいと思います。

福祉課長（木下勇児君） 社会福祉協議会につきましては、地域福祉推進事業をはじめ、福祉サービスの利用支援事業などについて、住民のために必要不可欠な地域福祉推進部門と福祉サービス利用支援部門についての事業に対して一部町から助成を行っているものです。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。53ページまで。

5番（児玉智博君） この、52ページの補助金の社会福祉協議会補助金1千900万円ではありますが、福祉課資料によりますと、社会福祉協議会が行う地域福祉事業に要する経費に対して助成するものということになっておりますけれども、その具体的にその地域福祉事業というのは、実際、小国町社会福祉協議会が小国町で行っている内容としてはどのような事業が行われているんですか。

福祉課長（木下勇児君） 社会福祉協議会では、大きく部門的にはネットワーク活動推進、ボランティア活動の推進、総合相談の推進、高齢者の生きがいと健康増進、子育て支援、あと広報活動、福祉サービス利用の援助事業、そういったものに大きく分かれております。そのほかに各種団体の支援・協力という形で分けておりますけれども、ネットワーク活動としましては、地域福祉計画、活動計画を策定しております。5年に1回、それに基づいた計画ということで、やまびこネットワーク活動支援でありますとか、サロン活動支援、地域の縁側づくり、命のバトン事業、地域福祉座談会の協力といったものを協力していただいている部分です。ボランティア活動につ

きましては、小国町のボランティアセンターを開設するにあたって社協が中心となってやりますので、毎年防災訓練時にはその開設の準備の防災訓練のときにボランティアセンターを開設する訓練も実施をしているところです。そのほかには高校生ボランティアと協力している様々な各種事業を行うとかいうのも実施しているところです。相談事業につきましては、心配事相談ということで、先ほども少しお話出てきた部分もありますが、そういった生活困窮者の自立支援あたりの相談事業も行っているところです。

それから、高齢者生きがい対策につきましては、介護予防事業の送迎あたり、これは介護保険のほうでちょっとお金のほうは、支出は出てますけれども、あと福祉車輛の貸出事業といったもの、そのほかには地域福祉の権利擁護事業、このあたりも実施をしているところです。

そのほか、老人クラブ連合会であったりとか、そういった団体の福祉協力員とかの事務の補助的な部分を担っていただいているところです。

5番（児玉智博君） かなり非常に多岐に亘って、ちょっと言葉だけで聞いてもなかなか理解ができないぐらい複雑で、いくつもあるということですね。要するに、この地域福祉事業に対して補助金を出すということであれば、何ていうか、なかなかこのチェックしにくいというか、そういう部分もあるんですけども、補助金申請の際には、具体的にこの事業に対して、こういう事業をするので補助金を出してほしいということで、福祉課としてはその内容をつぶさにチェックして、その上で交付決定というふうになっていますか。

福祉課長（木下勇児君） はい。今説明したように、また、議員もおっしゃったように、非常に多岐に亘ってやっております。町としてもできる部分は、いわゆる補助金、事業としての補助金的な性格で分けられる部分は分けていきたいというところがあります。団体助成ということで、今おっしゃるような形ではなかなか見えてこない部分もありますが、先ほど言ったように、相談事業が1件当たり幾らというようなものでもなかなか経費が出てこない部分もあります。そのほかについてもなかなかちょっとここ1年間協議して何とか事業化できないかというような協議もしたんですが、一つ一つのメニューを単価なり、年間幾らというような基礎もなかなか出づらということで、今回も基本的には全体的に係る経費の中に福祉部門の職員が3名社会福祉協議会のほうで、職員が3名今雇用して、それぞれでお互いを補完しながら作業をしてもらってますので、その部分に係る経費という形で補助金を出させていただいているところです。

あと内容につきましては、その年その年の実績等につきましては何件の相談があったとか、そういうものは実績として出していただいております。また、監査のほうも援助団体ということで受けているところです。

5番（児玉智博君） わかりました。そういうふうにも実績も出てるのであれば、やはり毎年同じ事業を繰り返すのではなくして、やっぱり変化を持たせるべきところはやっぱり変化がないとおかしいと思うのですよね。例えば、そのボランティア事業ですと、よく毎年のようにおぐチャンが

流すんで目に付くんですけれど、草刈りをして多分そういう草刈りとかに対しての事業補助という事で、町がこう出していることになると思うのですが、やはり、それは私もそっちの草刈りには行きませんが、地域の団体で鍋ヶ滝公園の周辺の草刈りなんかをしますが、別に町にお金を出してほしいとも思いませんし、それはもうボランティア精神でやるわけですからね、そういう地域、団体から、年間予算からそういう混合油を買って、飲み物も1本ずつぐらい参加者に出して、あとはもうその本当ボランティア精神でやっているわけですよ。やはり、そういうボランティアに対して町が補助金を出すというのは、私はそれは本当にボランティア精神に照らしたらまあ本当に正しいことなんだろうかというような気もするところです。やはりそういうところも含めて、やはり毎年毎年同じように前年に踏襲してというやり方ではなく、やはり改めるべきところは、改善すべきところは改善していくという立場でやっていただきたいと。何しろやっぱり1千900万円というのは突出して高い補助金でもありますので、そのことは重ねて訴えたいと思います。

福祉課長（木下勇児君） 福祉課としましても、1千900万円、決して安くはない、非常に高いというのでも認識しているところです。ただ、今の点で一つ、公園の草刈りにつきましては、あくまでボランティアグループの集まりがやっていますので、その分についてはこの補助金には入ってきておりませんので、その点はちょっと報告させてください。

以上です。

委員長（高村祝次君） 53ページまでありませんか。

ないようでしたら、54ページ、55ページ。

8番（松崎俊一君） はい、松崎です。54ページの老人クラブの補助でクラブの数ですかね、それから、構成する人たち、クラブに入っている方々が増えているのか、もしくは横ばいなのか。ちょうど私たちが60を超えたころに、老人クラブに入ってくださいとかいう話があったり、今同じ年代で入っている方もいるけれど、入っていない方もいるというようなことですね、その辺りの組織についてちょっとお尋ねします。

福祉係長（河津佐和子君） 老人クラブの補助金なんですけれども、まず人数のほうから言いますと、平成27年が1千628人、28年が1千619人、29年度の申請が1千604人ということで、大幅な人数の変動はありませんけれども、若干減少傾向にあるということになります。

会員のクラブ数は全域で28クラブになっております。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

5番（児玉智博君） それでは、医療費一部負担金の児童生徒医療費についてです。先ほど提案理由で説明もありましたように、高校生まで助成対象が引き上げられるということで170名を対象者にということでした。高校生分については、一応250万円の予算計上しているということでしたが、これは高校生の助成で、町外に住民票を移した人も対象にした場合はこの250万円

はどのように変わってくるか教えてください。

福祉課長（木下勇児君） 申し訳ありません。住民票を移した数の実態がまだちょっと把握ができておりません。今、住民票がある16、17、18歳というか、高校生となるであろう今の中3からの人数で今回予算を計上させていただきましたので、その該当者の方が住民票を動かした方のちょっと数についてはまだ把握ができておりませんので、ちょっと数字はわかりません。

5番（児玉智博君） 大体どういう制度をつくっていくかというふうにした場合に、じゃあ必要な予算がどうだからこうした場合はとかいうようなそういうある程度のシミュレーションはしてないということなんですか。

福祉課長（木下勇児君） 幾らかかるから人を入れる、入れないではなくて、町としてどこまでをまず対象にするか。その方たちの医療費をどこまで助成するかをまず検討させていただきます。その対象者についての人数を今回把握したということで、対象に入れてない部分、入らなかった部分についての数はちょっと今回実数としては把握しておりません。

5番（児玉智博君） やはりそういう検討もしてないで外した。その町として助成するのは、これは前も言いましたけれど、あくまで助成対象は保護者に対する助成、小国町民ですね、成人の小国町民の人が助成の対象になる。ただ医療を受けるのは子どもというかですね、になりますので、高校生の生徒になるわけですよね。同じ小国町民で小国町に税金を納める人が、その子どもがどこに住んでいるからということだけで扱いに差が出てくるというのは、これは前回も言いましたけれど、私はそれはちょっとおかしいんじゃないでしょうかというふうに思うわけですよね。今後、もしですよ、その取り扱い方を南小国町と同じようにしていく気があるのであれば、じゃあどこかどれぐらいこの予算が違ってくるのかというようなのを当然検討していく必要があると思うのですが、現段階では、もうその気はもうさらさらないと、そういうことでしょうか。

福祉課長（木下勇児君）さらさらないというのはあれですが、現段階で条例を制定させていただいた内容に沿って必要な経費、またはそういうものは計算させていただいたんですが、今おっしゃる部分については、今後検討の中では当然必要になってくる数字だと思っておりますし、南小国とあわせるというのもありましたが、南小国がやってなくて小国町がやっている部分も何か逆にあります、就職されたお子さんでも小国町内にいれば18歳までは小国町はOK、南小国町は婚姻と就職した場合にはだめとかいう制度になっています。そちらについても、このあいだの本会議でも説明させていただいたように、県内の自治体の動向を見ながら町としての判断の中で対応させていただいているところです。おっしゃる部分は、またこないだお話もありましたので、今後引き続き検討と、内容の検討をしていくという形で対応していきたいと思えます。

町長（北里耕亮君） 基本的な答弁は福祉課長、答弁したとおりでありますけれども、4月からようやく始まって運用していきながら半年、1年ということで、南小国町の状況も大体わかってくると思えますし、判断の一つのスタート地点が南小国町もそうでしたけれども、郡内や県内の状

況を少し見させていただきました。小国方式でやっている部分が他町村もこちらのほうが多いです。その理由も少し考えたわけでございますけれども、5番議員が言われるように、保護者に行くというのも十分わかりますが、今回、ちょっと運用しながら、情報交換をつぶさにさせていただきながら考えさせていただきたいというふうには思っております。ですから、台詞の中に検討しないのかという部分はありましたけれど、検討はするけれども、ここ2、3日でできるというものじゃなくて、半年とか、1年とか情報交換させていただきながらしていきたいというふうに思っております。制度をつくりあげたばかりという部分もあります。まずは第一歩ということで御理解をいただければというふうに思っております。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。55ページまで。ありませんか。

では、56ページ、57ページ。

5番（児玉智博君） この57ページにあります委託料の遊具点検委託料なんですが。これはその公園遊具ということになるかと思えます。普通、一般的に考えてみますと、公園だからその今はこのケヤキ広場の公園の中に設置された遊具を点検するということでありますので、その公園を管理するところが遊具も一緒に管理するというのが自然なんじゃないかと思うのですけれども、これはケヤキ広場そのものも福祉課が管理しているんですか。

福祉課長（木下勇児君） 全体ではなくて、あくまで遊具施設についての管理を福祉課で設置し、現在、管理をやっているところです。いわゆる毎日目視での管理は、これは隣保館がこちらにありますので、隣保館の職員にちょっとお願いをして朝なり、1日、毎日ちょっと確認をさせていただいているところです。異常があれば福祉課に連絡していただくという体制を取っています。月に1回は福祉課の職員が遊具等の目視等と、あと状況を把握して、その2つでいわゆる通常の定期点検や通常点検を行っているところです。今回、予算立てさせていただいた部分の3万円につきましては、いわゆる技術者による遊具の安全確認を年に1回、法定義務にはなっていないかと思いますが、年に1回実施するというので、昨年まではメーカー保証でやっていただいています。平成29年度までは。平成30年度からは町のほうでその委託分を計上させていただいています。

5番（児玉智博君） やはり、その遊具点検ということですが、やはり公園自体もそういう子どもが遊ぶところですから、穴が開いてないとか、何か危ないものが捨てられてないとか、そういう点検も一緒にやっていくべきだと思うのですよ。だから、何が言いたいと言えば、やっぱりこの公園管理と遊具管理というのは一つのところでやるほうが私は効率性という意味からいいんじゃないかと思うのですが、そういうところはちょっと整理する考えはないでしょうか。

町長（北里耕亮君） 遊具を設置するときに、お子さんの遊具が壊れてとか、不備があつて、事故があつて補償とかいう話題がやはり社会的にもあるわけで、しっかりここは遊具、いいものは設



置させていただいたけれども、そのあとの管理というのは大事ですという協議を建設課であったり、総務課であったり、もちろん福祉課であったり行う中で、しっかり遊具は福祉課という、今の答弁のとおりにさせていただきたいと。で、通常のほかの公園全体の部分というのは管財でありますので、管財係が中心となって、ここだけではなくて、ほかの部分もありますが、特にここは今御意見があるようにお子さんの出入りがありますので、そのあたりのところを注意していただいているわけでございますし、横断的には建設課も、委員から助言もありました看板の設置とか、そういう交通の安全面とか、そういった部分も課をまたいで横断的にやっていくということをしておりますので、窓口としては福祉課ということで看板とか、管財とかという部分だったら後ほど連携を取りながら、やっていきたいというふうに思っております。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

ないようでしたら、57ページから58、59までいいですので、59ページまでいきます。

8番（松崎俊一君） 8番です。すみません、間違っていたらごめんなさい。臨時調理人賃金が1人出てまして、賄材料やらがあるということは昼の御飯とかはもう各保育園で作っているんですかね。それから、その調理人という方はこの予算でいくとどこかにあがっているんですかね。ちょっと教えてください。

保育園長（児玉敦子君） 各園調理をしております、その中で職員の給食も作っております。非常勤職員。

8番（松崎俊一君） 調理人の方の予算がここにあがっているのかどうか。

保育園長（児玉敦子君） 調理人の方、非常勤職員になりますので、その中報酬のほうになります。

57ページの非常勤職員報酬11名の中に調理人職員の賃金というか、報酬も含まれております。

委員長（高村祝次君） いいですか。

3番（北里勝義君） それでは、59ページの保育園費、19の負担金補助及び交付金ですね、この中で小国町就学前人権教育研究協議会補助金とありますけれども、私がちょっと間違っていたら訂正していただきたい。この研究協議会は園長先生が会長を何かされていたということをやっと私認識しているんですが、30年度の活動内容ですね。わかりましたらお尋ねしたいと思います。

保育園長（児玉敦子君） 小国町就学前人権教育研究協議会として、私が会長を務めさせていただいております。活動内容としましては、また30年度に総会がありまして、そこで決定、承認をさせていただくのですけれど、人権教育に関する職員研修を主に行っております。その中で月に1回、職員研修を行ったり、人権教育関係の出張に参加させていただいたりしております。

3番（北里勝義君） 主に職員の研修ということですかね。やはり何て言いますか、保護者あたりと、やはり先生方と一緒にあってそういう就学前人権教育を学ぶと、そういうのはあまりないですかね。保護者等対象にした学びの場みたいなのですね。

保育園長（児玉敦子君） 毎年1回、社会福祉協議会と保育園と小国町就学前人権教育協議会と協賛ではありますけれど、子育て講演会というのを開催しております、子どもさんと一緒に保護者さん、また地域の方も一緒に、職員ももちろんですが、参加して楽しく子育てができるような講演会を計画して、毎年1回はやっております。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

ないようでしたら、60ページの衛生費から61ページ、61ページまでありませんか。

5番（児玉智博君） この検診関係で質問したいんですが、75歳以上の後期高齢者については、前の年度から歯科口腔検診が始まりました。それで、このむし歯予防対策事業委託料というものは、この委託料の中ではありますが、やはり具体的に町民の人たち、一人一人のこの口腔とか、あとそういう歯の検診を受けていって、そして具体的に治療が必要な人は治療をすとか、そういうことに結びつけていかないとなかなかそういう歯とか口腔の環境を良くしていくということとはつながらないなというふうに思うのですよね。そういう中で、そういう歯科口腔検診、一般の人たち向けに実施することはされないですか。

健康支援係長（永江直美君） すみません、歯科保健、歯科口腔検診のことなんですけれども。

委員長（高村祝次君） ちょっと声を大きくお願いします。

健康支援係長（永江直美君） はい、すみません。歯科口腔検診なんですけれども、まだその成人の方に対する検診というのは考えてないんですが、平成29年度から妊婦さんの歯科口腔検診を初めているところです。

以上です。

5番（児玉智博君） やはり後期高齢者のほうで歯科口腔検診が始まったというのは、やっぱり年を取っていくとなかなか飲み込む力とかも弱くなっていったり、誤飲なんていうことで、それが肺炎なんかに、本当に命の危機にもつながるといって始まったと思うのですが、やっぱりそういう高齢期に差し掛かる前からそういう気を遣っていかないとそこまでの貯金ができないと、その年齢になったときにやっぱりそういう誤飲の危険性なんかが高まっていくというふうに思うのですよね。やっぱり若い時期からそういうのができるように、その点について、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

7番（穴見まち子君） 住民健診になりますけれども、南小国と小国の金額の比較というのは、差額というのはどのくらいあるのでしょうか。

それとやっぱり住民健診の1日で終わる検診がありますね。その時期的なものが、今忙しい時期とかにあっていると思いますので、時期を変えることはできないだろうかということをお聞きしたいと思います。

健康支援係長（永江直美君） 住民健診の住民の方の一部負担に関しましては、南小国町の担当者

と負担金をあわせるということで協議をしながら負担金は決めていっております。

それと一日の検診というのはふるさと総合健診のことでしょう。はい、ふるさと総合健診ですね、7月に2日間、日程を予定しております。ある程度的人数が集まらないとふるさと総合健診、ミニドックという形なんですけど、できないこともあり、一応2日間の日程で計画しています。ただ受けられなかった方は、そのあとの住民健診が7月、ふるさと総合健診のあとにもありますし、そのあと8月の検診、そのあと漏れ検診として11月にも住民健診をしておりますので、その時期に受けていただくようにお進めをしております。

7番（穴見まち子君） ふるさと総合健診は、一日に集中して大体午前中とかで終わるんですね。だから、そのばらばらにあるより一括で終わるといところのいいところがあるので受ける人が多いと思うのですよね。受ける方というのは毎年増えているのでしょうか、少なくなっているのでしょうか。

健康支援係長（永江直美君） ふるさと総合健診に関しましては、大体横ばいの状況となっております。

委員長（高村祝次君） いいですか。それでは、私から質問させていただきます。

委託料は2千510万円ありますけれども、それぞれ検診されて、町で分かる範囲で結構ですので、この検診を受けた方が何人ぐらい検診で発見されたのか。上から子宮ガンから乳ガンとか骨粗しょう症とかそれぞれ書いてありますけれども、それ分かれば分かる範囲でお知らせしてもらいたいと思いますが。分からなかったら分からないで構いません。

健康支援係長（永江直美君） 検診の種類も多いですので、まだはっきりと人数までは今のところ資料を持ち合わせておりません。ただ検診で要精密検査となった方がいるんですけども、その方に対してはできるだけ医療機関に行くように、電話やはがき、手紙、あと訪問などでできるだけ医療機関を受診するようにお勧めしています。

委員長（高村祝次君） なるべく検診を受けてから町がお金をこれだけ出しておりますので、極秘で先生方から何名が検診にかかったとかいうこともやっぱり調べる必要があるのではないかなと私は思うわけですね。せっきく2千500万円使って何も町は分らないで2千500万円、個人でもおそらくこの町のお金使わないで検診とか、自分でこういろいろ検査されている人はもう全然ここには該当しないわけですから、せっきく町がお金出すからには、その数字が小国町でどのくらいの患者が発見されているとかいうことはやっぱり調べる必要はあるのではないかなと。ただ出しっぱなしじゃなくてですね。

福祉課長（木下勇児君） 各種がん検診につきましては、結果については町のほうに、先ほど担当係長が言いましたように、要精密検査が必要ですよという数は把握できますので、後ほどその数を、今年がちょっとはっきり出てなければもう一つの前の年になるかもしれませんが、その数は後ほどお知らせさせていただきたいと思います。

委員長（高村祝次君） 61ページまでありませんか。

ないようでしたら、62ページから63ページの衛生費までです。

3番（北里勝義君） 3番です。63ページの環境衛生費の中で13委託料ですね。河川の水質検査委託料ということで出ております。資料もいただいておりますけれども、19カ所、また検査項目は7項目ということで検査を行って、これ毎年行っているかと思えます。その中で水質の状況と申しますか、改善されているのか、現状維持なのか、悪くなっているのか、そういった分析までされているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

住民課長（生田敬二君） 水質検査についてのお尋ねです。19カ所の水を採集をしまして、精密に検査をするということをしております。その中で、毎年正常値の値の範囲内でありますので、ちょっと改善しているかどうかはあれなんですけれども、悪化はしてないという状況として理解をしております。悪くなっているというか、それに引っ掛かるような数字ではございません。

3番（北里勝義君） 河川については、やっぱり大きい河川が筑後川、それから志賀瀬川、この上流は南小国町ですよ。南小国町も多分こういった水質検査をしているんじゃないかなと思うのですが、そういった中でそのなんと申しますか、情報交換と申しますか、そういったのは別にないですかね。

住民課長（生田敬二君） すみません、筑後川も上流地域ということで、筑後川の水系全体の市町村での協議会等ありましてそういったところで情報交換はしておりますが、南小国町とその水質の情報までは仕入れておりません。小国町での水質の検査ということで今のところはそこまでの理解です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

5番（児玉智博君） 扶助費の鍼灸券補助について質問します。この補助対象者と、それと使える、そういう鍼灸院が何カ所あるのか教えてください。

健康支援係長（永江直美君） 鍼灸券につきましては、小国町に住民票を登録している40歳以上の方になります。1人につき1千100円を町が補助し、10枚補助しております。鍼灸券につきましては、今現在4カ所登録があります。

5番（児玉智博君） その40歳以上であれば誰でも受けられるということで、その医師の診断なんかは必要ないということになるんですか。

健康支援係長（永江直美君） 鍼灸券につきましては申請制度で、医師の診断などは必要ないというところになっています。

5番（児玉智博君） じゃあ医師の診断は要らないということでしたが、これのじゃあ目的としてはどういう、やっぱりその鍼灸券を使うことによって病院に通う必要性がちょっと少なくなるからやるということですか。

健康支援係長（永江直美君） 病院にかかりますと医療費に即つながらるんですけれども、鍼灸券の

補助をすることで医療費を使わず受けることができるということになります。

5番（児玉智博君） 後期高齢者医療制度では、その医師の診断を受ければその健康保険のほうから鍼灸代も出ますよという制度もあったかと思うのですが、そういう制度も周知していけばこちらのほう、一般会計からの鍼灸券補助も少なくなっていくんじゃないかなと思うのですが、こちらのほうの制度の周知なんかはされていますか。

健康支援係長（永江直美君） 整骨院とか、接骨院における柔道整復師による施術のことを言われていると思うのですが、毎月後期高齢も広報等で周知をされていていっているんですけども、順を追って周知をしていこうと、広報でしていこうと考えております。

委員長（高村祝次君） ここで、暫時休憩をいたします。午後の部を1時から再開いたします。

（午後0時01分）

委員長（高村祝次君） 休憩前に続き会議を開きます。

（午後1時00分）

健康支援係長（永江直美君） すみません、午前中に出了たがん検診の発見率についてお答えいたします。5つのがんでお答えします。28年度はまだ集計がわかっておりませんので、27年度でお答えさせていただきます。胃ガン検診ですけれども、平成27年、受診者数680名、要精検者数が34名、要精検率が5%となっています。そのうち精検の受診者数が23名、精検受診率が67.6%で、がんであったものはゼロとなっています。ただがん以外の疾患が23名ほど見つかっております。23年から27年の5年間でいいますと、5年間で4名のがんの方が見つかっております。大腸ガン検診につきましては、平成27年度の受診者数が1千36名、要精検者数72名、要精検率は6.9%となっています。がんであった者が27年度は1名、5年間で2人発見されております。肺ガン検診につきましては、平成27年度の受診者数が1千287名、要精検者数18名、要精検率1.4%です。27年度のがんであった者は0人です。ただがん以外の疾患が24名見つかっております。23年から27年の5年間でがんが発見された方が4名となっています。子宮ガン検診につきましては、平成27年度受診者数707名、精検者数14名、要精検率が2%となっています。27年度のがんであったものは0人なんですけれども、5年間で一人見つかっております。乳ガン検診につきましては、平成27年度受診者数774名、要精検者数29名、要精検率3.7%です。27年度のがんであった者は一人となっています。5年間でみますと5人の乳がんの方が見つかっています。がんの発見率ですが、少ないように思われるかもしれませんが、全国平均並みの結果となっております。

以上です。

委員長（高村祝次君） はい、ありがとうございました。ほかにございませんか。

7番（穴見まち子君） 62ページのインフルエンザの予防接種委託料なんですけれども、人口の何割ぐらいの方が予防接種を受けておられるか。それと小学校、中学校とインフルエンザを受け

ていると思いますけれども、その人数的なものです、それから学級閉鎖とかわかりますか。  
健康支援係長（永江直美君） インフルエンザについてお答えさせていただきます。

平成28年度ですけれども、インフルエンザの延べの接種者数が3千370名となっています。  
65歳以上でいますと延べ1千661名、あと小国町は1歳から対象者としておりますけれども、1歳から65歳未満が延べ1千709名となっております。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

学校教育係長（後藤栄二君） インフルエンザにかかる学級閉鎖についてですけれども、小学校で  
1回、中学校で1回学級閉鎖になっております。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

ないようでしたら、84ページの教育費にいきます。84ページ、85ページ。

学校教育係長（後藤栄二君） すみません、先ほど申しました、インフルエンザでの学級閉鎖につ  
いて、中学校は1回と言いましたけれど、2回の誤りでした。訂正をお願いいたします。

委員長（高村祝次君） 85ページまでございませんか。

5番（児玉智博君） 今から教育費の、予算審議に入っていくんですが、これ町長の施政方針のほ  
うでは、この教育委員会事務局関係の教育予算についても幾つか述べられているわけですが、  
教育長として、平成30年度の教育行政について、どういう方向性でやっていこうかという  
ようなお考えがありましたら簡単で結構ですので、述べていただければと思います。

教育長（麻生廣文君） 平成30年度につきましては、赴任したときに小国の教育チャレンジプラ  
ンというのがございまして、それを基本的には受け継いでいくということでございます。それに、  
今年度に特化してという部分につきましては、教育総合会議を開きました折に、町長部局には説  
明したところでございますけれども、一つは、チーム小国の教育という教職員、先生方の研究組  
織の充実、これが1点でございます。それから、2点目がICT関係ですね、ICT関係、これ  
の充実。それから、3点目が小学校で英会話、小国の場合は英会話で進めておりますけれども、  
英語教育が文科省の方針のもとに充実してまいりますので、その部分を考えております。それか  
ら、先ほど予算のときに事務局長から説明がありましたけれども、郷土資料、これふるさと小国  
を誇りに思うような子どもを育てる、そういう部分につきましてはチャレンジプランでも私お約  
束していたので、それを実際に進めていく年になると、こういったところで考えております。

以上です。

委員長（高村祝次君） 85ページまでありませんか。

ないようでしたら、86ページから87ページ、学校管理。

5番（児玉智博君） それでは86ページの負担金補助及び交付金の中の小国高校支援補助金につ  
いて質問します。

これは小国高校の永遠の発展の会というか、そういう組織に対して交付されるものであります

けれども、具体的に小国高校のその発展の会の中でこういった予算の使われ方を30年度はする  
んでしょうか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 30年度の事業内容につきましては、まず事務局であります  
高校のほうから小国高校の幹事会等を通しまして、小国町、そして南小国町のほうへ計画の内容  
の説明がございます。その計画をもとに、30年度の事業内容等を計画してございまして、大き  
く言いますと6つの項目がございます。生徒の学力の向上及び進路目標に係る事業、内容的には  
講演会であったりとか、大学生との交流会等、それから企業の方による講演会、検定・資格取得  
に関する補助、進路関係書籍テキスト等の購入、課外費の補助、対外セミナー参加に係る補助な  
どが内容です。

2つ目の職員等の研修に係る事業としまして、先進校の訪問、入試研究会等への参加。

3つ目の項目としまして、広報活動が学校PR用の看板であるとか、チラシを作成するとか、  
そういったものでございます。

次が事務的に関わる普通事務用品費でありますとか、通信費でありますとか、そういった経費  
でございます。

それと就学支援事業としまして、新入生の入学金補助、それから同じく新入生の教科書購入補  
助、それから、県外出身生徒に関する通学費の補助、最後の項目であります部活動支援事業とし  
まして、高校総体、あるいは総文祭、菊鹿大会等の各種大会参加に関わる助成をするように計画  
しているところでございます。

5番（児玉智博君） では、今述べられました6つの事業ごとのその予算の内訳を教えてください。

教育委員会事務局長（横井 誠君） まずはじめの生徒の学力の向上及び進路目標達成に係る事業  
としまして111万3千円、次の職員等の研修に係る事業としまして32万5千円、広報活動事  
業としまして15万3千円、事務局費としまして8万1千円、就学支援事業としまして102万  
8千円、最後の部活動支援事業としまして30万円となっております。

5番（児玉智博君） では、これも何年ですかね、もう4年か3年ぐらいになるかと思うのですが、  
実際に町としてこの取り組みがこういった効果をあげていると、そういう評価されているんです  
か。

教育委員会事務局長（横井 誠君） それぞれの項目ごとに生徒あるいは学校、それから保護者の  
皆さんに支援を行うような形で、それぞれの事業ごとに具体的に、数字的にどこが、どの数字が  
どういうふうになったということは具体的にはなかなか難しいところはあるとは思いますが、  
も、生徒が学校で学習なり、部活動なり、あるいは社会活動とかそういった中で活動していく中  
で励みになったり、あるいは実際に進路、あるいは就職に関わるときにそういった機会が、選択  
肢も少しは増えるとは思いますが、また学力向上の面では、意欲向上といいますか、なかなか  
数字的には表しにくい部分ではございますけれども、そういった町からの支援をいただいている

ということで、学校のほうもそういった説明をしていただいておりますので、両町が小国高校を支援しているというそのことが大いに励みになっているのではないかなというふうには思っております。

5番（児玉智博君）　そうですね、なかなか難しいんですけど、例えば、この職員研修に32万円というふうに使われています。実際、これまでに、どういうところに行ったのか。そこに行って何を持ち帰ってきたのか。これはもうはっきり分かると思うのですが、教えていただけますか。

教育委員会事務局長（横井 誠君）　以前も当初のころの話は少し私も分らないところがございすけれども、私も一緒に同行させていただきましたけれども、島根県の海士町島前高校に行かせていただいております。その中ではもう全国的にも有名になっておりますけれども、島の外からも学生を呼ぶということで、近隣の3町村が一緒になって島前高校を盛り上げていくという中で、公営塾であるとか、寮であるとか、あと学習塾であるとかですね、そういったことで町をあげて、また住民の方もそれに参加するような形で高校を盛り上げていくというような活動をされていたと思います。また大分のほうに行かせていただきまして、由布高校とか、美山高校とかですね、そういったところにもコミュニティスクールを通したり、あるいはまた公営塾ですね、そういった取り組みをしてそういった高校の地元入学を進めている。そういった内容であったと思います。また、今年度につきましては、ちょっと私のほうはちょっと行かれなかったんですけども、熊本ですね、山都のほうに研修に行っておりまして、あそこでもいろんな多岐に亘る町からの支援をしております、内容的には特にこれという大きいですね、今までお話をさせていただいたような事業の取り組みをされているというふうな、どの自治体においても、全国的な流れとして、なかなか人口が減る中で地元の最高学部であります高校を何とか守っていききたいというか、支援していきたいというのがそれぞれの高校で、自治体で取り組みは違うとは思いますが、小国郷は小国町と南小国町がございすので、両町でまた知恵を出し合ってそういった事例を参考にさせていただきたいと思っております。

5番（児玉智博君）　では、その研修で行ったですね、目にして、耳にしてきたその事例で小国町に持ち帰って、実際それが今取り組まれているようなことはあるんですか。

教育委員会事務局長（横井 誠君）　小さい項目では共通する支援事業はあったとは思いますが、その自治体で目玉にしている公営塾であるとか、寮であるとか、そういったところについての取り組みはまだ実現には至っていないというような状況でございます。

5番（児玉智博君）　結局、じゃあまだ何もそういう研修で身になって、小国町で実を結んだことがないということだと思うのですが、実際、来年度の小国高校の入学者数は、まだ最終的な決定ではないと思いますが、39名ということで、このままいけばもうクラスが1つになるわけですね。クラスが1つになるとどうなるかという、単純に考えられることは職員数



の配置がもう2人削られるということです。結局、じゃあそういうふうになればどうなるかというのと、やっぱりその教職員が2人減ればですよ、例えば、同じ教科の中でも社会科でも地理、日本史、世界史、公民とあるわけで、結局日本史の先生が世界史を教えないといけないようになったりとか、あるいは理科でも化学、地学、物理、生物ある中で生物の先生が物理を教えざるを得ないとか、そういうふうになると結局、特にやっぱりその進学を考えている生徒にしてみれば、そういう適切なそういう受験の指導が受けられるかというような不安にもつながっていくわけで、だから、それがこういう研修でちゃんと持ち帰っておけば1クラスにならなかったというようなことは言いませんけれど、やっぱり、目の前でそういう本当に状況は刻々と厳しくなっていく中で、研修費を32万円とはいえですよ、毎年毎年計上するけれども、じゃあその目に見えて何かこう研修で持ち帰った成果が現れているかというのと、じゃあそれを現わせないのであれば、この研修も考えたほうがいいんじゃないですかというふうに私は率直に思うわけですが、その辺はやはり補助金を出す町の部局としてどういうふうに考えますか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 確かに、現在まで研修に行った成果を持ち帰って、それが具体的な政策に結び付いていないという点は御指摘のとおりの部分も大いにあるのではないかなというふうに思っております。ただ新聞等でも掲載されてますとおり、熊本県内では、また新たに公営塾を始めたりとか、そういったところもあるようでございますし、また、そういった仮に公営塾でなくても、どういったやり方が小国郷として一番いいのかというのをこう考えていく中で、県内、県外は別にしましても、大いにそういった情報を入れて、それをまた同じことは仮にしなくても、そういった大いに情報としてヒントになる部分があると思いますので、研修とかはですね、幹事会の中でも意見は出ていまして、研修は来年度どうしようかという中でもですね、保護者、その幹事の中からも研修費はぜひそういった面をお願いしたいという意見もございましたので、平成30年度もちょっと計画させていただいているところでございます。

町長（北里耕亮君） 5番委員の御指摘の部分も十分分かりますし、そういう御意見があるのも私も分ります。今回の予算の査定というか、協議を合計3回ほど私と高橋町長と両町の事務局と、高校は入れなくて、最初、委員会ですから内部の部分は言いづらいんですが、高校からあがってきた部分はかなり一般的な経費も含めた、通常その今回のこの魅力化と発展の会の狙いは入学者を増やすというもう当初から徹底したそういう狙いというのを言うんですが、現場から、事務局から、事務局というのは高校からあがってくるのは固定経費とか、そういう部分があがってくるケースが多ございました。ただ両町も財源には限りがありますものですから、県立であるから県立で頑張ってお出しただけの分は出していただきたいと。入学者を増やすための支援策を我々は考えたいという部分を協議の中で言いました。その中には、例えば、昨年まで出しておりました、湧峰賞という、総合的に主に成績なんですけれども、いつも取られる方同じ方が多ございます。それが最善かというか、ちょっとこれは私個人の話ですが、それは皆さん頑張っているわ

けで、たまたま学校で何位とかいう部分の方に、しかも一昨年は現金でお渡ししてたということで、ちょっとあまりですね、こちらの考えとはそぐわないので、それはもう30年度から止めるようにしました。あとマイクロバスとか、部活のですとか、いろいろ総合的にいろいろあるんですが、その中から限られた財源の中から効果のあるものをとということで、研修も実はもっと金額が多かったわけです。ただやっぱりどこに行くか、何を学んでくるか、それが大事だと思います。海士町も私行きましたけれども、なかなか島前高校は島根県の県あたりがかなり支援をしております、それは県立ですから当然ですが、熊本県がどうだとは言いませんけれども、なかなか条件が違ったり、あと5千万円とか何千万円単位ですね、町営の塾、それから寮も町で建設をされております。寮管の方は地域おこし協力隊が入っております、学ぶべきところもあるんですけども、なかなかこの小国町に出してどうだという部分もないので、今その町営の塾あたりは、この予算には見えないんですが、考える範囲だけで考えていながら、より形になっていけるよう、インターネット塾じゃないですけども、そういうものを両町のどこかに設置ができればというような検討も予算には表れてないんですが、そういう部分もやっていきたいというふうに思いますし、津江から来られている生徒も数名いらっしゃいます。そういうところに遠距離通学の補助金も増額しました。こういう機会に先方は先方、津江は日田に行くのにいろいろという部分もありますので、小国の方が近いという、じゃあちょっと町内に下宿をするところの整備とか、これはまだ具現化していませんが、いろいろ考えていきたいと思います。ただなかなか特効薬というのがないものですけども、引き続き、町内に、両町の中にこの高校が存続していくというのは非常に必要だと思いますので、委員の皆様方もこういうことがあるぞというような御意見またあればですね、ぜひ助言をいただければというふうに思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） とにかく、そう何千万円も県がしかも出してくれて、それにそういう前提があつて、町がそういうお金があつて下宿するような寮を建てられたりとか、それはそういうことができればいいんですけど、やはり何しろ熊本県としては、もう小国だけにですね、そういう予算も使うということはなかなかないでしょうし、そういう中で、小国町もまた限られた予算でいろいろ模索されてるんだと思いますけど、そうであれば、なおさらこれまでのこの会の取り組みをしっかりとこの時系列でこう追ってですよ、ここは予算がこれだけ使われて、成果としてこういう成果が出てきたなというような分析をした上で、また次の予算を立てていかないと、やっぱり私は、それは実際今の時代にインターネット等で情報を得ようと思えばいくらでも方法はあるわけですね。それはやっぱそこに足を運んで実際に目で見て、そういう担当をしている相手さんにもいろいろこう質問をぶついたりする中で、やっぱりそういうインターネットだけでは分からないこともあるとは思いますが、なかなかですよ、そういう目玉政策でして、じゃあそういういろんな取り組みをこう町に持ち帰って、じゃあ実際それを町がそれを実現できるか

と言えば、そういうものは、ほとんどないと思うのですよね。結局、そういうふうにも今年も32万円予算使って、今年はどこに行かれるか分かりませんが、行ったところでじゃあ何が持ち帰ってこられるんですかと思うわけですよね。ですから、執行部としては、じゃあ今年にはじゃあどこに行くのかと。じゃあそこに行ってじゃあ何をこう学んできて、小国高校に何を持ち帰るつもりかと、そういうところまで、しっかりと詰めてここの会がですね、活動していくように引き続き厳しく指導をしていただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） すみません、事務局が答えるべきかもしれませんが、当初、平成30年のこの研修場所ですが、芦北高校の芦北に行くという話題もありました。それはあちらが制服を新しく作って、それは執行部も注文を付けました。最初、どんと高校から要求があがってきたのが制服の補助という部分がありまして、制服の補助、これは考え方いろいろあると思います。新しくなった少しデザイン的に優れた部分ということで、入学者が増えるという部分があるのであればと言いますが、なかなかそれ一度補助したらずっと毎年補助していかなければいけないので、というので、これはかなり激論がありました。御意見のように、目指す狙いという部分をはっきりしていかなければと思います。今ちょっと確認したらまだ場所はまだ決めてないということですが、この32万円も使い切るという部分じゃなくて、より効果がある部分、そういうのがなければ、そういうのを模索していくと。研修場所もいいところがなければ、ほかのものに使うとか、減額するとか、そういう部分もあるので、今日の意見を踏まえて、貴重な財源でありますからしっかり考えていきたいというふうに思います。ここで言うべきことじゃないかもしれませんが、高校からあがってくるこの要求の部分が、私たちの狙いといいましょうか、本当にとりいう部分との意見があわないケースもありますから、それをここで言うべきことじゃないですが、人数が減っているのは事実であります。しっかりやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。ありませんか。

ないようでしたら、88ページから89ページ、学校管理費、ございませんか。

それでは、90ページから91ページ、小学校費、中学校費。

5番（児玉智博君） それでは、90ページ、一番上段にあります新入学児童生徒品費について質問します。

これがなかなか、新入学のために、入学までには揃えておかなければならないものについて補助するわけですが、なかなか現状として5月とか、あるいはその6月近くになっての補助ということで、なかなかその本来の目的が達せられてないんじゃないかというふうに思うわけですが、今後改善はするのでしょうか。

教育長（麻生廣文君） この具体的な内容につきましては、また係あたりからあるかなと思います。お尋ねの就学援助費の前倒しについてでようございますでしょうか。

その件につきまして、昨年度も話題になったかなと思っております。この件につきましては、就学指導委員会というので認定、決定というのをする必要があります。それで、現実として準要保護等の認定ということにつきましては、どうしても例年5月上旬に支給ということになってきたところでございます。ただ、もし今後検討可能な分があるかということについては、内部でもしっかり考えはしてきているところでございますけれども、例えば、小学校6年生であれば、まあ中1進学あたりには対応できるかもしれないというようなことを今検討をしているというようなところでございます。特に阿蘇管内あたりは近隣でございますので、その辺りの動向も見据えながら継続的に検討を重ねていこうというふうに思っているところでございます。小学校1年生については、非常に事務的に厳しい部分があるかなというのは思っていますが、その辺りも実際に可能なかどうかとか、それから、これは御家族の収入等もかかりますので、前倒しとなったときは、前々年の収入とか、そういった部分で判定しなければならないとか、いろんな部分がございますので、少し検討を要するかなというふうに思っているところでございます。

5番（児玉智博君）　じゃあ検討するというのであれば、今言われたように、中1だったら小学校が小国小6年生、基本的に小国小6年生が申請するからということだと思いますけれど、中1のほうが比較的やりやすいというようなことを今言われたと思います。それなら、両方同時じゃなくても、まずはその中1からでも前倒し支給をするつもりがあるということですか。

教育長（麻生廣文君）　検討を重ねるということでございます。と申し上げますのも、もし前倒しということになれば、議会のほうにも補正を組むなりとかいうことございますので、ちょっと今継続的に検討を重ねたいということで思っているところでございます。

5番（児玉智博君）　なかなかそのとても守りに入った答弁なんですよね。それで、私が聞いたところでは、菊池市は今度の4月入学生からを対象に前倒し支給をすると。あと山鹿市は来年の新入学児童生徒からやるということで、これは結構前倒し支給というのは、県内でもどんどんどんどん広がっていったるんですよ。それは知っていますか。

教育長（麻生廣文君）　はい、存じ上げております。それで前向きに検討をして、その小6につきましては、非常に把握がしやすいということはございますけれども、しかし、御相談をしなければならぬ部分がありますので、そういったところを含めて検討をさせていただきたいというふうに申し上げているところでございます。

5番（児玉智博君）　御相談というと、誰に何を相談するんですか。

教育長（麻生廣文君）　もしすると、6年生についてやるとなったときには、そういう判断を執行部のほうでやりましたら、そのときは議会にも御相談をして、補正を組むなり、何かするというような形になっていく方向になっていくかと思えます。現状では、昨年お答えしたところで、今年度ということについてはやっておりませんので、31年度とか、32年度とか、そういった方向はなるべく前向きに考えたいということでお答えをしておきます。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

議長（渡邊誠次君） ちょっと戻ったり飛んだりしますけれど、小学校、中学校でそれぞれ無線LANを整備してタブレット配置するような形の先ほど御説明もございましたけれども、仕組みと  
いいですか、どういうふうな狙いがありますかね。

学校教育係長（後藤栄二君） 今回導入する児童生徒用のパソコン自体がタブレットにも兼用となるノートパソコンになっております。校内LANについては、小学校で一部整備があるんですけども、中学校は全部整備に至っておりませんので、各教室です、タブレットを使った調べ学習とか、そういったものに使えるようにLAN整備をするものであります。

議長（渡邊誠次君） 持ち帰って調べてくるようなことは考えてはないですか。

学校教育係長（後藤栄二君） 持ち帰りについては今のところ考えておりません。

議長（渡邊誠次君） 分かりました。

委員長（高村祝次君） 92ページ、93ページ、寄宿舎居住費までございませんか。

5番（児玉智博君） 平成30年度の寄宿舎については、何人の生徒さんが入寮をする予定となっておりますか。

学校教育係長（後藤栄二君） 予算の計上では、29名で計上させていただいておりますけれども、今、中学校のほうでは2月に体験入学、説明会がございまして、それで寄宿舎生を募集しておりますので、まだはっきりした人数については分かっておりません。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

7番（穴見まち子君） 先ほど言われました、人数的なものはわかりましたけれど、条件として何かほかに加えること、地域設定だったりというのはありますか。

学校教育係長（後藤栄二君） 寄宿舎への入居条件としては、原則6キロ以上の遠距離通学者が対象となっておりますけれども、6キロ未満であっても通学上困難な地域に至っては入寮を認め、学校のほうで、学校長で認めるようにしております。ただ区域の設定というのは、細かいところまでは設定しておりません。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

ないようでしたら、94ページから95ページ、公民館費、ございませんか。

ないようでしたら、96ページから97ページ、交流多目的施設費まで。

5番（児玉智博君） この集会場について質問いたします。

この集会場を利用しようと思った場合はどこに申請をすれば窓口となっているのでしょうか。

隣保館長（小野昌伸君） お答えいたしたいと思います。

施設の管理は隣保館がやっていますので、隣保館に申し込みをしていただければ結構でございます。

5番（児玉智博君） その場合、使用目的などに制限はあるんですか。

隣保館長（小野昌伸君） 基本的に教育集会所という施設なものですから、教育の場、そういう形で一般の料理とか、そういうのには不適切ということで、教育に関して貸し出しをするという形になっております。

5番（児玉智博君） では、ちなみに平成29年度、まだあと何日かありますか、大体利用した団体を延べ回数ごとに教えていただけますか。

隣保館長（小野昌伸君） 28年度、今、29年度を集計してありますが、一応人権学習研修会ということで、成人学習会、レポート研修会等々が年間50回程度、それから、人権教育主任、教職員の研修会、小国町の人推協の執行委員会、教職員の集会所学習会等々あわせて大体70回、延べ300人の方が利用しています。それとは別に、今、教育委員会の主催の人権子ども会、これが5月に発足して2月まで、この前閉講式がありました。この教科学習ということで月に3、4回使っていますので、これが年40回、延べ1千人ということで、全体で110回の約1千300人の方が利用しております。

5番（児玉智博君） 人数としては、延べ人数としては、非常に活用されているなというような気はするんですけど、数字だけ聞けば、ただあんまりこう幅広くはそれこそやっぱり利用目的が限られてるせいでしょうけれども、広がってないわけですね。それで本来であればですよ、今まで開発センターがあって、本当に開発センターがいろんな人に時間を問わず、夜間も利用されてきたわけですよ。それがなくなって議会でももう隣保館も借りるけれど、隣保館が空いてなければ今まで森林組合であったりとか、あるいは木魂館とか、いろんなところを利用して、事務局としては非常に苦労されているわけですけど、そのほかの町民の人たちも今までその開発センターを利用していた人がなかなかそういう集会とか、寄りなんかにはですね、利用できなくなって困っていらっしゃる方がたくさんいるわけですよ。そうした中でも、この集会所というのは使えないのに、これをですね、やっぱり人権教育とか、人権学習でいえば、この隣保館という立派な建物があるにも関わらず、これをまだ持ち続けるのかと。同じような用途に限ってですよ。私はもっとうろんな、例えば、もう本当料理教室とか、あるいはそういう子育てのためのいわばそういう親御さんたちのその支援活動とか、あるいはそのほかいろいろ用途としては考えられますけれど、そういうところにも使えるようにしていったほうがより町民のためになるんじゃないかと考えるわけですが、いかがでしょうか。

隣保館長（小野昌伸君） 確かに今、議員がおっしゃるとおり、この隣保館自体のニーズも、今、全国館長研修とか行きますと、開かれた隣保館という形で、今非常に幸か不幸か開発センターが工事に入ってまして、いろんな団体が借りにきます。うちが使えない場合は社協とか、今おっしゃったとおり、いろんなところを使うように指示も出していますけれども、本当にそういう形で確かに建てられた経緯、補助金ももらっていますので、やっぱり用途としましては、教育、人権啓発という形になっています。うちもちろんそうですけれど生活改善室なんかはいろんな料理教室とか

でも貸し出しはしています。今後、その辺は検討しながらですが、今うちのほうに借りにきて、あとどこがありますか館長さんと言われたときに、倉原集会所の認知度が低いといいたまうか、あそこを借りたい、まあ駐車場が非常に狭いということもあって、なかなかこの隣保館の利用率が上がっているのもケヤキ広場の駐車場がある、うちの駐車場があるということで、やはり車社会ですので、なかなか車が多く止められるところがいいということでニーズが多いので、その辺も今後内部で調整しながら検討していきたいと思っております。

以上です。

5番（児玉智博君）　なかなかその認知度が低いというのはそれはそうかもしれないんですけど、その前に、認知度が低い前に、いろんな人が多目的で利用できるというふうに、利用目的を変えてからじゃないと、そんな認知度が上がってきたからじゃあ多目的に使えるようにしましうかねなんて言ってしまったらもうその前にもう老朽化で取り壊さないといけないような状況になってしまいます。ですから、やはりいろんな目的に利用できる。やはり小国町の財産ですから、だったらその町民であれば、あるいはその町民じゃなくても、いろんな目的で利用できるようにしていつこそ、こういう集会所がある意味があるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひその点は考えていただきたいと思います。

最後にもう一つ確認ですが、これは、この集会所は利用料は要らないですね。

隣保館長（小野昌伸君）　はい、取っております。

5番（児玉智博君）　やはり無償で使わせる、それは無償でいろんな教育の場を提供するということは、そのものはいいことですが、やはりその無償で使わせるのであれば、やっぱり限られた目的だけじゃなくて、限られた団体だけじゃなくて、幅広い町民が利用できるようにしていかなければ、それこそ行政の公平性という観点からもいかなものかと思っておりますので、ぜひ検討をいただきたいと思います。

隣保館長（小野昌伸君）　はい、検討していきたいと思っております。

以上です。

委員長（高村祝次君）　ほかにございせんか。

ないようでしたら、ここで、暫時休憩をいたします。2時5分から再開いたします。

（午後1時55分）

委員長（高村祝次君）　休憩前に続き会議を開きます。

（午後2時05分）

委員長（高村祝次君）　98ページの保健体育総務費から99ページ。

教育委員会事務局長（横井 誠君）　大変申し訳ございません。97ページをちょっとお願いしたいんですけども、97ページの交流多目的施設費の中の7賃金、司書賃金（3人）というふうになっていると思っておりますけれども、これ2人の間違いでしたので、大変申し訳ございません。2

名ということをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

8番（松崎俊一君） 松崎です。98ページ、総合型のスポーツクラブの補助ですけれど、金額が、この金額でできるのかというか、以前はt o t oですかね、その補助金があつてみたり、それから町からの補助金もあつてみたりで、500万円以上ですよ、この金額があつて運営していたと。前に一般質問のところで労務の件とか、それから財務の件、それから組織の件をですね、しっかりしてもらいたいということではありましたが、その辺のお金の流れというか、そういうところと、これでできるのか、その辺をちょっと教えてください。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 総合型地域スポーツクラブ補助金でございますけれども、29年度につきましては、ドームの管理も含めまして270万円ということで予算の方を計上させていただいております。今回、当初の説明でさせていただきましたように、次の体育施設費の中でドームの管理費としまして報酬と社会保険料を計上させていただいております。この110万円についてでございますけれども、あくまでも総合型スポーツクラブの予算につきましては、クラブのほうで予算の計画を立てていただくことになるとは思いますけれども、教育委員会事務局としましてもこの町の補助金が110万円になった場合の運営というのをちょっとこちらなりに検討はしております、一番歳入で言いますと、町の補助金以外としましては、会員の皆様からの会費等が主な収入になりますし、支出では指導者に支払わなければならない謝金でありますとか、クラブを運営していく中での事務的な賃金等が大きいものになると考えております。それとまた、消耗品費でありますとか、スポーツ用品でありますとか、あと通信運搬費、あるいは会員を募集する場合の折り込み委託料であるとか、印刷費であるとか、そういった費用がこれまでの実績等から大まかこれぐらいではないだろうかということでの教育委員会事務局としての試算は一応させていただいております、それが実際そのとおりにクラブのほうで反映するとは限りませんが、一応この補助金で運営をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

8番（松崎俊一君） 松崎です。以前、何か決算じゃないけれど、スタッフあたり聞いてみますとマネージャーがいて、サブマネージャーがいて、そういう運営でやっていった。その中でt o t o補助金があつたとかということで、私は給料を払うのとかそういう意味じゃなくて、労務の管理あたりというのは、例えば、そのマネージャーは幾らぐらいですよ、サブマネージャーは幾らぐらいですよというのがきちっと決まっています、そのあたり人件費なり、もしくは前も言いましたけれど、社会保障ですかね、そういうのをきちっとしていかないことには組織としてなっていない。そうなった場合が小学校の部活あたりが移行したときに、非常に苦勞するなど、子どもたちに迷惑がかかったりすると。だから、その組織をきちっとしていくということ。それから、みかじめというとおかしいですけど、さっき言った労務とか財務とか、そのあたりをきちっとした上で運営していきますよと。マネージャーはこういう金額の設定ですよとか、そういうのがしっかりしていないといけないというような観点から、この110万円ぐらいでできるの



かというところを、何かまた教育長、考えがあったら教えてください。

教育長（麻生廣文君） まずこの総合型スポーツクラブにつきましては、小学校の運動部活動の移行等も鑑み、その受け皿としては、現在悠愛クラブが総合型地域スポーツクラブでございますけれども、そのあたりに小学校の部活動関係も受け皿になっていただきたいというところがあります。そういったことも含めて考えておりまして、この110万円という金額については、先ほど事務局長が言って、これまでの試算等から割り出したものでございます。それから、組織等につきましては、悠愛クラブは独立した機関でございますので、教育委員会が云々といったことございませんけれども、相談として、会長、副会長等と会議を重ねてきたところでございます。次年度こういった部分で進めていけるかどうかというあらかたをちょっと出してもらった上で事務局のほうで立てた予算でございます。

それから、マネージャーあるいはサブ、そういった部分が、まあサブまで付けられるかどうかにつきましては分かりませんが、ドーム管理あたりをする方には保険を付ける。それから、マネージャー、あるいは指導員の方々については、保険に入っていたかというところで災害保険ですかね、そうしたもので一応対応をしていくといったところで考えているところがございます。

また30年度ということではございませんけれども、一応31年度からはこの総合型地域クラブの組織について、事務局として、どのような関わりをするか分かりませんが、今後1年かけて協議していく中におきまして、教育委員会のほうに事務局を置いていくという方向で今考えておりまして、もちろん会員の募集であったり、運営、あるいは会計、いろんな部分につきまして、補助金もございますので、町の考えなり、あるいはそうしたチェックあたりもきちんと入れながら、そしてよりよい方向を目指して進めていきたいと、それは平成30年度、今年度1年かけてやっていくというところがございます。

副委員長（大塚英博君） 98ページの保健体育総務費の中の報償費について、中学校社会体育指導者謝礼というのと、小学校の社会体育指導者謝礼というこの2つの金額について、ちょっと質問をしたいと思います。

まず、今広報おぐにの中の3月号においては、小学校運動部活動の社会体育移行に伴う指導者と協力者の募集というものが書かれております。それで今募集段階という中でございます。そこで、小学校の体育指導者謝礼の中でも、どのくらい、どのスポーツというか、そういうのが分かれば。そして、それに対してどのくらいの予定で指導員を増やす予定なのか。

それともう1つは、その金額の算定の基準というものがどういうふうになっているのか。この1点と、もう1点は、中学校そのものはもうやっていますけれども、中学校もそういうふうな形で45万円という金額がなされております。部活はたくさんあると思います。その部活の数、同時にまた指導員の数というものをどのように把握されているのか。この2点について伺いたいと

思います。

社会教育係長（宮本竜二君） 小中学校社会体育指導者謝礼につきましてですけれど、まず小学校につきましては、バスケットボールで指導者に2名お願いしております。中学校も併せてお伝えします。中学校につきましては、野球が1名、陸上が1名、バスケットボールが2名、バレーボール1名、ホッケー3名、柔道2名の10名でございます。

謝礼につきましては、45万円を全指導者、指導日数で割りまして、1日の単価を出しまして、各自指導日数を乗じて支払額を出しております。

以上でございます。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 今の答弁に少し付け加えさせていただきたいと思います。

中学校の部活動でございますけれども、部活動としましては運動部活動が7つ、それから、正式な部活動ではないんですけれども、そのほかにバドミントンクラブがございます。

それと小学校の社会体育指導者謝礼についてでございますけれども、この分につきましては、31年度の本格移行に向けて、30年度は試行期間中の指導者謝礼ということで考えておまして、現在、小学校の部活動で活動している種目はソフトボールとサッカーを夏と冬で交互に行っていますので、年間では大体4種目ほど行われておりますので、その4種目に指導者として入っていただきたいと考えておりますので、8名程度考えているところでございます。

以上でございます。

副委員長（大塚英博君） 小学校のスポーツの4種目といたしましたけれども、どのスポーツでございませうか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 活動の種目としましては、バドミントン、バスケットボール、バレーボール、それから夏場はソフトボール、冬場はサッカーという、この2つは季節で入れ替えて活動しているような状況でございます。

委員長（高村祝次君） ほかにございませうか。

5番（児玉智博君） それじゃあ私もその小学校の体育部活動の社会体育移行について質問したいんですが、平成30年度は一部の種目を社会体育に移行するというところでこれまで議会で答弁されてきました。それで、今の答弁を聞いていると、4人の人を指導者としてお願いをしたいと考えているということだったんですが、では、平成30年度、小国小学校の運動部活で何が社会体育に移行されるんですか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 当初、説明する中で一部について移行していきたいという方向で進めてまいりました。どういうふうにして平成31年度に円滑に移行していこうかという中で、当初考えていた方向が、少しずつ、今、週3日活動している中で別に1日そういったものを設けようとか、その3日のうち1日をしようとかですね、検討委員会の中でも意見等出していたり、事務局のほうでもいろいろ検討する中で、一部移行というよりも、現在行われている

部活動をできるだけスムーズに31年度に移行するには、段階として、今行われている部活動にどれだけの指導者の方が、御協力いただけるかもまだ分からないところもございますので、今行われている4種目なり、5種目なりに指導者の方や協力者の方が入っていただいて、31年度に向かって円滑に移行していったらどうかということで、現在、そういう方向で進めさせていただいているようなわけでございます。

5番（児玉智博君） つまり基本的には週3日、バドミントン、バスケット、バレー、それと夏場ソフト、冬場がサッカーと、この4つある部活動で基本的にはこれまでどおり顧問の先生方が見られるけれども、そこに今さっき言われた社会体育指導者謝礼として、4名分を予算計上しているということでしたけれど、この人たちが一緒になって31年度以降うまく引き継いでいけるようにということと考えていると、こういうことでいいんですか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 先ほどの私の数字がちょっと間違っていたかもしれませんが、8名を計画してございますし、指導者の方については、一度お願いしても、実際やっていただいて、また後を続けていただけるのかとか、保護者に近い方がされていた方が、ちょっと子どもがいなくなるのでまた代わりの方を探さないといけないというような、そういったいろんな部分があると思いますので、今回募集をお願いするだけではなくて、そういった点は継続していかなければいけないんじゃないかなというふうに、予算のほうは別ですけれども、募集だけはもう教育委員会事務局がするかしないかは、それは別としまして、募集は必要ではないかなというふうには考えております。

5番（児玉智博君） 分かりました。失礼しました。それで、8名分の小学校の指導者の謝礼が出されているということでしたけれど、今から募集していくということだったんで、まだ全然そのあてがあるわけじゃないと思うのですよね。そういう中で、やはり、この来年度、来年度というか、平成31年度以降のことを考えれば、もちろんその一方で、平成30年度はそういう担い手を募集しながらも、もし揃わなかったら、平成31年以降も引き受けてくれる人が、そういう場合も考えて、検討を1年間かけてやるべきじゃないかと思うのですよ。そこで、やはり、もう現役の先生方でももちろん先生方をお願いして、引き受けてくださるということが大前提ではあるんですが、町がその別途指導者謝礼という形で先生方にお支払いして、つまりその小学校の先生としての仕事が終えたあとに、その社会体育としてのそういうスポーツクラブを指導者としてまた見ていただくとか、そういうこともですね、そういう仕組みも同時に考えていかないと。これはなかなか継続させることが難しいんじゃないかと思うのですが、そういった検討はありますか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 今の件についてでございますけれども、この小学校運動部活動の社会体育への移行という方針は、熊本県教育委員会のほうからですね、いろんなところに意見等を聴取しまして、その中で最終的に決定したものだと思っております。その中の理由は、幾つかあると思いますけれども、児童の数の減少に伴ってなかなか集団でのスポーツができないとか、

その中の一つとして、報道とかでもあつてございますとおり、先生方の、多忙化の中で、なかなか子どもと接する時間も、元来の部活動とは別なところでも、非常に多忙を極めているということで働き方改革ということも、まあ小学校に限らず、中学校のほうもそうだと思いますけれど、そういうところがございますので、ほかの自治体では先生方が、時間帯にもよるとは思いますけれど、公務が終わってからの指導にあたっていただく先生方もいらっしゃるかもしれませんが、現在、小国町で考えている時間帯としましては、できるだけ放課後の時間にすぐ始められて、子どもが1回帰らずに、活動できないかということで今考えてございますので、そういった点で先生方以外の、指導者なり協力者をお願いしようと思つているところでございます。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

ないようでしたら、100ページ、101ページまでですかね。101ページまで、給食センター費。

5番（児玉智博君） 給食センター費についての質問なんですが、これまで、何編か取り上げてきましたけれども、なかなかその量が少ないということで、一方で、残渣が多いんじゃないかというような指摘もありますけれども、基本的に、私がよく聞くのが、量が少なくて、しかも米飯じゃなくてパンが出てくる回数が多いんじゃないかと。米飯給食を始めるといって給食センターを新しくしたのにちょっと話が違ふんじゃないかというような保護者の方からの意見も耳にするわけですが、今後、その米飯とパンとのバランス、それはどういうふうなバランスでやっていくお考えですか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 県内において、完全給食を実施しているところを見てみますと、パンと米飯と比較しますと、通常が米飯が週に3日、それからパンが2日というふうなところが多いんじゃないかなというふうに思つております。小国町でも給食委員会というのがございまして、保護者の方を中心に年に数回、学校給食を実際に試食していただいておりまして、その都度保護者の方の試食をしたアンケート調査をしてございます。量はどうであったとか、温度はどうであったとか、そういったアンケートの中身を見てみますと、概ね良好といえますか、そういった意見が多数ございます。また、そういった中で、保護者の中、あるいは児童生徒の中からもう少し御飯の回数が増えたほうがいいのかということであれば、またその点は栄養士の先生とかにもですね、いろんなこういった意見もございますけれどもというような意見を、ちょっとこちらのほうから提供しまして、そういった方面のほうは総体的にですね、いいということであれば、またそのときにまた検討する必要はあるとは思つてますけれど、現在のところ、当初よりも米飯給食は、特に最初の1年間というのは施設とか機械に慣れる関係もございまして、ちょっと少なかったんですけど、1年ぐらい経って、米飯給食も少しは増やした経緯はございますので、今後の課題として考えていきたいと思つています。

5番（児玉智博君） 基本的にやっぱりその地産地消を考えるのであれば、一応小国郷産のコメを

使っているということですので、米飯をしたほうが地産地消にはつながるといふふうに思うのですよね。パンはまったくよそから、コンビニのパンでしょうからね。一方で、そのアンケートではそういう結果が出ているかということでしたけれども、保護者の方の中からも子どもが帰ってきたらもうお腹が空いたとあって帰ってくるので、やっぱりそれは部活がある人とかみんなどうしているんだろうというふうに心配されている保護者の方もいらっしゃるので、なるべく広くそういう意見も聞かれたほうがいいと思いますし、一方でなかなか昔なんかは、そのFM小国なんかで今日の給食は何だということをやって、結構何か開かれた感じがしてたんですけども、最近では保護者だけしかその給食が分らないという状況もあると思いますので、そういう広くやっぱりそういう周知するようなこともされたらどうかなと思います。

それと、もう1点ちょっと確認したいんですが、九重町の給食では、その米飯給食の中でもいろいろその炊き込みご飯とか、ピラフとかそういう工夫した米飯給食を出すことで、この米に飽きさせないというような献立を考えている学校があるそうなんです。小国ではそういう対応はできるんですか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 小国町でもそういった白米だけではなくて、そういった混ぜ御飯じゃないですけど、そういった工夫は栄養とかそういうのも考慮しながら、頻度がどうかは分かりませんが、そういう給食も提供しているというふうに認識しております。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

ないようでしたら、102ページの住まいの再建事業費が3番目に災害復旧費の中にあります。そこがございます。質問ございませんか。102ページ、住まいの再建事業費、ありませんか。

ないようでしたら、歳出が終わりました。一括して何かある方はどうぞお願いします。質疑漏れはありませんか。

5番（児玉智博君） 最後にちょっと確認したいと思います。人権政策費というので本年度も組まれておりますが、じゃあ平成30年度において、小国町でその人権政策でどういったことに力を入れてというか、取り組む計画になっているのか、お答えください。

隣保館長（小野昌伸君） お答えいたしたいと思います。住民課の説明のときにもありましたとおり、まず人権カレンダーの作成、これは法務省の委託事業になっております。今回、人権の花運動、これが大津ネットワーク協議会で、今回、小国町が輪番制といたしまししょうか、順番が回ってきてますので、小国小学校300名の児童を対象にですね、人権の花運動というのを行っていきたくて思っています。これは消耗品費のほうであげております。人権カレンダーは印刷製本費という形で。人権政策については、この予算の中では2つ事業を行っていきたくて思っています。

住民課長（生田敬二君） すみません、ちょっと補足という形でさせていただきます。人権施策ということですが、実は、昨年、一昨年12月に部落差別解消推進法という形で、人権三法というヘイトスピーチとあと障害者差別解消法、制定されましたけれども、その国の法律のいかにして

実施していくかということが今後の課題になってくるものというふうに思っております。法律の中では、相談体制の充実であるとか、教育及び啓発の推進、また実態調査の実施等々が明記をされ、また国と地方公共団体の責務というのも書かれているところでございます。実態調査については国のほうがするものでございますが、国のほうから市町村での実施、協力が求められてくるかと思しますので、そこら辺で出てくる課題等も踏まえる形で今後30年度以降ということになりますけれども、施策に生かされてくるものであるというふうに思っております。

5番（児玉智博君） それで、3つ法律が制定されたということでしたので、そうなんですけれども、実際に、今回もその部落解放同盟の小国支部に補助金が1千700万円ということで計上をされておりますが、基本的に、そういう教育啓発とか、相談窓口というのは、町が責任を持ってやりなさいよと、町の責任なんだということだと思のですよ。それでそうであれば、やっぱり町が、直接事業としていろいろ職員を配置したりだとかして、教育啓発、あるいは相談なんかも、受けなければならないというふうに思うのですよ。そういう中で、いわばその当事者ではあるんですけども、その団体に補助金を出すのがなぜなのかというところで、1つ確認なんですけど、これは部落解放同盟とかに補助金を出せというのは、国が市町村に要請していることなんですかね。

住民課長（生田敬二君） 国からの要請であるとか、補助金を出すという法令等はないと思います。もちろん、町の取り組みと運動体の取り組みとの違いはもちろんあります。ただ支部の解放同盟の目的としまして、部落解消を根底には据えておりますけれども、様々な人権課題に取り組むという活動、研修をしております。町のほうもそこらあたりの目的では同じ形で、同じ方向を向いているものというふうに思っております。ということで、支部のほうに170万円ですけども、補助金を出させていただいて、その決算報告、決算あたりを見ますと、今研修するための研修費用であるとか、そういったものが4分の3ぐらいは、そういったものに使われておりますけれども、先ほどの御質問でいきますと、立場の違いはありますけれども、事業や活動内容はちょっと相違があるということで、補助金について必ずしも出しなさいというようなところはないということでございます。

5番（児玉智博君） これは金曜日の審議の中であつたりとか、今日もその社会福祉協議会もありましたけれど、結局、その補助金のあり方として、これからの、小国町でどうあるべきかというところで、やっぱりその事業に対して補助金を出す。その事業もいつまで経ってもそういう何か補助金頼りの事業になって、なかなか一人立ちできないようなものについては、やっぱりその出し続ける何ていうことも考え直したほうが良いというような議論もしたわけですが、私は、この団体に対する補助金というのは、もう最たるものですね、このいつまで経ってもやっぱりこの事業費補助じゃなくて、この団体補助として出し続ける。そして、いつまでもこうひとり立ちできないというようなのは、やはり、町もちょっと考え方を改めて、そういう団体を育て上げて、そういう予算面でも、自立してもらって、活動できるようにして、協力できる部分について

は、あらゆる差別の解消ということで、それはもう一致する立場でしょうから、一緒にやっていた方がいいと思うのですけれど、いつまで経ってもこういう予算面でも町の支えがなければできないというような活用というのは、やっぱりこれは一つは、町が一方で無期限に補助金を出し続けるからそういうふうになっているんじゃないかと思うわけですが、だから、結局よその地域何かに目をやってみると、熊本市とか、特にこういう補助金はもう止めているところでもそういう部落解放同盟もその全日本同和会とか、いろんなそういう団体があって、自立して活動しているわけですからね。やっぱりそういうふうなのに小国も持って行く方向で考えたほうがいいんじゃないですかね。

隣保館長（小野昌伸君） 今熊本市の例が出ましたが、阿蘇市、今おっしゃられたとおり、自由同和会と部落解放同盟、3つの団体がありますが、それぞれに今まだ補助金は出しているところがございます。なくなっているところも、熊本市は私も話は聞いております。今自助努力ということですが、御存じのとおり、5年間の中で、当初200万円という時期もありました。現在17万円ということで、30万円5年間で落としてきたと。ここではやっぱり支部長と私たちの行政部との話し合いの中で、やはり研修等に使う費用も多ございまして、その辺の見直し、精査等々行いまして、おっしゃるとおり、自助努力、何とか自己資金、今、全体で230万円ぐらいで推移しております。そのうちの170万円ということで、実際73%補助金をいただいているということで、この自己資金の調達の方をですね、いろんな方面から支部長も私たちと協議をしながら、何せ自己資金のほうも、自主財源のほうも、努力してくださいという形でやっています。それから、啓発の内容としましては、先ほど言ったように、研修もありますが、極力行政とリンクさせながらセミナー、フェスティバル、それから支部が別で2月には行いましたが、活動報告会とか、自分たちで研修の講師を呼んできて、町民の方に話を聞いていただくと。そういう形で私たちとリンクさせながら小国町の人権教育に、取り組んでいただきたいということも願っておりますので、そういう形で確かに差別があるというところで、続けているところではございますが、そういう形で資金面でも自主財源の確保という形で努力はさせておりますので、その辺の御理解をいただきたいと思っております。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

なければ、歳出を終了いたします。

ただいまから、歳入に入っていきます。

歳入は16ページ、民生費負担金、それから、17ページの民生費負担金ですね。児童福祉費負担金。それから衛生費負担金、それに民生使用料、教育使用料、17ページまでです。ございませんか。

ないようでしたら、18ページの総務手数料の中の自動車臨時運行許可手数料、戸籍関係交付手数料、印鑑証明書交付手数料、住民票関係交付手数料、身分証明書交付手数料、印鑑登録証再

交付手数料、印鑑登録証交付手数料、それから衛生手数料の中の犬の登録及び注射済票等交付手数料、その他証明手数料、ございませんか。18ページ、えっと18ページがもう少しあります。国庫支出金の民生費国庫負担金。

5番（児玉智博君） この18ページの犬の登録及び注射済票等交付手数料という点でちょっとお尋ねなんですけれども、大体その犬を飼う上ではその登録をしなければならないというふうになっているわけですが、実際に、その未登録で犬を飼われているようなのがないかどうか、そういう調査とかはされてますか。

住民課審議員（石原誠慈君） 今の登録についての御質問なんですけれど、今小国町は約500頭の犬が登録されております。その未登録の犬の調査と申しますのは実際やっております。ただ、迷い犬とか、そういうときには必ず登録をしているかをお聞きして、そういったときにはしてないのが多分にありますので、そのときに登録をさせております。

5番（児玉智博君） なかなか、調査というふうになるとまあいろんな方法があるかとは思いますが、してないということであれば、少なくとも、それは違反ですということ啓発はしていただきたいというふうに思うのと。

もう1点が例えば、基本的に町営住宅では犬は飼うことはできないというふうになってますが、町営住宅の方で犬を登録されていることなどは、実態としてありますか。

住民課審議員（石原誠慈君） 今の住宅内での犬を飼っているかという御質問なんです、私のほうでは把握はしていません。

住民課長（生田敬二君） 今把握はしてないというような回答をさせていただいたんですが、登録簿がございますので、結果として住宅の方に犬飼っているという状況はあると思います。ただ住宅管理自体は建設課になるんですけれども、飼っていい悪いは別にして、犬がいる以上は、これ狂犬病予防法という法律で注射が必要になってまいりますので、そのときは年に1回注射を打つようにというダイレクトメールと、あとは広報等で広報をしているという状況でございます。

委員長（高村祝次君） それでは、19ページの保険基盤安定国庫負担金、それから衛生費国庫負担金、民生費補助金、衛生費補助金、教育費国庫補助金、19ページ、ございませんか。

ないようでしたら、20ページはですね、総務費委託金、民生費委託金、その中の自衛官募集事務委託金は違います。総務費です。県支出金の民生費県負担金、県支出金の総務費県補助金は、下のほうが人口動態調査事務補助金、消費者行政活性化事業補助金、消費者行政推進事業補助金があがっております。ありませんか。21ページが民生費県補助金から衛生費県補助金までですね。ございませんか。

22ページは教育費県補助金、それから、さっき出ておりました、災害復旧費県補助金、住まいの再建支援事業、ございませんか。

それでは、23ページが民生費委託金、それから教育費委託金、その下の財産収入が美術品取



得基金積立金利子収入、その下の奨学金事業基金積立金利子収入、それから一番下の小国町学校教育施設整備基金積立金利子収入、23ページです。ありませんか。

ないようでしたら、24ページの奨学金事業基金繰入金。

8番（松崎俊一君） 8番です。奨学金のほうでですね、ちょっと平成29年度で何人ぐらい借りられた実績か。この予算でいきますと、平成30年が何人ぐらいを予定しているのかを教えてください。

社会教育係長（宮本竜二君） 平成29年度の実績につきましてはございません。予算の積算の概要ですけれども、一応大学が4万5千円が12カ月の5名、それと高校生が1万2千円×5名、合計の342万円で積算しております。

以上でございます。

委員長（高村祝次君） いいですか。それでは25ページ、それでは地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計繰入金、その下が19番の諸収入、災害援護資金貸付金元利収入と奨学金貸付金元金収入がっております。ございませんか。

26ページ、雑収入、もう1つ上にある。民生費受託事業収入、保育園費受託事業収入、雑入、中学校寄宿舎宿泊負担費、その下の体育施設自動販売機収入、実習生受入謝金、悠ゆう館施設負担収入、一時預り事業負担費、それから地域生活支援事業負担収入、太陽光発電売電料、高齢者等活動支援促進施設負担収入が26ページまで、その次が27ページ。

8番（松崎俊一君） 8番です。下から2番目の地域福祉の計画推進に伴う社協、これは社会福祉協議会ですかね、社協というのは。

委員長（高村祝次君） 20。

8番（松崎俊一君） 27ページの上段のはい。

委員長（高村祝次君） はい、いいですよ、27ページ、どうぞ。

8番（松崎俊一君） 社協負担金収入、これはどのような制度というか、社協が負担してくれる。

小国町社協が負担してくれるという意味ですかね。ちょっと教えてください。

福祉課長（木下勇児君） これにつきましては、町のほうで地域福祉計画を策定します。平成30年度、あわせまして地域福祉活動計画というのを社会福祉協議会が策定するように計画しております。ただ計画上は、そこにはかなりの部分整合性をとる必要があったり、お互いが連携していく部分がありますので、策定自体を町のほうで一括して委託して合同の計画を策定しようと思っております。ですので、その委託料の半分を社会福祉協議会に負担していただくというふうに思っておりますので、町のほうで委託料で全体で支出して、半分を社会福祉協議会からいただくということで考えております。

8番（松崎俊一君） 社協は了解してくれる、出してくれるとおかしいですけど。

福祉課長（木下勇児君） そこは両者協議の上、今回の予算計上となっております。

委員長（高村祝次君） 27ページの給食収入。

5番（児玉智博君） この給食収入が、そのまま歳出のほうでも賄材料費ということになっております。それで質問したいのは、平成30年度から南小国町が学校給食費の半額を助成するということが決定しているということでありますけれども、小国町としては小中学生の学校給食費に対して一部あるいは全部を補助する考えというのはないということでしょうか。

教育長（麻生廣文君） 南小国の話は私たちも承っております。30年度につきましては、今のところ考えてはおりません。ただ、管内状況等、県内、これは昨年度も話題になったかなと思いますけれども、いろんな状況を見据えて検討していきたいというふうに思っているところでございます。

5番（児玉智博君） いろいろ、状況も検討しながら、ぜひ教育長のふるさとで導入が始まったところでありますので、ぜひそのふるさとのよい取り組みは、小国町のほうにも持ち込んでいただきたいと思っておりますので、終わります。

教育長（麻生廣文君） 今、私のふるさととは小国町です。

委員長（高村祝次君） ほかにございせんか。

一般会計の歳入が終了いたしました。質疑漏れはございせんか。

以上で、当委員会に付託された一般会計の歳入歳出は終了いたしました。再度伺います。質疑漏れはございせんか。

質疑がなければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございせんか。

5番（児玉智博君） それでは、議案第18号 平成30年度小国町一般会計予算について反対の立場から討論を行いたいと思っております。

平成30年度の予算を見ますと、かなりこれまでと比べての前進面があるというのも事実であります。例えば、児童生徒等の医療費助成が高校生等にまで引き上げられました。これを受けて、新聞でも報道されておりましたが、中学校3年生のお子さんを持つ保護者の中からは、もう中学校を卒業すれば医療費助成がなくなるから、今のうちに治さんといかんところは治療をさせておこうということで、歯医者であったりとか、いろんな病院に連れて行ったけれども、まあ何だ来年も補助が受けられるんじゃないかと、ちょっとうれしい悲鳴というか、そういう予想外だったというような声も出ております。つまり、これは何かと言うと、かなりこれは高校生を持つ親御さんにとって助かることではないかと思っております。しかしながら、そのほかには賛成できない予算も含まれておりますので、賛成は致しかねるところです。

以下、反対の理由を幾つか述べたいと思っております。

人権政策費が依然として計上されておまして、その人権政策費の中でも一番大きいのが部落解放同盟小国支部への補助金であります。平成30年度は170万円で前の年と、これまでとは

だいが減ってきているとはいえ、かなり大きな支出になります。まさに、これは今後も見直しを求めるところではありますが、現状としては、これは聖域とかしてしまっているのではないかと危惧をするところでもあります。特定の主義、主張のもと、結社された団体が自らのために参加する研修などを行政が保障していくというのは全く道理が立たないところでもあります。

そしてまた、児童館を兼ねているとはいえ、人権教育のための施設として、ここパラソルセンターがあるわけではありますが、特定の目的でしか利用できない集会所の維持管理費も行政が行っております。倉原集会所であります。しかも自分たちが利用する施設を清掃する者に対して、賃金が支払われているというわけではありますが、これは一般の公民館や集会所などで見たら、これはもう常識的にはあり得ない話であります。こうした聖域をなくすことがなければ、ただでさえ厳しい小国町の予算でありますけれども、ますます町民のためのお金の使い方ができないということになってしまうのではないのでしょうか。

また、新入学児童生徒学用品費の前倒し支給についても、残念ながら来年度は実施されません。その後の平成31年以降も前向きに検討するというような答弁はいただきましたが、現時点ではまだまだ確定していないということになっております。既にこれは私も去年の一般質問でも取り上げられましたが、その後真剣に検討をいただいていたのであれば、少なくとも平成31年度には実施するという明言を今回いただけたのではないかと思います。そういった点で、本当にこの問題に真剣に取り組もうと考えているのか、私はそのことに確信を持ってません。

また、小国高校支援補助金が180万円計上されております。今回は例をとって職員研修の32万円について掘り下げて質問をいたしました。この事業の効果性、効率性についての検討がまだまだ不十分であると言わなければなりません。もちろん、この支援金の中では入学金や教科書代の補助といった、これは評価すべき使い方もされているわけではありますが、しかし、その一つ一つの事業を深く見ていきますと、本当にこの使われ方が続けられていて、小国高校の高校生のためになるのか。小国高校に入学したいという生徒がこの先増えていくのか。平成30年度の入学者数が、現在のところ29名ということで、クラスがもしかしたら減るかもしれないという状況にある中で、この支援金をこのまま支出し続けることが本当に将来の小国高校の発展につながるのか、私は甚だ疑問であります。

幾つか述べましたが、こうした細かいところではありますが、本予算の使われ方が本当に町民のためになる使われ方に徹しているとは到底言えないという立場から反対をするものであります。

以上で討論を終わります。

委員長（高村祝次君） ほかに討論ございませんか。なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決に入ります。

議案第18号 平成30年度小国町一般会計予算について、原案のとおり可決承認することに

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長（高村祝次君） 挙手多数であります。

よって、議案第18号は可決承認されました。

ここで暫時休憩いたします。3時20分から再開いたします。

(午後3時09分)

委員長（高村祝次君） 休憩前に続き会議を開きます。

(午後3時20分)

委員長（高村祝次君） 議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号につきましては、一括して議題といたします。執行部より説明があればお願いいたします。

なお、8日の本会議で各所管に属する特別会計の当初予算についての説明は受けておりますので、それ以外で説明があればお願いします。併せて資料等があれば配付をお願いいたします。

福祉課長（木下勇児君） まず、国民健康保険特別会計についての説明をさせていただきますが、お手元に、本日、福祉課資料9ということで福祉課に所管にします国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、3つの会計の被保険者数または世帯数でありますとか、介護保険につきましては、認定者数、認定率等を資料で配付させていただいております。前年度との比較というような形で表をつくっておりますので、こちらを御参考にしていただければというふうに思っております。

それでは、今年度、国民健康保険につきましては、法改正により、熊本県が財政運営の責任主体となることにより、予算組につきましては、歳入歳出とも変更になっておりますので、その点を中心に説明させていただきたいというふうに思います。

12ページを御覧いただきたいと思います。1の総務費ですが、こちらは国保特別会計の運営事務、徴収費、運営協議会の経費となっております。

13ページが保険給付費の療養諸費となっております。過去の決算等を参考に算出させていただいております。退職被保険者の人数の減少により、対前年比1千965万円の減を見込んでおります。

13ページ一番下から14ページの上段が高額療養費でございます。こちらも退職被保険者の減少により療養費の減額を見込んでいるところです。

次の款の3国民健康保険事業費納付金につきましては、今回新設されたもので、項の1から3まで区分されておりますが、県より示された納付金額によるもので、保険料や軽減補填のための繰入金で賄うものです。それぞれ医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納金分と分けて計上しております。合計で3億600万円ほどとなっております。

16ページの4共同事業拠出金、これはほとんどが県と市町村が共同運営となるため、市町村

間の支え合いの部分がなくなります。

款の6保健事業につきましては、人間ドックや特定健診、特定保健指導等の経費を計上しております。今年度より若年層の健診に取り組むということで、これまで30歳までの健診を18歳まで対象を拡大して実施するように計画しております。また、検診未受診者の対策として、国の補助を利用して健診受診率向上対策を進めることとしております。費用は17ページの委託料の4段目、国保保健指導事業委託料として400万円を計上しております。

次に、18ページ2段目の8諸支出金の1直営診療施設勘定繰出金、こちらは公立病院の医療事務システム機器の更新費用として1千760万円の計上しております。下から2段目の後期高齢者支援金等、次の前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金は、これまで国保連や支払基金のほうへ支出をしていましたが、この部分が直接熊本県で受け入れるため廃款となっております。

続いて、歳入を申し上げます。

8ページを御覧ください。歳入につきましては、見込まれる歳出に対して必要な財源を計上し、充てさせていただいております。1の国民健康保険税は、退職者被保険者数の減少と県が示した事業費納付金を納めるに必要な保険税を考慮して計上しております。740万円の増を見込んでおります。

次に9ページの2段目、3の国庫支出金の国庫負担金及び一番下の4の6県支出金の県負担金、10ページの県補助金につきましては、9ページ中段の4の県支出金の県負担金補助に集約された形になります。保険給付費等交付金の普通交付金といたしまして、歳出の保険給付費のほとんどを今回より県が負担するため7億2千31万2千円を計上しております。

次の特別調整交付金では、保険者努力支援分と特別調整交付金分が従来の国の特別調整交付金としてきていた部分になります。直営診療施設勘定繰出金の増額により、今年度は増額を見込んでおります。

次の県繰入金（2号分）につきましては、従来、県の特別調整交付金としてきていた部分です。今回より共同事業の廃止により大きく減額となっております。

特定健康診査等負担金につきましては、これまで国と県それぞれで歳入があってございました部分です。今回あわせた額を計上しております。

10ページの6繰入金につきましては、現時点では、いわゆるルール分という部分の予算を計上させていただいております。

11ページの療養給付費等交付金と次の前期高齢者交付金、共同事業交付金は、歳出同様、廃款となっております。

歳入歳出ともに合計で10億7千732万4千円、前年度と比較しまして2億5千688万2千円の減額となっております。率にしまして19.3%減となっております。

以上で小国町国民健康保険特別会計歳入歳出予算の説明とさせていただきます。

続きまして、小国町介護保険特別会計予算について説明させていただきます。

こちらも歳出から説明させていただきます。31ページを御覧ください。

歳出につきましては、基本的には昨年度の決算見込みや平成28年度以前の決算の状況等を考慮して予算を組ませていただいております。

歳出の主なものにつきましては、1の総務費ですが、こちらは特別介護特会の運営事務費や徴収費、運営協議会の経費となっております。この中では、昨年度第7期介護保険計画を策定しました。その委託料分が今回なくなっておりますので減額となっております。

次に32ページから33ページは保険給付費で、それぞれのサービスで増額となっておりますが、特に目の1介護サービス等諸費、1行目、居宅介護サービス給付費、次の施設介護サービス給付費、一つ飛んで地域密着型介護サービス給付費が伸びが大きくなっております。その下の目の介護予防サービス等諸費につきましては、総合事業への移行に伴い、保険給付費から地域支援事業費と変わりますので、全体で2千823万円ほどの減額と見込んでおります。

続いて、34ページから37ページ上段までですが、地域支援事業費で、34ページの目の1介護予防・生活支援サービス事業費、19の負担金補助及び交付金の従来型サービス負担金につきましては、総合事業の移行に伴い要支援者の方の従来型の通所訪問サービス負担金が保険給付費から地域支援事業費へ移ることにより全体で466万円ほどの増額を見込んで計上しております。

35ページ、包括的支援事業費に今回より町の地域包括支援センターの職員給を計上しております。こちらにつきましては、これまでは一般会計で予算を計上しておりましたが、今回、少しでも町の負担減になればということで、こちらのほうで計上しております。ただ、まだちょっと最終的に県との調整をもう一度やらなくてはいけないかなというふうに思っております、その確定で今後もう少し、場合によっては内容に変更があるかもしれません。

37ページ一番下の段に、基金積立金といたしまして、サービス計画収入分を一旦基金へ積み立てるように計画しております。

38ページの財政安定化基金償還金といたしまして、第6期で県の基金より借り入れた額を第7期の3年間で償還するため、今回は3分の1にあたる550万円を計上させていただきます。

次に歳入の主なものについて説明します。

28ページを御覧ください。歳入の主なものにつきましては、1の保険料として一号被保険者保険料を歳入全体の財源調整を考慮して2億1千959万6千円見込んでおります。

3の国庫支出金、29ページから4の支払基金交付金、5の県支出金、6の繰入金の一般会計繰入金につきましては、歳出の保険給付費や地域支援事業の増に伴いそれぞれ増額を見込んでい

るところです。

歳入歳出ともに合計は11億4千218万8千円で、昨年と比較しまして8千655万9千円の増額となっており、率にして8.2%の伸びとなっております。

以上で小国町介護保険特別会計歳入歳出予算の説明とさせていただきます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計予算の説明に移らせていただきます。

50ページを御覧ください。歳入の主なものにつきましては、款別1の後期高齢者医療保険料が普通徴収と特別徴収と合わせまして6千693万7千円を計上しております。

4の繰入金は、保険基盤安定繰入分と事務費分として一般会計から繰入れるものです。

51ページに諸収入といたしまして、後期高齢者医療広域連合から受託している健康保持増進事業収入を計上しております。

次に52ページを御覧ください。歳出につきましては、1の総務費ですが、こちらは後期高齢者医療特会の運営事務費や徴収費としての経費となっております。

次の2後期高齢者医療広域連合納付費で広域連合への保険料及び保険料軽減分を補填する保険基盤安定繰入金を合わせた額を負担金として支出するものです。1億336万8千円、全体の93.1%を占めております。今回134万円の増額を見込んでおります。

3の保健事業では、委託料としまして健康診査委託料や歯科口腔健診につきまして受診者の増を見込み予算計上させていただいております。

歳入歳出ともに合計は1億1千103万5千円で、昨年と比較しますと216万4千円の増額となっており、率にして2%の伸びとなっております。

以上で小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議お願いいたします。

住民課長（生田敬二君） 続きまして、住民課のほうから小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計についてです。この貸付金特別会計におきましては、現在、貸付者1名の方の償還に関しての会計予算という形になっております。なお、詳細につきましては、先日の本会議で説明をさせていただきましたので割愛をさせていただきます。

御審議方よろしく御願いたします。

教育委員会事務局長（横井 誠君） それでは、小国町坂本善三美術館特別会計予算について説明させていただきます。

坂本善三美術館の平成30年度事業としましては、施政方針にありましたように、住民の方の参加を呼び掛ける活動など6つの展覧会を企画しており、なお一層地域に親しまれ、皆さんが楽しめる美術館を目指した活動を行う予定でございます。

最初に全体の予算から説明させていただきます。

66ページをお願いします。歳入でございます。

使用料及び手数料は325万5千円で、前年度と比較しますと27万円の減額です。ここ数年の実績にあわせて減額しております。

繰入金は986万1千円で、前年度から7万2千円の減額です。

諸収入は54万円で、前年度から22万4千円の減額で、同じく、ここ数年の実績により減額しているものです。

歳入全体としまして56万6千円の減額となっております。

次に67ページをお願いします。歳出でございます。

総務費としまして1千365万6千円を計上しています。前年度から同じく56万6千円の減額となっております。

歳入歳出ともに対前年度比は96%でございます。

次に68ページをお願いします。歳入の明細です。

使用料及び手数料325万5千円は美術館の入館料でございます。

繰入金986万1千円は一般会計からの繰入金でございます。

諸収入54万円につきましてはミュージアムショップ売上48万円と美術教室参加費6万円を計上させていただいております。

次に歳出の主な内容を説明させていただきます。

69ページをお願いします。一般管理費全体額における前年度比較56万6千円の減額の主な理由としましては、11需用費のうち修繕費の減額によるもので、29年度に計上していた本館屋根瓦修繕費がなくなり、通年の修繕費として計上させていただいていることが主な理由でございます。

次に8報償費の中の講師謝礼130万円につきましては、美術館の事業で計画しています3つの展覧会に係るものでございます。

11需用費の印刷製本費54万円については、展示にかかるパンフレット、ポスター、チラシや入館チケット等のための費用として計上しています。

次の70ページにあります使用料及び賃借料のうち、会場設営費25万円と、その2つ下にあります足場使用料10万円は、計画しています展覧会で使用するために計上しているものでございます。

その他の歳出については主に通常の美術館における展示や運営、管理に関する費用でございます。

簡単でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

委員長（高村祝次君） これより議案第19号から議案第23号について質疑に入ります。

国民健康保険特別会計予算について質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） ページを。



委員長（高村祝次君） 一括で、歳入歳出一括で入ります。

5番（児玉智博君） それでは、40歳未満の国保被保険者の健診委託料ということで伺います。

16ページからになりますね。すみません、17ページですね。特定健診の委託料で、もう今住民健診の希望調査というのがもう各家庭に届いている状況であると思いますが、19歳からということで特定健診が引き下げられることになりました。そこで、前回は議会の場でも確認をさせていただいたんですが、先ほど一般会計の質疑の中でもありましたとおり、7月ぐらいと、それとそれに受けなかった人が11月にということで、年2回というか、日にちとしてはもうちょっと何日間かあるんでしょうが、非常に限られた中での受診をしなければならないという点で、その2回とも受けられない人も場合によっては出てくるというふうに思うのですよね。それで和水町の例をあげて質問したことがあります。いわゆる集団検診じゃなくて個別健診という形で、それぞれ町が委託契約を結んだ医療機関、和水の場合は非常に数が多くて、町内はもちろん玉名郡市とか、隣の山鹿市とか、あるいは熊本市北区植木町の病院なんかでも個別健診として、都合にあわせた日で予約を取れば受けることができるというような状況になっているんですよね。やはり健診の受診率を上げていくためにはそういう受けやすいような、環境を整えていってこそ住民の人も、それは機会が保障されれば受ける人というのは増えていくと思いますので、そういった検討はなされないんでしょうか。

健康支援係長（永江直美君） 特定健診の受診率向上は、町としてはとても大事な事業として捉えております。今できる範囲で通知とか、土日、祝日の健診体制だったり、期間を分散してしたり、いろいろこう努力しているところであります。特定健診、受診率なんですけれども、少しずつ、伸びてきている状況ではあります。ただどうしても期間が限られてしまいますので、個別健診も検討は今してはいるんですが、集団検診をすると結果のほうにデータでまとめて返ってくるんですけれども、個別健診となりますと、地域の医療機関のほうに委託することになりますので、データが紙ベースで返ってきて、またそれをデータを入力したり、マンパワー的に業務量が増えてくるということが予想されます。健診というのは受けっぱなしではだめで、やはりそのあとのフォローが必要となってくると思いますので、マンパワーと業務量と医療機関が受けていただけるか、そういうところを検討しながら今後も調整してまいりたいと思っております。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

ないようでしたら、介護保険特別会計予算について質疑に入ります。

3番（北里勝義君） 介護保険の35ページですかね、元気クラブリーダーの派遣業務委託です。

これは社会福祉協議会に委託しているんですかね。委託先、元気クラブ。

地域包括支援センター長（加祥一恵君） 元気クラブは、リーダーは地域の方で、その方たちが社協の中のシルバー人材センターのほうに登録をしております。そこからの派遣という形になっています。

3番（北里勝義君） いただいた資料では、ボランティア連絡協議会に登録していると。そのリーダーはですね。

地域包括支援センター長（加祥一恵君） すみません、少し言葉が足りませんでした。シルバー人材センターとボランティアの木漏れ日の会に登録をしています。

3番（北里勝義君） じゃあこの元気クラブリーダーの方は、ボランティアでやられているということですかね。

地域包括支援センター長（加祥一恵君） いや、リーダーは1千200円の委託料をお支払いしています。もう1人、さらにお1人だけ、もう1人高い全体的なリーダーに対しては2千円払っております。

3番（北里勝義君） じゃあこの中で関連の予算で、このリーダー養成は分かるんですが、後方支援事業業務委託、この後方支援も元気クラブのリーダーがされるわけですかね。

地域包括支援センター長（加祥一恵君） 後方支援は、元気クラブのリーダーを養成した事業所の専門職が2カ月に1回、各元気クラブを回って正しく指導しているかということのみかじめというところとおかしいんですけど、そういうことをやっております。

3番（北里勝義君） やっぱり高齢者が元気に過ごしていくためにこういった取り組みは大事だろうというふうに思うのですよ。その中で、リーダーも、元気クラブリーダーも増えてきていると思います。実際、そういったそのリーダーの何ていいですかね、雇用というか、位置付け、そういうのは何かその例えばどっかに所属するとかじゃなくて、そういうその位置付けというんですかね、社協の職員とかじゃなくて、まあちょっと難しいですけど、ただ登録してやるというだけのあれなのかですね。何かそのそういう何て言うんですかね、保障とか、保険とか、そういうやつのあれは全然ないということですかね。

地域包括支援センター長（加祥一恵君） 保険に関しましては、登録するときには保険代ということでシルバー人材センターと木漏れ日の会のほうには保険代は本人たちから払っていただいています。そのほかの保障というのは、ちょっと今のところは何もないです。

3番（北里勝義君） はい、3番。じゃあシルバー人材の中で活動をするということですかね。委託契約はシルバー人材と結ぶわけですね。業務委託でしょ、これ。ですね、はい。

地域包括支援センター長（加祥一恵君） はい、そうです。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

5番（児玉智博君） 35ページの地域支援事業費の負担金補助及び交付金で筋トレ館負担金というのがございます。これはいただいた資料では筋トレ館の建物共済の分担金として小国公立病院に支払うということになっておりますけれども、実際、どれぐらいの器具が備わっていて、実際、利用状況等はどういうふうになっているのでしょうか。

地域包括支援センター長（加祥一恵君） 器具の種類は、今現在ちょっと危なくって使用を中止し

ているものも含めまして、4台から5台、すみません、はっきりちょっとなんですけれど、4台から5台はあります。使用状況については、もともと杖立のほうにも同じような器械が入ってまして、そこでの講習を受けられたグループというか、そういう方たちのみがこちらのほうでも使えるということで、週に重ならないような時間帯とかでそれぞれのグループでやっていただいておりますけれども、正確なグループの数とかいうのはちょっとすみません、今のところは把握しておりません。

5番（児玉智博君） 把握してないということは、もう全く使ってない可能性もあるんですか。実際、そのグループ数、じゃあ実際のその稼働した時間は年何時間ぐらい稼働しているんですか。

地域包括支援センター長（加祥一恵君） すみません、稼働した時間とかも把握してないんですけれども、全く使ってないのではありません。実際、今年はインフルエンザが流行りましたときに、そのところにももう暫くの間入るのはちょっと禁止されてたんで、その方たちには一応連絡を取って、全部杖立のほうに行ってもらったりとかしてました。

5番（児玉智博君） 実際この筋トレ館で、危なくて使えないような器具もあるということだったので、そういうところは更新もしたほうがいいかとは思のですが、これは実際管理というのは、ここにあるように、この公立病院が器具を管理して、あなたはちょっとこういう運動をして、どここの筋肉を鍛えたほうがいいですよとか、そういう指導をしてくれるんですか。

地域包括支援センター長（加祥一恵君） 公立病院は、その老健は場所を貸してくださるだけで、その杖立で最初に講習を受けたグループが自主的に宮原のそこで講習を自分たちでやっているという状況です。

5番（児玉智博君） じゃあもうただ場所を貸しているというだけで、やっている人たちも自発的な意思でやっているだけということなんで、じゃあその最初の講習というふうにおっしゃいましたけれども、その講習は今も続いているんですか。

地域包括支援センター長（加祥一恵君） 杖立のその場所で元気クラブをやってますので、そこで講習を受けた方で、どうしても宮原でということであれば宮原で講習を受けた方のグループのみ利用をさせています。

5番（児玉智博君） となると、元気クラブも杖立地域の人と宮原地域の人しか、そのほかの場所での元気クラブを受けられた方というのは、もうただ何か椅子を使ってこうあれするだけの運動しか教えてもらえないということで、地域によってあまりにそれは格差があるんじゃないですか。

地域包括支援センター長（加祥一恵君） どうしても器械を使って筋トレがやりたいという方は、杖立の元気クラブのほうに行ってくださいように案内はしています。

5番（児玉智博君） やはり、その今から本当に介護予防とってから、もう健康寿命を伸ばそうということでやっているのであれば、やはり、もうちょっとこう場所も増やしていくとか、やっぱりそういうことも考えていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

福祉課長（木下勇児君） おっしゃられる部分十分わかります。利用しやすい環境づくりという部分もあるかと思えます。ただ、あの器具自体がもう入れたのがちょっと介護保険制度が始まった当初ぐらいです、確か。もう十数年前に導入させていただきました。そのときに補助事業等を利用して2セットといたしますか、2カ所に設置させて、今現在が老健の一部を借りてというか、老健の1室、もう外から出入りができる場所がありまして、筋トレ館という名称にしてますけれど、1室、そこに器具と、先ほど言った杖立のほうに置いてありますけれども、非常に高い器具でございまして、これを6カ所とか、8カ所とか、ちょっと小国町の中で持つようなボリュームではありません。現在のやつも1つがもう今使用中止、ちょっと危ないということで使用中止、それも専門家に見てもらいましたが、もうその器械自体の補修ができる器械じゃないと。もう製造も中止されててということで、今のところ、町としてはこの器具を使うこと自体が、どうなのかというところももう少しちょっと考えていきたいと思っている部分もあります。今現在ある部分について、利用できる範囲を利用してもらってますけれども、そういった今のは本当もうトレーニングジムにあるような器具ですので、もう少し高齢者にあった器具で、それでも今年もちょっと導入を考えて見積もりを取ったとこですけれども、5年のリースにしても1セットで百数十万円かかるというような見積もりが出ておりまして、年間がですね。そういうのを2カ所なり、3カ所、場合によって数カ所というのも非常に難しいというところで、今回はちょっと見合わさせてもらいました。もう少し効率的なものがないか。または、数を減らすとか、そういった部分も含めて、今いただいた意見ももう少し箇所も検討した中で、今後の課題として協議していきたいというふうに思います。

5番（児玉智博君） はい、分かりました。

次に、以前いただいた第7期の資料の中で、結局、介護予防日常生活支援総合事業の中で、例えば、訪問介護にしてみれば訪問型サービスBで、そのボランティア等の住民が訪問しとか、サービスBはまだないそうですけれども、ボランティア等の住民が移動支援を行うと。あるいは、通所型サービスなんかでも、通所型サービスAは、主に雇用労働者やボランティアと、通所型サービスBは、主にボランティア等の住民によるとか。あるいは、そのほかの生活支援サービスでも職の自立支援、配食サービスとってから、要するに、小国町の場合はこういう部分で、農協の、配食サービスも活用してとかということになっていったんですが、具体的に平成30年度のその総合事業の中で、どういった取り組みを新たに取るようなものがあるのか、ないのか、確認していいですか。

福祉課長（木下勇児君） ただいまの御質問、町のほうで新たな取り組みという点につきましては、訪問型サービスのいわゆるBと言われる部分です。主にボランティア等の住民が訪問して生活援助を中心に提供するサービスと言われている部分ですが、こちらについて、平成29年度にお助け隊という名称で住民の方たちに養成講座を開かせていただきました。これについては補正予算

で予算も計上、お願いして10回ほどのカリキュラム、2時間程度のカリキュラムを修了された方が最終的に11名、修了していただきました。この方たちが30年度そういったサービスの提供にあたっていただきたいということで、これも卒業したので必ずというわけじゃないですが、やってみて、今後やっていけそうだという方たちを主にということで、現在、シルバー人材センターのほうでそういったお助け隊部門みたいなのをつくっていただいて、包括から必要なサービスは、この家庭にこういう人がいてこういうサービスを受けたいということで、シルバー人材センターとマッチングしながら今後やっていきたいということで、もう少しこのメンバーについても新年度もまた養成をして、地域性等も含めて人をつくっていききたいというふうに思っているところです。

5番（児玉智博君） 先ほどから、そのシルバー人材センターということでずっと出てきているんですが、結局のところ、そのシルバー人材センターもその社団法人とかじゃなくて、阿蘇小国町の場合は、社会福祉協議会の中にシルバー人材センターがあるような状況になっているわけですが、まあ結局なかなか社協以外にはそういうものの受け皿になるようなものを小国町はまだつくりきれないということになるのでしょうか。何かなんでもかんでも社協、社協にというような感じがします。

福祉課長（木下勇児君） つくりきれないと言われればそうかもしれませんが、シルバー人材センターはもともとありまして、実績も平成21年だったと思います。設立しておりまして、その中で、業務的には対象者が若干介護保険の場合は、要支援1、2またはそういった方に限られますが、それ以外の方も含めて今までサービス、サービスといいますか、そういった作業の提供をしてきたという実績がありますものですから、そういった中でのマッチングもやっていけるという判断で町としては今回そこに登録してもらって活動をお願いしたところです。

5番（児玉智博君） ちょっと分かりました。もう1点、結局、そのシルバー人材センターというふうになると、どうしてもやっぱりそのお年を召した方が登録をして、派遣をされるというところというイメージがどうしてもあるわけですが、もちろんまだ40代とかの方でも、仕事をしながらでも空いた時間でもそういう人の役に立ちたいとかいうような意思というか、志のある方はもちろんシルバー人材センターに登録してくださいということになるんですか。

福祉課長（木下勇児君） そのとおりでございます。

5番（児玉智博君） やはり本当にこれ介護保険制度の保険給付の外にあることではありますけれども、制度の中では介護保険の中にあるわけで、介護保険というのは、高齢者同士の支え合いじゃなくて、社会として介護を支えていきたいと思いますというような理念のもと、2000年に始まった制度なんですよ。やはりそういうボランティアもシルバー人材センターから派遣されるボランティアというふうになれば、何かどうしてもその私の疑った見方かもしれないけれども、何かやっぱりその年寄り同士の支え合いのように見えてしまうわけですよ。何かその辺のイメージと

して、やはり若い人でもボランティアとしてそういう支え合いに参加してくださいというような発信をすべきではないかと思うのですが。

福祉課長（木下勇児君） 発信と捉えていただけるか分かりませんが、もともとお助け隊をつくるに、この養成講座の募集の時点でもそういった趣旨を謳いながらぜひ講座に受けてみてもらえないかということでの、今回周知をしたところ、12名の方の募集があつて、お一人の方がちょっとその年間を通したカリキュラムを受講できなかった方が1人はおられましたけれども、そういった方たちでももちろん60歳以下の方もその中にもおられました。なので、今後もそういった形で、まずその受講する時点で幅広い年代で、場合によっては、確かに必ずシルバー人材センターに登録じゃなくても、個人でやれる部分だったらそれもいいかもしれませんけれども、うちとしては基本としてはそこの団体を通してやっていきたいというふうに思っていますし、個人でもう近所の、地域の中をお世話したいというような方たちもぜひ養成講座としては、受けていただいて、入っていただいたほうが正しい知識を持った中で入っていただけたと思いますので、ただ、基本的には今の時点ではちょっとシルバー人材センター以外のほうがちょっと難しいというのが現状です。

5番（児玉智博君） はい、分かりました。もちろんおっしゃるとおりボランティアとはいえ、ある程度一定の水準ぐらいのサービスをこう維持するのは必要でしょうから、やっぱりなかなかそういう意味では始まったばかりでもありますし、なかなか個人とかでするのは難しいでしょうから、おっしゃるとおりだと思います。そういうある程度組織だったやり方は必要だと思います。最後にちょっと歳入の面で伺いたいんですが、保険料率が引き上げられるわけですが、条例改正のときの質疑でも指摘しましたが、介護保険の特別会計の法定外繰入について、実際、厚生労働省は望ましくないという形での助言をしておりますけれども、実際には会計検査員の調べでは、全国の10の市町村が保険料軽減のための法定外繰入をやっていると。私が指摘したのは、あくまで介護保険事業というのは自治事務だから、国が市町村にどうこうしろという立場になくて、やっぱり自治事務として地域の実情に応じた事務のやり方が必要じゃないかと指摘をしました。そういう中で、法定外繰入の検討はなされたのかということです。町長はそういう財源の問題もあるから、今回は引き上げますということでおっしゃったけれども、実際その検討した上で財源的に無理だからやらなかったとか、それとも、最初から検討はしてないのかというところを確認させてください。

福祉課長（木下勇児君） 法定外繰入につきましては、私も多分児玉議員が見られたものと同じものだと思いますが、実際全国でやっていないのかというのをインターネットで調べたら、その会計検査員の報告の分が出てきました。それにも会計検査員の結びは、確か何か結び自体がやっぱり好ましくないという会計検査員の結びだったと思います。ただ、町が住民の方の保険料を補填するために繰り入れてますので、補助金を戻せとかそういった事象にはあたらぬという部分で、

ただ会計検査員も好ましくないという確か結びだったように思っています。

それから、県のほうからもそれは好ましくないというよりも、県のほうはちょっと基本的にはできませんと、そういう制度になっていますということでした。なので、町としては、何とか保険料の軽減に努められる部分はないかということで、今年度もいろいろ考えたんですが、町から繰り入れていただいているお金を少しでも増やす工面として、今回、包括がつくるサービス料については、もともとサービス料を包括がすれば収入がありますので、その分を一般会計からの繰り入れを減らしてました。今回、その分を一般会計からいただいて、その収入はちょっと基金に一旦積み立てて、今年はですね。来年度以降の保険税の少しでも補填になるようにということで、基金積立、金額にしては200万円で、予算は200万円ぐらいですか。そういった形でルールの中で何とか町が見れる部分は少しでもちょっと屁理屈を付けても見ていこうというようなところはやってきたと思っております。それ以外のちょっとルール、やってはいけないじゃないけれど、好ましくないと言われている部分については、検討したけれど好ましくないのではおられません。

5番（児玉智博君）　じゃあ県がそれはもう自治事務だから自分たちで決めてくれと言われれば、もうちょっと検討の余地はあったということですか。

福祉課長（木下勇児君）　町の裁量と言われれば、それは当然検討はできたと思います。

委員長（高村祝次君）　ここで、暫時休憩いたします。4時20分から再開いたします。

（午後4時09分）

委員長（高村祝次君）　休憩前に続き会議を開きます。

（午後4時20分）

委員長（高村祝次君）　続きまして、後期高齢者医療特別会計予算について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君）　保険料について質問したいと思います。後期高齢者医療保険料は、軽減特例ですね、今まで低所得者の方については、所得割軽減というのがあったんですが、30年度からはその軽減がなくなりますし、元扶養家族の人については、均等割の軽減が5割軽減ということになるんですけども、そういった軽減特例が縮小されていったり、なくなることによって、大体被保険者の方の負担がどれぐらい増えることになるのでしょうか。

健康支援係長（永江直美君）　後期高齢者医療の保険料ですけれども、平成30年度は保険料率に変更はないんですけども、付加限度額及び均等割5割、2割の軽減となる所得基準額が引き上げられます。また、所得割の軽減措置というのがなくなることになります。広域連合から提供された資料によりますと、均等割軽減対象者が1千224人となっています。保険料としては、128万5千円の保険料増を見込んでいるところです。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

ないようでしたら、次に移ります。

地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算について質疑に入ります。質疑ございませんか。ありませんか。

ないようでしたら、坂本善三美術館特別会計予算について質疑ございませんか。

8番（松崎俊一君） 松崎です。平成30年度の美術館の事業計画もしくは事業計画の案みたいなのはありますでしょうか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） まだパンフレットとかはちょっと制作はしてございません。

新しい年度になってそういった年間行事等、スケジュール等のパンフレットは作成しようとは思っております。毎年運営協議会というのがございまして、そのときに30年度の展覧会等の事業計画は立ててございまして、その中で先ほど言いましたように、6つほどの展覧会を計画しているということでございまして、まだ正式にペーパーにしたものはございません。

8番（松崎俊一君） その運営協議会ですかね、はいつごろの予定ですか。それが決まれば大体、終われば出てくるということですね。

教育委員会事務局長（横井 誠君） そのときの案として、何月ごろこういった事業をしたいと思えますということで、1枚紙では出してございますけれども、予算等もございまして、予算が正式に承認をいただければ、その後に、そういったはっきりしたものを作成したいと思っております。

現在の計画で言いますと、5月の中旬過ぎからでございますけれども、言葉でたどる坂本善三、善三先生名言集、それからまた7月中旬ごろからは、同音異‘技’画坂本善三の技法と表現、それからまた9月になりますと、んまつ一ポストと作る善三展、それから11月の終わりごろからは何でもない記念日、毎日がおめでとうというタイトル、それから、年を明けまして、2月にはパリの街角から坂本善三の見たヨーロッパ、それからまたシリーズアートの風というのもやってございまして、その中では柿渋座、みんなで柿渋ネットワーク、これは仮称でございますけれども、そういったものも一応5月から3月までのちょっと期間は長いですが、そういった計画もございまして。

8番（松崎俊一君） いつかの段階でペーパーかなんかでいただけるとありがたいですね。

以上です。

委員長（高村祝次君） 善三美術館特別会計予算ですけれども、もうしばらく善三美術館の内容について議員の方にお知らせをいたしませんので、善三美術館の何ですか、運営委員会ですか、あって資料は毎年毎年運営委員会が持っていると思いますので、その資料をまた時期を改めて議員の皆さんに全員お配りをしていただきたいというふうに思います。

ほかに質疑ございませんか。



5番（児玉智博君） 今、委員長のほうからも資料の提出の要求がありましたけれども、今日口で言っただけで結構ですので、大体その運営協議会とか、あるいは報酬が支払われている専門委員会なんかもあるようですけれども、どういったことを話し合われているのでしょうか。その毎年毎年、その1年間のスケジュールのようなものなのか。それとも幅広い視野で見て、その坂本善三美術館の存在意義であってりとか、またそのあり方とか、そういったことは話し合われていないのか、教えてください。

教育委員会事務局長（横井 誠君） まず、専門委員会というのを最初に行っております。その中では、展示活動や関連事業の内容についてとか、美術品の寄贈もあったりすることがございますので、その寄贈について、あるいは、新しい次年度に向けた、先ほどもちょっと申し上げましたような、展示計画の内容について。それから、あとは予算関係になりますけれども、決算状況であるとか、予算の状況であるとか、入館者数の状況であるとか、寄附等があった場合は、寄附等についてとか、報道関係でまた掲載したものがあればそういったものも添付していただいております、まあ収支、特に財政的な面とかは、具体的な面よりも、どちらかといいますと、そういった専門分野でございます、展示内容とか、そういったことについての意見を求めることが多くなってございます。一つ一つの展示について、大変こういうところがよかったんじゃないかとか、そういった意見が多くいただくことが多い内容でございます。

あとまた12月ぐらいに、昨年は12月に開催しておりますけれども、運営委員会というのがございまして、主な内容としましては、専門委員会で協議していただいた内容にかぶる部分が多くございますけれども、その中には、今度は運営委員の中には、例えば、議会の議長でございますとか、学校関係の校長の代表でありますとか、あと地元大字の協議会の会長でございますとか、婦人会の連合会の会長でございますとか、そういった美術館の友の会も含めまして、そういった多岐に渡る方がメンバーになっていただいて、そういった作品とか、展示の内容以外の分についてもですね、総体的なことと皆さんからの御意見をいただくことが多いような状況でございます。

それぞれ、例えば婦人会なら婦人会として美術館を1回会議の場というか、講演会も開催する中ですね、美術館を使っただいたんですけれど、非常になかなか美術館に来ることがない機会にこういう場所を使用させていただきたいんで、今後とも機会があればという、そういったありがたいお話とかですね、美術館自体の活動について、ほかの館の状況を知っている方もいらっしゃると思いますので、ほかの美術館に比べて坂本善三美術館は非常に何かこれぐらい活動しているところはほかにはあまりないんじゃないかとか、そういった非常に、学芸員の山下さんの体調までこう、そこまで頑張っているのかどうか、そういった意見も、ちょっといただくぐらい何か美術館が非常に頑張っているということを皆さんに分かっていただいたりしているんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

5番（児玉智博君） 詳しく御説明をいただきましたけれど、私も地元の黒瀬ですけれども、そう

いう関心のある方々からはせっかく黒淵にある美術館だから、鍋ヶ滝にはお客さんがたくさんきているから、ぜひその美術館にもたくさんの方が来館してほしいと、もったいないというような意見をよく耳にするわけですね。そこで伺いたいのが、こういう地元の人の声に対して、教育長は館長でもありますけれども、どういうふうを受け止めていらっしゃいますか。

教育長（麻生廣文君）　ちょっとその前に、先ほどの事務局長の答弁に少し補足をさせていただきます。

まず専門委員会、それから運営協議会ともに、美術館としては、まず観覧者の増加を目指すだとか、あるいは、斬新なアイデアのもとに、町民をいかに呼び入れていくか、そういったところをしっかりとろんなアイデアをいただいたりしております。特徴ある展覧会というものを本当にスタッフを中心に工夫しているところがございます。あわせて子どもたちの学習の場、あるいは北九州市の中学生とのタイアップなど、教育の場面としてもしっかりと充実して、こうしたことを通して、小国町のイメージアップにつながるものにといったところが大きな目的、目標にもしております。そうしたところで情報機関等の新聞等の報道とか、いろいろなものもあわせて専門委員会、運営協議会等で委員の皆様方にも御紹介をしているところがございます。今の鍋ヶ滝あたりとのつながり等につきましては、また、はい、町内の鍋ヶ滝、あるいは善三美術館、あるいは北里柴三郎記念館等がございますので、そういった点でつながるような部分を、例えば共通券などを発行するなどして、つながりを少しでもつくっていったらどうかといったところで執行部では考えているところがございます。

以上です。

5番（児玉智博君）　とにかく、これほど活動している美術館はほかにはないんじゃないかというふうな運営協議会等での意見も出ているということでしたが、私もそうかなと思っていますし、それとか、友の会なんかは、今年に入ってから県知事表彰なんかも受けられましたんで、そういう点で評価をされているということは私も、感じているところではあります。ただ、実際、地域の人たちからしてみれば、まあもちろん地域の人も行きやすくないといけないけれど、やはり観光客なんかにも立ち寄ってほしいと。せっかくあるのにもったいないじゃないかというのが意見なんです。あんまりその一般会計から幾ら繰り出しているとか、そういう話じゃなくてせっかくあるものだから来てほしいと。知ってほしいというのが地元の意見なのかなというふうに感じているところです。そうした中で、そもそものこの美術館の成り立ちとしては、町が発行しております、発行しているというか、以前発行した本で、坂本善三美術館の建設の経緯なんか記された本があったんで、私読んだんですが、もともと何でこの美術館ができるようになったかと言えば、坂本善三画伯の御弟子さんである、今の名誉館長が、師匠が亡くなって、これまで坂本善三の作品というのは2度散財、散出したと、1回目が熊本大空襲、戦争でですね、多くが消失したし、また戦後つくられた作品も熊本市の白川水害のときに水没して失われること

になった。もう坂本画伯も亡くなってしまったけれども、今残っている作品はもうやっぱりちりじりにしたらいけないと、やっぱりまとめて1カ所に保管しなければならないんだというところで、奥さんのほうに相談をされて、それは自治体に寄附をされたらどうですかという申し出をして、それを奥さんは、それはいいことですと快諾したものだから、だったらせっかくなら坂本善三画伯の出身地である小国町に寄附したらどうですかというところで、町に話がきて、当時、宮崎町長でしたけれど、宮崎町長がそれを了承して、大部分が町に遺族のほうから寄附をされるようになったと。そのときに、今の名誉館長が、せっかく寄附をするんだから、美術館の一つでも建ててくれないかという要望があって、まあそれで坂本善三美術館をつくろうというふうになって、いろいろこう場所を検討する中で今の場所に美術館が建てられるという経緯になったわけですよ。やはり、当時もそんなに小国町の財政状況というのはよかったとは思いませんけれど、今ほどやはり厳しくもなかったと思うわけですよ。そういう中で、一般会計からの繰り入れなんかもされてきているわけですが、しかしそれは、条例にもあるとおり、やはり坂本善三のであったりとか、その美術品をやはり適正に管理していくという目的の中に沿ってやられてきたことですから、それ自体はもう議会の議決も、ずっと経ているわけなんで、それはそれと私は思うのですが、今後も、やはり同じ目的のままずっとやっていくのかというふうに思うわけです。やはり時代の要請にあわせて、もっと、展示内容もいろんな絵だけじゃなくて、彫刻であったりとか、版画であったりとか、まあまたあるいは、美術品、壺とかですね、いろんなものも展示できるようにしたほうがいいだろうし、やはり自然科学の部分で、やはりジオパーク、世界ジオパークになってますけれど、そういったものともやはり連携する形での展示内容なんかもしていくように、やはりこの美術館のあり方そのものを、みんなで検討する段階にきているんじゃないかというふうに思うわけですが、そういった思い切った方向の転換なんか、今後あり得ないでしょうか。

教育長（麻生廣文君） 設立当時につきましては本もごさいますし、それから、私もいろんな方から、まずは当時の議会の方々の非常に後押しをもあって、そして素晴らしい美術館ができたこと。それからいろんな方々の、特に黒淵地区、地元の方々の支援なども非常に多大なものがあったということをお伺いしております。そうした趣旨をまた議員の皆様方にもですね、設立当時につきましてはしっかり受け止めていただいていると思っております、今後とも御支援をよろしくお願ひしたいなと思っております。

それから、展示、展覧会等につきましては、そのころの善三先生の一辺倒といったような、展示から、やはり先ほど議員もおっしゃるように、時代の要請、社会情勢の変化もごさいます。そうしたことを受け止めて、今の展覧会のあり方などに多分つながってきていると思います。いろんなスポーツと組み合わせてみたりだとか、いろいろ金属を町の人たちから集めて、そしてそれでつくったようなものを町内各地に展覧していくとか、いろんなアイデアがこう出てきているところかなと思っております。先ほど議員もおっしゃいましたように、変化の時期というのを、こ

れまでも、それなりにこういろいろ工夫されてきた部分がございます。ですから、今後とも、そうした部分について敏感に感じ取りながら、時代の要請、あるいは町民、あるいは多くの人々に来ていただくような工夫については、これは今の展覧会だけでなく、今後ともしっかりと、常に年を振るごとに1年1年課題というのは当然受け止めてやっていく必要があるだろうと思っています。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 御質問にあった展示の内容についてでございますけれども、今年度から来年度にかけて、先週の金曜日から、木にまつわるエトセトラということで展示会を始めてございます。内容的には善三画伯の木にまつわる絵の作品のほかに町内の木工業者の方に、そういった木工製品の展示とか、森林組合とかにも御協力いただきまして、そういった木の善三先生の作品以外にもですね。そういった展示も今計画して、実際3月9日から5月の中旬ぐらいまで開催予定でございますので、そういった取り組みもやっているということで、ちょっと御紹介させていただきました。

委員長（高村祝次君） ほかに質疑ございませんか。

質疑がなければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第19号 平成30年度小国町国民健康保険特別会計予算について、討論ございませんか。

5番（児玉智博君） では、私は、議案第19号 平成30年度小国町国民健康保険特別会計予算について反対の立場から討論をいたします。

平成30年度から特定健診の受診対象者が19歳から引き下げられるということで、前向きな変化もございます。これはかなり私も提案しましたが、迅速に対応いただいたというふうに思っております。しかしながら、国民健康保険税が高すぎて払いたくても払えないといったり、滞納の状況もなかなか解消されないような状況になっております。そうした中、平成30年度からは国民健康保険が熊本県単位の広域化がなされまして、実際、よその市町村なんかでも国民健康保険税が非常に高くなるというような状況にもつながっているところです。小国町はまだ6月議会での議決というふうになりますので、まだまだ固まった状態ではありませんが、やはり町民の皆さんの中からは、そうしたことに対して不安が広がっているような状況であります。

また、最後に予算の審議の中でも要望しましたが、特定健診の、個別健診の実現などにも、ぜひまた検討をいただきまして、早期に実現していただきたいことを求めていると思います。

以上のようなことからなかなかですね、高すぎる国民健康保険税の解決にはまだまだ至ってないということから反対とさせていただきます。

委員長（高村祝次君） ほかに討論ございませんか。

議案第20号 平成30年度小国町介護保険特別会計予算について、討論ございませんか。

5番（児玉智博君） それでは、議案第20号 平成30年度小国町介護保険特別会計予算についてに反対の立場から討論を行います。

今回の予算組は、本定例会初日に可決されました介護保険料引き上げを受けての予算となっております。基準額で一気に3割を超える介護保険料の大幅な引き上げにより、ただでさえ厳しい高齢者の暮らしがますます破壊されることが懸念をされております。委員会質疑の中でも明らかになりましたが、国や県が法定外繰入は望ましくないという立場にあることから、なかなかそういった保険料軽減策について踏み込んだ検討が行われなまま保険料の引き上げが行われたということが分かりました。やはりそうした高齢者の苦難に寄り添って、できるだけ介護保険料の引き上げ幅も小さくするという検討があつてしかるべきだったのではないのでしょうか。そうした福祉の心に基づいた対応がなされていない予算であるという点で、私は反対をいたします。

委員長（高村祝次君） ほかに討論ございませんか。

議案第21号 平成30年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について、討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、議案第21号 平成30年度小国町後期高齢者医療特別会計予算についてに反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度の保険料というのは、熊本県後期高齢者医療広域連合において決定をされるものでありますが、議案質疑で明らかになりましたとおり、軽減特例が段階的に廃止、あるいは平成30年度で廃止されることによりまして、1千224人に影響が出て、また128万5千円の影響が出るということでありました。御案内のとおり、後期高齢者医療保険料も介護保険料と同様、年金からの天引きが基本となっております。ただでさえ年金給付費は下がり続けているにも関わらず、介護保険料も、後期高齢者医療保険料も改定のたびに引き上げが続いているという状況であります。命を守るべき制度にあるにも関わらず、保険料負担が高齢者の暮らしを苦しめ、命を脅かすことになっているというのは本末転倒と言わざるを得ません。こうした保険料の軽減負担の中止に基づいて組まれた予算でありますので、本会計にも反対するというものであります。

委員長（高村祝次君） ほかに討論ございませんか。

議案第22号 平成30年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算について、討論ございませんか。ありませんか。

議案第23号 平成30年度小国町坂本善三美術館特別会計予算について、討論ございませんか。討論ございませんか。

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。なお、採決においては、執行部は最後にお立ちいただきたいと思っております。

議案第19号 平成30年度小国町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長(高村祝次君) 挙手多数であります。

よって、議案第19号は可決承認すべきとされました。

議案第20号 平成30年度小国町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長(高村祝次君) 挙手多数であります。

よって、議案第20号は可決承認すべきとされました。

議案第21号 平成30年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長(高村祝次君) 挙手多数であります。

よって、議案第21号は可決承認すべきとされました。

議案第22号 平成30年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算について、原案のとおり可決承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(高村祝次君) 全員挙手であります。

よって、議案第22号は可決承認すべきとされました。

議案第23号 平成30年度小国町坂本善三美術館特別会計予算について、原案のとおり可決承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(高村祝次君) 全員挙手であります。

よって、議案第23号は可決承認すべきとされました。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

お諮りいたします。総務文教福祉常任委員会に付託された議案は、全部終了いたしました。よって、本日の平成30年第2回総務文教福祉常任委員会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(高村祝次君) 異議なしと認めます。

以上で、平成30年第2回総務文教福祉常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

(午後4時56分)

平成 30 年

第 1 回産業常任委員会会議録

小 国 町 議 会



小 国 町 議 会      平成 3 0 年 第 1 回 産 業 常 任 委 員 会 会 議 記 録	
日 時	平成 30 年 3 月 13 日 午 前 10 時 01 分 開 議   午 後 2 時 14 分 閉 会
場 所	小国町隣保館
出席委員 及び議長	松本 明雄      熊谷 博行      穴井 帝史 時松 唯一      時松 昭弘      渡邊 誠次
事 務 局 職 員	小田 宣義      穴井 桂子
説 明 員	別紙座席表のとおり
会議に付 した事件	議案第 18 号   平成 30 年度小国町一般会計予算について 議案第 24 号   平 30 年度小国町簡易水道特別会計予算につ いて 議案第 25 号   平成 30 年度小国町農業集落排水事業特別会計 予算について 議案第 26 号   平成 30 年度小国町水道事業会計予算について
会 議 の 経 過 概 要	平成 30 年度一般会計及び特別会計予算の審議を行う。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

産業常任委員長

# 平成30年 第1回 産業常任委員会

平成30年3月13日(火) 午前10時00分～  
小国町隣保館

佐々木 情報係長	長谷部 林政係長		穴井書記	
秋吉 商工観光係長	宮崎 農政係長		安達 上下水道係長	
時松 情報課審議員	村上 産業課審議員		穴井 農林土木係長	橋本 公共建設係長
佐々木 情報課長	澁谷 産業課長	北里町長	佐藤 建設課長	北里 建設課審議員

穴井	
時松唯	時松昭
議長 渡邊	委員長 松本
	副委員長 熊谷
小田 議会事務局長	

## 議事の経過 (h. 30. 3. 13)

委員長（松本明雄君） おはようございます。

先週の金曜日から総務文教も始まっておりまして、非常に長い時間審議をされております。金曜日は寒くて、冬を思わせたんですけど、今日は温度もだいぶ上がるというような予報が出ております。寒暖の差がありますので、3月議会は長丁場ですので、健康には留意されて頑張ってくださいと思います。

それでは、開会に先立ちまして、北里町長より御挨拶をいただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） 皆さん、おはようございます。

平成30年の第1回の産業常任委員会ということで大変お世話になります。本日は、去る3月8日の本会議におきまして、平成30年度の一般会計予算及びそれぞれの特別会計予算が付託をされました。御審議をお願いしたいというふうに思います。

また、本日は、それぞれの所管の課長、審議員、係長参加をさせていただいております。様々な御意見を賜りたいと思っております。どうかよろしく願い申し上げます。

委員長（松本明雄君） ありがとうございます。

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しておりますので、ただいまから産業常任委員会を開催いたします。

(午前10時01分)

委員長（松本明雄君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

本日は、3月8日の本会議で本委員会に付託されました議案第18号 平成30年度小国町一般会計予算について、議案第24号 平成30年度小国町簡易水道特別会計予算について、議案第25号 平成30年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第26号 平成30年度小国町水道事業会計予算についてとなっております。

はじめに、本常任委員会に付託されました議案第18号 平成30年度小国町一般会計予算を議題といたします。

議案第18号 平成30年度小国町一般会計予算について説明を求めたいと思いますが、各所管に属する当初予算についての総括説明があればお願いします。併せて資料等があれば配付をお願いいたします。

それでは、議案第18号について質疑に入ります。

歳出からページを追っていきます。

説明からお願いします。

情報課長（佐々木忠生君） おはようございます。

情報課所管の30年度予算について、着座にてよろしいですか。

委員長（松本明雄君） 着座でどうぞ。

情報課長（佐々木忠生君） お手元の30年度小国町一般会計歳入歳出予算書により説明をさせていただきます。

まず、歳出から説明させていただきます。33ページをお願いいたします。

目の文書広報費です。この目は、広報おぐに、ホームページに関する歳出でございます。主なものは、需用費、印刷製本費194万8千円で、広報おぐにの印刷費でございます。毎月3千部を印刷して配布しております。

次に、14使用料のホームページシステム使用料116万7千円です。昨年度より見やすく、よりわかりやすいホームページの改変を行っております。そのシステム使用料です。予算要求額329万4千円となり、対前年比97%です。

次に39ページをお願いいたします。防災情報施設費です。この目は、主に屋外情報システム設備の維持管理、コミュニティーFM放送局の運営に関する歳出です。主なものは40ページ、13委託料の中で、防災行政無線と併せて設置したFM放送局の運営を行うコミュニティーFM放送局施設業務運営委託料726万7千円、それから平成26年度に整備した屋外放送等施設の保守を行う屋外情報システム設備保守業務委託料156万6千円です。予算要求額1千344万8千円となり、対前年比104%でございます。

次に42ページをお願いいたします。この目は光ファイバーケーブル施設の管理運営に関する歳出でございます。主なものは、13委託料の中で、光ファイバー関連施設の設備の保守点検を行う施設・設備保守点検業務委託2千73万6千円、光ファイバーケーブル利用者からの問い合わせなどに、町の代行として対応する地域情報基盤代行業務委託297万6千円、光ファイバーを利用したコミュニティーチャンネル放送により、行政情報や地域の情報を提供するおぐにチャンネル番組制作委託935万8千円、地上デジタル放送、自主放送、FM告知放送等に関連する施設設備の保守点検を行う映像系センター設備保守業務委託427万5千円でございます。

次のページをお願いいたします。14使用料及び賃借料の中で、日本デジタル配信株式会社から映像電波配信方法が、通信衛星へのずれにより、平成4月1日よりNTTコミュニケーションズのアクセス回線、有線を用いた方式に変更されたため、VPN-HOG伝送サービス使用料237万6千円を昨年度までのアイヒットサービス使用料に代わりまして計上いたしております。予算要求額5千859万7千円となり、対前年比95%でございます。

次に飛びまして74ページをお願いいたします。農林水産業費の水産業振興費でございます。主なものは、19負担金補助及び交付金の小国漁業協同組合補助金38万円でございます。小国漁業協同組合は小国町、南小国町の組合員56人で組織されており、両町からの補助金と入漁料等により主にアユ、ヤマメなどを放流しております。予算要求額38万円となり、昨年度と同額

となっております。

次に同ページの商工総務費でございます。主なものは職員2人分の人件費となります。予算要求額1千906万6千円となり、対前年比189%です。主な増加理由といたしましては、商工関係職員は2人でございますけれども、昨年度は熊本県からの出向職員1名がいたため、その人件費に付きましては熊本県より支払っておりました。本年度は2人分の人件費の計上となったためです。

次に目2の商工振興費です。この目は、商工業の振興及び商工関係施設の整備に関する歳出でございます。主なものは、15工事請負費のゆうステーション周辺整備工事1億6千万円でございます。昨年度に引き続き、国の社会資本整備総合交付金、補助率63.8%を活用して駐車場拡大整備、多機能トイレ等の整備を行い、慢性的な駐車場混雑緩和対策に取り組むものでございます。なお、全体事業費につきましては、当初1億5千万円で計画いたしておりますけれども、熊本地震に伴う労務、資材単価上昇等によりまして、全体事業費を1億8千万円と計画の見直しを行っております。

次に19負担金補助及び交付金で、小国町商工振興事業補助金450万円を小国町商工会へ補助し、引き続き商工業の振興を行います。商工業等活性化事業として平成26年度より取り組んできました小国町創業支援事業、小国町商店街空き家対策事業につきましては、ある程度の成果が見られたものと判断し、創業支援事業につきましては、補助内容の見直し、商店街空き家対策事業につきましては、平成29年度申請分までを対象といたしまして補助対象期間の3年間は継続して補助を行い、その後事業の廃止を行う予定です。また商工振興事業を活用して商店街等を中心とした実態調査を行い、新たな商工業と活性化の取り組みに向けて検討を行ってまいります。また町民参加型のふるさとの祭りにつきましては、町が主体となって祭り内容等を見直しを図り、実行委員会へ130万円の補助を行い、実施をいたします。予算要求額1億7千94万円となり、対前年比403%でございます。主な増加理由といたしましては、昨年度より実施しておりますゆうステーション周辺整備工事1億6千万円によるものでございます。

次に75ページをお願いいたします。観光費です。この目は、観光団体の支援、鍋ヶ滝公園の維持管理運営費、商工観光施設の維持管理に関する歳出でございます。主なものは、7賃金から次ページ、16原材料費までの各節予算額のうち1千735万8千円より、鍋ヶ滝公園の管理運営及び周辺道路混雑緩和を行っております。平成29年度の入園者数見込みは、入園者数約19万人、入園料収入約3千700万円と予想され、対前年比133%となる見込みでございます。

次に76ページをお願いいたします。13委託料の中で、ネットワーク基金を活用して観光情報発信業務委託500万円に取り組み、積極的な観光営業や観光客のニーズを把握し、タイムリーな情報の発信を行い、観光入込客の増加を目指します。また熊本県夢チャレンジ推進補助金を活用して、昨年に引き続き小国町交流促進支援業務委託500万円に取り組み、観光交流による

地域経済の浮揚を目指します。また鍋ヶ滝周辺道路渋滞緩和対策の一環として、鍋ヶ滝公園バイパス測量設計委託1千万円に取り組みます。

次に同ページ、15工事請負費、鍋ヶ滝公園設備工事300万円です。過疎債を充当し、放送設備工事を行い、入園者への緊急時における避難指示や情報伝達による安全な観光地づくりを目指します。

次に77ページ、19負担金補助及び交付金の中で、小国町観光協会へ1千300万円への補助を行い、観光窓口の一本化を図り、観光事業の健全発展と地域経済の振興を目指します。予算要求額6千916万8千円となり、対前年比75%です。主な減少理由といたしましては、昨年度の鍋ヶ滝公園第3駐車場整備工事4千600万円の減によるものです。

情報課所管の歳出予算総額は3億3千489万3千円となり、対前年比151%です。一般財源ベースでは4千279万3千円となり、対前年比85%です。

以上、簡単ですが、歳出の説明を終わります。

次に歳入の説明をさせていただきます。戻りまして16ページをお願いしたいと思います。下段の分担金及び負担金の総務費分担金でございます。光ファイバー加入分担金として30万円を計上しております。

次に17ページの使用料及び手数料、使用料の総務使用料の3設備使用料です。光ファイバー使用料4千234万円のうち現年度分4千224万円、滞納繰越分10万円を計上いたしております。

次に同ページ、一番下の商工使用料です。鍋ヶ滝公園直販所使用料18万2千円、それから次ページ、鍋ヶ滝公園入園料4千500万円です。本年度より入園料を大人300円、子ども150円とし、入園者は15万人分の計上でございます。次の鍋ヶ滝公園土地使用料7千円につきましては、ソフトバンク通信用アンテナの土地使用料でございます。

次に同ページ、使用料及び手数料、手数料の総務手数料でございます。中ほどの光ファイバー休止・再開手数料6万円の計上でございます。

次に飛びまして19ページ中ほどの国庫支出金、4の商工費国庫補助金でございます。ゆうステーション周辺整備工事に対する社会資本整備総合交付金9千570万円を計上しております。補助率は63.8%です。この交付金は、歳出の商工振興費の工事請負費に充当しております。

次に22ページ中ほどの5商工費県補助金でございます。小国町交流促進支援業務委託に対する熊本県夢チャレンジ推進補助金として375万円を計上しております。補助率は75%です。この補助金は歳出の観光費の委託料に充当しております。

次に23ページ中ほどの目3の商工費委託金です。県有公園施設清掃管理委託金1万2千円です。この委託金は、杖立温泉内の県有施設である駐車場の清掃委託金であり、歳出の観光費の委託料の中で同額を歳出いたしております。

次に26ページ、雑入をお願いいたします。下段の伝送路利用収入4万9千円、IRU利用収入586万円、番組配信利用収入6万円、光ファイバー引込工事費収入57万円、次ページの光ファイバーケーブル保守費用負担金40万円、物品汚損料1万円が地域情報基盤管理運営に伴う歳入となっております。

次に27ページからの町債、総務債でございます。地域情報通信基盤運営事業に伴う総務債800万円です。地域情報基盤管理運営費に充当しております。

次に目5の商工観光債です。鍋ヶ滝周辺整備事業に伴う観光債1千300万円とゆうステーション周辺整備事業に伴う商工債6千430万円です。それぞれ観光費、商工振興費に充当しております。なお、委託料、工事請負費、補助金・負担金につきましては、予算資料、情報課資料1で各内容を説明しておりますので、御確認のほどをお願いいたします。

以上で簡単ですが、情報課の説明を終わらせていただきます。

産業課長（澁谷洋典君） 着座で説明させていただきます。

それでは、産業課の所管となります、平成30年度予算の概要を説明させていただきます。

予算書の63ページ、64ページをお願いいたします。款の5農林水産業費でございます。目の1農業委員会費から70ページ、目の14循環型農業推進費までの農業費でございますが、目の10団体営土地改良事業から目の12特定中山間保全整備事業までは、この3つは建設課の所管となります。産業課所管の農業費歳出総額といたしましては3億5千90万1千円、対前年比で318万7千円の減となっております。

それでは、ページを迫いまして主なものの説明をさせていただきます。64ページをお願いいたします。農業委員会費でございます。ここでは、昨年を引き続きまして機構集積支援事業に取り組み、農地の利用状況調査等を実施いたします。7の賃金であったり、9の旅費、費用弁償などはそれに伴うものでございます。

続きまして65ページをお願いいたします。農業総務費でございます。ここでは主に職員の人件費等が主なものでございますけれども、19の負担金補助におきまして、阿蘇区域農用地整備公団事業償還金といたしまして1億3千546万7千円がございます。これは農業用道路、ファームロードの建設に伴います償還金で平成30年度が償還期間の最終年度となりますので、30年度をもって償還が完了となります。

続きまして67ページをお願いいたします。目の5中山間地域等直接支払推進事業費をお願いいたします。19負担金補助におきまして、交付金6千740万円がございます。本事業におきましては、平成30年度が第4期対策の4年目となります。集落協定数で28、対象面積でおよそ954ヘクタールを基礎数値といたしまして予算計上をさせていただいております。

続きまして、同じく67ページ、68ページ、目の6畜産業費でございます。平成30年度におきましても、家畜改良事業補助金、産地維持対策事業補助金、放牧活用型草原等再生事業補助

金など、計上どおりの補助金を活用いたしまして酪農、肉用牛、畜産全体での振興に取り組んでまいります。また、予算上は出てきておりませんが、一昨年立ち上げました小国郷畜産クラスター協議会でも現在、要望の取りまとめ、計画の策定を引き続き行ってまいります。

次に68ページをお願いいたします。目の7担い手育成推進事業費でございます。負担金補助におきまして、農業担い手支援給付金として840万円がでございます。これにつきましては、平成30年度も担い手として親元就農をいたしております7名の担い手の方へ要綱に基づきまして引き続き給付を行います。

続きまして、目の8手づくりの館、それから目の9悠工房施設費でございます。ここではそれぞれの加工施設の運営に伴います光熱水費等の維持管理費を計上させていただいております。

続きまして70ページをお願いいたします。目の13多面的機能支払費でございます。これにつきましては、日本型直接支払制度の中で中山間の直接支払と連携しながら、29の活動組織において、農地の維持、施設の長寿命化、共同活動の取り組みに対しまして交付金3千390万円を計上いたしております。

次に目の14循環型農業推進費でございます。予算額といたしましては1千548万9千円の予算計上となっております。先月、薬味野菜の里小国の店舗の新築工事の入札、発注を行い、先日、本定例会におきまして繰り越しの承認をいただいたところでございます。できるだけ早い工事の完了を目指しております。施政方針にもありましたように、新店舗のオープンを機にさらなる循環型農業の発展を目指し、推進してまいります。

続きまして、林業費でございます。71ページから73ページにかけまして、林業総務費、林業振興費が産業課の所管となります。林業費の歳出総額といたしましては5千970万3千円、対前年比で794万7千円の増となっております。主なものといたしまして、71ページをお願いいたします。林業総務費の負担金補助におきまして、野生動物生息数適正管理助成金260万円、鳥獣被害防止総合対策事業補助金196万円、次のページになりますが、有害鳥獣駆除補助金260万円など駆除対策、また一昨年より実施しております単県の事業であります、えづけS TOP! 鳥獣被害対策事業での防除対策など、有害鳥獣対策といたしまして捕獲、駆除・防除の観点から総合的な対策を行ってまいります。

次に72ページから73ページにかけまして、林業振興費におきましては、昨年の年度途中より事業内容の変更により事業名がくまもとの森林利活用最大化事業となりました、間伐事業補助金、主伐促進支援事業補助金などの森林整備事業、それから林業担い手育成事業、林業機械導入事業補助金などの担い手の育成対策の事業、また小国杉使用建築物支援事業であったり、販売促進事業による小国杉の広報、宣伝、販路拡大などを行うなど各種補助金を活用いたしまして、林業全般での振興を図っていききたいというふうに考えております。

以上、産業課所管の歳出の概略を説明いたしましたけれども、委託料また補助金、負担金にお



きましては、別途産業課資料1といたしまして配付がしてございますので、詳細においては御覧  
いただきたいと思ひます。

続きまして、歳入でございますけれども、歳入におきましても、産業課資料2といたしまして  
平成30年度の補助金調書におきまして、産業課所管の歳入額、また歳入の相手先、補助金等の  
目的等を記載した資料を配付してございますので、そちらの資料において説明に代えさせていた  
だきたいと思ひます。

以上、簡単ですけれども、産業課所管の主な平成30年度予算概要の説明を終わらせていただ  
きます。

建設課長（佐藤彰治君） おはようございます。それでは着座にて説明をさせていただきます。

平成30年度一般会計予算の建設課所管にかかる部分の概略説明をいたしたいと思ひます。

まずは歳出につきまして御説明をさせていただきます。

63ページをお開きください。ここに環境衛生費としまして浄化槽補助金等と19の負担金の  
中にごございますけれども、あらかじめ申し添えておきます。今年度より、現在、住民課で浄化槽  
の設置届、受付をしております。建設課でその分の合併浄化槽に対する補助金というようなこと  
で交付をしまいたったわけですけれども、住民サービスワンストップ化ということで、この4月  
1日より住民課に浄化槽補助金、それからここにあります負担金、それから単独浄化槽の撤去補  
助金、これらにつきましては住民課に所管を移しますので、建設課からは除外されるということ  
でございます。あらかじめ御説明をしておきます。

それでは69ページをお開きください。69ページから74ページでございます。5の農林水  
産業費、まず農業費のうち2千238万9千円、また2の林業費610万1千円でございます。  
農業費の主な事業としましては、石井水路に水門1基の設置を計画しているところでござい  
ます。その他、特定中山間保全整備事業償還金及び受益者負担金として1千974万7千円を計上さ  
せていただいているところでございします。これは例年の償還金でございます。

続きまして、78ページから79ページにかけてでございます。7の土木費、予算計上が5億  
2千450万8千円でございます。1の土木管理費9千22万2千円のうち主なところでは、県  
の工事関係負担金、それから各種期成会の負担金等でございます。県関係では、砂防事業としま  
して、小園川溪流保全工と河川整備を、それから道路改良関係では、北里宮原線他2路線につ  
いて改良工事を県で行っていただいているところの負担金でございます。また同じく急傾斜地崩壊  
対策事業としまして、現在も行っております関田及び尻江田地区2地区についての対策工事を  
実施しているところでございします。その分の負担金でございます。

続いて80ページをお開きください。2道路橋りょう費でございます。全体としまして2億9  
千406万1千円として、道路維持費、道路改良費で、道路維持費では、通常の維持管理費のほ  
か除草、除雪の委託等でございます。それから、併せて町道沿線立木安全対策事業費補助金を計

上させていただきます。

81ページでございます。道路新設改良費1億7千460万円につきましては、従来より行っております社会資本整備事業交付金を活用しまして、今年度、下滴水線、それから明里線、はげの湯線、3路線につきまして実施するところでございます。なお、平成29年度の小原田寺尾野線につきましては、平成29年度予算で平成30年度も引き続き、繰り越しということで工事を実施するところでございます。

3の河川費270万円につきましては、県の河川清掃委託金でございます。

続いて82ページでございます。住宅費でございます。住宅費1億2千824万3千円につきましては、管理住宅の経常的維持管理経費のほか、社交金の活用によりまして、平成30年度は桜ヶ丘住宅2棟4戸の解体撤去工事を予定しております。また、同交付金によりまして、関田住宅2棟の屋根外壁改修工事としまして1億円を計上させていただいているところでございます。これは長寿命化計画に基づくもので実施するものでございます。

飛びまして102ページをお願いいたします。災害復旧費362万円でございます。農林水産業施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費につきましては例年のとおり、委託費等の頭出し予算でございます。災害発生時に速やかに委託を発注できるように措置するものでございます。災害復旧の中で、住宅耐震化支援事業費240万円につきましては、3件の申請を見込んで計上させていただいております。

続きまして103ページでございます。12の諸支出金、特別会計繰出金のうち農業集落排水事業特別会計への繰出金8千593万7千円で、対前年比108.8%でございます。

以上が歳出の説明となります。

続きまして、ページ戻りまして16ページをお願いいたします。こちらは歳入でございます。建設課に属します予算は、11の分担金及び負担金3万円、それから12使用料及び手数料のうち、使用料5千76万円、これは住宅使用料、それから道路占用料等でございます。

続いて19ページでございます。13の国庫支出金、このうち国庫補助金2億443万2千円、こちらは先ほど歳出で申しました道路改良、それから関田住宅の改修、それから住宅の解体、これらに充てられる交付金でございます。

続きまして、22ページでございます。県支出金のうち、県補助金760万円、これは住宅耐震化等、それから電源立地交付金、こちらにより今年も岳の湯線の舗装工事を実施したいとの歳入でございます。

それから、県の委託金200万円。これは先ほど歳出で申し上げました河川清掃費の県の委託金でございます。

続きまして、26ページでございます。19の諸収入のうち、雑入としまして15万円が計上されております。これは柏田団地内にあります浄化槽利用負担金ということで、警察官舎6戸と、

それから病院2戸の計8戸の浄化槽使用料ということで負担金をいただいているものでございます。

歳入合計2億6千497万2千円で、対前年比118.2%となっているところでございます。以上、歳入について御説明をいたしました。なお、建設課資料3という分で、工事請負費、委託費、補助金、負担金、それらの資料も載せてございますので、併せて御参考にしていただければなというふうに思っているところでございます。

以上で、簡単でございますけれども、建設課所管に属します平成30年度予算、一般会計予算の歳入歳出についての御説明を終わりたいと思います。

以上でございます。

委員長（松本明雄君） それでは、これより議案第18号について、質疑に入ります。歳出からページを追ってまいります。

最初は33ページ、情報課のところですけれど、ありませんかね。

なければ39ページ。

6番（時松唯一君） 6番、時松ですけれど、33ページの文書広報費印刷用に3千部で194万8千円、今現在、これは各集落等の組長が配付しているかと思うのですが、実際周知とか、いわゆるどのくらいその見られているかとか、現状を把握しているかどうかをお尋ねします。

情報係長（佐々木博隆君） 時松議員の質問につきまして、部長、組長を通じて各世帯に3千部のうち、約2千300部を配付しております。それについての購読調査については、現在行ったことはまだありません。

以上です。

6番（時松唯一君） やはり、公費を使って各家庭に配付しているという中で、多分、一人暮らしのお年寄りとか、二人暮らしとか、そういう方が非常に多いと。今おっしゃるように、2千300万円、あとのその700万円については役場とか、各施設に配付しているかと思うのですが、知らない方が非常に多いということは、やはり周知しなきゃいけないと。広報とかおぐちゃんとか、そういうものでももう少し周知したほうがいいのかと、併せて、そのホームページシステム使用料、これもやはりパソコン等を見られている、また、それを見れる方がいらっしゃるの半分以下ではなかろうかなというふうな気がいたします。私も調べたわけじゃないんですけども、私の集落では、パソコンで見てやられる方が2件ぐらいしかありません。そういうことも踏まえて、周知のあり方をしっかりとやられたほうがいいのかと、今これは提案です。

以上です。

情報係長（佐々木博隆君） 今、時松議員から御指摘がありましたとおり、広報については、購読調査等も考えた上でちょっと動きたいなというふうに思います。

また、広報内容につきましては、文字放送でも周知させてもらっておりますので、またより一

層文字放送についても広報と同一内容かを確認させていただきたいと思います。

また、ホームページにつきまして、パソコンがないとちょっと視聴できないのではないかとというふうなお答えでした。平成29年度にホームページのシステムを変えまして、お手持ちの携帯、スマートフォンでも、昔のガラケーといいますか、その分でも視聴できるようなシステムになっております。そちらもちょっと引き続き周知を行っていきたいと思います。

以上です。

委員長（松本明雄君） それでは、39ページにまいりたいと思います。39ページ、これも情報課所管ですけれど、何かありますか。ありませんか。

なければ42ページ、こちらも情報課所管です。

6番（時松唯一君） これも情報課になるかと思うのですが、13地域情報基盤管理運営費、節の13委託料、3千734万5千円ということで金額はあがってますけれども、このおぐにチャンネル番組制作委託、あるいは地域情報基盤代行業務委託、あるいは施設・設備保守点検業務委託というのは、FM局の今委託しているところがすべてやられているのか。また、そこに委託した先がまた違う方に修理とは、番組制作等を支払っているのかをお聞かせください。

情報係長（佐々木博隆君） 今、時松議員の御質問につきまして、施設・設備保守点検業務委託料につきましては、NTTと契約しております、実施自体もNTTが行っております。その下の2つですね。地域情報基盤代行業務委託料とおぐにチャンネル番組制作委託料に付きまして、地域情報基盤代行業務委託というのは、光ファバーにおける家でテレビが見られなくなったとか、そういった場合についての対応になっております。その分につきましては、委託先のエフエム小国のスタッフで対応いただいております。

また、おぐにチャンネル番組制作委託料につきましては、10チャンネルのおぐにチャンネルの番組制作をエフエム小国独自が行っている委託料というふうになっております。

以上です。

委員長（松本明雄君） ほかにありませんか。

6番（時松唯一君） 今に関連して、そのエフエム小国の方、いらっしゃる、私たちの議会のときにも撮影に来てますけれども、今人員的には、小国のその観光施設あたりをよく撮影をして、おぐチャンで流していますよね。あるいは、その宣伝をやっていると、コマーシャルもやっていると、そういうのが人員、あるいは技術者というのは、もう今の人間で十分足りているのか。足りなければまた補足するのか。これは委託しても委託先のことでしょうけれども、そこから付近もやはり町も少し関連性をもってしっかりやっていると、なかなか技術屋が小国に来ないという状況になったときは非常に困惑すると思いますけれども、今の現状をお答えください。

情報係長（佐々木博隆君） 時松議員の御質問につきまして、人員につきまして、ちょっと今のところ映像系の方のスタッフが2名とラジオ系のスタッフが2名、合計4名と地域基盤代行業務に

つきましては、その4名で現場に行かれるときは2名が対応しているという形になっております。毎週1度番組編成会議をエフエム小国と情報課の担当と設けておりまして、番組の制作についてどのようにしていくかということの協議を行っております。

イベント的なものがある場合、この前、駅伝大会とかがありまして、どうしても人員が足りないと、エフエム小国からあった場合については、情報課でちょっとお手伝いをさせていただくというような体制を取らせてもらっております。通常の業務につきましては、エフエム小国から人数が足りないとかいうお話はありませんけれども、今後いろいろ協議していきたいというふうに、意見とかも聞いていきたいと思っております。

以上です。

6番(時松唯一君) 非常にありがたい説明がありました。先日も多分兄貴の撮影が、昨日おぐチャンであってましたよね。シネマホールでもありまして、その後、また小国の関連する試写会もありました。そういう中で、非常に地域おこし協力隊も非常に頑張ってもらっていて、私も非常にあちに行ったときはありがたいなという中で、コーヒーもお金要りましたけれど、非常に頑張っています。このエフエムとおこし協力隊と情報課と関連をもって、しっかりやっただけければ、今からあのシネマホールとてもいいですよ。1回皆さんも行かれるといいかというふうに思います。

以上です。

委員長(松本明雄君) ほかにないですかね。

なければ、ちょっとページが飛びます。63ページ、産業課に入っていきます。農業委員会費、ありませんか。64ページ、このあたりも農業委員会関係です。65ページ。ありませんか。

6番(時松唯一君) 時松です。

64ページの農地利用最適化推進委員、農地委員の6名の方に90万円という賃金が排出してありますが、この農地関係の今から先、今農業の米作りは非常にピンチになっていると。中山間等の中で補助もいただけてますが、米農家にとっては作れば赤字というような状況になっております。そういう中で、農地委員も3、4、5部ですかね、その法人化ということで今やっていますけれども、今のその現状、わかる範囲で結構ですけれども、3、4、5部にオペレーター等が確保できたのか。あるいは、今の進捗状況は、今わかる範囲で結構ですけれども、お聞かせください。

産業課審議員(村上弘雄君) 答えいたします。

今の質問の農業委員会予算の部分の農地利用最適化推進委員の予算については、農業委員会で、現在6名の方で予算計上させていただいております。今御指摘の米の3部、4部、5部の法人関係のオペレーターの件については、農業委員会だけでなく、産業課の農政係と一緒に連動して今やっておりますので、その部分については、ちょっとうちの係長から説明してもらいます。

農政係長（宮崎智幸君） 上田3、4、5部地区の、27年度から取り組んでおります、県の農地集積加速化事業の重点地区ということで、指定を受けて、その後、昨年9月に御存じのように、上田3、4、5部地区で、農事組合法人かみだが発立されております。現在、法人設立後も、理事会を月に2回ほど行っております。今日御出席の時松昭弘議員におかれましても、その理事ということで、理事会でいろんな協議をしているところです。法人設立9月に行いまして、その後、法人に参加された農家の皆さんの、どの土地を法人に預けるかということで、そういった手続き、県の中間管理機構を通して、農地の貸し借りの事務は12月に完了しております。その後も30年度産の米作りについてどういうふうに行っていくかということで、理事会で協議を重ねております。今言われたオペレーターについても、当然これから、もともとその組合に参加された中に大きな、オペレーターの方もおられますし、これから新たに、オペレーターの確保をしていく必要があるということで、これからもそういったオペレーターの確保であったり、作業員の確保というのは大きな課題となっておりますが、そういった部分、地区内、それから地区外も含めて、これからそういった人員の確保をやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

町長（北里耕亮君） これは総務委員会の所管でありましたけれども、政策課の中にあります地域おこし協力隊、その部分で本年は農業部門と林業部門の作業委員という位置づけで、言葉が適当かどうか分かりませんが、新たなその分野、地域おこし協力隊としては今まで、例えば地域おこし、まさに集落に入ったり、いろいろな地域の振興をするためという部分を今までやってきましたが、平成30年度からは実際に具体的な農業の、例えば農作業をお手伝いしていただけるような方を都会から呼び寄せる。政策課の狙いとしては、産業課と協力してよければ、そのこれからの協議ですが、上田3、4、5部、農地組合法人かみだと協議をして、オペレーターということでの位置づけで、もしその方が入っていただけるのであればそういう協議も今後できていければというふうに思っております。ただその方が機械に乗る経験があるのかとか、そういった部分はこれからの話でありますけれども、大きな町の方針としては、農事組合法人ではあります、かみだを行政としても支援をしていきたいと、今までも産業課中心に、課長中心に地元で会議等かなり入り込んでいただき、そうしておりますので、これからもそうすべきだと町としては考えております。町の方向性を発言させていただきました。

委員長（松本明雄君） ほかにありませんか。

1番（穴井帝史君） 65ページの19の負担金補助及び交付金の中で、世界農業遺産推進事業負担金とございますが、この負担金は何に使われているんですかね。

産業課審議員（村上弘雄君） お答えいたします。

この市町村の52万円の負担金については、郡内の1市6町の構成自治体からの負担金で、県が、取りまとめてこの財源を持って、管内の保存、継続すべき資源等についての取り組みについ

て補助金を支援するといった取り組みについての財源です。それから、また振興局全体として、世界農業遺産の事務局を持っておりまして、そこで総管内全体の研修会、シンポジウム等の経費もこれを充てております。それから、去年はちょうど全国大会の催しがあって少し負担金が10万円ほど多かったんですけど、それが全国持ち回りで阿蘇のほうで行われました。そういった取り組みに使う負担金でございます。

1番(穴井帝史君) 何かその農地の保存という言葉がありましたけれど、例えばどういったところを保存していくんですかね。

産業課審議員(村上弘雄君) 阿蘇管内ではかなりたくさんの方の保存、継承するべきものを各自治体から県に登録しておりまして、現在、小国町では大豆と黒菜が、それから、ジャージーについては加工品すべてにおいてのもともとのジャージー牛乳ということでの県へのそういう登録はされております。阿蘇管内でいえば野草帯等についても、阿蘇全体として支援していくというようなことで、諸々自治体の資源によってちょっと種類は違いますが、小国町ではそういったものを指定しておりまして、その部分について継続保存するための支援とかも補助条例で設けられております。

以上です。

委員長(松本明雄君) それでは、暫時休憩に入ります。再開は11時5分から始めたいと思います。

(午前10時57分)

委員長(松本明雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

委員長(松本明雄君) 65ページ、66ページ、ありませんか。

それでは、67ページ、畜産業費、ありませんか。

6番(時松唯一君) 67ページ、畜産業費、目の畜産業費で、ちょっと説明の中でクラスター事業の継続ということで、これは私の勉強不足もありますけれども、前々回も一般質問でやったかと思いますが、これは区切られているわけじゃないんですね、継続的にずっといろんなことができるような状況になっているか、それだけお聞かせください。

農政係長(宮崎智幸君) クラスター事業についてお答えします。

現在、国の事業で、畜産関係の事業といいますとこのクラスター事業ということでほぼこの1本で畜産関係の事業何でもやれるというような事業になっております。クラスター事業、まず、各地域において、いろんな関係する団体が集まってクラスター協議会を設立します。小国郷畜産クラスター協議会というものを一昨年8月に設立しております。構成メンバーとしましては小国郷の酪農振興会、それから両町、JA、若手農業者の会、東海大学、園芸連絡協議会、小国家畜診療所、そういったメンバーで協議会を作成しております。そこで地域全体で、畜産振興、畜産

に関連する産業の振興ということで、事業に取り組みというふうになっております。その次の段階としてクラスター計画というのを作成することになります。これは今言った構成メンバーで、小国の畜産業、関連する事業について小国の方向性というのを計画するものです。今現在、その作成を行っております。そのクラスター計画をもとに実施計画ということで、各取り組み主体、農家が畜舎をつくったり、例えば、農協が加工場を新設するとかいった事業がそれぞれできるといことで、これ継続的にこの大元になるのはクラスター計画で、それを元に取り組み主体が何を行うかということになっていきます。現在、クラスター計画の実施案、クラスター計画の策定と、それから実施計画、一部農家の方がジャージー牛を増頭して牛乳の生産量を増やしていくといことで、今計画を進めているところです。

以上です。

委員長（松本明雄君） ほかにありませんか。

なければ68ページ。

1番（穴井帝史君） 手づくりの館についてお聞きしたいんですけども、これ何かもう去年ぐらい1回話があったと思いますが、老朽化によりもう悠工房と一体化するという話もありましたけれども、それともう1点、この手づくりの館を何名の方が現在利用しているのかお尋ねします。

農政係長（宮崎智幸君） まず、手づくりの館と悠工房の一体化の件ですが、昨年から、そういうことがちょっとできないかということで考えておりました。その後も、毎回こういった委員会等でも、御指摘とお話があつてます、その現在の施設を使つての営業許可の問題といことで、阿蘇の保健所、それから食品衛生協会と協議を重ねていく中で、その問題が解決しないとなかなか一体で運営していくということも非常に厳しいといことで、実は今月なんですけれど、現在営業許可を受けて利用している方を集めて、ちょっと協議の場を持っております。そういう会議あたりを、協議を重ねていきながら、その辺の問題をまず解決して、その後に施設の一体化とかいう部分については検討を行つていきたいといふうにしております。

それから、次に手づくりの館の利用者数ですが、少々お待ちください。一昨年の実績でいきますと、手づくりの館で延べ352日、延べ人数で、1千168人の方が利用されております。悠工房につきましては、延べ日数131日の延べ人数421人という利用状況になっております。

以上です。

1番（穴井帝史君） じゃあ現在は手づくりの館のほうが利用者も多いということですよ。さっき保健所という話が出ましたが、私も、保健所の先生の見解を聞いたところによると、今のやり方はやはりちょっと好ましくないんじゃないだろうかという意見は聞いてますが、協議しているという話でしたので、また保健所の方等々とその辺は検討されて、結局何ていいますかね、許可を持っている人が次々使つて行つたら、もしあそこの施設で食中毒が出た場合に、その原因の突き止めようがないという話だったんですよ。だからその辺はやはり今後改善の必要があるんじゃない



なかろうかと思しますので、御一考なされてください。

農政係長（宮崎智幸君） 今穴井議員が言われたように、指摘を受けている部分については、利用者としてしっかり協議を重ねて改善の方向で改善をしていきたいと思えます。

それから、現在は、そういった営業目的での利用については、現在ちょっとお断りをしているということで、今後は一つの組織をつくるとか、そういった改善策に向けて協議を重ねてまいります。

以上です。

6番（時松唯一君） 確認です。今1番議員がおっしゃった内容と関連ですけれど、今係長がおっしゃった、約人数でいけば1千600人近い方が使用されていると。今まではそこで何かをつかったものを直販地に出して、営業をしたというその理解でいいんですかね。それを今後はしませんよという理解でよろしいですか。

農政係長（宮崎智幸君） 保健所、それから衛生協会から指摘を受けているのは、穴井議員が言われたように、営業目的で複数の方が一つの施設で営業をされるというのは食中毒であったり、そういった問題が発生したときに原因が分からない、原因の究明ができないということで、そういった部分で問題がありますよ。基本的には一つの施設で一営業許可証しか取れませんよということに指摘を受けております。ですから、絶対的にそこでつくられたものが営業できないということではなくて、営業許可の一本化でありますとか、当然利用者によっては独立して別の施設を自分で構えて営業するとか、そういったことを行う必要があるということで、これからも継続して利用したいということであれば、営業許可をまず一本化するということで、それぞれ今個人で取られている部分は一つの、例えば加工グループをつくるとか、そういった形で許可を一本にして、責任の所在を明確化するということが大事だというふうに思っております。ただこれはあくまで案ですので、そこについては、現在の利用者と協議を進めていきたいというふうに思っております。

6番（時松唯一君） 今の説明によると、大体言っていることは分かるんですが、そういう営業できるような品物をつくって各販売所に持ち込むと。そういうことに町がそこを提供してやるというのは、ちょっと抵抗あるんじゃないですかね。町長、その件はどういうふうに考えていますかね。それが、町が、町の施設を使って、そこで一つの営業許可を持っている人、一本化をして販売する分には、そういうことをやってたらちょっと私だけかな、私はそれは今後何か起きたときには、やはり町がという話になってくるんじゃないかなろうか。食物、衛生的なもの、食べるもの、それを営業で使うということになれば、やはりそういう団体は団体でそういうものをほかの企業体と一緒にあって、それで町が幾らか補助金は出すなら出すとか、町がそこに主催して、そこでやるとなると、実際自分のとこでつくって売っている方々のことはじゃあどうするんだというような話になってくるんじゃないかなろうかと思えます。その点どういうふうにお考えですか。

町長（北里耕亮君） もう20年以上前に、もう30年近くなりますでしょうか、手づくりの館ができてからは、その当時はやはり町の中で、特産品づくりといいましょうか、漬物であったり、味噌であったり、お肉であったり、いろいろな部分を開発するための、そういった部分ということで設立されたものと思いますが、そういったものが一方では、その商品化、無事に商品化できて、少し販売もされて、小国町の一部特産品という部分になっている団体もあろうかと思えます。時代も少し変わりました、各団体それぞれ、御自分でいろいろなものをおまんじゅうとか、パンとか、いろんなものをつくられている方もいらっしゃいますし、引き続き、手作りの館を利用しながらという方もいらっしゃいます。ここは非常に悩みどころでありますけれども、町としては、各それぞれ町民活動の中で特産品をつくられて、町民のその所得向上につながればという部分はありますが、一方、御意見のようにある団体は町のお世話になっている。ある団体は自分で自助努力でしっかり販売もされているという部分は非常に悩みどころだというふうに思えます。今後、そういった部分も含めて、手づくりの館の老朽化、機械の老朽化、建物の老朽化があるから、昨年、当初予算に100万円ではありましたけれど、ちょっと考える費用ということで、悠工房と手づくりの館を一体化するための思案という部分をやろうかと思いましたが、その前段の先ほど係長言いましたように、使っている方々との協議がちょっとまだ十分で、かなりしてましたけれども、使っている方々の思いの強さもあって、私たちは町のために、町が潤うためにそこを使って販売しているという意見も、それは分かるんですが、繰り返しになりますけれど、個人でやっている方は個人でやっているという部分もありますから、そのあたりが、もう1年間、ちょっと今年十分協議させていただいて、その後に今後手づくりの館をどうするか、悠工房にくっつけるのか。その際、中身の話をどうするかという部分をちょっとまた考えていきたいというふうに思っています。私はそういうふうに思っているんですけども、担当課としてはどうですか。まだちょっと明確な答えじゃない、思案中ということで、ちょっと答弁にならない部分もありますけれども、もう少し明確化していかなければということだけは明らかかなというふうに思っています。今年1年十分会議を何度も持って、しっかり使っている団体の方と話し合いを持っていきたいというふうに思っています。

以上です。

1番（穴井帝史君） 先ほど担当課からの説明では、営業をやっているところはもう使用ができないということでもよろしかったんですかね。

農政係長（宮崎智幸君） この問題というか、御指摘を受けるようになってから新規で、営業目的で利用したいという方についてはお断りしているんです。ただし、もともと営業許可を取って営業されている方については、今から話し合いを行いながら改善を行っていくということで今使用自体を止めているということではありません。使用は続いております。

1番（穴井帝史君） それで利益がもしその方たち、昔から使っている人の件なんですけれど、利

益が出ているのであればですね、やはりそういう自分で機器等を購入してするのが公平じゃなかろうかと思うのですが、その辺は今後の話合いの中で明確にしてもらいたいと思います。

農政係長（宮崎智幸君） 今言われた御指摘の部分も十分踏まえて今後利用者と、協議を行ってまいりたいと思います。

以上です。

6番（時松唯一君） 最後に、今の件で、やはり、営業とか、商い、そういうものに対して町が差別化をしたら、これは今千何百人という方がいろんな意見を言うてくるということであっても、実際、自分で保健所の許可をもらい、販売網を自分で広げて、JAとタイアップしながらやってらっしゃる方もたくさんいらっしゃいます。だからそこに甘えた考えで、やはりこういうことをつくってください、ああいいですよみたいなことをやるのは、もう切らなきゃだめですよ。もうこういうことはできませんから、じゃあ1年余裕をみて、来年の5月からできませんよ、当然この方たちはじゃあどうするんですか、それはその方たちが考えることであって、やはり提案すべきは執行部から、こういう自分たちの計画もあるし、あなたたちもやはりその自分たちの計画を立て、自分で自助努力をしてくださいと、そういうぐらいの考えで持って行かないと、ここの1千500人が一気に何ですかみたいな感じになってくる。だから猶予期間を与えながら、ただもうこういうことですよということをしっかりとものを申しでないで、差別化は出てくると思うのですよね。それは朝から早く起きて、いろんなものを取り入れて、それをつくって販売して、JAの所に行ってお願ひしますという方もいらっしゃいます。だから、トータル的に考えた中にね、そういう意識を植えさせるのもやはり必要かなと。以上、私の提案です。

以上です。

農政係長（宮崎智幸君） 今言われた部分についても、期限を切つてという部分についても、十分検討していきたいと思います。

それから、前回、今月の利用者会議のときにも、じゃあどうするんですかみたいな利用者からの意見の中で、うちとしましても、そういうことで独立するのに対して、いろいろと支援とかいう部分もできますというか、やっていきます。そういった既存の補助事業あたりもすべてとは言いませんけれど、一部ありますので、そういった案内もしていきますということでお話をさせていただきました。そういった部分で、当然独立させてもっと、大きな産業になることを、目指していくということも考える必要があると思いますので、その部分も踏まえて、今後しっかり協議をしていきたいと思います。

以上です。

委員長（松本明雄君） はい、それでは、次にまいります。

69ページが一番下からですね。

副委員長（熊谷博行君） 68ページの19番負担金補助及び交付金、農業担い手支援給付金84

0万円、今年は7人ということでしたが、農業のどういう農業を1年間していくかと、事業計画書を立ててするのか。収支決算を提出するのか。教えていただきたい。

農政係長（宮崎智幸君） この農業担い手支援給付金につきましては、まず、申請の段階で先ほど言われたように、今現在の農業経営どういったことになっているかということの現状、それから、目標という部分は設定していただきます。ただし、これは親元まず就農ですので、現在は主はその何ですか、親の方の経営の中で勉強していただくということで、今の経営内容についてしっかり内容を把握していただく。それから売り上げ、それから機械の保有、施設の保有状況あたりも確認をしております。それから2カ月に1回、給付金支払の請求書を提出していただく際には、その2カ月間どのような作業を行ったかということで日誌の提出を求めています。それから、1年過ぎた3月末、4月頭には、翌年度の本人の目標、例えば、大根の作付面積をあとどれだけ増やしたいとか、そういった目標を、4月の頭に出してもらおうようにしております。それから、昨年は、税務署の職員の方に来ていただいて、確定申告の勉強会あたりも、この給付金を受けている方を集めて勉強会も開いております。そういうことで、自分の家の、農業経営、お金の部分もしっかり勉強していただくということで、そういう部分を一生懸命支援しているところです。

以上です。

副委員長（熊谷博行君） 支払は基本的には本人じゃなくて、親に支払をするというので認識していいんですかね。

農政係長（宮崎智幸君） 支払も申請もあくまで本人です。新規で親元で頑張られるという本人に給付金の支払は行っております。すべて本人とのやりとりを行っております。

以上です。

委員長（松本明雄君） 質疑ありませんか。69ページ、70ページ、建設課所管になりますけれど。

副委員長（熊谷博行君） すみません、69ページの15番工事請負費、農業農村整備工事、これは何をするんですかね、100万円は。

農林土木係長（穴井 徹君） 本年度の予定は、宮原石井水路の水門を、1基設置したいと思えます。箇所は、宮原仁瀬の林間広場入口付近なんですが、ちょうど212号線を横断というか、下を暗渠で入っている部分があるんですが、河川に、面しております、崖上でちょっとまだ落としを今、木のさぶたでやっている状況ですので、雨天等に現場に行った場合、重大な事故につながりかねないということで、安全性確保のために設置する予定です。

以上です。

委員長（松本明雄君） ほかにありませんか。

70ページ、71ページ。

副委員長（熊谷博行君） 70ページの14循環型農業推進費、節の13委託料、毎年質問するん

ですが、食品残渣回収運送業務委託、後ろのほうを見ると何かいろいろただ運搬だけじゃないように書いてましたが、昨年よりも数段高くなっている理由だけ説明ください。

農政係長（宮崎智幸君） この食品残渣回収につきましては、小国堆肥製造に利用する食品残渣回収を行っているわけですが、実は昨年までは臨時雇いで田原さんという方にこの回収業務を行っていただいております。御存じのように、急に病気でお亡くなりになられたということで、急遽、現在今高野商会に回収をお願いしております。それから、堆肥舎での切り返しの作業ですとか、堆肥製造について、全般について、高野商会にちょっと急遽お願いをしたわけです。実際、来年度につきましても、委託で回収から製造まで一貫して、取り組みたいということで、その分の委託料が増えております。ただし、7番の賃金の臨時雇用賃金につきましては3名から2名ということで人数が減っております。

以上です。

委員長（松本明雄君） ほかにありませんか。

なければ71ページ、72ページ、ありませんか。

73ページ。

副委員長（熊谷博行君） 72ページの旧西里小学校再生利用調査業務委託、もう何か構想はあって業務委託をやっているのかちょっとお知らせください。

林政係長（長谷部公博君） 旧西里小学校の再生利用調査業務委託料につきましては、今この施設は平成3年に建てられまして、築今25年ほど経過しております。もう皆様御存じだと思いますけれど、木造でアートポリス賞だったり、熊本景観賞も受賞した建物でありまして、この建物を利用した林業振興策の一つとして、木育あたりの活動拠点にできないかということを一応軸に、調査委託を、こういった形で使えるかという調査委託を実施したいというふうに考えております。

以上です。

町長（北里耕亮君） ただいまの旧西里小学校の部分でありますけれども、これについては、もう数年前から崇城大学の美術の先生だったり、熊大の先生であったりという部分の話も幾つかあったり、高齢者施設用に何か使えないかとかいう提案も一部いただいたり、なかなかでも具体化しませんでした。お話をされる方はこういう使い方というけれど、財源というか、経費がかかる部分でありますので、ここを平成30年度はしっかりデータに基づいたり、いろいろなもう具体化していけるようなちょっと調査をしていきたいというふうに思っております。あくまで予算の計上の場所は林業振興費でありますけれども、4月から入れば木育という部分が軸ではあるんですけども、それにとらわれず、政策課も入っていただいて、連携して具体的に使える使い方、そういった部分を模索していきたいと思っておりますので、この辺りはぜひ議員の皆様方にも途中報告したり、逆に意見をいただいたりして、しっかりやっていきたいというふうに思っております。以前一般質問もいただいた経緯もありましたけれども、やはりいい施設残っておりますので利活用

していきたいと、町としては考えております。

以上です。

10番（時松昭弘君） 10番、時松です。

ただいまの西里小学校の再生利用の調査委託ということで200万円予算計上されておりますが、これは昨年の3月までに総務省の予算の中でいわゆる廃校の分についての、補助金の率が、補助率が非常に有利な分がありました。これは当時、一昨年の、去年、一昨年になりますけれども、そのことは、私もそういう情報を前辞められた副町長にも申し上げて、話をした経緯がありますが、その後いろいろ問題がありまして、その後一応申請もないままに終わったということでありまして。ただその当時の、補助率というのが、確かいわゆる98ぐらいの補助があって、補助率がありましたね。それにある私に情報入ったところから、こういった補助があるから、小国町全体の学校あたりの廃校の部分を見直しをしたらどうかということが一応提案があったことがあります。ただ、その後に、今回、もちろん西里小学校あたりもいろいろもう地元からも話が出ておりますけれども、これは当然何とかしなければ、このままでは雨漏りがするような状況になっておりますが、昨年から確か文科省あたりの補助が確か、これ2分の1の補助かなんかわかりませんが、いわゆる文科省の部分の予算が総務省から移行されたというような話は聞いております。そこらあたり、ちょっと総務課あたりとかで調査をされて、今200万円組んでありますけれども、これはこれで一応どれだけかかるかという積算をした段階で、次なるステップの段階で、補助がどういうものに該当するのかということを調査をしっかりと、そして今町長から話がありましたように、木育という形でも使っていただければ、地元の活性化にもなるし、いろんな人的高揚にもつながるんじゃないかというふうに思います。そこあたりちょっと再度調査をしていただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） ありがとうございます。もちろんこの一般財源でこの200万円はこの歳出で出ておりますが、まだ確定しておりませんので歳入には書くことができませんけれども、何かその補助金等を、これに足しになるような部分というのは引き続き模索していきたいというふうに思います。当初のその総務省の部分も私も把握しておりましたが、ちょっとそこまでの補助率ではなかったかとは思いますが、非常に枠が狭き門でありまして、この部分を、議員おっしゃいましたように、総務省の枠が狭き門でちょっと閉じかけて、文科省にという部分もそうであろうかと思いますが、引き続き調査をしながらやっていきたいというふうに思います。

環境的にはその先のところの集落から、また先のそのちょうど明里線もまた開通する、平成30年度はどうかわかりませんが、そういう部分があると、やはり明里集落の活性化、明里だけでなく、西里集落の活性化がこの西里小学校跡地にも関係しますので、ぜひ前向きにやっていきたいというふうに思っております。補助を調査をしていきたいというふうに思っております。

副委員長（熊谷博行君） 南小国も木工何とかありますが、ああいうのもじっくり見ていただいて、

私はあんまりはやっているようには見えませんでした。木育、小国だから木育大事だと思います。それと今町長おっしゃられたとおり、早くお金かけて明里線を開通するほうが先だと思いますが、そういうことをございます。

町長（北里耕亮君） 明里線の部分はまた土木のあとの部分がありますから御意見いただければと思いますが、南小国の木工のというのは、おそらく南小国ファブラボのことだと思いますが、既に南小国より先に民間活動として小国ではその町民の方のその木工のという部分が下城にできております。それは町とか出資とかは全くしてなくて、民間活動の中から、されております。南小国は地域創生交付金を利用して建物とか建てたというのはちょっと聞き及んではいますけれども、繰り返しになりますが、この西里小学校跡地もまだ木育という部分で限定はしていませんが、そこも含めてですが、そうじゃない場合もあります。より今雨漏りとかもしてますし、人の出入りがないと段々段々老朽化していきますけれども、より多くの方が出入りがするように、少し活気を取り戻すような形で検討していきたいというふうに思っておりますので、また御意見をいただければというふうに思います。

以上です。

6番（時松唯一君） 71ページから、まず野生動物生息数適正管理助成金、狩猟登録者に260万円、それから鳥獣被害防止総合対策事業補助金で196万円、それから有害鳥獣駆除補助金で260万円、合計の716万円という計算になります。田原地区、西里地区は県のほう100%の補助金で有害駆除対策に対して60万円の補助が出るということですが、これは以前から協議の中で出ているかと思えます。イノシシ、シカ、それのその補助金の出先、でそれに対する監査のやり方、それからお金の支払のその流れを一貫したらどうか。まずは、確認しながらどうかというその指摘がもう33年も続いておりますが、今後、その今のその狩猟会と、捕獲隊と、それから狩猟ですね、銃で撃って狩猟するのと捕獲、こちらで一本化してやったらどうか。一本化できなければ、これやはり町から補助金が出てますから、町がやはりしっかりと管理をすべきじゃなかろうかなというふうに私は感じております。これも3年前からもこの話が出てますけれども、やはり何かの改善策をする。あるいは、その当事者、いわゆる狩猟をしている方々が少なくなる、それをやるんだったらもうやらないぞと、そういう痛し痒しのそういう協議が出てくる可能性もありますけれども、今の状況を見たときには、やはり今やられている方がやめるようなことはないと思うのですよね。としたら、方法をやはり町としてしっかりした流れを今のうちにつくっておかないと、たくさんとったけれどもそのなかなか補助金がこないとか。補助金ではお金をいただけない。あるいは、以前はちょっと不都合なそのお金の未払があったと。そういうことが今後出ないような対応策が今できているかどうかをお聞かせください。

林政係長（長谷部公博君） 今の時松議員の質問なんですけれども、過去から、支払の件で御指摘があったのは聞いております。猟期と駆除期間でお金は違うんですけれども、まず猟期につきま

しては、この予算書の、71ページの野生動物生息数適正管理助成金で支払っております。これにつきましては、猟期が終わりましたら、皆さん報告されますので、猟期につきましては、直接町から捕獲者に対してお金を振り込んでおります。駆除の場合につきましては、駆除隊というのが班編成しております、銃器とわなというふうになります。この駆除隊の補助金につきましては、班ごとに、個人ごとに金額、Aさんがこれだけ捕ってこれだけの金額を補助金として出しますというような明細表を、役場へ作成しまして、それで駆除会から支払を直接していただきます。それを本人が確認、押印していただいた領収証を、役場に提出していただくということで、捕獲者みんなに、お金が確認と領収いただいたという証拠確認は役場でさせていただいております。

以上です。

6番（時松唯一君） 6番です。

今の説明で十分分かるんですが、狩猟をしている方々の中に、やはり通帳、その通帳等を全然見たことがない。だからそういう者に対して町はちゃんと管理しているのかというような御意見をいただきました。ですから、私が申し上げているのは、やはりその狩猟をしている方々の中です、そういう方が何人かいらっしゃるのであれば、やはり監査するときにはですね、町が補助金を出しているのであれば、そちらに出向くのもいいし、その方たちを呼ばれて、年に1回のそういうものの査察というとおかしいんですけど、検査をやはりしっかりすべきだということを提案して質問を終わります。

林政係長（長谷部公博君） 捕獲に対する補助金につきましてはですね、捕獲者もですね、有害鳥獣駆除であれば、なおさらやはり農地被害とかですね、そういったものを防除したいがために、していただくという気持ちのもとですね、駆除していただくというふうに認識しておりますので、皆さんにですね、適切な当たり前の金額といいますか、捕獲費がですね、支払がいったと、それを町がしっかり確認できるというような流れをですね、今後も検討して、より改善をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（松本明雄君） それでは、次に行きます。

73ページ、74ページ、商工費に入っていきます。ありませんか。

75ページ。

副委員長（熊谷博行君） 75ページの19番負担金補助及び交付金、75ページですね。小国町資格取得支援事業補助金15万円、昨年何人これを使って、どういう免許を取得されたか、お願いします。

情報課審議員（時松洋順君） 資格取得支援につきましては、昨年度始めさせていただきました。昨年度の実績といたしましては、2件、4万円の決算となっております。内容につきましては、個人企業主の方と事業経営者の方が従業員の方へ支援したという件がございまして、資格につき



ましては、特殊車輛の資格が一つと、もう一つは、食品加工の資格でございました。

以上です。

副委員長（熊谷博行君） この資格もですね、いろいろ農業している人たちでも機械を資格持たないまま乗っている方とか、簡単にリース屋に借りに来て免許も持っていないのに借りにきて、いやだめですよと断られたりする人もいます。こういう資格の助成金をどこの町にもない助成金と思います。出すのであればもう少し皆様に知らせるとか、あんまり知らせていっばいくるのも大変だろうと思いますが、せっかくいい補助金でございます。もう少し行政も勉強して、こういうのはどうですかとかいうような進めもできるようなふうにしていただきたいと思います。

情報課審議員（時松洋順君） ありがとうございます。広報等と文字放送、ホームページを使って周知させていただいております。あともう少し充実させていただきたいというふうに考えております。

資格取得につきましては、先ほど申しましたとおり、今年29年度に2年目で30年度が3年目となりますのでその辺りを迎えたところでですね、内容の見直しは随時かけて、検討させていただきたいというふうに考えているところです。

以上です。

委員長（松本明雄君） よろしいですかね。次にいきます。

1番（穴井帝史君） 75ページの上から1、2、3、小国たばこ販売協同組合補助金とございますが、これ確か去年か一昨年も誰か聞いたと思うのですけれども、毎年同じことをやっているのかちょっと確認なんです。

情報課審議員（時松洋順君） たばこ販売協同組合補助金につきましては、小国町、南小国町で美化活動等灰皿の設置事業とか、交通安全キャンペーン、未成年者が喫煙をしないようにとそういった運動を、活動をされております。

以上です。

1番（穴井帝史君） 最近、喫煙者も少なくなってですね、灰皿の設置も新設されているようなこともあまり見受けませんので、その辺のやり方の指導等も今後ちょっと考えたほうがいいんじゃないかならうかと思えます。

以上です。

情報課審議員（時松洋順君） たばこ販売協同組合とも、協議しながら事業については検討させていただきたいというふうに思っております。

6番（時松唯一君） 74ページの節19負担金補助及び交付金でですね、商工振興事業補助金450万円、それに伴ってですね、商工業振興対策設備資金利子補給40万円と、これまとめて言いますけれど、ふるさとの祭り補助金130万円、このふるさとの祭り補助金130万円は、説明によると、その町が主体となって実行委員会、まあ実行委員会というのがあるのかどうか私が

勉強不足でわかりませんが、その実行委員会へ委任すると、ということになれば、各大字協議会が造り物を今やっていますけれども、そういうものは町が主体となって実行委員会でそういう造り物をするのか。まだ以前としてまた協議会にまた委任するのかをまず1点。

それと、先ほど私が申し上げた商工振興事業補助金の450万円については、多分これ観光協会側と一緒にするという流れの中で、この450万円の基礎をお聞かせください。これは支援事業補助金についても同じ意味合いによってお聞かせください。

情報課審議員（時松洋順君） 祭りにつきまして答えさせていただきます。

今年度から、実行委員会の主だったものを、町主体で行いたいというふうに考えております。会場、催し物等も含めて検討をし直そうという流れになっておりまして、その中で各大字協議会に、どのような御協力が可能なのかといったことも含めて検討させていただきたいというふうに考えておりまして、今の段階で協議会の御参加をこういったものというのがお答えできませんが、実行委員会の中で協議をさせていただきたいというふうに考えております。

450万円につきましては、観光協会の設立とは直接関係はございませんで、商工会が行われている地域振興事業でありますとか、几帳機械化対策費でありますとか、経営対策事業等々に充てていただいております事業でございます。

それからもう一つは、支援事業でしょうか。創業支援につきましては、小国町で、事業を創業する際の経費に充てさせていただきます。商工会の事業になります。今年度からですね、今まで一律で補助していたものをですね、事業創業の総事業費の段階的に分けまして、補助金につきましても段階的に補助するというふうな取り扱いに変更したいというふうに考えております。ちなみに、補助金の額としましては10万円、20万円、30万円、40万円、50万円という部分について100万円単位のところを対象事業費を段階的に分けたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（松本明雄君） ここで、暫時休憩に入ります。午後からは13時より始めます。

（午後0時00分）

委員長（松本明雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

委員長（松本明雄君） 74ページ、75ページに行きます。ありませんか。

なければ、今度は建設課に行きますけれど、よろしいですか。

76ページ。

副委員長（熊谷博行君） 76ページ、15番工事請負費300万円、先ほど課長から説明があったんですが、具体的にもう1回お願いいたします。

商工観光係長（秋吉祥志君） お答えします。現在の鍋ヶ滝公園につきましては、今公園自体にで

すね、放送設備が全く整っておりません。このため受付からですね、滝周辺にいらっしゃるお客様に対しまして、臨時の放送であったりとか、いろいろお知らせであったり、そういった形の情報を伝達することが今の時点ではできない状態になっておりますので、放送施設を整備いたしまして、万が一のその緊急時の放送とか、いろんな各種イベント等ありましたらそういったときの対応として利用したいというふうにして考えて計上しております。

以上です。

副委員長（熊谷博行君） 放送設備がやはり要るわけですかね。今まで何か不自由な面があったわけですか。

商工観光係長（秋吉祥志君） 今現在はですね、不自由なことというのはございませんでしたが、例えば、梅雨時期等ですね、河川が増水するとか、そういった部分とか。あとはそのやはりその災害時が発生しやすいとか、緊急的な放送をするときに、結局その受付から滝つぼのところまで降りていかないとその伝達ができないということで、避難誘導あたりでの素早い対応ができるためにも放送設備は必要ということで計上させていただきました。

以上です。

副委員長（熊谷博行君） 放送設備も必要かもしれません。まず、増水とかですね、そういうときはもう事前にですね、ある程度、いきなり鉄砲水がくるなんかもう滅多なことじゃありませんので、放送だけであれをしようとか考えないで、やはり早く事前にもう下に降りられ、閉鎖をするとか、そういう方法をしっかりしていかないといけないと思いますが、放送はそのどなたがするわけですか。あそこで券売している人が放送もすべて誘導から何からするわけですか。

商工観光係長（秋吉祥志君） 計画では今受付をされている方にそういった放送あたりの対応はしていただきたいというふうに思っております。また、緊急時というのは、こちらも河川が相手ですので、事前に台風情報とか、大雨情報とか、そういったものは周知しておまして、前日までは、課内でも協議をいたしまして、閉鎖をしたほうがよろしいという判断でありましたら当日の朝対応する、受付の方に閉鎖の旨お伝えしまして、利用の禁止というふうに対応はいたしております。

以上です。

委員長（松本明雄君） ほかにありませんか。

6番（時松唯一君） 77ページの補助金調書等にもありますが、節の負担金補助及び交付金の中で、小国町観光協会補助金1千300万円、それと同時にですね、小国郷観光会議補助金、これについては、説明書きには小国郷、小国町・南小国町の観光関係者が一体となって行う観光振興事業に対する補助金というふうに明記してあります。この一体となって行う観光振興事業というのはどういうものなのか説明をしていただきたいのと。その1千300万円を観光協会の補助に、観光協会にはかなりの出費が出ておりますが、この内容、あわよくばいろんな観光に興味のある

方が小国郷に入ってくる可能性があるのかどうか。あるのであればそちらをお聞かせください。  
商工観光係長（秋吉祥志君） お答えします。

まず小国郷観光会議補助金でございますが、これにつきましては、協会の会議ということではございませんで、各南北のですね、観光関係に携わっている方たちが集まりまして、南北での小国郷としての活動をやっていくことによって、広く周知をして集客をしたいということから組織して始まっております。具体的にどのようなことをやってきたかということでございますが、一つは、小国と南小国町の両温泉関係、観光関係を取りまとめたホームページ、小国郷というホームページを立ち上げて、小国町、南小国町の観光の周知を図っております。また、独自の取り組みといたしまして、今年度はホリデーという旅のサイトを運営している会社がございますが、こちらは東京の会社でございますが、そちらとタイアップしまして、東京からの、小国に対する誘客あたりの、じゃあ南北小国の魅力というものはどういったものがあるか。それはどういった形で東京の方たちに受け入れられるかといった委託事業を行うほか、一昨年からは、赤牛ファンディング事業というのに取り組んでおりまして、南北の町内の飲食店を扱われるお店に対しまして、赤牛を食べていただいた食事代の中から一部赤牛基金というものを募りまして、そのファンディングで赤牛を購入し、また肥育して、またその赤牛の保全と草原の維持管理、こういったものに努めていきたいということになっております。また、今年度は一応南北小国の共通した立ち寄り湯ですね、日帰りができる温泉のパンフレットを作成して町内のお客様に対するサービスを図っていききたいというような取り組みをしております。

以上です。

商工観光係長（秋吉祥志君） 申し訳ございません。1千300万円の小国町観光協会補助金の中身についてですが、これは一応今年度まで補助金として組んでおりました3つの杖立温泉、わいた温泉、小国町観光振興会議に補助しておりました鉱泉浴場所在地地域活性化事業、また観光振興事業補助金、また小国町観光振興会議補助金、この3つの補助金を併せまして、一本化しまして小国町観光協会に補助するという内容になっております。

以上です。

6番（時松唯一君） 今の説明の中で、東京のホリデーという会社に委託をして、小国町の観光振興に関して委託をしていると。そういう中で、飲食店、私も赤旗を見たことがあります。去年から赤牛を、飲食店の。ただこれ飲食店だけじゃなくて、旅館組合とか、そういうところも赤牛は使っていると思うのですよね。だから、観光であればやはりお店、いわゆる個人のお店だったり、旅館業であったり、他町村から、他県から観光に来られる方にアピールするんであれば、やはりこういうことはすべてのその観光関係に携わって営業やっている方はまんべんなくやる必要があるのかというふうに思います。

それから、1千300万円については、3つのものを一つにしたということであれば、そちら

付近は重々その観光協会、今度は、杖立、わいた、それから小国振興関係の方が一緒になるということであれば、やはり一本きっちりとしたその観光についての目安をしっかりとやっていく必要があるのかなということを提案しまして、終わります。

委員長（松本明雄君） ほかにありませんか。

商工観光係長（秋吉祥志君） 御指摘いただきました町内の飲食店に限らずという部分ですが、私の説明が足りておりませんで申し訳ございませんでした。南北の飲食店、旅館業、そういう食事を提供されるところには一応お声がけをさせていただきまして、その中からこのファンディング事業に賛同するということで組織をして実施をいたしております。

また1千300万円の協会費につきましても、これとは別建ての13に委託料として小国町交流促進支援業務委託というところがございますが、こちらで小国町におけますこれから先の観光の戦略といったものをしっかりと立てていきまして、協会設立とともに、しっかりと小国町の観光振興を図っていききたいというふうに考えているところです。

以上です。

10番（時松昭弘君） 10番です。

ただいまの小国町観光協会設立の1千300万円、このことについて今説明がありましたが、今までこの予算を編成するまでにあたりまして、過去の経緯といたしますか、どれだけ杖立地区とほかの地区と話し合いをしたのか。そして今後で中身はどれだけ煮詰まった形でやるのか。今後どういうふうにしてやるのかですよ、そこあたりをちょっとお聞かせをしていただきたいと思います。

商工観光係長（秋吉祥志君） お答えします。

観光協会設立につきましては、先ほどから団体名が出ておりますが、小国町観光振興会議というものが平成22年に小国町の観光協会を立ち上げようという前段として各関係の代表者の方で組織をさせていただきまして、まずはその統一に向けた動きとしての活動というものを取り組んでいこうということで、平成22年10月に立ち上がりまして、現在までその活動を続けております。そんな中、観光協会の設立に関しましては、平成27年から具体的に今度は各団体、今議員から御指摘ありました、杖立旅館組合、杖立観光協会、わいた温泉組合、小国ツーリズム協会、こちらと定期的な打ち合わせを行いまして、設立に向けた準備を進めてまいりました。この内容の具体的な話につきましては、今年度になりまして、じゃあ町の予算としてどの程度の予算を確保するかというようなお話と、各団体からも、じゃあ自主財源として各団体はどういった形でそれを拠出していきながら、全体の協会費の中でその運営をどうしていくのかというのを今現在進めている段階となっております。

以上です。

10番（時松昭弘君） 22年に要望があつて27年からこの会が続いているということですが、

しかし今までの間にこの予算を編成するまでにあたっては、いろいろ聞いてみると中身は一本化にまだしてないような話を聞くんですよ。そこあたりが中身が全然まだ一本化になってお互いの気持が一つになってない中で、観光協会に補助金を出してやるとしてもこの予算がどのような形で使われていくのか。そこあたりが非常に懸念をするところですよ。この予算が補助金とか何とかであるならば別ですけども、この財源としては、町の一般会計から丸々100%出すわけですから、このことについても、しっかりやはりこう中身を詰めて、そして真剣にその中身にこう状況はどうあるべきかということまで精査をする必要があるのではないかというふうに思います。それとまた観光協会をもし設立するとすれば、場所はどこにするのかとかですね、そういった問題等もあろうかと思いますが、そこあたりいかがですか。

商工観光係長（秋吉祥志君） お答えします。

今年度になりまして、平成21年からもうそうなんです、各先ほど述べました団体の代表者の方とはですね、現在まではその個別に観光協会に対します考え方と、また予算あたりのお話などもさせていただきまして、設立に向けた準備を進めてまいりました。またその間におきまして、各団体の方とお話の中でも観光協会を設立するにあたって非常にまだ不安定な要素があるというような御指摘もいただかなかったものですから、行政側といたしましては、一応設立に向けた同意は取れているというところで現在進めてまいったわけでございます。また、じゃあ具体的に観光協会の場所はこういったどこに使うんだというようなことなんです、これは今年に入りまして、1月に小国ツーリズム協会の役員会を開催されまして、その席でこの観光協会に対する御説明をさせていただきまして、小国ツーリズム協会が小国町観光協会に移行するというところで話を進めさせていただきたいということと、この観光協会が設立されましたなら、ゆうステーションの2階を事務所として使わせていただきたいという旨御説明をさせていただきまして、御理解をいただいているというふうに、こちらとして理解しているところでございます。

以上です。

10番（時松昭弘君） 10番です。

この予算を執行するにあたってですね、やはりこの中身が具体的にこう決まってないままに予算、ただ補助金だけをやったとしても、その意味がないのではないかと思うのですよ。そこあたりはしっかりですね、やはり確認をしながら、そしてまた今後また進捗状況をですね、議会にぴしゃっと報告をしていただきたいと思います。

以上です。

商工観光係長（秋吉祥志君） 御指摘の点でございますが、これから先は各団体の代表者の方にお集まりいただきまして、この補助金、またはその協会の全体事業費等の話を詰めていきまして、来年度に向けた執行の中身というものをしっかり詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（松本明雄君） ほかにありませんか。

なければ、次に行きます。

78ページ、今度から建設課所管になります。土木管理。

79ページ、ありませんか。

80ページ、81ページ、82ページ、それでは僕の方から一つ質問します。

82ページの町営住宅の屋上等改修工事ですね、関田の。関田の住宅は耐用年数的にはあと何年見込んでいるんでしょうか。

建設課長（佐藤彰治君） ちょっと今資料が手持ちにないので後ほどお答えしたいと思います。

委員長（松本明雄君） ほかにありませんか。

10番（時松昭弘君） 10番です。

前のページになりますが、81ページですね。道路新設改良費というのがあります。この予算の中でちょっと今までですね、過去に道路改良をされておりますけれども、その中でですね、設計委託料とかいろんなやつが含まれていると思います。その中でですね、金がないという形でいろいろこうしますけれども、工事をしたあとの追加工事というのが非常に多い部分があるわけです。特に改良工事したあとでもですね、本工事が終わって、またいろいろ前からの話もしますけれども、地元との交渉あたりがびしゃっとしてないままに進捗をしていくものですから、その中であとで補正を組んで、また予算を組むと、それも補正を組んでまた設計の委託までまた組んでいく部分があるわけですよ。そういった場合は、設計料なんか二重になるんですね。ですから、そこあたりをしっかりとやはり中身をですね、していかないと、同じ、この1億7千万円の予算が組んでありますけれども、またその補正を組むとかいうことに、本体工事だけが進んでいく予算だったらいんですけれども、そのあとのいろいろこうメンテナンスをするための補正を組むような部分が幾つもあるんですね、そこあたりがやはり今後見直していくべきではないかと思うのですよ。実際、コンサル任せじゃなくて、実際、課長あたりが現場に行っていてですね、状況あたりを聞いて、どういうふうになっているのかということをやったりしていくにはですね、今の段階の建設課の中でも、それは素晴らしい職員もおられますけれども、やはり専門職あたりをですね、そこにその専門専門の、それにコンサルタントに対応できるような体制づくりというのがやはり今の課の中には欠けているような気がするんですよ。ですから、そういったことが中の体制をびしゃっとしていけばこういったそのあとの追加工事とかいう部分も、測量設計費も要らなくなるというような部分もあろうかと思えます。実際、この前も専決でしていただいたですけれどもですね。あそこあたりももともとが道路現場、私たち現場見てますけれども、岩がずっと張ってですね、そういった状況の中にもあるわけです。あれが二百何十万円か補正を組みましたけども、工事をするのも非常に大変であったけれども、やはり今回の場合でも改良工事をするにあたって3路線ありませんけれども、そこあたりをしっかりとこう地権者の方とか、あるいは地元の方と話

をして進めていただきたいというふうに思います。

公共建設係長（橋本弘二君） お答えします。

答えになるかどうかはちょっと分かりませんが、測量設計、調査、ボーリングとか、土出調査ですね、事前に行いまして、それで発注を建設業者に発注するわけですが、その時点では分かる範囲の計画を入れていきます。実際現場に入ったときに変更とか、そういった部分が生じてきます。先ほど測量設計会社に、変更の部分も委託するというふうな質問でしたんですが、職員でできる範囲は、変更の処理をしていっています。これからも、経費節減に努めながら、現場の進捗を早めるように努力していきたいと思います。

町長（北里耕亮君） 人事の話になりますけれども、建設課の中で主に建築部門と土木部門と、今建築の案件も非常に多ございます。そういう中で、今建設課長が1級建築士という資格を持たれておりますけれども、引き続き、建築の案件も、まあ財源に限りはありますけれども、これから先数年ゼロではないと思います。そういう部分でもう3年目になりますけれども、建築にあたっての専門の職員という部分も募集もしますが、なかなか応募すらありません。熊本地震の影響もあったかと思っておりますけれども、今後はやはり必要になってくるんじゃないか、引き続き、探すように、必要でないかなという認識は持っております。

次に土木の部分であります。土木の部分も人事的な部分であれば同じ職員がその課の中で精通するというのとは一つの考えではそれも大変いいかなというふうに思いますが、各関係する事業者やそういう部分で、あんまりその同じ職員が長期化しますと、なかなかその事業者の方と親密な関係になりすぎるケースも、以前そういう問題も、小国ではないですが、ほかの例であるかと思っておりますので、そこは考え次第だなと思っております。ただ今いる職員の中でより精通した部分を作り上げていくと、若手も、特に新人で入られた方なんかは何でも吸収されますからですね。そういった部分で事業化の中で頑張ってもらいたくとか、そういう部分も私としては心がけております。その部門に精通した部門が必要だという認識は持っておりますので、御意見の一つということで捉えさせていただきたいと思います。

委員長（松本明雄君） ほかにありませんか。

1番（穴井帝史君） 町道改良工事の中で、この建設課資料の中で、多分間違いだったらすみませんが、町道明里線ですね、これが一番長引いているんじゃないかならうかと思っておりますけれども、30年度予算で4千800万円ですか、ついてますけれども、それで今年度は完工できるんですかね。

公共建設係長（橋本弘二君） お答えいたします。町道明里線につきましては、平成29年、昨年の10月に約5千万円の工事の入札を行っています。繰越で現在行っているところです。それが終わり次第、平成30年度の4千800万円の舗装をかぶせて、完成ということで予定しています。

1番（穴井帝史君） じゃあもう30年度でできるという考えでよろしいんですか。



それと、この道あたりは、昔は町道をつくってもらうときに何か地元の手出しが数十万円とかいる時代もあったそうで、当時は何かちょっと金額はつきり忘れたんですけども、何十万円かは地区の方が負担していらっしゃるらしいですよ。だから、できれば早急をお願いしたいと思いますが。

公共建設係長（橋本弘二君） 以前は、町道の改良で地元負担というのを徴収していた時代もありました。現在は徴収はしておりません。速やかに供用開始ができるように努力していきたいと思えます。

町長（北里耕亮君） この路線については、この路線だけではないんですが、今進めている路線はどれも非常に大事な路線であります。御意見のように、ただ長期化しているという部分はまぎれもない事実でありますので、1年間の予算の中で明里線が一つ一つが結構金額が、年度年度係る路線ではあるんですが、必要な路線として考えております。私もこの予算組のときから平成30年度で完成をするのでしょうかというような部分の打ち合わせもしておりますけれども、社会資本整備交付金という交付金を充ててやっていますので、例年それが付き方が、思うように付かない国の状況もあるわけですが、そういう中でも最大限、平成30年度でできるだけ完成に近い形で指示を出しているところであります。財源の外的要因、お金がなければそのできないという部分もありますけれども、できるだけやりくりをしながら、頑張っていきたいというふうに思っています。

委員長（松本明雄君） ほかにありませんか。

建設課長（佐藤彰治君） 先ほど委員長から御質問のありました、関田住宅の残りの耐用年数ですけれども、関田住宅が築は昭和56年でございます。耐用年数の寿命が70年ということでございますので、これ国交省の耐用年数でございまして。RC造というところで。それからしますと残り33年というような残の耐用年数が残っているというようなところでございます。

以上です。

委員長（松本明雄君） ほかにありませんか。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。

81ページの土木費、住宅管理の中で浄化槽関連の点検検査、その他につきます約500万円から600万円ほどの計上になるかと思えます。案ですけれども、他町村のその法定点検は変わらないと思うのですが、汲み取り料、いわゆる清掃、それから点検については、私は以前申し上げたと思うのですが、他町村の中では、これよりもずっと安いところもあります。だからといって、今の業者が悪いとか、いいとかいうんじゃないかと、やはり競争心も必要かなと。それから、非常に浄化槽関係も古くなってきている。そういう理由の中で、この金額かなと思って調べましたらずっと同じ金額なんですよ。ですから、やはり他町村、阿蘇郡内でも、まず違うのは浄化槽の汲み取り料金は違います。浄化槽というのは、県の管轄ですから、町はいわゆる今風で言うぼっと

んですかね、し尿汲み取りが町と、浄化槽は県の管轄になりますから、あくまでも町としてはその浄化槽汲み取り料金というのは多分、小国町が4円ぐらい高い、小国町のほうが高いんじゃないかなというふうに思っております。だから均一にするのであれば、非常にいろんな議論がまた出てくるかと思うのですが、そこら付近も町執行部としては頭に入れて、知っておくことだけでもいいのかなというふうに思っております。1回調べてみてください。

以上です。

建設課長（佐藤彰治君） 委員がおっしゃるように、前回、過去にも何かそうしたお話があった記憶がございます。汲み取り料金の単価というのが、スカムの状況等が当然その浄化槽管理、維持管理する上で必要になってきます。その回数にもよるかと思いますが、単価についても、私が聞いたところでは7円かかっているというようなこともちょっと聞いた記憶があるんですが、毎年住宅関係の浄化槽の維持管理については、町内業者が主になりますが、見積り聴取した上で、業者を決定していくというようなことで維持管理をお願いしていくと、1年間ですね。というような契約の形態というふうになっておりますし、できたらその維持管理については、これは住宅、柏田においては160戸、関田においては24戸等々ですね、大きな団地についてはそれだけの世帯を抱えておりますので、当然、浄化槽の容量も大きいので、まあ機械類、ポンプ類、その他、そういったものの維持管理費も当然かかってまいりますし、点検業者もそれなりに大型の浄化槽となると手がかかるというようなことでございます。ですので、おっしゃるように、今後も、そういった他町村の状況、公営住宅等の維持管理費の情報も得まして、今一度私どもの予算を見直していきたいというふうに思います。

以上です。

委員長（松本明雄君） ほかにありませんか。

なければページが飛びます。102ページ、ありませんか。

ほかのともいいですよ、まだ前のほうで言おうとしたところが、ありませんね、ないですね。

ないようですので、一般会計の歳出を終了いたします。

ないようですので、これから歳入に入っていきたいと思います。

歳入は16ページから入ります。

分担金ですね、こちらから入っていきますけれど、ありませんか。

なければ17ページ、光ファイバー、農産物加工。

6番（時松唯一君） 17ページ、使用料及び手数料で、これちょっとお尋ねごとになりますが、光ファイバーをすべての家庭にもう入ってしまったのか。まだ入っていないところがあるのか。また要請があるとしたら何件ぐらいあるのか。

情報係長（佐々木博隆君） お答えします。

時松議員の質問につきまして、現在、光ファイバーの加入件数については、もう人口の世帯数

を超えております。なぜかといいますと、事業所とかの部分についても加入がありますので、もうほぼほぼ100%加入している状態となっております。一部の方がまだ自分で、アンテナを立ててテレビを見られている方がいらっしゃるようです。

以上です。

委員長（松本明雄君） ほかにありませんか。

なければ、次に進みます。

18ページ、19ページ、情報課ですね。ありませんか。

6番（時松唯一君） 18ページ、使用料で、鍋ヶ滝公園土地使用料の7千円というのはどのような土地使用料なんですか。

商工観光係長（秋吉祥志君） この7千円につきましては、第2駐車場のところに、昨年ソフトバンクから中継塔の設置の要請がございまして、そちらを建設した際の土地使用料が発生したと。これが継続的に発生しますので計上させていただいております。

以上です。

委員長（松本明雄君） ほかにありませんか。

次に行きます。

21ページ、農業委員会関係ですね。ありませんか。

なければ22ページ、これも産業課関係と情報課ですね。

1番（穴井帝史君） 電源立地地域対策交付金ですね、この用途についてちょっとお尋ねします。

公共建設係長（橋本弘二君） お答えします。昨年と、本年度もですけれど、岳の湯線の舗装を今現在やっていますけれど、引き続き、舗装補修を行いたいと思っています。

委員長（松本明雄君） ほかにありませんか。

建設課長（佐藤彰治君） 今、橋本係長から、工事の説明をさせていただきましたが、経済産業省の交付金事業でダム所在地に対する交付金ということで小国町に入ってくる財源でございます。これにつきまして、今回、昨年、一昨年より、岳の湯線の舗装工事に使わせていただいたというような補助金でございます。

以上です。

委員長（松本明雄君） ほかにありませんか。

次に行きますよ。22ページ、23ページ、よろしいですか。

24ページ、林業ですね、これ産業課ですね。

26ページ。

6番（時松唯一君） 24ページの農林水産業寄附金にこの1千円というのは何でしょう。

林政係長（長谷部公博君） 今、時松議員の質問にお答えさせていただきます。

林業振興費寄附金として1千円だけあげさせていただきました。これは、毎年林業寄附金とし

て平成29年度で言えば北海道環境財団、あとは株式会社フォレスターというところから寄附金をいただきました。しかしながら、今後この寄附金の金額、またはその継続年度あたりが、定かなものではありませんが、平成30年度においても、寄附金をいただけるような方向の協議は進めておりますが、金額等が定まったものではありませんので、細節として1千円だけの項目をあげさせていただいております。

以上です。

町長（北里耕亮君） 少し補足をしますが、先方さん、寄附をいただくその狙いとしては、小国町の森林をより整備してもらいたいといいたいまいしょうか、まあいろいろな町とその団体のフォレスターという会社であったり、いろいろな企業の方々、思いがある企業の方々いらっしゃいます。そういう中で、例年は寄附をいただきますが、寄附を予定するということはなかなかできませんので、頭出しということでさせていただいております。内容は森林整備をしてもらいたいがためにいただけるものというふうに御理解いただければと思います。

6番（時松唯一君） いわゆるだろうということですね、はい。

委員長（松本明雄君） ほかありませんか。

なければ次に行きます。26ページ、ありませんか。最後のページになりますけれど。ないですか。

ないようですので、一般会計の歳入が終了しました。

質疑漏れはございませんでしょうか。

質疑がなければ、これをもって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

なければこれをもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第18号 平成30年度小国町一般会計予算について、原案のとおり可決承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

委員長（松本明雄君） 全員挙手です。

よって、議案第18号は可決承認すべきとされました。

ここで休憩に入ります。次は14時から特別会計に入っていきたいと思っております。

（午後1時48分）

委員長（松本明雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時00分）

委員長（松本明雄君） 議案第24号 平成30年度小国町簡易水道特別会計予算、議案第25号 平成30年度小国町農業集落排水事業特別会計予算、議案第26号 平成30年度小国町水

道事業会計予算については、一括して議題といたします。

執行部から、各所管に属する特別会計の当初予算についての総括説明があればお願いします。  
併せて、資料等があれば配付をお願いします。

建設課長（佐藤彰治君） それでは、別冊の、平成30年度小国町特別会計予算書をお開きください。ページは78、79ページでございます。まず、小国町簡易水道特別会計について、概略御説明をいたします。

まず、今年度より上滴水地区水道が4地区として特別会計がございましたが、水道事業への編入ということから今年度より1地区減りまして、施設が杖立水道、小藪水道、市井野水道の3施設の開渠となっているところでございます。

本会計は、先の3地区の水道組合より施設の維持管理とか、それから使用料の徴収事務、地区に代わって、町が受託をしている受託業務となっているものでございます。

それでは、予算書の78ページでございます。平成30年度は、歳入歳出ともに700万円を計上させていただいております。対前年比99.9%、ほぼ同額前年額というようなことで計上させていただいているところでございます。

歳入歳出内訳は、歳出は総務費、一般管理費として3地区合計700円を、歳入は、使用料及び手数料で678万円、繰越金22万円を計上させていただいているところでございます。

以上、簡単でございますけれど、簡易水道特別会計についての概略説明を終わらせていただきます。

引き続きまして小国町農業集落排水事業特別会計について、概略御説明をさせていただきます。ページは85ページでお開きください。総括としての歳入でございます。分担金及び負担金、使用料及び手数料、県支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入、町債、歳入合計が1億4千211万円を計上させていただいております。

その次のページでございます。86ページ、歳出でございます。総務費、公債費の歳出合計も1億、同額でございます。歳出対前年度比も105.2%と、ほぼ変わらない予算額を計上させていただいたところでございます。

続きまして87ページ、次のページです。歳入歳出予算の明細となっております。歳入で、分担金及び負担金につきまして、新規加入を含み40万円を、また使用料及び手数料として田原、西里、黒淵3地区の使用料として2千485万3千円を見込んでおります。繰入金につきましては、一般会計より8千593万7千円を計上させていただいているところです。これは対前年比8.8%の増ということでございます。

続きまして、次のページ、90ページお開きください。これからが歳出の明細でございます。施設の維持管理費に関する一般管理費として、4千600万円、また公債費としまして9千611万円を計上させていただいております。

なお、一般管理費、13委託料の中で、農業集落排水施設最適整備構想策定業務委託料500万円につきましては、今年度実施いたしました、施設機能診断、これに基づく情報整備ということで委託料を組んでいるところでございます。

以上、簡単ですが、農業集落排水事業特別会計予算についての概略説明を終わらせていただきます。

それでは引き続きまして、別冊の小国町水道事業会計予算書をお開きください。

まず1ページでございます。総括事項を掲げております。給水戸数2千606戸、年間総給水量97万4千839立米、1日の平均給水量2千670立米と計画しているところでございます。また平成30年度の建設事業費として7千200万円を予定しております。秋原地区配水管布設替え約延べ延長1千200メートルに5千400万円及び上滴水地区水源施設整備に1千800万円、この2カ所の工事を来年度予定しているところでございます。

次に第3条収益的収入及び支出でございます。収入合計1億5千286万8千円、支出合計1億4千568万8千円でございます。

2ページ、第4条には、資本的収入及び支出について記載されております。特に第4条では、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1千529万4千円は、当年度分消費税資本的収支調整額815万2千円及び減債積立金3千450万円、建設改良積立金1千万円、過年度分損益勘定留保資金6千264万2千円で補てんするものいたします。

収入合計3千870万6千円、支出合計1億5千400万円でございます。

5ページからは予算調書等でございます。実施計画書、キャッシュフロー計算書、給与費明細等々でございます。御参考になさっていただきたいと思っております。

以上、簡単でございますが、水道事業会計予算概略説明を終わらせていただきます。御審議方よろしく願いいたします。

以上でございます。

委員長（松本明雄君） これより、議案第24号から議案第26号について、質疑に入ります。

最初、簡易水道特別予算について、質疑はございませんでしょうか。

ページ数が73ページからですね。ありませんか。

ないようでしたら、次にまいりますけれど、よろしいですかね。

次にまいります。

農業集落排水事業特別会計予算について、質疑はございませんでしょうか。ありませんか。

ないようでしたら、水道事業特別会計予算について、質疑はございませんか。水道は別冊になっておりますけれど、ありませんか。よろしいですか。

ないようでございますので、質疑がなければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第24号 平成30年度小国町簡易水道特別会計予算について、討論はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(松本明雄君) 次、議案第25号 平成30年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について、討論はありませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(松本明雄君) 次行きます。議案第26号 平成30年度小国町水道事業会計予算について、討論はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(松本明雄君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

なお、採決においては、執行部は最後にお立ちいただきたいと思えます。

議案第24号 平成30年度小国町簡易水道特別会計予算について、原案のとおり可決承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(松本明雄君) 全員挙手であります。

よって、議案第24号は可決承認すべきとされました。

議案第25号 平成30年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり可決承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(松本明雄君) 全員挙手です。

よって、議案第25号は可決承認すべきとされました。

議案第26号 平成30年度小国町水道事業会計予算について、原案のとおり可決承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(松本明雄君) 全員挙手であります。

よって、議案第26号は可決承認すべきとされました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お諮りいたします。

産業常任委員会に付託されました議案は全部終了いたしました。

よって、本日の平成30年第1回産業常任委員会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(松本明雄君) 異議なしと認めます。

以上で、平成30年第1回産業常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午後2時14分)



小 国 町 議 会 会 議 録  
平 成 3 0 年 第 1 回 定 例 会

平 成 30 年 3 月 発 行

発行人 小国町議会議長 渡 邊 誠 次

編集人 小国町議会議務局長 小 田 宣 義

作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス

電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
小 国 町 役 場 議 会 事 務 局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電 話 (0967) 46-2119